

長野市地域防災計画

新旧対照表

震災対策編

令和5年2月

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

※全体を通じて「など」→「等」といった語句の修正、番号順の変更等は除きます。

No.	新	旧	備考欄
震-総-1	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 行政と住民の心がまえ</p> <p>市、県、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の向上を図る。</p> <p>住民は、<u>自らの命は自らが守る</u>との認識に立って、地域、職場、家庭における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその実態に応じた防災対策を自ら講じる。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 行政と住民の心がまえ</p> <p>市、県、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の向上を図る。</p> <p>住民は、<u>自分の身は自分で守る</u>との認識に立って、地域、職場、家庭における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその実態に応じた防災対策を自ら講じる。</p>	震-1 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
震-総-2	<p>第4 計画の構成</p> <p>この計画は、「<u>震災対策編</u>」、「<u>風水害対策編</u>」、「<u>その他災害対策編</u>」、「<u>原子力災害対策編</u>」、「<u>火山災害対策編</u>」、「<u>被災地支援対策編</u>」及び「資料編」で構成される。「<u>震災対策編</u>」等の各編は、自然災害や大規模事故災害等について、災害種別ごとに総則、災害予防計画、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を事項別に定め、「資料編」は、それぞれに関連する資料を掲載する。</p> <p>また、この計画に基づき「自主防災活動の手引き」及び「長野市各種災害対応マニュアル」を作成し、「自主防災活動の手引き」は、防災知識の普及と自主防災活動についての事項を、「長野市各種災害対応マニュアル」は、災害応急対策の具体的な対応について定める。</p>	<p>第4 計画の構成</p> <p>この計画は、「<u>総合編</u>」及び「資料編」で構成される。「<u>総合編</u>」は、自然災害や大規模事故災害等について、災害種別ごとに総則、災害予防計画、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を事項別に定め、「資料編」は、それぞれに関連する資料を掲載する。</p> <p>また、この計画に基づき「自主防災活動の手引き」及び「長野市各種災害対応マニュアル」を作成し、「自主防災活動の手引き」は、防災知識の普及と自主防災活動についての事項を、「長野市各種災害対応マニュアル」は、災害応急対策の具体的な対応について定める。</p>	震-1 その他
震-総-3	<p>第6 他の計画との関係</p> <p>1 防災基本計画、<u>長野県地域防災計画</u>及び<u>防災業務計画</u>との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の<u>定めに準じるとともに</u>、各指定地方行政機関等が作成する防災業務計画と整合性を図る。</p> <p>2 総合計画の位置付け</p> <p>長野市総合計画は、社会の変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、本市の最上位計画に<u>位置付ける</u>ものである。地域防災計画は、総合計画を補完し具体化するものである。</p> <p>3 その他計画の位置付け</p> <p>長野市都市計画マスタープラン、長野市耐震改修促進計画には、市が行う防災に関する施策が計画されている。これらの計画は、地域防災計画に基づく防災のためのより具体的な都市づくり、建築物の耐震化推進のための計画と位置付ける。</p> <p><u>また、長野市国土強靱化地域計画には、長野市総合計画との整合を図りつつ、地域防災力の向上等の具体的な施策を推進するための指針が位置付けられている。</u></p>	<p>第6 他の計画との関係</p> <p>1 防災基本計画、<u>防災業務計画</u>及び<u>長野県地域防災計画</u>との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画に<u>準じて定め</u>、各指定地方行政機関等が作成する防災業務計画と整合性を図る。</p> <p>2 総合計画の位置付け</p> <p>長野市総合計画は、社会の変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、本市の最上位計画<u>と</u>位置付けるものである。地域防災計画は、総合計画を補完し具体化するものである。</p> <p>3 その他計画の位置付け</p> <p>長野市都市計画マスタープラン、長野市耐震改修促進計画には、市が行う防災に関する施策が計画されている。これらの計画は、地域防災計画に基づく防災のためのより具体的な都市づくり、建築物の耐震化推進のための計画と位置付ける。</p>	震-1 その他
震-総-4	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目</p> <p>住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、<u>令和元年東日本台風等</u>の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ、<u>次の</u>重点項目を定める。</p>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>第2 重点項目</p> <p>住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災<u>など</u>の大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ<u>以下の</u>重点項目を定める。</p>	震-3 その他

No.	新	旧	備考欄
	<p>2 情報の収集・伝達・発信体制の整備</p> <p>防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムで収集・分析し、状況に応じた対応が迅速に実施できる体制や、災害時における住民への災害情報伝達手段の多様化について、近年の情報通信技術の動向を把握し、充実・強化を図る。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる総合防災情報システムを活用した情報発信体制の強化 ○災害に強い防災行政無線の整備 	<p>2 情報の収集・伝達・発信体制の整備</p> <p>防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムで収集・分析し、状況に応じた対応が迅速に実施できる体制や、災害時における住民への災害情報伝達手段の多様化について、近年の情報通信技術の動向を把握し、充実・強化を図る。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる総合防災情報システムを活用した情報発信体制の強化 ○災害に強い防災行政無線の整備 ○既存防災行政無線の再整備時期に合わせたデジタル化への移行の推進 	
	<p>3 自助、共助（互助）による被害の軽減</p> <p>災害時は、消火、救助、医療、避難等多くの対応を行うことが必要になるが、行政が被災者支援の全てを行うには限界がある。そのため、住民自らが「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持った防災対策と自主防災組織による活動を中心とした自助、共助（互助）により、被害の軽減を図る。</p> <p><u>また、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携を検討する。</u></p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等の育成強化・訓練 ○事業所、学校、福祉施設等の防災力の向上 ○広報や講習会による啓発 	<p>3 自助、互助・共助による被害の軽減</p> <p>災害発生時は、消火、救助、医療、避難等多くの対応を行うことが必要になるが、行政が被災者支援の全てを行うには限界がある。そのため、住民自らが「<u>自分の身は自分で守る</u>」という意識を持った防災対策と自主防災組織による活動を中心とした自助、互助・共助により、被害の軽減を図る。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の育成強化・訓練 ○事業所、学校、福祉施設等の防災力の向上 ○広報や講習会による啓発 	<p>震-4 長野県地域防災計画、長野県水防計画の修正</p>
	<p>5 要配慮者に対する支援の充実</p> <p>高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮した避難支援、避難所での生活支援等を充実させるよう配慮する。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者（※）への個別避難計画の作成 ○福祉避難所等の運営 ○外国人に配慮した情報の提供 	<p>5 要配慮者に対する支援の充実</p> <p>高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮したなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者（※）への避難支援計画の作成 ○福祉避難所等の運営 ○世代や男女のニーズの違いに配慮した避難所運営 ○外国人に配慮した情報の提供 	<p>震-4 その他</p>
	<p>7 男女共同参画の視点を反映させた対策の推進</p> <p>災害対策においては、性別、世代等を越えた様々なニーズに対応する必要がある。特に、女性は防災・復興の主體的な担い手であるため、自主防災活動、避難所運営等の意思決定の場への参画を進める等、女性の視点を取り入れた防災体制及び環境を充実させる。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災活動、避難所運営体制への女性の参画 ○世代、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営 		<p>震-5 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p>

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄								
震-総-5	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 業務大綱</p> <p>2 長野県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td> (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 業務大綱</p> <p>2 長野県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td> (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること	<p>震-7 長野県地域防災計画、長野県水防計画の修正</p>
	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること										
<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td> (1) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること (2) 地震防災知識の普及に関すること (3) 地震災害防止のための統計調査に関すること (4) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (5) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 </td> </tr> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td> (1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること </td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td> (1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること </td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局 (長野国道事務所) (長野営繕事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)</td> <td> (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急活動用道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ア 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 イ 災害警戒体制の整備 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること (2) 地震防災知識の普及に関すること (3) 地震災害防止のための統計調査に関すること (4) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (5) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること	長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること	関東地方整備局 (長野国道事務所) (長野営繕事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急活動用道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ア 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 イ 災害警戒体制の整備	<p>震-8 長野県地域防災計画、長野県水防計画の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること (2) 地震防災知識の普及に関すること (3) 地震災害防止のための統計調査に関すること (4) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (5) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発										
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること										
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること										
関東地方整備局 (長野国道事務所) (長野営繕事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急活動用道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ア 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 イ 災害警戒体制の整備										

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄																																																
	<p>オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的な応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ア 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 イ 災害警戒体制の整備 ウ 人員・資機材等の配備・手配 エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 オ 道路利用者に対する情報の提供</p> <p>中部地方環境事務所 (1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること</p> <p>関東地方測量部 (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること</p>	<p>ウ 人員・資機材等の配備・手配 エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 オ 道路利用者に対する情報の提供</p>																																																	
	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 信越支社</td> <td>(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (長野支社)</td> <td>(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本銀行(松本支店)</td> <td>(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 長野県支部</td> <td>(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構 (関東信越ブロック)</td> <td>医療、助産等救助、救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td>災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) 東京電力リニューアブルパワー(株) (松本事業所)</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株) (関東支社)</td> <td>長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること	東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること	東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること	日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること	日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること	国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること	日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること	日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること	中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) 東京電力リニューアブルパワー(株) (松本事業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	東日本高速道路(株) (関東支社)	長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 信越支社</td> <td>(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (長野支社)</td> <td>(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本銀行(松本支店)</td> <td>(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 長野県支部</td> <td>(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構 (関東信越ブロック)</td> <td>医療、助産等救助、救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td>災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) リニューアブルパワー(株) (松本事業所)</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株) (関東支社)</td> <td>長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること	東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること	東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること	日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること	日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること	国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること	日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること	日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること	中部電力(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) リニューアブルパワー(株) (松本事業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	東日本高速道路(株) (関東支社)	長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること	<p>震-9 長野県地域防災計画、長野県水防計画の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること																																																		
東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること																																																		
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること																																																		
東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること																																																		
日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること																																																		
日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること																																																		
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること																																																		
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること																																																		
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること																																																		
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) 東京電力リニューアブルパワー(株) (松本事業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること																																																		
東日本高速道路(株) (関東支社)	長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること																																																		
東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること																																																		
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること																																																		
東日本電信電話(株) (長野支店) NTTドコモ(長野支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること																																																		
日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること																																																		
日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること																																																		
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること																																																		
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること																																																		
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること																																																		
中部電力(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) リニューアブルパワー(株) (松本事業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること																																																		
東日本高速道路(株) (関東支社)	長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること																																																		
	<p>7 指定地方公共機関</p>	<p>7 指定地方公共機関</p>	<p>震-9 長野県地域防災計画、長</p>																																																

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新		旧		備考欄
	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	野県水防計画の修正
	土地改良区 長野県土地改良事業団体連合会	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事 <u>(2) 排水機場の改良及び復旧に関する事</u>	土地改良区 長野県土地改良事業団体連合会	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事	
	<u>INPEX パイプライン(株)</u> (長野支所) 長野都市ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関する事 (2) ガスの供給に関する事	<u>帝石パイプライン(株)</u> (長野支所) 長野都市ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関する事 (2) ガスの供給に関する事	
	長野電鉄(株) しなの鉄道(株)	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事	長野電鉄(株) しなの鉄道(株)	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事	
	アルピコ交通(株) 長電バス(株) (公社)長野県バス協会	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事	アルピコ交通(株) 長電バス(株) (公社)長野県バス協会	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事	
	(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事	(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事	
	信越放送(株) 長野放送(株) テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) 長野イノベーションネットワーク・コミュニティ	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	信越放送(株) 長野放送(株) テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) 長野イノベーションネットワーク・コミュニティ	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	
	長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	
	(一社)長野県医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	(一社)長野県医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	
	(一社)長野県歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事	(一社)長野県歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事	
	(一社)長野県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事	(一社)長野県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事	
	(公社)長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	(公社)長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	
	長野県石油商業組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する事	長野県石油商業組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する事	
	(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事	(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事	
	(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事	(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事	
	(社福)長野県社会福祉協議会	<u>(1) 災害ボランティアに関する事</u> <u>(2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関する事</u>	(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事	
	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		
	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
	長野市有線放送電話共同施設協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	長野市有線放送電話共同施設協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	
	(株)ながのコミュニティ放送	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	(株)ながのコミュニティ放送	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事	
	(一社)長野市医師会 (一社)更級医師会 (一社)上水内医師会 (一社)須高医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	(一社)長野市医師会 (一社)更級医師会 (一社)上水内医師会 (一社)須高医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事	
	(公社)長野市歯科医師会 更級歯科医師会 上水内郡歯科医師会 埴科歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事	(公社)長野市歯科医師会 更級歯科医師会 上水内郡歯科医師会 埴科歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事	
	(一社)長野市薬剤師会 (一社)更埴薬剤師会	災害時における医療救護活動の実施に関する事	(一社)長野市薬剤師会 (一社)更埴薬剤師会	災害時における医療救護活動の実施に関する事	
	長野市商工業災害対策連絡協議会	(1) 災害時における必要物資の供給並びに各種応援・協力に関する事 (2) 災害時における生活必需物資等の販売協力に関する事	長野市商工業災害対策連絡協議会	(1) 災害時における必要物資の供給並びに各種応援・協力に関する事 (2) 災害時における生活必需物資等の販売協力に関する事	
	<u>協定締結事業者・団体等</u> <u>※協定締結先は資料編参照</u>	災害時における応急対策業務の協力に関する事	<u>(一社)長野市建設業協会</u> <u>長野市電設業協会</u> <u>長野市空衛設備協会</u> <u>長野市水道工事協同組合</u> <u>(一社)長野市開発公社</u>	災害時における応急対策業務の協力に関する事	

No.	新	旧	備考欄																
		<p>長野市生活環境協同組合 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 サントリービバレッジサービス株式会社 長野市委託浄掃事業協同組合 (公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部長野県部会 (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部 (一社)中部電気保安協会 長野県石油商業組合北信支部 長野県レッカー協会 (一社)長野県建築士会長野支部 ・同更級支部 (一社)長野県警備業協会 長野LP協会長野支部 北信測量設計事業共同組合 シーデーシー情報システム株 株式会社ゼンリン (一社)長野県タクシー協会</p>																	
震-総-6	<p>第3 住民・事業者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>努める内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行うとともに、非常持出袋の準備を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体</td> <td>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関等と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	努める内容	住民	(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行うとともに、 非常持出袋の準備を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。	事業者	(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。	ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関等と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。	<p>第3 住民・事業者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>努める内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体</td> <td>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	努める内容	住民	(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。	事業者	(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。	ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。	震-11 その他
名称	努める内容																		
住民	(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行うとともに、 非常持出袋の準備を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。																		
事業者	(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。																		
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関等と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。																		
名称	努める内容																		
住民	(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。																		
事業者	(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。																		
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。																		
震-総-7	<p>第4節 長野市の概況</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 人口 本市の世帯数は163,966世帯、人口は370,248人（令和4年5月1日現在、住民基本台帳の登録人口）で、近年はほぼ横這いである。 また、人口密度は443.5人/km²、1世帯あたり人口は、2.26人である。 年齢別人口（構成比）は、14歳以下の年少人口が44,204人（11.9%）、15～64歳の生産年齢人口が213,698人（57.7%）、65歳以上の高齢者人口が112,346人（30.3%）となっており、少子高齢化が進んでいる。</p> <p>2 建物 本市の建物棟数は、木造と非木造を合わせ全体で214,146棟、木造が161,863棟、非木造が52,283棟である。</p>	<p>第4節 長野市の概況</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 人口 本市の世帯数は159,503世帯、人口は382,331人（平成28年11月1日現在、住民基本台帳の登録人口）で、近年はほぼ横這いである。 また、人口密度は458.0人/km²、1世帯あたり人口は、2.40人である。 年齢別人口（構成比）を見ると、14歳以下の年少人口が49,866人（13.0%）、15～64歳の生産年齢人口が224,520人（58.7%）、65歳以上の高齢者人口が107,945人（28.2%）となっており、少子高齢化が進んでいる。</p> <p>2 建物 本市の建物棟数は、木造と非木造を合わせ全体で216,010棟、木造が164,211棟、非木造が51,799棟である。</p>	震-12 その他																
			震-13																

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>木造建物のうち、昭和35年以前建築のものが<u>38,557</u>棟、非木造建物のうち、昭和45年以前建築のものが<u>7,026</u>棟ある。<u>(令和3年度防災アセスメントより)</u> 木造建物、非木造建物とも善光寺平を中心とした平坦部に集中して分布している。建物が集中している地域では、新しい建物の建築が進み、昭和35年以前の木造建物の割合は少ない。 一方、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条<u>等</u>の市西部の中山間地域では、古い建物の割合が高くなっている。</p>	<p>木造建物のうち、昭和35年以前建築のものが<u>42,691</u>棟、非木造建物のうち、昭和45年以前建築のものが<u>7,819</u>棟ある。<u>(平成27年度防災アセスメントより)</u> 木造建物、非木造建物とも善光寺平を中心とした平坦部に集中して分布している。建物が集中している地域では、新しい建物の建築が進み、昭和35年以前の木造建物の割合は少ない。 一方、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条<u>など</u>市西部の中山間地域では、古い建物の割合が高くなっている。</p>	<p>令和3年度防災アセスメント調査結果</p>
	<p>第3 災害履歴 2 水害 本市における<u>平成以降</u>の主要な水害事例としては、次のものがあげられる。 <u>なお、昭和の主な水害については、資料編1-9に掲載する。</u> (1) 平成7年7月豪雨災害(梅雨前線) (2) 平成16年10月台風22号・23号 (3) 平成18年7月豪雨災害 (4) 平成21年8月豪雨災害 (5) 平成22年7月豪雨災害 (6) 平成24年7月豪雨災害(気圧の谷) (7) 平成25年9月台風18号 (8) 平成27年9月台風18号 (9) 平成28年9月台風16号 <u>(10) 平成29年10月台風21号</u> <u>(11) 令和元年9月台風17号</u> <u>(12) 令和元年東日本台風</u> <u>(13) 令和元年10月台風20号</u> <u>(14) 令和2年7月豪雨災害</u></p>	<p>第3 災害履歴 2 水害 本市における<u>近年</u>の主要な水害事例としては、次のものがあげられる。 <u>(1) 昭和20年豪雨災害(台風19号、20号の影響による)</u> <u>(2) 昭和24年9月豪雨災害(前線豪雨)</u> <u>(3) 昭和56年8月台風15号災害</u> <u>(4) 昭和57年9月台風18号災害</u> <u>(5) 昭和58年9月台風10号災害</u> <u>(6) 昭和60年6～7月の長雨による災害(梅雨前線)</u> (7) 平成7年7月豪雨災害(梅雨前線) (8) 平成16年10月台風22号・23号 (9) 平成18年7月豪雨災害 (10) 平成21年8月豪雨災害 (11) 平成22年7月豪雨災害 (12) 平成24年7月豪雨災害(気圧の谷) (13) 平成25年9月台風18号 (14) 平成27年9月台風18号 (15) 平成28年9月台風16号</p>	<p>震-13 その他</p>
震-総-8	<p>3 土砂災害 本市は、西部山地と河東山地をひかえているため、過去にもしばしば土砂災害が発生している。土砂災害の発生は、水害と同様に台風<u>等</u>による豪雨時に集中している。 本市における<u>平成以降</u>の主要な土砂災害事例としては、次のものがあげられる。 <u>なお、昭和の主な土砂災害については、資料編1-9に掲載する。</u> (1) 平成16年10月長雨台風22号による地すべり (2) 平成18年3月長雨融雪による地すべり (3) 平成19年10月長雨台風20号による地すべり (4) 平成22年7月豪雨による崖崩れと土石流 (5) 平成27年9月豪雨による崖崩れ <u>(6) 令和元年東日本台風による崖崩れと土石流と地すべり</u> <u>(7) 令和元年10月台風20号による地すべり</u></p>	<p>3 土砂災害 本市は、西部山地と河東山地をひかえているため、過去にもしばしば土砂災害が発生している。土砂災害の発生は、水害と同様に台風<u>など</u>による豪雨時に集中している。 本市における<u>近年</u>の主要な土砂災害事例としては、次のものがあげられる。 <u>(1) 昭和58年9月台風10号崖崩れ</u> <u>(2) 昭和60年6～7月の長雨による地すべり</u> (3) 平成16年10月長雨台風22号による地すべり (4) 平成18年3月長雨融雪による地すべり (5) 平成19年10月長雨台風20号による地すべり (6) 平成22年7月豪雨による崖崩れと土石流 (7) 平成27年9月豪雨による崖崩れ</p>	<p>震-14 その他</p>
震-総-9	<p>第5節 被害想定 第1 地震の被害想定 1 地震動・液状化 長野盆地西縁断層帯の地震では、断層に近い市の中央で震度6強から震度7が、市域の大部分で震度6強以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測された。 糸魚川-静岡構造線断層帯<u>(全体)</u>の地震では、断層に近い市西部の広い範囲で震度7が、市域の西側半分以上で震度6弱以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測された。</p>	<p>第5節 被害想定 第1 地震の被害想定 1 地震動・液状化 長野盆地西縁断層帯の地震では、断層に近い市の中央で震度6強から震度7が、市域の大部分で震度6強以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測された。 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震では、断層に近い市西部の広い範囲で震度7が、市域の西側半分以上で震度6弱以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測された。</p>	<p>震-16 令和3年度防災アセスメント調査結果</p>

No.	新	旧				備考欄																																																																																																																																																																																																	
	<p>2 被害 それぞれの地震による被害量は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目 (冬18時・強風のケース)</th> <th>長野盆地西縁断層帯の地震</th> <th>糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)</th> <th>糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土砂災害</td> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>危険度A: 889箇所 危険度B: 145箇所 危険度C: 194箇所</td> <td>危険度A: 880箇所 危険度B: 122箇所 危険度C: 226箇所</td> <td>危険度A: 564箇所 危険度B: 229箇所 危険度C: 435箇所</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>危険度A: 263箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 8箇所</td> <td>危険度A: 246箇所 危険度B: 192箇所 危険度C: 7箇所</td> <td>危険度A: 148箇所 危険度B: 186箇所 危険度C: 111箇所</td> </tr> <tr> <td>雪崩</td> <td>危険度A: 469箇所 危険度B: 181箇所 危険度C: 14箇所</td> <td>危険度A: 500箇所 危険度B: 135箇所 危険度C: 29箇所</td> <td>危険度A: 403箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 87箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建物被害</td> <td>揺れ</td> <td>全壊: 22,971棟 半壊: 25,149棟</td> <td>全壊: 10,096棟 半壊: 10,007棟</td> <td>全壊: 2,275棟 半壊: 3,429棟</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>全壊: 272棟 半壊: 1,466棟</td> <td>全壊: 233棟 半壊: 1,241棟</td> <td>全壊: 19棟 半壊: 115棟</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>全壊: 509棟 半壊: 1,401棟</td> <td>全壊: 535棟 半壊: 1,619棟</td> <td>全壊: 281棟 半壊: 876棟</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失: 5,189棟</td> <td>焼失: 1,750棟</td> <td>焼失: 0棟</td> </tr> <tr> <td>建物被害合計</td> <td>全壊・焼失: 28,941棟 半壊: 28,016棟 全壊・焼失率: 13.5% 全半壊・焼失率: 26.6%</td> <td>全壊・焼失: 12,614 半壊: 12,867 全壊・焼失率: 5.9% 全半壊・焼失率: 11.9%</td> <td>全壊・焼失: 2,575棟 半壊: 4,420棟 全壊・焼失率: 1.2% 全半壊・焼失率: 3.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン被害</td> <td>上水道 (断水率)</td> <td>被災直後: 98% 被災1日後: 88% 被災1週間後: 58% 被災1か月後: 14%</td> <td>被災直後: 81% 被災1日後: 45% 被災1週間後: 20% 被災1か月後: 3%</td> <td>被災直後: 33% 被災1日後: 10% 被災1週間後: 3% 被災1か月後: 0%</td> </tr> <tr> <td>下水道 (機能支障率)</td> <td>被災直後: 97% 被災1日後: 80% 被災1週間後: 39% 被災1か月後: 6%</td> <td>被災直後: 81% 被災1日後: 41% 被災1週間後: 13% 被災1か月後: 2%</td> <td>被災直後: 33% 被災1日後: 8% 被災1週間後: 1% 被災1か月後: 0%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス (供給停止率)</td> <td>被災直後: 100% 被災1日後: 93% 被災1週間後: 52% 被災1か月後: 0%</td> <td>被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%</td> <td>被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%</td> </tr> <tr> <td>電力(停電率)</td> <td>被災直後: 93% 被災1日後: 54% 被災4日後: 12% 被災1週間後: 2%</td> <td>被災直後: 72% 被災1日後: 19% 被災4日後: 2% 被災1週間後: 0%</td> <td>被災直後: 28% 被災1日後: 4% 被災4日後: 0% 被災1週間後: 0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通施設被害</td> <td>緊急輸送道路被害箇所</td> <td>31箇所</td> <td>32箇所</td> <td>15箇所</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>新幹線: 5箇所 在来線: 125箇所</td> <td>新幹線: 5箇所 在来線: 80箇所</td> <td>新幹線: 2箇所 在来線: 30箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>建物倒壊¹⁾</td> <td>死者: 1,350(80)人 負傷者: 8,033(510)人 うち重傷者: 4,177(0)人</td> <td>死者: 587(0)人 負傷者: 3,293(200)人 うち重傷者: 1,762(0)人</td> <td>死者: 136(0)人 負傷者: 862(50)人 うち重傷者: 456(0)人</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>死者: 35人 負傷者: 43人 うち重傷者: 26人</td> <td>死者: 37人 負傷者: 47人 うち重傷者: 19人</td> <td>死者: 19人 負傷者: 19人 うち重傷者: 9人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>死者: 60人 負傷者: 330人 うち重傷者: 90人</td> <td>死者: 0人 負傷者: 69人 うち重傷者: 23人</td> <td>死者: 0人 負傷者: 0人 うち重傷者: 0人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>死者: 0人 負傷者: 38人</td> <td>死者: 0人 負傷者: 16人</td> <td>死者: 0人 負傷者: 8人</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目 (冬18時・強風のケース)	長野盆地西縁断層帯の地震	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	土砂災害	急傾斜地崩壊	危険度A: 889箇所 危険度B: 145箇所 危険度C: 194箇所	危険度A: 880箇所 危険度B: 122箇所 危険度C: 226箇所	危険度A: 564箇所 危険度B: 229箇所 危険度C: 435箇所	地すべり	危険度A: 263箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 8箇所	危険度A: 246箇所 危険度B: 192箇所 危険度C: 7箇所	危険度A: 148箇所 危険度B: 186箇所 危険度C: 111箇所	雪崩	危険度A: 469箇所 危険度B: 181箇所 危険度C: 14箇所	危険度A: 500箇所 危険度B: 135箇所 危険度C: 29箇所	危険度A: 403箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 87箇所	建物被害	揺れ	全壊: 22,971棟 半壊: 25,149棟	全壊: 10,096棟 半壊: 10,007棟	全壊: 2,275棟 半壊: 3,429棟	液状化	全壊: 272棟 半壊: 1,466棟	全壊: 233棟 半壊: 1,241棟	全壊: 19棟 半壊: 115棟	土砂災害	全壊: 509棟 半壊: 1,401棟	全壊: 535棟 半壊: 1,619棟	全壊: 281棟 半壊: 876棟	火災	焼失: 5,189棟	焼失: 1,750棟	焼失: 0棟	建物被害合計	全壊・焼失: 28,941棟 半壊: 28,016棟 全壊・焼失率: 13.5% 全半壊・焼失率: 26.6%	全壊・焼失: 12,614 半壊: 12,867 全壊・焼失率: 5.9% 全半壊・焼失率: 11.9%	全壊・焼失: 2,575棟 半壊: 4,420棟 全壊・焼失率: 1.2% 全半壊・焼失率: 3.3%	ライフライン被害	上水道 (断水率)	被災直後: 98% 被災1日後: 88% 被災1週間後: 58% 被災1か月後: 14%	被災直後: 81% 被災1日後: 45% 被災1週間後: 20% 被災1か月後: 3%	被災直後: 33% 被災1日後: 10% 被災1週間後: 3% 被災1か月後: 0%	下水道 (機能支障率)	被災直後: 97% 被災1日後: 80% 被災1週間後: 39% 被災1か月後: 6%	被災直後: 81% 被災1日後: 41% 被災1週間後: 13% 被災1か月後: 2%	被災直後: 33% 被災1日後: 8% 被災1週間後: 1% 被災1か月後: 0%	都市ガス (供給停止率)	被災直後: 100% 被災1日後: 93% 被災1週間後: 52% 被災1か月後: 0%	被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%	被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%	電力(停電率)	被災直後: 93% 被災1日後: 54% 被災4日後: 12% 被災1週間後: 2%	被災直後: 72% 被災1日後: 19% 被災4日後: 2% 被災1週間後: 0%	被災直後: 28% 被災1日後: 4% 被災4日後: 0% 被災1週間後: 0%	交通施設被害	緊急輸送道路被害箇所	31箇所	32箇所	15箇所	鉄道	新幹線: 5箇所 在来線: 125箇所	新幹線: 5箇所 在来線: 80箇所	新幹線: 2箇所 在来線: 30箇所	人的被害	建物倒壊 ¹⁾	死者: 1,350(80)人 負傷者: 8,033(510)人 うち重傷者: 4,177(0)人	死者: 587(0)人 負傷者: 3,293(200)人 うち重傷者: 1,762(0)人	死者: 136(0)人 負傷者: 862(50)人 うち重傷者: 456(0)人	土砂災害	死者: 35人 負傷者: 43人 うち重傷者: 26人	死者: 37人 負傷者: 47人 うち重傷者: 19人	死者: 19人 負傷者: 19人 うち重傷者: 9人	火災	死者: 60人 負傷者: 330人 うち重傷者: 90人	死者: 0人 負傷者: 69人 うち重傷者: 23人	死者: 0人 負傷者: 0人 うち重傷者: 0人	ブロック塀等	死者: 0人 負傷者: 38人	死者: 0人 負傷者: 16人	死者: 0人 負傷者: 8人	<p>〈地震による被害量(冬の18時発生の場合)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定項目</th> <th colspan="2">長野盆地西縁断層帯の地震</th> <th colspan="2">糸魚川-静岡構造線断層帯の地震</th> </tr> <tr> <th>被害数</th> <th>被害率</th> <th>被害数</th> <th>被害率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死者</td> <td>1,910人</td> <td>0.5%</td> <td>770人</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>10,850人</td> <td>2.8%</td> <td>4,240人</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>5,710人</td> <td>1.5%</td> <td>2,250人</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td>6,300人</td> <td>1.6%</td> <td>1,000人</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生活支障等</td> <td rowspan="4">避難者</td> <td>1日後</td> <td>71,800人</td> <td>18.7%</td> <td>31,140人</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>2日後</td> <td>134,410人</td> <td>35.0%</td> <td>62,400人</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td>116,660人</td> <td>30.4%</td> <td>48,970人</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月後</td> <td>111,310人</td> <td>29.0%</td> <td>41,630人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>災害廃棄物</td> <td>3,319,820t</td> <td>-</td> <td>1,411,480t</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>孤立集落</td> <td>258集落</td> <td>-</td> <td>249集落</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害</td> <td>全壊棟数</td> <td>29,240棟</td> <td>13.9%</td> <td>13,200棟</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数</td> <td>32,730棟</td> <td>15.6%</td> <td>14,810棟</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数</td> <td>6,050棟</td> <td>2.9%</td> <td>2,030棟</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ライフライン・交通施設被害</td> <td>上水道断水人口</td> <td>369,290人</td> <td>98%</td> <td>305,980人</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>下水道機能支障人口</td> <td>347,140人</td> <td>97%</td> <td>289,580人</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス被災直後供給停止戸数</td> <td>30,230戸</td> <td>63%</td> <td>0戸</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>電力被災直後供給停止軒数</td> <td>179,270軒</td> <td>93%</td> <td>138,980軒</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>固定電話被災直後不通回線数(停電の影響100%)</td> <td>86,710回線</td> <td>93%</td> <td>67,220回線</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送路被災箇所数</td> <td>31箇所</td> <td>-</td> <td>32箇所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被災箇所数</td> <td>129箇所</td> <td>-</td> <td>85箇所</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 建物被害数には、火災による焼失被害と重複する棟数も含む。 ※2 被害数は、四捨五入をしているため、合計値があわない場合がある。 ※3 重傷者は、負傷者の内数である。なお、重傷者とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者である。 ※4 地震の発生時期は夏の12時、冬の18時、冬の深夜の3ケースを想定しており、建物被害が最大となるのが冬の18時である。人的被害が最大となるケースは長野盆地西縁断層帯の地震が冬の深夜に発生した場合で、死者数は1,980人となる。</p>	想定項目	長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川-静岡構造線断層帯の地震		被害数	被害率	被害数	被害率	人的被害	死者	1,910人	0.5%	770人	0.2%	負傷者	10,850人	2.8%	4,240人	1.1%	重傷者	5,710人	1.5%	2,250人	0.6%	自力脱出困難者	6,300人	1.6%	1,000人	0.3%	生活支障等	避難者	1日後	71,800人	18.7%	31,140人	8.1%	2日後	134,410人	35.0%	62,400人	16.3%	1週間後	116,660人	30.4%	48,970人	12.8%	1ヶ月後	111,310人	29.0%	41,630人	10.9%	建物被害	災害廃棄物	3,319,820t	-	1,411,480t	-	孤立集落	258集落	-	249集落	-	建物被害	全壊棟数	29,240棟	13.9%	13,200棟	6.3%	半壊棟数	32,730棟	15.6%	14,810棟	7.0%	焼失棟数	6,050棟	2.9%	2,030棟	1.0%	ライフライン・交通施設被害	上水道断水人口	369,290人	98%	305,980人	81%	下水道機能支障人口	347,140人	97%	289,580人	81%	都市ガス被災直後供給停止戸数	30,230戸	63%	0戸	0%	電力被災直後供給停止軒数	179,270軒	93%	138,980軒	72%	固定電話被災直後不通回線数(停電の影響100%)	86,710回線	93%	67,220回線	72%	緊急輸送路被災箇所数	31箇所	-	32箇所	-	鉄道施設被災箇所数	129箇所	-	85箇所	-	
調査項目 (冬18時・強風のケース)	長野盆地西縁断層帯の地震	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)																																																																																																																																																																																																				
土砂災害	急傾斜地崩壊	危険度A: 889箇所 危険度B: 145箇所 危険度C: 194箇所	危険度A: 880箇所 危険度B: 122箇所 危険度C: 226箇所	危険度A: 564箇所 危険度B: 229箇所 危険度C: 435箇所																																																																																																																																																																																																			
	地すべり	危険度A: 263箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 8箇所	危険度A: 246箇所 危険度B: 192箇所 危険度C: 7箇所	危険度A: 148箇所 危険度B: 186箇所 危険度C: 111箇所																																																																																																																																																																																																			
	雪崩	危険度A: 469箇所 危険度B: 181箇所 危険度C: 14箇所	危険度A: 500箇所 危険度B: 135箇所 危険度C: 29箇所	危険度A: 403箇所 危険度B: 174箇所 危険度C: 87箇所																																																																																																																																																																																																			
建物被害	揺れ	全壊: 22,971棟 半壊: 25,149棟	全壊: 10,096棟 半壊: 10,007棟	全壊: 2,275棟 半壊: 3,429棟																																																																																																																																																																																																			
	液状化	全壊: 272棟 半壊: 1,466棟	全壊: 233棟 半壊: 1,241棟	全壊: 19棟 半壊: 115棟																																																																																																																																																																																																			
	土砂災害	全壊: 509棟 半壊: 1,401棟	全壊: 535棟 半壊: 1,619棟	全壊: 281棟 半壊: 876棟																																																																																																																																																																																																			
	火災	焼失: 5,189棟	焼失: 1,750棟	焼失: 0棟																																																																																																																																																																																																			
	建物被害合計	全壊・焼失: 28,941棟 半壊: 28,016棟 全壊・焼失率: 13.5% 全半壊・焼失率: 26.6%	全壊・焼失: 12,614 半壊: 12,867 全壊・焼失率: 5.9% 全半壊・焼失率: 11.9%	全壊・焼失: 2,575棟 半壊: 4,420棟 全壊・焼失率: 1.2% 全半壊・焼失率: 3.3%																																																																																																																																																																																																			
ライフライン被害	上水道 (断水率)	被災直後: 98% 被災1日後: 88% 被災1週間後: 58% 被災1か月後: 14%	被災直後: 81% 被災1日後: 45% 被災1週間後: 20% 被災1か月後: 3%	被災直後: 33% 被災1日後: 10% 被災1週間後: 3% 被災1か月後: 0%																																																																																																																																																																																																			
	下水道 (機能支障率)	被災直後: 97% 被災1日後: 80% 被災1週間後: 39% 被災1か月後: 6%	被災直後: 81% 被災1日後: 41% 被災1週間後: 13% 被災1か月後: 2%	被災直後: 33% 被災1日後: 8% 被災1週間後: 1% 被災1か月後: 0%																																																																																																																																																																																																			
	都市ガス (供給停止率)	被災直後: 100% 被災1日後: 93% 被災1週間後: 52% 被災1か月後: 0%	被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%	被災直後: 0% 被災1日後: 0% 被災1週間後: 0% 被災1か月後: 0%																																																																																																																																																																																																			
	電力(停電率)	被災直後: 93% 被災1日後: 54% 被災4日後: 12% 被災1週間後: 2%	被災直後: 72% 被災1日後: 19% 被災4日後: 2% 被災1週間後: 0%	被災直後: 28% 被災1日後: 4% 被災4日後: 0% 被災1週間後: 0%																																																																																																																																																																																																			
交通施設被害	緊急輸送道路被害箇所	31箇所	32箇所	15箇所																																																																																																																																																																																																			
	鉄道	新幹線: 5箇所 在来線: 125箇所	新幹線: 5箇所 在来線: 80箇所	新幹線: 2箇所 在来線: 30箇所																																																																																																																																																																																																			
人的被害	建物倒壊 ¹⁾	死者: 1,350(80)人 負傷者: 8,033(510)人 うち重傷者: 4,177(0)人	死者: 587(0)人 負傷者: 3,293(200)人 うち重傷者: 1,762(0)人	死者: 136(0)人 負傷者: 862(50)人 うち重傷者: 456(0)人																																																																																																																																																																																																			
	土砂災害	死者: 35人 負傷者: 43人 うち重傷者: 26人	死者: 37人 負傷者: 47人 うち重傷者: 19人	死者: 19人 負傷者: 19人 うち重傷者: 9人																																																																																																																																																																																																			
	火災	死者: 60人 負傷者: 330人 うち重傷者: 90人	死者: 0人 負傷者: 69人 うち重傷者: 23人	死者: 0人 負傷者: 0人 うち重傷者: 0人																																																																																																																																																																																																			
	ブロック塀等	死者: 0人 負傷者: 38人	死者: 0人 負傷者: 16人	死者: 0人 負傷者: 8人																																																																																																																																																																																																			
想定項目	長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川-静岡構造線断層帯の地震																																																																																																																																																																																																				
	被害数	被害率	被害数	被害率																																																																																																																																																																																																			
人的被害	死者	1,910人	0.5%	770人	0.2%																																																																																																																																																																																																		
	負傷者	10,850人	2.8%	4,240人	1.1%																																																																																																																																																																																																		
	重傷者	5,710人	1.5%	2,250人	0.6%																																																																																																																																																																																																		
	自力脱出困難者	6,300人	1.6%	1,000人	0.3%																																																																																																																																																																																																		
生活支障等	避難者	1日後	71,800人	18.7%	31,140人	8.1%																																																																																																																																																																																																	
		2日後	134,410人	35.0%	62,400人	16.3%																																																																																																																																																																																																	
		1週間後	116,660人	30.4%	48,970人	12.8%																																																																																																																																																																																																	
		1ヶ月後	111,310人	29.0%	41,630人	10.9%																																																																																																																																																																																																	
建物被害	災害廃棄物	3,319,820t	-	1,411,480t	-																																																																																																																																																																																																		
	孤立集落	258集落	-	249集落	-																																																																																																																																																																																																		
建物被害	全壊棟数	29,240棟	13.9%	13,200棟	6.3%																																																																																																																																																																																																		
	半壊棟数	32,730棟	15.6%	14,810棟	7.0%																																																																																																																																																																																																		
	焼失棟数	6,050棟	2.9%	2,030棟	1.0%																																																																																																																																																																																																		
ライフライン・交通施設被害	上水道断水人口	369,290人	98%	305,980人	81%																																																																																																																																																																																																		
	下水道機能支障人口	347,140人	97%	289,580人	81%																																																																																																																																																																																																		
	都市ガス被災直後供給停止戸数	30,230戸	63%	0戸	0%																																																																																																																																																																																																		
	電力被災直後供給停止軒数	179,270軒	93%	138,980軒	72%																																																																																																																																																																																																		
	固定電話被災直後不通回線数(停電の影響100%)	86,710回線	93%	67,220回線	72%																																																																																																																																																																																																		
	緊急輸送路被災箇所数	31箇所	-	32箇所	-																																																																																																																																																																																																		
鉄道施設被災箇所数	129箇所	-	85箇所	-																																																																																																																																																																																																			

長野市地域防災計画【震災対策編 第1章 総則】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新				旧				備考欄
		うち重傷者：15人	うち重傷者：8人	うち重傷者：0人					
	死傷者合計	死者：1,444人 負傷者：8,444人 うち重傷者：4,308人 死者発生率：0.39% 負傷者発生率：2.27%	死者：625人 負傷者：3,425人 うち重傷者：1,812人 死者発生率：0.17% 負傷者発生率：0.92%	死者：155人 負傷者：888人 うち重傷者：465人 死者発生率：0.04% 負傷者発生率：0.24%					
	自力脱出困難者	4,306人	795人	143人					
	生活 支 障	被災1日後：53,016 (31,810)人	被災1日後：13,572 (8,143)人	被災1日後：1,846 (1,108)人					
		被災2日後：117,517 (58,759)人	被災2日後：45,559 (22,780)人	被災2日後：8,099 (4,049)人					
		被災1週間後：99,229 (49,614)人	被災1週間後：31,815 (15,907)人	被災1週間後：5,056 (2,528)人					
		被災1か月後：93,725 (28,118)人	被災1か月後：24,306 (7,292)人	被災1か月後：3,184 (955)人					
		最大避難者発生率：32%	最大避難者発生率：12%	最大避難者発生率：2%					
	災害廃棄物量	3,851,400トン	1,710,108トン	402,961トン					
	孤立集落	258	249	202					
	<p>*1()内は観光客数 *2()内は避難所内避難者 ※第3次長野県地震被害想定調査報告書（長野県：H27.3月）等を踏まえた長野市地域防災計画見直し (防災アセスメント)業務 概要報告書（令和4年3月）による。</p>								

No.	新	旧	備考欄												
震-予-1	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>市内における構造物・施設等については、防災基本計画や防災関係法令等を踏まえて耐震性を確保するとともに、地震に強い<u>まちづくり</u>を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]</td> <td> 地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び森林等の土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 ○コンパクトと安全なまちづくりを推進するため、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、災害リスクに対しては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を検討し、立地適正化計画を作成する。 </td> <td> 総務部危機管理防災課 企画政策部 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び森林等の土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 ○コンパクトと安全なまちづくりを推進するため、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、災害リスクに対しては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を検討し、立地適正化計画を作成する。	総務部危機管理防災課 企画政策部 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>市内における構造物・施設等については、防災基本計画や防災関係法令等を踏まえて耐震性を確保するとともに、地震に強い<u>市づくり</u>を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]</td> <td> 地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 </td> <td> 総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局	震-21 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び森林等の土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 ○コンパクトと安全なまちづくりを推進するため、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、災害リスクに対しては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を検討し、立地適正化計画を作成する。	総務部危機管理防災課 企画政策部 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局													
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局													
震-予-2	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]</td> <td> 異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○長野市防災情報ポータル(ホームページ)に公開している雨量・水位情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、長野市防災ナビ(アプリ)及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化 ○国及び県への支川を含めた河川ライブカメラ等の増設の要望 </td> <td> 総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 建設部河川課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○長野市防災情報ポータル(ホームページ)に公開している雨量・水位情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、長野市防災ナビ(アプリ)及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化 ○国及び県への支川を含めた河川ライブカメラ等の増設の要望	総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 建設部河川課	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]</td> <td> 異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達 </td> <td> 総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課	震-22 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○長野市防災情報ポータル(ホームページ)に公開している雨量・水位情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、長野市防災ナビ(アプリ)及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化 ○国及び県への支川を含めた河川ライブカメラ等の増設の要望	総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 建設部河川課													
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課													
災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課													

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄
	観測体制の高度化[市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課 建設部河川課		の強化		
	長野市総合防災情報システムの維持管理[市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課	観測体制の高度化[市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課	
	訓練の実施[市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課	長野市総合防災情報システムの維持管理[市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課	
				訓練の実施[市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課	
震-予-3	第2 情報の分析整理			第2 情報の分析整理			震-22 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	災害調査実施体制の強化[市、防災関係機関]	災害調査の実施体制を具体化し、迅速かつ効率的に災害状況を調査、把握できる体制を整える。 ○調査票、資機材等の備蓄促進 ○国・県への協力要請、連絡、活動等の実施方法の具体化 ○調査結果の整理、集約方法の検討 ○総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築	総務部総務課 総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 総務部行政DX推進課 各部課	災害調査実施体制の強化[市、防災関係機関]	災害調査の実施体制を具体化し、迅速かつ効率的に災害状況を調査、把握できる体制を整える。 ○調査票、資機材等の備蓄促進 ○国・県への協力要請、連絡、活動等の実施方法の具体化 ○調査結果の整理、集約方法の検討 ○総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築	総務部庶務課 総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課	
	防災・減災につなげるAI技術等の活用[市、防災関係機関]	AI技術やSNS等を活用した防災・減災に向けたシステムの整備を検討する。	総務部危機管理防災課				
震-予-4	第3 通信手段の確保			第3 通信手段の確保			震-23 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	防災無線の強化[市]	災害時の情報収集、伝達体制を強化するため、全市域に対応できる無線システムを整備する。 ○防災行政無線のデジタル化整備に伴う未音達区域への屋外拡声子局の増設 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○システムの保守・点検の徹底 ○非常用電源設備の整備及び無線設備や非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置	総務部危機管理防災課 消防局通信指令課	防災無線の強化[市]	災害時の情報収集、伝達体制を強化するため、全市域に対応できる無線システムを整備する。 ○防災行政無線のデジタル化の推進と双方向無線通信の可能性の調査研究及び推進 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○既存システムの保守・点検の徹底 ○老朽化した既存システムの更新 ○通信回線の増強、デジタル化に伴う双方向通信設備の整備、防災拠点予定施設への受信機・MCA移動無線・衛星携帯電話の配備 ○非常用電源設備の整備及び無線設備や非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置	総務部危機管理防災課 消防局通信指令課	
	災害時優先電話指定の拡充[市、NTT東日本・携帯電話各社]	災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、災害時における電話網の強化を図る。 ○市各部、防災拠点予定施設あるいは指定避難所等 ○市契約の携帯電話（災害現場一本部間連絡用）	総務部危機管理防災課 総務部総務課	災害時優先電話指定の拡充[市、NTT東日本・携帯電話各社]	災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、災害時における電話網の強化を図る。 ○市各部、防災拠点予定施設あるいは指定避難所等 ○市契約の携帯電話（災害現場一本部間連絡用）	総務部危機管理防災課 総務部庶務課	
	災害用電源装置の整備[市]	通信の支障をきたさないよう、通信設備への災害用発電装置の整備を検討する。 ○無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電装置等の整備検討	各施設所管課	災害用電源装置の整備	通信の支障をきたさないよう、通信設備への災害用	各施設所管課	
	無線通信に関する関係	無線を取り扱う事業所、民間団体、信越地方非常通信	総務部危機管理防災課				

No.	新		旧		備考欄																																				
	<p>者との連携強化 [市]</p> <p>協議会等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ○市職員のアマチュア無線資格保有者、アマチュア無線愛好家団体との連携体制構築 ○災害時相互協力協定の検討 ○技術研修の実施</p> <p>訓練の実施 [市]</p> <p>実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。</p>	<p>協議会等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ○市職員のアマチュア無線資格保有者、アマチュア無線愛好家団体との連携体制構築 ○災害時相互協力協定の検討 ○技術研修の実施</p> <p>実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。</p>	<p>[市]</p> <p>発電装置の整備を検討する。 ○無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電装置等の整備検討</p> <p>無線通信に関する関係者との連携強化 [市]</p> <p>無線を取り扱う事業所、民間団体、信越地方非常通信協議会等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ○市職員のアマチュア無線資格保有者、アマチュア無線愛好家団体との連携体制構築 ○災害時相互協力協定の検討 ○技術研修の実施</p> <p>訓練の実施 [市]</p> <p>実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。</p>	<p>総務部危機管理防災課 各部課</p> <p>総務部危機管理防災課 各部課</p>																																					
震-予-5	<h3>第3節 活動体制計画</h3> <h4>第1 職員の参集・活動体制</h4> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員動員配備 [市]</td> <td>職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討 ○災害対応経験者のリスト化等を検討</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課</td> </tr> <tr> <td>個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]</td> <td>地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。 また、部局横断的な対応が必要な業務については、必要に応じて各種専門チームの編成を検討するとともに、マニュアルの整備を図る。</td> <td>各部課</td> </tr> <tr> <td>情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]</td> <td>防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新</td> <td>総務部総務課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>総合防災情報システムの活用 [市]</td> <td>総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>支所への災害対応支援職員配備 [市]</td> <td>災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>		計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	職員動員配備 [市]	職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討 ○災害対応経験者のリスト化等を検討	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課	個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]	地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。 また、部局横断的な対応が必要な業務については、必要に応じて各種専門チームの編成を検討するとともに、マニュアルの整備を図る。	各部課	情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]	防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新	総務部 総務課 総務部危機管理防災課	総合防災情報システムの活用 [市]	総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。	総務部危機管理防災課	支所への災害対応支援職員配備 [市]	災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課	<h3>第3節 活動体制計画</h3> <h4>第1 職員の参集・活動体制</h4> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員動員配備 [市]</td> <td>職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課</td> </tr> <tr> <td>個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]</td> <td>地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。</td> <td>各部課</td> </tr> <tr> <td>情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]</td> <td>防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新</td> <td>総務部庶務課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>総合防災情報システムの活用 [市]</td> <td>総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>支所への災害対応支援職員配備 [市]</td> <td>災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>		計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	職員動員配備 [市]	職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課	個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]	地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。	各部課	情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]	防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新	総務部 庶務課 総務部危機管理防災課	総合防災情報システムの活用 [市]	総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。	総務部危機管理防災課	支所への災害対応支援職員配備 [市]	災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課	<p>震-24 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																							
職員動員配備 [市]	職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討 ○災害対応経験者のリスト化等を検討	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課																																							
個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]	地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。 また、部局横断的な対応が必要な業務については、必要に応じて各種専門チームの編成を検討するとともに、マニュアルの整備を図る。	各部課																																							
情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]	防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新	総務部 総務課 総務部危機管理防災課																																							
総合防災情報システムの活用 [市]	総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。	総務部危機管理防災課																																							
支所への災害対応支援職員配備 [市]	災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課																																							
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																							
職員動員配備 [市]	職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課																																							
個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]	地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。	各部課																																							
情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]	防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新	総務部 庶務課 総務部危機管理防災課																																							
総合防災情報システムの活用 [市]	総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。	総務部危機管理防災課																																							
支所への災害対応支援職員配備 [市]	災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課																																							
震-予-6	<h3>第3 防災中枢機能等の確保</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災活動拠点施設の機能強化 [市]</td> <td>災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。</td> <td>各施設所管課 総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>		計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災活動拠点施設の機能強化 [市]	災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課	<h3>第3 防災中枢機能等の確保</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災活動拠点施設の機能強化 [市]</td> <td>災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。</td> <td>各施設所管課 総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>		計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災活動拠点施設の機能強化 [市]	災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課	<p>震-25 その他</p>																								
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																							
防災活動拠点施設の機能強化 [市]	災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課																																							
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																							
防災活動拠点施設の機能強化 [市]	災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課																																							

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄															
		<ul style="list-style-type: none"> ○耐震点検調査、耐震補強の検討 ○代替施設の確保 ○貯水槽、非常用電源（太陽光、風力、水力等の自然エネルギーや蓄電池の活用）、配管設備類の固定強化、排水施設・擁壁等の整備、予備燃料の確保、バリアフリー化等の検討 ○救助用具・食料品等の備蓄倉庫整備 			<ul style="list-style-type: none"> ○耐震点検調査、耐震補強の検討 ○代替施設の確保 ○貯水槽、非常用電源（太陽光、風力、水力などの自然エネルギーや蓄電池の活用）、配管設備類の固定強化、排水施設・擁壁等の整備、予備燃料の確保、バリアフリー化等の検討 ○救助用具・食料品等の備蓄倉庫整備 																	
	公園の防災機能確保 [市]	都市公園において災害の緩衝機能及び避難・救護活動の場を確保できる機能を考慮して整備する。	都市整備部公園緑地課	公園の防災機能確保 [市]	都市公園において災害の緩衝機能及び避難・救護活動の場を確保できる機能を考慮して整備するよう推進する。	都市整備部公園緑地課																
震-予-7	第5 業務継続性の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画の運用、見直し [市]</td> <td>実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	業務継続計画の運用、見直し [市]	実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。	総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 各部課	第5 業務継続性の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画の運用、見直し [市]</td> <td>実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	業務継続計画の運用、見直し [市]	実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課	震-25 その他			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
業務継続計画の運用、見直し [市]	実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。	総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 各部課																				
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
業務継続計画の運用、見直し [市]	実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課																				
震-予-8	第4節 広域相互応援計画 第6 広域防災拠点の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]</td> <td>被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>道の駅の防災拠点化 [市]</td> <td>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として活用できるよう、関係機関との連携等に努める。</td> <td>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]	被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課	道の駅の防災拠点化 [市]	防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として活用できるよう、関係機関との連携等に努める。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課	第4節 広域相互応援計画 第6 広域防災拠点の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]</td> <td>被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]	被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課	震-27 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]	被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課																				
道の駅の防災拠点化 [市]	防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として活用できるよう、関係機関との連携等に努める。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課																				
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]	被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課																				
震-予-9	第7 受援体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受援体制の整備 [市、県、関係機関]</td> <td>内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、長野市受援計画（令和3年3月策定）に基づく訓練等による検証や見直し等により、受援体制の強化を図る。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な支援物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進及び災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部企画課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	受援体制の整備 [市、県、関係機関]	内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、 長野市受援計画（令和3年3月策定）に基づく訓練等 による検証や見直し等により、 受援体制の強化を図る。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な 支援 物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進及び災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課	第7 受援体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受援体制の整備 [市、県、関係機関]</td> <td>内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、大規模災害を想定し、次のような内容を含む受援計画を策定し訓練による検証や見直しを推進する。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な救援物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進並びに災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部企画課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	受援体制の整備 [市、県、関係機関]	内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、 大規模災害を想定し、次のような内容を含む受援計画を策定し訓練による検証や見直しを推進する。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な 救援 物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進 並びに 災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課	震-27 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
受援体制の整備 [市、県、関係機関]	内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、 長野市受援計画（令和3年3月策定）に基づく訓練等 による検証や見直し等により、 受援体制の強化を図る。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な 支援 物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進及び災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課																				
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
受援体制の整備 [市、県、関係機関]	内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、 大規模災害を想定し、次のような内容を含む受援計画を策定し訓練による検証や見直しを推進する。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な 救援 物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進 並びに 災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課																				

No.	新	旧	備考欄																								
	の整備	の整備																									
震-予-10	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 医療用資機材等の備蓄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]</td> <td>医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討</td> <td>保健所総務課 保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>トリアージタグの備蓄整備 [市]</td> <td>統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施</td> <td>消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）</td> <td>地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。</td> <td>保健福祉部医療連携推進課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討	保健所総務課 保健所健康課	トリアージタグの備蓄整備 [市]	統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施	消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課	医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）	地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。	保健福祉部医療連携推進課	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 医療用資機材等の備蓄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]</td> <td>医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討</td> <td>保健所総務課 保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>トリアージタグの備蓄整備 [市]</td> <td>統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施</td> <td>消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）</td> <td>地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。</td> <td>保健福祉部医療連携推進課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討	保健所総務課 保健所健康課	トリアージタグの備蓄整備 [市]	統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施	消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課	医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）	地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。	保健福祉部医療連携推進課	震-28 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討	保健所総務課 保健所健康課																									
トリアージタグの備蓄整備 [市]	統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施	消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課																									
医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）	地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。	保健福祉部医療連携推進課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討	保健所総務課 保健所健康課																									
トリアージタグの備蓄整備 [市]	統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施	消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課																									
医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]（削除）	地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。	保健福祉部医療連携推進課																									
震-予-11	<p>第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 消防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常備消防力の強化 [市]</td> <td>「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実</td> <td>消防局警防課 消防局総務課</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化 [市]</td> <td>消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○大規模災害団員の活用</u></td> <td>消防局警防課 総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	常備消防力の強化 [市]	「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実	消防局警防課 消防局総務課	消防団の活性化 [市]	消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○大規模災害団員の活用</u>	消防局警防課 総務部危機管理防災課	<p>第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 消防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常備消防力の強化 [市]</td> <td>「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実</td> <td>消防局警防課 消防局総務課</td> </tr> <tr> <td>消防団の活性化 [市]</td> <td>消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○事業所勤務者団員（機能別団員）の活用</u></td> <td>消防局警防課 総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	常備消防力の強化 [市]	「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実	消防局警防課 消防局総務課	消防団の活性化 [市]	消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○事業所勤務者団員（機能別団員）の活用</u>	消防局警防課 総務部危機管理防災課	震-30 その他						
画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
常備消防力の強化 [市]	「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実	消防局警防課 消防局総務課																									
消防団の活性化 [市]	消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○大規模災害団員の活用</u>	消防局警防課 総務部危機管理防災課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
常備消防力の強化 [市]	「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。 また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実	消防局警防課 消防局総務課																									
消防団の活性化 [市]	消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 <u>○事業所勤務者団員（機能別団員）の活用</u>	消防局警防課 総務部危機管理防災課																									

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄
	消防水利の多様化及び適正化 [市]	○一般機能別団員(支所勤務団員など)の活用 「消防水利の基準」に適合するように、消火栓、防火水槽及びその他多様な消防水利について整備を図る。 ○老朽防火水槽の更新及び設備の耐震化 ○市街地及び密集地に、50,000㎡あたり40㎡以上の防火水槽を1つ以上整備 ○自然水利、プール等指定消防水利の活用促進 ○公園、道路、公共施設敷地内への設置 ○避難場所への飲料水兼用防火水槽の整備	消防局総務課	消防水利の多様化及び適正化 [市]	「消防水利の基準」に適合するように、消火栓、防火水槽及びその他多様な消防水利について整備を図る。 ○老朽防火水槽の更新及び設備の耐震化 ○市街地及び密集地に、50,000㎡あたり40㎡以上の防火水槽を1つ以上整備 ○自然水利、プール等指定消防水利の活用促進 ○公園、道路、公共施設敷地内への設置 ○避難場所への飲料水兼用防火水槽の整備	消防局総務課	
	自主防災組織等との連携強化 [市]	資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課	自主防災組織等との連携強化 [市]	資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課	
	消防・水防活動の担い手確保 [市]	NPO、民間事業者等を消防協力団体として指定し、育成強化を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 消防局予防課	消防・水防活動の担い手確保 [市]	NPO、民間事業者等を消防協力団体として指定し、育成強化を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 消防局予防課	
	火災予防 [市]	○防火思想、知識の普及 ○防火管理者制度の効果的な運用 ○危険物保有施設への指導	消防局予防課	火災予防 [市]	○防火思想、知識の普及 ○防火管理者制度の効果的な運用 ○危険物保有施設への指導	消防局予防課	
	初期消火資器材等の普及 [市]	各家庭や事業所等において、初期消火資器材等や知識の普及を推進する。 ○カーテン、じゅうたん等防災製品、消火器、対震自動消火装置付火気器具の普及啓発 ○住宅用火災警報器等の設置促進 ○灯油等危険物の安全管理促進 ○異常乾燥及び強風時における防火管理の徹底 ○取扱方法の習得	消防局予防課	初期消火資器材等の普及 [市]	各家庭や事業所等において、初期消火資器材等や知識の普及を推進する。 ○カーテン、じゅうたん等防災製品、消火器、対震自動消火装置付火気器具の普及啓発 ○住宅用火災警報器等の設置促進 ○灯油等危険物の安全管理促進 ○異常乾燥及び強風時における防火管理の徹底 ○取扱方法の習得	消防局予防課	
	消防無線の強化 [市]	大規模災害時の、広域消防応援のための相互通信体制及び災害現場の情報を迅速かつ的確に収集する体制を強化する。 ○消防・救急デジタル無線の充実 ○不感地帯・通信の輻輳解消の促進	消防局通信指令課	消防無線の強化 [市]	大規模災害時の、広域消防応援のための相互通信体制及び災害現場の情報を迅速かつ的確に収集する体制を強化する。 ○消防・救急デジタル無線の充実 ○不感地帯・通信の輻輳解消の促進	消防局通信指令課	
	災害対応困難箇所の把握 [市、県公安委員会]	災害対応活動が困難になると想定される箇所を調査、把握する。 ○線形不良箇所、細街路の角切、拡幅整備、電柱・電信柱の埋設化、駐車車両の排除等の促進	建設部監理課 都市整備部都市計画課	災害対応困難箇所の把握 [市、県公安委員会]	災害対応活動が困難になると想定される箇所を調査、把握する。 ○線形不良箇所、細街路の角切、拡幅整備、電柱・電信柱の埋設化、駐車車両の排除等の促進	建設部監理課 都市整備部都市政策課	
	応援協力体制の確立 [市]	自らの消防力のみでは対応できない、又は対応できないことが予測される場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他市等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。	消防局総務課 消防局警防課 総務部危機管理防災課	応援協力体制の確立 [市]	自らの消防力のみでは対応できない、又は対応できないことが予測される場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他市等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。	消防局総務課 消防局警防課 総務部危機管理防災課	
震-予-12	第2 水防計画			第2 水防計画			震-31
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
	水防体制の整備 [市、消防団]	実践的な水防活動を行えるよう、水防体制を整備する。	総務部危機管理防災課 消防局警防課	水防体制の整備 [市、消防団]	実践的な水防活動を行えるよう、水防体制を整備する。	総務部危機管理防災課 消防局警防課	

No.	新		旧		備考欄
	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡、巡視、点検及び安全域への避難等の実施方法の具体化 ○出水期前の水防訓練の実施 ○各重要水防箇所の水防工法の検討 ○洪水ハザードマップを活用した体制の強化 ○NPO、民間事業者、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定し、育成強化を図る。 	建設部河川課	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡、巡視、点検及び安全域への避難等の実施方法の具体化 ○出水期前の水防訓練の実施 <u>(毎年6月第1土曜日)</u> ○各重要水防箇所の水防工法の検討 ○洪水ハザードマップを活用した体制の強化 ○NPO、民間事業者、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定し、育成強化を図る。 	建設部河川課	
水防資器材の整備 [市]	水防倉庫等の水防資器材の管理について万全を期する。	消防局警防課	水防資器材の整備 [市]	水防倉庫等の水防資器材の管理について万全を期する。	消防局警防課
浸水想定区域の防災対策 [市、関係施設]	<p><u>国及び県が公表した浸水想定区域図に基づき</u>ハザードマップを作成するとともに、ガイドライン等に基づき浸水区域内の防災対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域ごとの洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 ○区域内にある地下施設、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の名称・所在地を公表 ○区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称・所在地を公表 ○これら施設管理者による「避難確保・浸水防止計画」の作成及び自衛水防組織の設置、訓練の実施並びに市長への報告及び計画の公表を指導 	総務部危機管理防災課	浸水想定区域の防災対策 [市、関係施設]	<p>ハザードマップを作成するとともに、ガイドライン等に基づき浸水区域内の防災対策を行う。</p> <p><u>《対象河川》</u> <u>国管理河川…千曲川・犀川（両郡橋下流）（2河川）</u> <u>長野県管理河川…犀川（両郡橋上流）・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川（13河川）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域ごとの洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 ○区域内にある地下施設、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の名称・所在地を公表 ○区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称・所在地を公表 ○これら施設管理者による「避難確保・浸水防止計画」の作成及び自衛水防組織の設置、訓練の実施並びに市長への報告及び計画の公表を指導 	総務部危機管理防災課
震-予-13	<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p>		<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p>		<p>震-33 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 その他</p>

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

No.	新			旧			備考欄
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	「長野市避難行動要支援者避難支援プラン」の運用 [市]	地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理して作成した全体計画を運用する。 <u>○避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援等関係者へ事前に提供する等、避難体制を構築する。</u> <u>なお、避難行動要支援者の対象範囲、名簿の記載事項等の詳細は、資料編を参照のこと。</u> <u>○庁舎被災等の事態にも名簿が活用できるよう適切に管理する。</u> ○避難行動支援に係る共助（互助）力の向上 ○長野市避難行動要支援者名簿等の整備等に関する要綱 ○避難行動要支援者の避難支援の手引き等	総務部危機管理防災課 総務部情報システム課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者活躍支援課 保健福祉部地域包括ケア推進課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 消防局予防課 消防局警防課	「長野市避難行動要支援者避難支援プラン」の運用 [市]	地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理して作成した全体計画を運用する。 <u>《プランの内容》</u> <u>○避難行動要支援者名簿の作成等</u> <u>＜避難行動要支援者の把握＞</u> ・担当部局が所管する避難行動要支援者に関する情報を集約・把握し、避難行動要支援者台帳（兼調査票）を作成 ・調査票を避難行動要支援者に配付し、必要事項の記載が済み提出された調査票により台帳を編綴し、その台帳から避難行動要支援者名簿を作成 <u>＜範囲＞</u> ・普段から生活の状況等を見守ることが必要な75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 ・介護保険における要介護3、4又は5の状態に該当すると認定された者 ・身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚障害及び聴覚障害以外の障害にあっては、障害等級1級又は2級に該当する者に限る。） ・療育手帳の交付を受けた者のうち判定の区分が重度である者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級1級に該当する者 ・特定疾患医療受給者証所持者のうち重症と認定された者、筋萎縮性側索硬化症患者、スモン患者及びプリオン病患者 ・遷延性意識障害医療受給者証の所持者 ・長野市小児慢性特定疾患医療受診券所持者のうち重症患者認定者 ・その他市長が認める者 <u>＜更新時期＞</u> ・避難行動要支援者の全員を対象に、内容の再調査をおおむね3年ごとに行うほか、毎年度当初、名簿への新規登録を行うための調査を実施 <u>＜記載事項＞</u> ・氏名、生年月日及び性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ○避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 ・事前に同意を得た者の情報を、避難支援等関係者に事前に提供 <u>＜避難支援等関係者＞</u> ・長野市消防局及び長野市消防団 ・長野県警察（長野中央警察署及び長野南警察	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 消防局予防課 消防局警防課	
	避難行動要支援者の移送計画の作成 [市]	安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めておく。	総務部危機管理防災課 保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 教育委員会総務課				
	要配慮者支援計画（個別避難計画）の作成 [市]	<u>適切な避難支援の実施や、福祉避難所を必要とする要配慮者の把握のため個別避難計画の作成を進める。</u> <u>【本人・地域記入の個別避難計画の作成】</u> 地域における災害特性等を踏まえ、各地区の住民自治協議会・自主防災組織を中心とした避難支援等関係者の支援により、避難行動要支援者の個別避難計画「わたしの避難計画」の作成を進めていくとともに、 <u>避難行動要支援者以外の要配慮者についての、避難支援についての計画の作成を検討する。</u> <u>【市支援による個別避難計画の作成】</u> 避難行動要支援者のうち計画作成の優先度が高い者の考慮すべき観点をおおむねとし、該当する者については福祉事業者等の協力を得て個別避難計画「わ	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課インバウンド・国際室 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部 保健所健康課 消防局予防課				

No.	新			旧			備考欄																								
	<p><u>たしの避難計画」の作成を進める。</u></p> <p>① <u>地域におけるハザード状況（洪水・土砂災害等の危険度の想定）</u></p> <p>② <u>対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度</u></p> <p>③ <u>独居等の居住実態、社会的孤立の状況</u></p>			<p><u>署）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・長野市社会福祉協議会 ・住民自治協議会及び自主防災組織（行政連絡区） <p>○<u>発災時等における避難行動要支援者の避難支援活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段の活用による情報伝達 ・役割分担の明確化 ・避難支援等関係者の安全確保 ・守秘義務 ・未同意者に対する支援体制 ・安否確認の実施 <p>○<u>避難支援計画（「わたしの避難計画」）の作成</u></p> <p>○<u>避難行動支援に係る互助・共助力の向上</u></p> <p>○<u>長野市避難行動要支援者名簿等の整備等に関する要綱</u></p> <p>○<u>避難行動要支援者の避難支援の手引き等</u></p>																											
	<p>避難行動要支援者の移送計画の作成 [市]</p>			<p>安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めておく。</p>			<p>総務部危機管理防災課 保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 教育委員会総務課</p>																								
	<p>要配慮者支援計画の作成 [市]</p>			<p><u>地域における災害特性等を踏まえ、各地区の住民自治協議会・自主防災組織を中心とした避難支援等関係者による個別計画（「わたしの避難計画」）の作成を進めていくとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成を検討する。</u></p>			<p>総務部危機管理防災課 企画政策部秘書課国際室 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 地域・市民生活部人権・男女共同参画課 保健福祉部 保健所健康課 消防局予防課</p>																								
震-予-14	<p>第2 在宅者対策</p> <table border="1" data-bbox="246 1470 1374 1923"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の整備 [市]</td> <td>安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。</td> <td>各施設所管課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所運営計画の整備 [市]</td> <td>県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td><u>在宅の難病患者等の把握</u> [市]</td> <td><u>人工呼吸器等を日常的に使用する等、避難生活時に支援を必要な在宅の難病患者等の状況を把握する。</u> <u>なお、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる患者については、非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の</u></td> <td>保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 保健福祉部介護保険課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	指定避難所の整備 [市]	安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課	福祉避難所運営計画の整備 [市]	県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。	保健福祉部福祉政策課	<u>在宅の難病患者等の把握</u> [市]	<u>人工呼吸器等を日常的に使用する等、避難生活時に支援を必要な在宅の難病患者等の状況を把握する。</u> <u>なお、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる患者については、非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の</u>	保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 保健福祉部介護保険課	<p>第2 在宅者対策</p> <table border="1" data-bbox="1427 1470 2555 1923"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の整備 [市]</td> <td>安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。</td> <td>各施設所管課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所運営計画の整備 [市]</td> <td>県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td><u>避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u> [市]</td> <td><u>自宅在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</u></td> <td>保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	指定避難所の整備 [市]	安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課	福祉避難所運営計画の整備 [市]	県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。	保健福祉部福祉政策課	<u>避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u> [市]	<u>自宅在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</u>	保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課	<p>震-34 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																													
指定避難所の整備 [市]	安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課																													
福祉避難所運営計画の整備 [市]	県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。	保健福祉部福祉政策課																													
<u>在宅の難病患者等の把握</u> [市]	<u>人工呼吸器等を日常的に使用する等、避難生活時に支援を必要な在宅の難病患者等の状況を把握する。</u> <u>なお、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる患者については、非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の</u>	保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 保健福祉部介護保険課																													
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																													
指定避難所の整備 [市]	安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課																													
福祉避難所運営計画の整備 [市]	県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。	保健福祉部福祉政策課																													
<u>避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u> [市]	<u>自宅在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</u>	保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課																													

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄
		<u>整備に努める。</u>	保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 総務部危機管理防災課			総務部危機管理防災課	
	要配慮者優先ルールの周知 [市]	災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルールについて、住民への周知徹底を図る。	保健福祉部 消防局予防課	要配慮者優先ルールの周知 [市]	災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルールについて、住民への周知徹底を図る。	保健福祉部 消防局予防課	
	地域ぐるみの支援体制づくり [市、社会福祉協議会]	住民や民生委員、児童委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 ○近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進(災害時住民支え合いマップ等の活用推進) ○自主防災組織による要配慮者の安全確保の確立 ○訪問体制の推進	保健福祉部 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課	地域ぐるみの支援体制づくり [市、社会福祉協議会]	住民や民生委員、児童委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 ○近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進(災害時住民支え合いマップ等の活用推進) ○自主防災組織による要配慮者の安全確保の確立 ○訪問体制の推進	保健福祉部 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課	
	要配慮者支援協力体制の整備 [市]	県、他市町村、福祉関係機関と協力し、要配慮者の支援・受入れ等の体制を検討する。 <u>また、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修等、体制を整備する。</u>	保健福祉部 保健所健康課	要配慮者支援協力体制の整備 [市、 <u>社会福祉協議会</u>]	県、他市町村、福祉関係機関と協力し、要配慮者の支援・受入れ等の体制を検討する。	保健福祉部 保健所健康課	
	バリアフリー化の促進 [市]	道路、公園、公共施設等でのバリアフリー化を促進し、要配慮者が避難しやすい環境整備を推進する。 ○段差の解消、点字ブロック、スロープの設置等 ○市有施設のユニバーサルデザインへの対応促進	保健福祉部 都市整備部 建設部道路課 建設部建築課 各施設所管課	バリアフリー化の促進 [市]	道路、公園、公共施設等でのバリアフリー化を促進し、要配慮者が避難しやすい環境整備を推進する。 ○段差の解消、点字ブロック、スロープの設置等 ○市有施設のユニバーサルデザインへの対応促進	保健福祉部 都市整備部 建設部道路課 建設部建築課 各施設所管課	
震-予-15	第4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策			第4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策			震-35 その他
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	外国籍住民、外国人旅行者等、観光客の安全確保 [市、防災関係機関]	観光やイベント等による市外からの来訪者や外国人等に、災害危険箇所や指定緊急避難場所等の情報を提供し、防災意識を喚起するとともに、避難誘導体制の整備を図る。 ○外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備 ○被災者への情報提供体制の整備 ○指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 ○旅館・ホテル・観光地・駅・ガソリンスタンド等での防災マップ等の掲示及び「災害時における対応(心得)」の作成 ○指定緊急避難場所誘導標識の増設と英文併記の推進 ○地区の自主防災組織・住民自治協議会、事業所(自衛消防隊)、商工会等との連携による避難誘導体制の検討 ○帰宅困難者、滞留旅客対策の検討	総務部危機管理防災課 <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 商工観光部観光振興課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	外国籍住民、外国人旅行者等、観光客の安全確保 [市、防災関係機関]	観光やイベント等による市外からの来訪者や外国人等に、災害危険箇所や指定緊急避難場所等の情報を提供し、防災意識を喚起するとともに、避難誘導体制の整備を図る。 ○外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備 ○被災者への情報提供体制の整備 ○指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 ○旅館・ホテル・観光地・駅・ガソリンスタンド等での防災マップ等の掲示及び「災害時における対応(心得)」の作成 ○指定緊急避難場所誘導標識の増設と英文併記の推進 ○地区の自主防災組織・住民自治協議会、事業所(自衛消防隊)、商工会等との連携による避難誘導体制の検討 ○帰宅困難者、滞留旅客対策の検討	総務部危機管理防災課 <u>企画政策部秘書課国際室</u> 商工観光部 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	
震-予-16	第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策			第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策			震-35 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、 <u>県、施設管理者等</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>地域防災計画にその名称及び所在地を定め、避難確保</u>	<u>保健福祉部高齢者活躍支援課</u> 保健福祉部障害福祉課	要配慮者利用施設等の安全対策 [市、 <u>県</u>]	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、 <u>警戒避難体制の確立など</u> 防災体制の整備について指	<u>保健福祉部</u>	

No.	新	旧	備考欄																																										
	<p>計画の作成、訓練の実施等の警戒避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。 ○避難確保計画の作成支援及び確認 ○訓練の支援 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練への支援 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成(変更)、ハザードマップを活用した避難訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。 なお、避難確保計画を作成・変更したときは市長へ報告する。</p>	<p>導する。 ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施</p>	<p>防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p>																																										
震-予-17																																													
	<p>第8節 緊急輸送計画</p> <p>大規模災害時には、消火活動、救急・救助活動、各種救援活動等、(略)</p> <p>第1 緊急交通路確保計画</p> <table border="1" data-bbox="246 919 1374 1617"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急活動用道路予定路線の周知 [市]</td> <td>大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]</td> <td>緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]</td> <td>国・県等の道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]</td> <td>災害時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援課</td> </tr> <tr> <td>道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]</td> <td>郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。</td> <td>企画政策部交通政策課</td> </tr> <tr> <td>長野市耐震改修促進計画 [市]</td> <td>緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	緊急活動用道路予定路線の周知 [市]	大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。	建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課	緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]	緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。	建設部道路課 建設部維持課	道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]	国・県等の道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。	建設部道路課 建設部維持課	道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]	災害時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。	地域・市民生活部地域活動支援課	道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]	郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。	企画政策部交通政策課	長野市耐震改修促進計画 [市]	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援	建設部建築指導課	<p>第8節 緊急輸送計画</p> <p>大規模災害発生時には、消火活動、救急・救助活動、各種救援活動など、(略)</p> <p>第1 緊急交通路確保計画</p> <table border="1" data-bbox="1427 919 2555 1617"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急活動用道路予定路線の周知 [市]</td> <td>大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課</td> </tr> <tr> <td>緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]</td> <td>緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]</td> <td>国・県等の各道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]</td> <td>災害発生時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援課</td> </tr> <tr> <td>道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]</td> <td>郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。</td> <td>都市整備部交通政策課</td> </tr> <tr> <td>長野市耐震改修促進計画 [市]</td> <td>緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	緊急活動用道路予定路線の周知 [市]	大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。	建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課	緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]	緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。	建設部道路課 建設部維持課	道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]	国・県等の各道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。	建設部道路課 建設部維持課	道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]	災害発生時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。	地域・市民生活部地域活動支援課	道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]	郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。	都市整備部交通政策課	長野市耐震改修促進計画 [市]	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援	建設部建築指導課	<p>震-37 その他</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																											
緊急活動用道路予定路線の周知 [市]	大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。	建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課																																											
緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]	緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。	建設部道路課 建設部維持課																																											
道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]	国・県等の道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。	建設部道路課 建設部維持課																																											
道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]	災害時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。	地域・市民生活部地域活動支援課																																											
道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]	郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。	企画政策部交通政策課																																											
長野市耐震改修促進計画 [市]	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援	建設部建築指導課																																											
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																											
緊急活動用道路予定路線の周知 [市]	大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。	建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課																																											
緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]	緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。	建設部道路課 建設部維持課																																											
道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]	国・県等の各道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。	建設部道路課 建設部維持課																																											
道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]	災害発生時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。	地域・市民生活部地域活動支援課																																											
道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]	郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。	都市整備部交通政策課																																											
長野市耐震改修促進計画 [市]	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援	建設部建築指導課																																											

No.	新	旧	備考欄																								
震-予-18	<p>第3 輸送体制の整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]</td> <td>「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</td> <td>消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課 総務部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ振興部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化</td> <td>総務部管財課</td> </tr> <tr> <td>燃料の供給体制の整備 [市]</td> <td>燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定</td> <td>総務部管財課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]	「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課 総務部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ振興部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)	運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]	トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化	総務部管財課	燃料の供給体制の整備 [市]	燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定	総務部管財課	<p>第3 輸送体制の整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]</td> <td>「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</td> <td>消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課 総務部管財課 財政部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化</td> <td>財政部管財課</td> </tr> <tr> <td>燃料の供給体制の整備 [市]</td> <td>燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定</td> <td>財政部管財課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]	「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課 総務部管財課 財政部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)	運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]	トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化	財政部管財課	燃料の供給体制の整備 [市]	燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定	財政部管財課	震-38 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]	「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市計画課 総務部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ振興部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)																									
運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]	トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化	総務部管財課																									
燃料の供給体制の整備 [市]	燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定	総務部管財課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]	「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課 総務部管財課 財政部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)																									
運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]	トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化	財政部管財課																									
燃料の供給体制の整備 [市]	燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化 ○適切な物質の輸送拠点の選定	財政部管財課																									
震-予-19	<p>第4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両等の事前届出 [市]</td> <td>市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進</td> <td>総務部管財課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	緊急通行車両等の事前届出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進	総務部管財課	<p>第4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両等の事前届出 [市]</td> <td>市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進</td> <td>財政部管財課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	緊急通行車両等の事前届出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進	財政部管財課	震-38 その他												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
緊急通行車両等の事前届出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進	総務部管財課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
緊急通行車両等の事前届出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進	財政部管財課																									
震-予-20	<p>第9節 障害物の処理計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討</td> <td>建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</td> <td>農林部森林いのしか対策課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]	建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討	建設部維持課	森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]	森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	農林部森林いのしか対策課	<p>第9節 障害物の処理計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討</td> <td>建設部維持課 環境部環境保全温暖化対策課</td> </tr> <tr> <td>森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]</td> <td>森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</td> <td>農林部森林整備課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]	建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討	建設部維持課 環境部環境保全温暖化対策課	森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]	森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	農林部森林整備課	震-39 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]	建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討	建設部維持課																									
森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]	森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	農林部森林いのしか対策課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]	建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討	建設部維持課 環境部環境保全温暖化対策課																									
森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]	森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	農林部森林整備課																									

No.	新	旧	備考欄																					
震-予-21	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 避難発令体制の整備等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難発令体制の整備 [市]</td> <td>災害時に迅速に避難指示等の発令ができるよう避難判断基準の見直し、住民への連絡体制等を検討し、マニュアル等を整備する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>避難場所等の開設・運営体制の整備 [市]</td> <td>「長野市避難所開設マニュアル」及び「長野市避難所運営マニュアル」に基づき、避難場所等の開設ができるよう、開設職員の確保、開設手順の明確化、鍵の管理、避難者名簿のフォーマット化、情報共有の仕組みの整備、物資の備蓄、開設訓練等を行う等の対策を講じるとともに、当該マニュアルの見直しを図る。 また、指定避難所の運営に関する専門チームの編成、避難所運営チーム長、避難所責任者等の役割を担う職員の人材育成、避難所の運営に従事する職員の研修、訓練等により、運営体制の充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室</td> </tr> <tr> <td>入浴支援体制の整備</td> <td>避難者の入浴対策を行うため、入浴施設体制を整備する。 ○入浴施設の事業者との応援協定の締結 ○移動手段の確保 ○要配慮者の入浴対策の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部管財課 企画政策部交通政策課 商工観光部観光振興課 施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	避難発令体制の整備 [市]	災害時に迅速に避難指示等の発令ができるよう避難判断基準の見直し、住民への連絡体制等を検討し、マニュアル等を整備する。	総務部危機管理防災課	避難場所等の開設・運営体制の整備 [市]	「長野市避難所開設マニュアル」及び「長野市避難所運営マニュアル」に基づき、避難場所等の開設ができるよう、開設職員の確保、開設手順の明確化、鍵の管理、避難者名簿のフォーマット化、情報共有の仕組みの整備、物資の備蓄、開設訓練等を行う等の対策を講じるとともに、当該マニュアルの見直しを図る。 また、指定避難所の運営に関する専門チームの編成、避難所運営チーム長、避難所責任者等の役割を担う職員の人材育成、避難所の運営に従事する職員の研修、訓練等により、運営体制の充実を図る。	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室	入浴支援体制の整備	避難者の入浴対策を行うため、入浴施設体制を整備する。 ○入浴施設の事業者との応援協定の締結 ○移動手段の確保 ○要配慮者の入浴対策の検討	総務部危機管理防災課 総務部管財課 企画政策部交通政策課 商工観光部観光振興課 施設所管課	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 避難計画の策定等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難計画の作成 [市]</td> <td>県策定の避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・給食措置 ・給水措置 ・毛布、寝具等の支給 ・衣料、日用品の支給 ・負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 ・避難の受入れ中の秩序保持 ・避難住民に対する災害情報の伝達 ・避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ＜平常時における広報＞ ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ・住民に対する巡回指導 ・防災訓練等 ＜災害時における広報＞ ・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じた広報</td> <td>総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室 商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者等対策 [市]</td> <td>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</td> <td>企画政策部秘書課国際 室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	避難計画の作成 [市]	県策定の避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・給食措置 ・給水措置 ・毛布、寝具等の支給 ・衣料、日用品の支給 ・負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 ・避難の受入れ中の秩序保持 ・避難住民に対する災害情報の伝達 ・避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ＜平常時における広報＞ ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ・住民に対する巡回指導 ・防災訓練等 ＜災害時における広報＞ ・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じた広報	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室 商工観光部観光振興課	帰宅困難者等対策 [市]	帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	企画政策部秘書課国際 室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課	震-40 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
避難発令体制の整備 [市]	災害時に迅速に避難指示等の発令ができるよう避難判断基準の見直し、住民への連絡体制等を検討し、マニュアル等を整備する。	総務部危機管理防災課																						
避難場所等の開設・運営体制の整備 [市]	「長野市避難所開設マニュアル」及び「長野市避難所運営マニュアル」に基づき、避難場所等の開設ができるよう、開設職員の確保、開設手順の明確化、鍵の管理、避難者名簿のフォーマット化、情報共有の仕組みの整備、物資の備蓄、開設訓練等を行う等の対策を講じるとともに、当該マニュアルの見直しを図る。 また、指定避難所の運営に関する専門チームの編成、避難所運営チーム長、避難所責任者等の役割を担う職員の人材育成、避難所の運営に従事する職員の研修、訓練等により、運営体制の充実を図る。	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室																						
入浴支援体制の整備	避難者の入浴対策を行うため、入浴施設体制を整備する。 ○入浴施設の事業者との応援協定の締結 ○移動手段の確保 ○要配慮者の入浴対策の検討	総務部危機管理防災課 総務部管財課 企画政策部交通政策課 商工観光部観光振興課 施設所管課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
避難計画の作成 [市]	県策定の避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・給食措置 ・給水措置 ・毛布、寝具等の支給 ・衣料、日用品の支給 ・負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 ・避難の受入れ中の秩序保持 ・避難住民に対する災害情報の伝達 ・避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ＜平常時における広報＞ ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ・住民に対する巡回指導 ・防災訓練等 ＜災害時における広報＞ ・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じた広報	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学 びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際 室 商工観光部観光振興課																						
帰宅困難者等対策 [市]	帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	企画政策部秘書課国際 室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課																						
震-予-22	<p>第2 指定緊急避難場所の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				<p>第2 指定緊急避難場所の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				震-40 防災関係法令改正、防災 基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						

No.	新			旧			備考欄												
	<p>指定緊急避難場所の指定 [市]</p>	<p>都市公園、<u>学校施設、公民館、道路施設等の公共的施設及び民間施設も含め、避難場所となり得るあらゆる施設</u>を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び<u>過去の教訓</u>、想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等を「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」によりあらかじめ指定し、平常時から、<u>所在地、収容人数等について</u>、住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>○誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号（JIS）を使用し、対応する災害種別を明示するよう努める。</u></p> <p><u>○指定管理施設の場合は、指定管理者との間で事前に運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>○災害時に開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p><u>○自動車での避難ができる場所の確保に努める。</u></p>	<p>総務部危機管理防災課 施設所管課</p>	<p>指定緊急避難場所の指定 [市]</p>	<p>都市公園、<u>公民館、学校等の公共的施設</u>を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等を「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」によりあらかじめ指定し、平常時から、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>総務部危機管理防災課 施設所管課</p>	<p>野県水防計画との整合</p>												
	<p>広域避難場所の見直し・整備 [市]</p>	<p>延焼火災からの安全を確保する広域避難場所について、点検や安全対策を行うとともに、新規候補地の調査を行う。</p> <p>○施設及び周辺状況の安全点検 ○避難場所内、周囲の危険要因、障害要因の解消促進 ○情報伝達設備等の整備促進</p>	<p>総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部スポーツ課 都市整備部公園緑地課 教育委員会総務課</p>	<p>広域避難場所の見直し・整備 [市]</p>	<p>延焼火災からの安全を確保する広域避難場所について、点検や安全対策を行うとともに、新規候補地の調査を行う。</p> <p>○施設及び周辺状況の安全点検 ○避難場所内、周囲の危険要因、障害要因の解消促進 ○情報伝達設備等の整備促進</p>	<p>総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部スポーツ課 都市整備部公園緑地課 教育委員会総務課</p>													
	<p>民間施設等の緊急避難場所提供・協力体制の確保 [市]</p>	<p>指定緊急避難場所のほか、住民等が身の安全を確保するためにまず駆け込む施設等について、住民自治協議会等と民間施設との協定により確保するための支援を行う。</p>	<p>総務部危機管理防災課</p>	<p>民間施設等の緊急避難場所提供・協力体制の確保 [市]</p>	<p>指定緊急避難場所のほか、住民等が身の安全を確保するためにまず駆け込む施設等について、住民自治協議会等と民間施設との協定により確保するための支援を行う。</p>	<p>総務部危機管理防災課</p>													
<p>震-予-23</p>	<p>第3 指定避難所の確保</p>			<p>第3 指定避難所の確保</p>			<p>震-41 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の指定 [市]</td> <td>被災者を<u>滞在させる</u>ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。</td> <td>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	指定避難所の指定 [市]	被災者を <u>滞在させる</u> ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課	<p>被災者を<u>滞在させる</u>ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。</p> <p>○換気、照明、<u>冷暖房、電力容量の拡大</u>等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備</p> <p>○備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備</p> <p>○食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u></p>	<p>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所の指定 [市]</td> <td>被災者を<u>滞留する</u>ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。</td> <td>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	指定避難所の指定 [市]	被災者を <u>滞留する</u> ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課	<p>被災者を<u>滞留する</u>ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。</p> <p>○換気、照明、<u>暖房</u>、等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備</p> <p>○備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備</p> <p>○食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄</p> <p>○段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設の整備</p>	<p>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課</p>	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
指定避難所の指定 [市]	被災者を <u>滞在させる</u> ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課																	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
指定避難所の指定 [市]	被災者を <u>滞留する</u> ために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課																	

No.	新	旧	備考欄																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p><u>に必要な物資等</u> ○要配慮者、女性、子供に配慮した備品の調達 ○段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設の整備 ○「避難所運営マニュアル」の見直し ○感染症対策として、レイアウト、動線等の確認、感染症発生時の対応等の検討</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の指定[市]</td> <td> <p><u>指定避難所内の一般スペース</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。 <u>また、必要に応じて受入れ対象者を特定した上で、福祉避難所へ直接避難できる体制を検討する。</u></p> </td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>避難者の受入れ体制等の確保[市]</td> <td> <p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災住民の指定避難所への受入れ <u>○住民票の有無に関わらず避難者を適切に受け入れる方策の検討</u></p> </td> <td>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部</td> </tr> <tr> <td><u>ホテル・旅館等の確保[市]</u></td> <td> <p><u>二次的な避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を活用できるよう担当部署の調整、協定締結等に努める。</u></p> </td> <td>総務部危機管理防災課 保健福祉部</td> </tr> </table>		<p><u>に必要な物資等</u> ○要配慮者、女性、子供に配慮した備品の調達 ○段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設の整備 ○「避難所運営マニュアル」の見直し ○感染症対策として、レイアウト、動線等の確認、感染症発生時の対応等の検討</p>		福祉避難所の指定[市]	<p><u>指定避難所内の一般スペース</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。 <u>また、必要に応じて受入れ対象者を特定した上で、福祉避難所へ直接避難できる体制を検討する。</u></p>	保健福祉部	避難者の受入れ体制等の確保[市]	<p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災住民の指定避難所への受入れ <u>○住民票の有無に関わらず避難者を適切に受け入れる方策の検討</u></p>	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部	<u>ホテル・旅館等の確保[市]</u>	<p><u>二次的な避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を活用できるよう担当部署の調整、協定締結等に努める。</u></p>	総務部危機管理防災課 保健福祉部	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>○「避難所運営マニュアル」の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の指定[市]</td> <td> <p><u>一般の避難所</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。</p> </td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>避難者の受入れ体制等の確保[市]</td> <td> <p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災者の指定避難所への受入れ</p> </td> <td>総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部</td> </tr> </table>		○「避難所運営マニュアル」の整備		福祉避難所の指定[市]	<p><u>一般の避難所</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。</p>	保健福祉部	避難者の受入れ体制等の確保[市]	<p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災者の指定避難所への受入れ</p>	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部	
	<p><u>に必要な物資等</u> ○要配慮者、女性、子供に配慮した備品の調達 ○段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設の整備 ○「避難所運営マニュアル」の見直し ○感染症対策として、レイアウト、動線等の確認、感染症発生時の対応等の検討</p>																							
福祉避難所の指定[市]	<p><u>指定避難所内の一般スペース</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。 <u>また、必要に応じて受入れ対象者を特定した上で、福祉避難所へ直接避難できる体制を検討する。</u></p>	保健福祉部																						
避難者の受入れ体制等の確保[市]	<p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災住民の指定避難所への受入れ <u>○住民票の有無に関わらず避難者を適切に受け入れる方策の検討</u></p>	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部																						
<u>ホテル・旅館等の確保[市]</u>	<p><u>二次的な避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を活用できるよう担当部署の調整、協定締結等に努める。</u></p>	総務部危機管理防災課 保健福祉部																						
	○「避難所運営マニュアル」の整備																							
福祉避難所の指定[市]	<p><u>一般の避難所</u>では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。</p>	保健福祉部																						
避難者の受入れ体制等の確保[市]	<p>その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者の移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災者の指定避難所への受入れ</p>	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部																						
震-予-24	<p>第5 学校等における避難計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]</td> <td> <p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>等</u></p> </td> <td>教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 保育・幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]	<p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>等</u></p>	教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 保育・幼稚園課	<p>第5 学校等における避難計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]</td> <td> <p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>など</u></p> </td> <td>教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 <u>・マリッジサポート課</u> 保育・幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]	<p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>など</u></p>	教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 <u>・マリッジサポート課</u> 保育・幼稚園課	震-42 その他									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]	<p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>等</u></p>	教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 保育・幼稚園課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
学校・保育所等の安全対策実施体制の強化[市]	<p>小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 <u>など</u></p>	教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課 <u>・マリッジサポート課</u> 保育・幼稚園課																						
震-予-25	<p>第6 帰宅困難者・滞留旅客対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>一時滞在施設の確保[市]</u></td> <td> <p><u>雨量等での幹線道路の通行規制による帰宅困難者及び、災害発生により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合等において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を受け入れるため、一時滞在施設の確保及び開設方法や情報提供方法等について検討する。</u></p> </td> <td> <p><u>地域・市民生活部支所</u> 総務部危機管理防災課 建設部監理課 企画政策部交通政策課商 工観光部観光振興課イン バウンド・国際室 商工観光部観光振興課</p> </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	<u>一時滞在施設の確保[市]</u>	<p><u>雨量等での幹線道路の通行規制による帰宅困難者及び、災害発生により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合等において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を受け入れるため、一時滞在施設の確保及び開設方法や情報提供方法等について検討する。</u></p>	<p><u>地域・市民生活部支所</u> 総務部危機管理防災課 建設部監理課 企画政策部交通政策課商 工観光部観光振興課イン バウンド・国際室 商工観光部観光振興課</p>		震-42 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
<u>一時滞在施設の確保[市]</u>	<p><u>雨量等での幹線道路の通行規制による帰宅困難者及び、災害発生により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合等において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を受け入れるため、一時滞在施設の確保及び開設方法や情報提供方法等について検討する。</u></p>	<p><u>地域・市民生活部支所</u> 総務部危機管理防災課 建設部監理課 企画政策部交通政策課商 工観光部観光振興課イン バウンド・国際室 商工観光部観光振興課</p>																						
震-予-26	<p>第11節 孤立防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				<p>第11節 孤立防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				震-43 その他									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄															
	<p>通信手段の確保 [市]</p> <p>孤立地域における、災害時の通信手段の確保を図る。 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○アマチュア無線愛好家との連携 ○その他、あらゆる通信手段の活用について調査研究</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局通信指令課</p>	<p>通信手段の確保 [市]</p> <p>孤立地域における、災害時の通信手段の確保を図る。 ○防災行政無線のデジタル化と双方向無線通信の推進 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○アマチュア無線愛好家との連携 ○その他、あらゆる通信手段の活用について調査研究</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局通信指令課</p>																		
	<p>災害に強い道路網の整備 [県、市]</p>	<p>代替路、迂回道路等となる市道、農道、林道等の整備を推進する。</p>	<p>建設部道路課 農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課</p>	<p>災害に強い道路網の整備 [県、市]</p>	<p>代替路、迂回道路などとなる市道、農道、林道等の整備を推進する。</p>	<p>建設部道路課 農林部農業土木課 農林部森林整備課</p>																
	<p>孤立集落への対策 [市]</p>	<p>孤立集落への支援体制を検討する。 ○孤立可能性地域の人口、要配慮者、観光客数等の実態把握 ○自主防災組織の育成 ○指定避難所の確保 ○住民の備蓄の促進、行政備蓄の分散配置 ○災害用ドローンを活用した物資輸送の訓練</p>	<p>総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 商工観光部観光振興課 消防局警防課 消防局通信指令課</p>	<p>孤立集落への対策 [市]</p>	<p>孤立集落への支援体制を検討する。 ○孤立可能性地域の人口、要配慮者、観光客数などの実態把握 ○自主防災組織の育成 ○指定避難所の確保 ○住民の備蓄の促進、行政備蓄の分散配置</p>	<p>総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 商工観光部観光振興課 消防局警防課 消防局通信指令課</p>																
震-予-27	<p>第12節 食料品の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料品の備蓄・供給は重要である。(略)</p>			<p>第12節 食料品等の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料品や生活必需品の備蓄・供給は重要である。(略)</p>			<p>震-44 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約 53,000 人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 等 を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。	総務部危機管理防災課	食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課		<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約71,800人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>食料品・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品・生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	食料品・ 生活必需品等 の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約 71,800 人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 など を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	食料品・ 生活必需品等 の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品・ 生活物資等 の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
食料品の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約 53,000 人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 等 を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。 また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物質及び物資拠点（集積場所）の登録を行う。	総務部危機管理防災課																				
食料品の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																				
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																				
食料品・ 生活必需品等 の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約 71,800 人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。 併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 など を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																				
食料品・ 生活必需品等 の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品・ 生活物資等 の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																				

No.	新	旧	備考欄																					
震-予-28	<p>第14節 生活必需品等の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで生活必需品等の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、<u>生活必需品等</u>を持ち出しできない者等を想定して備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、<u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、</u>災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 <u>保健福祉部生活支援課</u> 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> <tr> <td><u>支援物資受入れ体制の整備 [市] (新設)</u></td> <td><u>支援物資を受入れて避難所に配送するため、物資受入れ体制を構築する。</u> ○物流事業者との協定締結及び見直し ○関係部局による専門チームの編成及び運用計画の検討 ○支援物資の受入れマニュアルの作成</td> <td>総務部危機管理防災課 <u>保健福祉部生活支援課</u> <u>保健福祉部介護保険課</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、 <u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、</u> 災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 <u>保健福祉部生活支援課</u> 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<u>支援物資受入れ体制の整備 [市] (新設)</u>	<u>支援物資を受入れて避難所に配送するため、物資受入れ体制を構築する。</u> ○物流事業者との協定締結及び見直し ○関係部局による専門チームの編成及び運用計画の検討 ○支援物資の受入れマニュアルの作成	総務部危機管理防災課 <u>保健福祉部生活支援課</u> <u>保健福祉部介護保険課</u>	<p>第14節 生活必需品の備蓄調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで<u>食料品</u>や生活必需品の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、<u>食料</u>を持ち出しできない者等を想定して、<u>食料の</u>備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>食料品</u>・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]</td> <td>地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の<u>2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、</u>災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄<u>など</u>を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td><u>食料品</u>・生活必需品等の供給計画 [市]</td> <td>長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の<u>食料品</u>、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整</td> <td>財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	<u>食料品</u> ・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の <u>2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、</u> 災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 <u>など</u> を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課	<u>食料品</u> ・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の <u>食料品</u> 、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課	<p>震-46 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定約53,000人）のうち、 <u>生活必需品等を持ち出すことができない被災者を備蓄の対象とする。備蓄にあたっては、</u> 災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄等を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																						
生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 <u>保健福祉部生活支援課</u> 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																						
<u>支援物資受入れ体制の整備 [市] (新設)</u>	<u>支援物資を受入れて避難所に配送するため、物資受入れ体制を構築する。</u> ○物流事業者との協定締結及び見直し ○関係部局による専門チームの編成及び運用計画の検討 ○支援物資の受入れマニュアルの作成	総務部危機管理防災課 <u>保健福祉部生活支援課</u> <u>保健福祉部介護保険課</u>																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
<u>食料品</u> ・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定71,800人）の <u>2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、</u> 災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄 <u>など</u> を含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課																						
<u>食料品</u> ・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の <u>食料品</u> 、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課																						
震-予-29	<p>第16節 電気施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>電力施設の耐震強化 [各電力会社]</td> <td>変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td><u>太陽光等の再エネ発電設備の活用 [事業者、市] (新設)</u></td> <td><u>地域活用電源として太陽光等の再エネ発電設備で発電された電気について、災害時での活用等を事業者と検討する。</u></td> <td><u>環境部環境保全温暖化対策課</u> 総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	電力施設の耐震強化 [各電力会社]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。	総務部危機管理防災課	<u>太陽光等の再エネ発電設備の活用 [事業者、市] (新設)</u>	<u>地域活用電源として太陽光等の再エネ発電設備で発電された電気について、災害時での活用等を事業者と検討する。</u>	<u>環境部環境保全温暖化対策課</u> 総務部危機管理防災課	<p>第16節 電気施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>電力施設の耐震強化 [各電力会社]</td> <td>変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	電力施設の耐震強化 [各電力会社]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。	総務部危機管理防災課	<p>震-48 その他</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																						
電力施設の耐震強化 [各電力会社]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。	総務部危機管理防災課																						
<u>太陽光等の再エネ発電設備の活用 [事業者、市] (新設)</u>	<u>地域活用電源として太陽光等の再エネ発電設備で発電された電気について、災害時での活用等を事業者と検討する。</u>	<u>環境部環境保全温暖化対策課</u> 総務部危機管理防災課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																						
電力施設の耐震強化 [各電力会社]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。	総務部危機管理防災課																						

No.	新	旧	備考欄																								
震-予-30	<p>第18節 上水道施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>水道施設の整備・強化 [市、県企業局]</td> <td>地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を推進する。 ○配水区域のブロック化 ○送・配水基幹路線の耐震化 ○非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の更新 ○復旧資材の備蓄</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]</td> <td>大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合との協定に基づく、実施体制の持続 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制の持続</td> <td>上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	水道施設の整備・強化 [市、県企業局]	地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を 推進 する。 ○配水区域のブロック化 ○送・配水基幹路線の耐震化 ○非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の 更新 ○復旧資材の備蓄	上下水道局	上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]	大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合との協定に基づく、実施体制の 持続 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制の 持続	上下水道局	<p>第18節 上水道施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>水道施設の整備・強化 [市、県企業局]</td> <td>地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を促進する。 ○配水区域のブロック化の促進 ○送・配水基幹路線の耐震化の促進、非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の布設替え整備 ○復旧資材の備蓄</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]</td> <td>大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合協定に基づく、実施体制 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制</td> <td>上下水道局</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	水道施設の整備・強化 [市、県企業局]	地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を 促進 する。 ○配水区域のブロック化の 促進 ○送・配水基幹路線の耐震化の 促進 、 非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の 布設替え整備 ○復旧資材の備蓄	上下水道局	上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]	大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合協定に基づく、実施体制 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制	上下水道局	震-50 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																									
水道施設の整備・強化 [市、県企業局]	地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を 推進 する。 ○配水区域のブロック化 ○送・配水基幹路線の耐震化 ○非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の 更新 ○復旧資材の備蓄	上下水道局																									
上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]	大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合との協定に基づく、実施体制の 持続 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制の 持続	上下水道局																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																									
水道施設の整備・強化 [市、県企業局]	地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を 促進 する。 ○配水区域のブロック化の 促進 ○送・配水基幹路線の耐震化の 促進 、 非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の 布設替え整備 ○復旧資材の備蓄	上下水道局																									
上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]	大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合協定に基づく、実施体制 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制	上下水道局																									
震-予-31	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]</td> <td>「長野市下水道10年ビジョン」に基づき、処理場・ポンプ場・管渠等の施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、耐震化を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○老朽管解消のための改築更新工事による耐震化 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備</td> <td>上下水道局 建設部河川課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨水ポンプ場等について、地震・水害等で被災した際にも機能を保持できるよう、ストックマネジメント計画と整合を図り、耐水性及び耐震性の強化を推進する。 ○雨水ポンプ場の耐水化・耐震化の実施</td> <td>建設部河川課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	「 長野市下水道10年ビジョン 」に基づき、処理場・ポンプ場・管渠等の施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、耐震化を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○老朽管解消のための改築更新工事による耐震化 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備	上下水道局 建設部河川課		雨水ポンプ場等について、地震・水害等で被災した際にも機能を保持できるよう、ストックマネジメント計画と整合を図り、耐水性及び耐震性の強化を推進する。 ○雨水ポンプ場の耐水化・耐震化の実施	建設部河川課	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]</td> <td>「長野市下水道総合地震対策計画」に基づき、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、耐震性強化を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○マンホールの浮き上がり防止対策の実施 ○管路埋め戻し部液状化対策の実施 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備</td> <td>上下水道局 建設部河川課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	「 長野市下水道総合地震対策計画 」に基づき、処理場・ポンプ場・ 幹線 管渠等の 根幹的 施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、 耐震性強化 を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○マンホールの浮き上がり防止対策の実施 ○管路埋め戻し部液状化対策の実施 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備	上下水道局 建設部河川課	震-51 その他			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																									
下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	「 長野市下水道10年ビジョン 」に基づき、処理場・ポンプ場・管渠等の施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、耐震化を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○老朽管解消のための改築更新工事による耐震化 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備	上下水道局 建設部河川課																									
	雨水ポンプ場等について、地震・水害等で被災した際にも機能を保持できるよう、ストックマネジメント計画と整合を図り、耐水性及び耐震性の強化を推進する。 ○雨水ポンプ場の耐水化・耐震化の実施	建設部河川課																									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																									
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																									
下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	「 長野市下水道総合地震対策計画 」に基づき、処理場・ポンプ場・ 幹線 管渠等の 根幹的 施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、 耐震性強化 を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○マンホールの浮き上がり防止対策の実施 ○管路埋め戻し部液状化対策の実施 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備	上下水道局 建設部河川課																									

No.	新	旧	備考欄																											
	<p>下水道の緊急時体制の強化[市、千曲川流域下水道事務所]</p> <p>下水道施設の迅速な復旧を図るために、県、他市町村下水道事業体、日本下水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立する。 ○長野県下水道事業における災害時支援に関するルール（「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」）に基づく、応援要請、受入れ実施体制の持続</p> <p>上下水道局</p>	<p>下水道の緊急時体制の強化[市、千曲川流域下水道事務所]</p> <p>下水道施設の迅速な復旧を図るために、県、他市町村下水道事業体、日本下水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立する。 ○長野県下水道事業における災害時支援に関するルール（「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」）に基づく、応援要請、受入れ実施体制</p> <p>上下水道局</p>																												
震-予-32	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討 ○IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]</td> <td>地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化 ○災害時用公衆電話（特設公衆電話）による通信確保</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>放送施設の耐震強化 [各放送機関]（新設）</td> <td>施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>放送施設の風水害対策 [各放送機関]（新設）</td> <td>風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を推進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>通信ケーブルの地中化の推進[国、県、市]（新設）</td> <td>道路管理者は、架空の通信ケーブルについて、地震、台風等の強風により倒壊した場合に、交通を遮断し緊急車両の通行、物資等の輸送に支障をきたすため、通信事業者等と調整のついた箇所より電線共同溝又は共同溝を整備する。</td> <td>都市整備部都市計画課 建設部道路課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討 ○IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用	総務部危機管理防災課 上下水道局	電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]	地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化 ○災害時用公衆電話（特設公衆電話）による通信確保	総務部危機管理防災課	放送施設の耐震強化 [各放送機関]（新設）	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課	放送施設の風水害対策 [各放送機関]（新設）	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を推進する。	総務部危機管理防災課	通信ケーブルの地中化の推進[国、県、市]（新設）	道路管理者は、架空の通信ケーブルについて、地震、台風等の強風により倒壊した場合に、交通を遮断し緊急車両の通行、物資等の輸送に支障をきたすため、通信事業者等と調整のついた箇所より電線共同溝又は共同溝を整備する。	都市整備部都市計画課 建設部道路課	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]</td> <td>地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]	地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化	総務部危機管理防災課	震-52 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討 ○IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用	総務部危機管理防災課 上下水道局																												
電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]	地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化 ○災害時用公衆電話（特設公衆電話）による通信確保	総務部危機管理防災課																												
放送施設の耐震強化 [各放送機関]（新設）	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課																												
放送施設の風水害対策 [各放送機関]（新設）	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を推進する。	総務部危機管理防災課																												
通信ケーブルの地中化の推進[国、県、市]（新設）	道路管理者は、架空の通信ケーブルについて、地震、台風等の強風により倒壊した場合に、交通を遮断し緊急車両の通行、物資等の輸送に支障をきたすため、通信事業者等と調整のついた箇所より電線共同溝又は共同溝を整備する。	都市整備部都市計画課 建設部道路課																												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																												
電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]	地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化	総務部危機管理防災課																												
震-予-33	<p>第21節 鉄道施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者並びに道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]</td> <td>施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]</td> <td>風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を推進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者 並びに 道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課	鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を 推進 する。	総務部危機管理防災課	<p>第21節 鉄道施設災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]</td> <td>水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討</td> <td>総務部危機管理防災課 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]</td> <td>施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]</td> <td>風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を促進する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、 及び 道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局	鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課	鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を 促進 する。	総務部危機管理防災課	震-53 その他			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者 並びに 道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																												
鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課																												
鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を 推進 する。	総務部危機管理防災課																												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、 及び 道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局																												
鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課																												
鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を 促進 する。	総務部危機管理防災課																												
震-予-34																														

No.	新	旧	備考欄																														
	<p>第22節 災害広報計画</p> <p>災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのため、(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様な広報手段の導入 検討 [市]</td> <td>市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、<u>紙媒体をはじめとする</u>多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、<u>防災アプリ</u>、<u>緊急速報メール</u>、長野市ホームページ・SNS、<u>LIN E</u>等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知</td> <td>企画政策部広報広聴課 総務部<u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u></td> </tr> <tr> <td>災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]</td> <td>災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 ○「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討</td> <td>総務部<u>総務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部<u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u> <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課</td> </tr> <tr> <td>広報文案等の準備 [市]</td> <td>広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 ○「被災者支援情報」のフォーマット作成</td> <td>企画政策部広報広聴課 各部課</td> </tr> <tr> <td>災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]</td> <td>災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	多様な広報手段の導入 検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、 <u>紙媒体をはじめとする</u> 多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、 <u>防災アプリ</u> 、 <u>緊急速報メール</u> 、長野市ホームページ・SNS、 <u>LIN E</u> 等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知	企画政策部広報広聴課 総務部 <u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u>	災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]	災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 ○「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討	総務部 <u>総務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部 <u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u> <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課	広報文案等の準備 [市]	広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 ○「被災者支援情報」のフォーマット作成	企画政策部広報広聴課 各部課	災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]	災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討	各部課	<p>第22節 災害広報計画</p> <p>災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのため、(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様な広報手段の導入 検討 [市]</td> <td>市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、長野市ホームページ・SNS等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 <u>○県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会との体制の整備・確認</u> ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知</td> <td>企画政策部広報広聴課 総務部<u>情報政策課</u></td> </tr> <tr> <td>災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]</td> <td>災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 <u>○広報ながの</u>「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討</td> <td>総務部<u>庶務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部<u>情報政策課</u> <u>企画政策部秘書課国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課</td> </tr> <tr> <td>広報文案等の準備 [市]</td> <td>広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 <u>○広報ながの</u>「被災者支援情報」のフォーマット作成</td> <td>企画政策部広報広聴課 各部課</td> </tr> <tr> <td>災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]</td> <td>災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	多様な広報手段の導入 検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、長野市ホームページ・SNS等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 <u>○県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会との体制の整備・確認</u> ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知	企画政策部広報広聴課 総務部 <u>情報政策課</u>	災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]	災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 <u>○広報ながの</u> 「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討	総務部 <u>庶務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部 <u>情報政策課</u> <u>企画政策部秘書課国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課	広報文案等の準備 [市]	広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 <u>○広報ながの</u> 「被災者支援情報」のフォーマット作成	企画政策部広報広聴課 各部課	災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]	災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討	各部課	<p>震-54 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
多様な広報手段の導入 検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、 <u>紙媒体をはじめとする</u> 多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、 <u>防災アプリ</u> 、 <u>緊急速報メール</u> 、長野市ホームページ・SNS、 <u>LIN E</u> 等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知	企画政策部広報広聴課 総務部 <u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u>																															
災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]	災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 ○「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討	総務部 <u>総務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部 <u>情報システム課</u> <u>総務部行政DX推進課</u> <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課																															
広報文案等の準備 [市]	広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 ○「被災者支援情報」のフォーマット作成	企画政策部広報広聴課 各部課																															
災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]	災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討	各部課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
多様な広報手段の導入 検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、長野市ホームページ・SNS等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 <u>○県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会との体制の整備・確認</u> ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知	企画政策部広報広聴課 総務部 <u>情報政策課</u>																															
災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、 防災関係機関]	災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 <u>○広報ながの</u> 「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討	総務部 <u>庶務課</u> 総務部危機管理防災課 総務部 <u>情報政策課</u> <u>企画政策部秘書課国際室</u> 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課																															
広報文案等の準備 [市]	広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 <u>○広報ながの</u> 「被災者支援情報」のフォーマット作成	企画政策部広報広聴課 各部課																															
災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]	災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討	各部課																															
震-予-35	<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、<u>地震及び風水害に起因する土砂崩落、地すべり等</u>による被災が懸念される。これら土砂災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づくソフト対策を</p>	<p>第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、<u>土石流、崖崩れ、地すべり</u>による被災が懸念される。これら土砂災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づくソフト対策を推進する。</p>	<p>震-55 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>																														

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄																														
	<p>推進する。 また、土砂災害を防止するため、国、県、市等防災関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p>	<p>また、土砂災害を防止するため、国、県、市等防災関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p>																															
	<table border="1" data-bbox="246 352 1374 1940"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]</td> <td>土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部河川課</td> </tr> <tr> <td>災害危険箇所の指定 [国、県]</td> <td>「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施</td> <td>建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域の対策 [市]</td> <td>住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助等の支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]</td> <td>「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強</td> <td>総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課	災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課	土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助等の支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課	<table border="1" data-bbox="1433 317 2561 1940"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]</td> <td>土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部河川課</td> </tr> <tr> <td>災害危険箇所の指定 [国、県]</td> <td>「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施</td> <td>建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域の対策 [市]</td> <td>住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]</td> <td>「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強</td> <td>総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課	災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課	土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課																															
災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課																															
土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助等の支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課																															
土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置等情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項等について住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課																															
災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課																															
土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課																															
土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。 ○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課																															

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄																																	
		化及び注意呼びかけ ○避難指示等の具体的な基準、伝達方法等を明確にした避難計画の策定	消防局警防課		化及び注意呼びかけ ○避難指示等の具体的な基準、伝達方法等を明確にした避難計画の策定	消防局警防課																																		
	宅地災害防止に関する指導・監督 [市]	都市計画法、建築基準法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ○宅地造成等による開発許可・建築確認の審査及び施工に対する指導・監督 ○大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表	建設部建築指導課 総務部危機管理防災課	宅地災害防止に関する指導・監督 [市]	都市計画法、建築基準法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ○宅地造成等による開発許可・建築確認の審査及び施工に対する指導・監督	建設部建築指導課																																		
	地すべり防止対策 [市]	地すべりが発生しやすい降雨期や融雪期等を重点とし、住民との協力による防災パトロール等を行い、災害を未然に防ぐよう体制を整備する。	建設部河川課 農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課	地すべり防止 [市]	地すべりが発生しやすい降雨期や融雪期等を重点とし、住民との協力による防災パトロール等を行い、災害を未然に防ぐよう体制を整備する。	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課																																		
	治山対策 [国、県、市]	山地の森林保水機能を高め、下流域の水害防止、山地土砂の流出、溪床堆積物の移動、河岸の浸食を防止する。 ○保安林の指定	農林部森林いのしか対策課	治山対策 [国、県、市]	山地の森林保水機能を高め、下流域の水害防止、山地土砂の流出、溪床堆積物の移動、河岸の浸食を防止する。 ○保安林の指定	農林部森林整備課																																		
震-予-36	第24節 防災都市計画			第24節 防災都市計画			震-57 その他																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市の不燃化促進 [市]</td> <td>木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定</td> <td>都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備課</td> </tr> <tr> <td>延焼遮断帯等の確保・整備 [市]</td> <td>市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全</td> <td>都市整備部都市計画課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備課</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]</td> <td>狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。</td> <td>都市整備部市街地整備課</td> </tr> <tr> <td>都市防災構造化対策 [市]</td> <td>密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備</td> <td>都市整備部 都市整備部市街地整備課</td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域内の災害に対する防災対策 [市]</td> <td>立地適正化計画(防災指針)に基づき、居住誘導区域内の災害リスク別に課題を抽出し、防災まちづくりの具体的な取組や実施体制を構築し、防災・減災対策に取り組む。</td> <td>都市整備部都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	都市の不燃化促進 [市]	木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定	都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備課	延焼遮断帯等の確保・整備 [市]	市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全	都市整備部都市計画課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備課	土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]	狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。	都市整備部市街地整備課	都市防災構造化対策 [市]	密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備	都市整備部 都市整備部市街地整備課	居住誘導区域内の災害に対する防災対策 [市]	立地適正化計画(防災指針)に基づき、居住誘導区域内の災害リスク別に課題を抽出し、防災まちづくりの具体的な取組や実施体制を構築し、防災・減災対策に取り組む。	都市整備部都市計画課			<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市の不燃化促進 [市]</td> <td>木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定</td> <td>都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備局</td> </tr> <tr> <td>延焼遮断帯等の確保・整備 [市]</td> <td>市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全</td> <td>都市整備部都市政策課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備局</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]</td> <td>狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。</td> <td>都市整備部市街地整備局</td> </tr> <tr> <td>都市防災構造化対策 [市]</td> <td>密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備</td> <td>都市整備部 都市整備部市街地整備局</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	都市の不燃化促進 [市]	木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定	都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備局	延焼遮断帯等の確保・整備 [市]	市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全	都市整備部都市政策課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備局	土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]	狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。	都市整備部市街地整備局	都市防災構造化対策 [市]	密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備	都市整備部 都市整備部市街地整備局			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																						
都市の不燃化促進 [市]	木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定	都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備課																																						
延焼遮断帯等の確保・整備 [市]	市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全	都市整備部都市計画課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備課																																						
土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]	狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。	都市整備部市街地整備課																																						
都市防災構造化対策 [市]	密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備	都市整備部 都市整備部市街地整備課																																						
居住誘導区域内の災害に対する防災対策 [市]	立地適正化計画(防災指針)に基づき、居住誘導区域内の災害リスク別に課題を抽出し、防災まちづくりの具体的な取組や実施体制を構築し、防災・減災対策に取り組む。	都市整備部都市計画課																																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																						
都市の不燃化促進 [市]	木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定	都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備局																																						
延焼遮断帯等の確保・整備 [市]	市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全	都市整備部都市政策課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備局																																						
土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]	狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。	都市整備部市街地整備局																																						
都市防災構造化対策 [市]	密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備	都市整備部 都市整備部市街地整備局																																						

No.	新	旧	備考欄																											
震-予-37	<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 一般建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の耐震化の促進 [市]</td> <td>「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○耐震化に向けた周知・啓発活動の推進</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>家庭における倒壊・落下防止対策 [市]</td> <td>各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>安全な土地利用の推進 [市]</td> <td>国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○がけ地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	建物の耐震化の促進 [市]	「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○耐震化に向けた周知・啓発活動の推進	建設部建築指導課	家庭における倒壊・落下防止対策 [市]	各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR	総務部危機管理防災課	安全な土地利用の推進 [市]	国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○ がけ 地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 一般建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の耐震化の促進 [市]</td> <td>「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○地震防災マップや広報等による耐震化に向けた周知・啓発活動の推進</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>家庭における倒壊・落下防止対策 [市]</td> <td>各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>安全な土地利用の推進 [市]</td> <td>国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○崖地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○液状化危険度マップにより、地震時に起こる液状化の危険性を周知 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認</td> <td>総務部危機管理防災課 建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	建物の耐震化の促進 [市]	「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○ 地震防災マップや広報等による耐震化に向けた周知・啓発活動の推進	建設部建築指導課	家庭における倒壊・落下防止対策 [市]	各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR	総務部危機管理防災課	安全な土地利用の推進 [市]	国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○ 崖 地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○ 液状化危険度マップにより、地震時に起こる液状化の危険性を周知 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	震-58 その他			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
建物の耐震化の促進 [市]	「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○耐震化に向けた周知・啓発活動の推進	建設部建築指導課																												
家庭における倒壊・落下防止対策 [市]	各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR	総務部危機管理防災課																												
安全な土地利用の推進 [市]	国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○ がけ 地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課																												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
建物の耐震化の促進 [市]	「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○ 地震防災マップや広報等による耐震化に向けた周知・啓発活動の推進	建設部建築指導課																												
家庭における倒壊・落下防止対策 [市]	各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR	総務部危機管理防災課																												
安全な土地利用の推進 [市]	国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○ 崖 地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討 ○ 液状化危険度マップにより、地震時に起こる液状化の危険性を周知 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課																												
震-予-38	<p>第3 落下物・ブロック塀等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中・高層建築物の落下防止等 [市]</td> <td>長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>不適格ブロック塀等の改善指導 [市]</td> <td>小学校周辺道路沿いを中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○施工関係業界団体等との連携による啓発</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>公共施設の生け垣化等推進 [市]</td> <td>小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進</td> <td>各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>屋外広告物(看板等)の落下防止等 [市]</td> <td>長野市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の落下防止対策を行う。</td> <td>都市整備部まちづくり課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	中・高層建築物の落下防止等 [市]	長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。	建設部建築指導課	不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	小学校周辺道路沿い を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○施工関係業界団体等との連携による 啓発	建設部建築指導課	公共施設の生け垣化等推進 [市]	小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進	各施設所管課	屋外広告物(看板等)の落下防止等 [市]	長野市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の落下防止対策を行う。	都市整備部まちづくり課	<p>第3 落下物・ブロック塀等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中・高層建築物の落下防止等 [市]</td> <td>長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>不適格ブロック塀等の改善指導 [市]</td> <td>指定緊急避難場所周辺の道路を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○(一社)長野県建築士会、施工関係業界団体等との連携協議による指導</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> <tr> <td>公共施設の生け垣化等推進 [市]</td> <td>小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進</td> <td>各施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	中・高層建築物の落下防止等 [市]	長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。	建設部建築指導課	不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	指定緊急避難場所周辺の道路 を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○ (一社)長野県建築士会、施工関係業界団体等との連携協議による指導	建設部建築指導課	公共施設の生け垣化等推進 [市]	小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進	各施設所管課	震-59 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
中・高層建築物の落下防止等 [市]	長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。	建設部建築指導課																												
不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	小学校周辺道路沿い を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○施工関係業界団体等との連携による 啓発	建設部建築指導課																												
公共施設の生け垣化等推進 [市]	小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進	各施設所管課																												
屋外広告物(看板等)の落下防止等 [市]	長野市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の落下防止対策を行う。	都市整備部まちづくり課																												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																												
中・高層建築物の落下防止等 [市]	長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。 ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。	建設部建築指導課																												
不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	指定緊急避難場所周辺の道路 を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。 ○個別の実態調査の促進 ○ (一社)長野県建築士会、施工関係業界団体等との連携協議による指導	建設部建築指導課																												
公共施設の生け垣化等推進 [市]	小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。 ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進	各施設所管課																												

No.	新	旧	備考欄																					
	<p>○屋外広告物の許可更新時に安全点検報告を義務付け、安全な広告物の普及を図る。 ○所有者等に屋外広告物の適正な維持管理を行うよう周知する。</p>																							
震-予-39	<p>第26節 道路及び橋りょう災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]</td> <td>震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> <tr> <td>通行規制実施体制の整備 [道路管理者、警察署]</td> <td>道路管理者、警察等は、あらかじめ特別警報発令時等において通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。 また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。 また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</td> <td>建設部監理課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]	震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備	建設部道路課 建設部維持課	通行規制実施体制の整備 [道路管理者、警察署]	道路管理者、警察等は、あらかじめ特別警報発令時等において通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。 また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。 また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。	建設部監理課	<p>第26節 道路及び橋りょう災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]</td> <td>震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備</td> <td>建設部道路課 建設部維持課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]	震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備	建設部道路課 建設部維持課	震-60 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]	震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備	建設部道路課 建設部維持課																						
通行規制実施体制の整備 [道路管理者、警察署]	道路管理者、警察等は、あらかじめ特別警報発令時等において通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。 また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。 また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。	建設部監理課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]	震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。 ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備	建設部道路課 建設部維持課																						
震-予-40	<p>第27節 河川施設等災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川・排水路の整備促進 [国、県、市]</td> <td>環境・治水・安全面等を考慮した、河川・排水路の整備を促進する。</td> <td>建設部河川課</td> </tr> <tr> <td>総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]</td> <td>中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上 ○国及び県管理河川における水位計・ライブカメラ等の増設の促進</td> <td>建設部河川課 農林部農地整備課</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策の推進 [市]</td> <td>都市河川流域では、雨水渠計画による排水路整備を推進するとともに、雨水の一時貯留により流域の保水・遊水機能を高め、河川への急激な雨水の流出を抑制することにより、河川の氾濫を防止する。</td> <td>建設部河川課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	河川・排水路の整備促進 [国、県、市]	環境・治水・安全面等を考慮した、河川・排水路の整備を促進する。	建設部河川課	総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]	中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上 ○国及び県管理河川における水位計・ライブカメラ等の増設の促進	建設部河川課 農林部農地整備課	流域治水対策の推進 [市]	都市河川流域では、雨水渠計画による排水路整備を推進するとともに、雨水の一時貯留により流域の保水・遊水機能を高め、河川への急激な雨水の流出を抑制することにより、河川の氾濫を防止する。	建設部河川課	<p>第27節 河川施設等災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川・排水路の整備促進 [国、県、市]</td> <td>環境・治水・安全面などを考慮した、河川・排水路の整備を促進する。</td> <td>建設部河川課</td> </tr> <tr> <td>総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]</td> <td>千曲川本川の水位が極めて高い場合の中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 また、内水ハザードマップを作成し、公表する。 《浸水想定区域公表対象河川》 国管理河川…千曲川・犀川（両郡橋下流）（2河川） 長野県管理河川…犀川（両郡橋上流）・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川（13河川） ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上</td> <td>建設部河川課 農林部農業土木課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	河川・排水路の整備促進 [国、県、市]	環境・治水・安全面などを考慮した、河川・排水路の整備を促進する。	建設部河川課	総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]	千曲川本川の水位が極めて高い場合の中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 また、内水ハザードマップを作成し、公表する。 《浸水想定区域公表対象河川》 国管理河川…千曲川・犀川（両郡橋下流）（2河川） 長野県管理河川…犀川（両郡橋上流）・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川（13河川） ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上	建設部河川課 農林部農業土木課	震-61 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
河川・排水路の整備促進 [国、県、市]	環境・治水・安全面等を考慮した、河川・排水路の整備を促進する。	建設部河川課																						
総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]	中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上 ○国及び県管理河川における水位計・ライブカメラ等の増設の促進	建設部河川課 農林部農地整備課																						
流域治水対策の推進 [市]	都市河川流域では、雨水渠計画による排水路整備を推進するとともに、雨水の一時貯留により流域の保水・遊水機能を高め、河川への急激な雨水の流出を抑制することにより、河川の氾濫を防止する。	建設部河川課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
河川・排水路の整備促進 [国、県、市]	環境・治水・安全面などを考慮した、河川・排水路の整備を促進する。	建設部河川課																						
総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]	千曲川本川の水位が極めて高い場合の中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 また、内水ハザードマップを作成し、公表する。 《浸水想定区域公表対象河川》 国管理河川…千曲川・犀川（両郡橋下流）（2河川） 長野県管理河川…犀川（両郡橋上流）・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川（13河川） ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上	建設部河川課 農林部農業土木課																						

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新			旧			備考欄
	<p>河川・水路等の補修維持 [市]</p>	<p>○雨水貯留浸透施設等の設置推進 ○宅地開発等での雨水調整池等設置の指導</p> <p>毎出水期前に出水対策の計画を立て、次の事業を実施する。 ○河川・水路の浚渫 ○水抜・暗渠等の呑口のさらい ○石積みの抜け石補修 ○洗堀防止</p>	<p>建設部維持課 農林部農地整備課</p>	<p>流域治水対策の推進 [市]</p>	<p>○ため池ハザードマップの作成検討</p> <p>都市河川流域では、雨水渠計画による排水路整備を推進するとともに、雨水の一時貯留により流域の保水・遊水機能を高め、河川への急激な雨水の流出を抑制することにより、河川の氾濫を防止する。 ○雨水貯留施設等の設置推進 ○宅地開発等での雨水調整池等設置の指導</p>	<p>建設部河川課</p>	
	<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立 [市、施設管理者]</p>	<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 また、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局予防課</p>	<p>河川・水路等の補修維持 [市]</p>	<p>毎出水期前に出水対策の計画を立て、次の事業を実施する。 ○河川・水路の浚渫 ○水抜・暗渠等の呑口のさらい ○石積みの抜け石補修 ○洗堀防止</p>	<p>建設部維持課 農林部農業土木課</p>	
				<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立 [市、施設管理者]</p>	<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 また、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局予防課</p>	
<p>震-予-41</p>	<p>第28節 ため池災害予防計画</p>			<p>第28節 ため池災害予防計画</p>			<p>震-62 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>
	<p>計画名 [計画主体] ため池への措置 [市、ため池管理者]</p>	<p>計画内容 ○ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認する。 ○農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を促進する。 ただし、治水部局から治水利用の要請があった場合は、移管について協議する。 ○「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。 ○ため池管理者との緊急連絡網を作成する。 ○豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。 また、豪雨に対する対策として、豪雨時に空き容量を確保するため、容量に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</p>	<p>担当部課 農林部農地整備課建設部河川課</p>	<p>計画名 [計画主体] ため池への措置 [市、ため池管理者]</p>	<p>計画内容 ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。 また、必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</p>	<p>担当部課 農林部農業土木課</p>	
	<p>ため池ハザードマップの作成 [市]</p>	<p>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p>	<p>農林部農地整備課</p>	<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立 [市、施設管理者]</p>	<p>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 また、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課</p>	

No.	新	旧	備考欄																														
震-予-42	<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制の整備 [市]</td> <td>出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立</td> <td>農林部農地整備課 農林部農業政策課</td> </tr> <tr> <td>用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]</td> <td>被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。</td> <td>農林部農地整備課</td> </tr> <tr> <td>予防技術対策の周知 [県、市]</td> <td>災害による農作物被害の軽減を図るため、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</td> <td>農林部農業政策課</td> </tr> <tr> <td>林産物の災害予防 [市]</td> <td>森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</td> <td>農林部森林いのしか対策課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	警戒体制の整備 [市]	出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立	農林部 農地整備課 農林部農業政策課	用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]	被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。	農林部 農地整備課	予防技術対策の周知 [県、市]	災害による農作物被害の軽減を図るため、農業 農村支援 センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。	農林部農業政策課	林産物の災害予防 [市]	森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、 事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。	農林部 森林いのしか対策課	<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制の整備 [市]</td> <td>出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立</td> <td>農林部農業土木課 農林部農業政策課</td> </tr> <tr> <td>用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]</td> <td>被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。</td> <td>農林部農業土木課</td> </tr> <tr> <td>予防技術対策の周知 [県、市]</td> <td>災害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</td> <td>農林部農業政策課</td> </tr> <tr> <td>林産物の災害予防 [市]</td> <td>森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。</td> <td>農林部森林整備課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	警戒体制の整備 [市]	出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立	農林部 農業土木課 農林部農業政策課	用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]	被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。	農林部 農業土木課	予防技術対策の周知 [県、市]	災害による農作物被害の軽減を図るため、農業 改良普及 センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。	農林部農業政策課	林産物の災害予防 [市]	森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において 安全パトロールを実施する。	農林部 森林整備課	震-63 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
警戒体制の整備 [市]	出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立	農林部 農地整備課 農林部農業政策課																															
用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]	被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。	農林部 農地整備課																															
予防技術対策の周知 [県、市]	災害による農作物被害の軽減を図るため、農業 農村支援 センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。	農林部農業政策課																															
林産物の災害予防 [市]	森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、 事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。	農林部 森林いのしか対策課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
警戒体制の整備 [市]	出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の確立	農林部 農業土木課 農林部農業政策課																															
用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]	被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の計画的な整備を推進する。	農林部 農業土木課																															
予防技術対策の周知 [県、市]	災害による農作物被害の軽減を図るため、農業 改良普及 センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。	農林部農業政策課																															
林産物の災害予防 [市]	森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において 安全パトロールを実施する。	農林部 森林整備課																															
震-予-43	<p>第31節 二次災害の予防計画</p> <p>災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災予防 [市]</td> <td>木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>二次災害防止 [市]</td> <td>大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備</td> <td>農林部農地整備課 農林部森林いのしか対策課 建設部 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>危険物施設等の二次災害防止 [市]</td> <td>災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する</td> <td>消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]</td> <td>大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(公社)長野県建築士会ながの支部、更級支部への応急危険度判定士の要請及び受入れ体制整備 ○活動本部の運営体制整備 ○判定機材等の備蓄</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	火災予防 [市]	木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。	消防局	二次災害防止 [市]	大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備	農林部 農地整備課 農林部 森林いのしか対策課 建設部 消防局警防課	危険物施設等の二次災害防止 [市]	災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する	消防局予防課	応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]	大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(公社)長野県建築士会 ながの 支部、更級支部への応急危険度判定士の要請 及び 受入れ 体制整備 ○活動本部の 運営体制整備 ○判定機材等の備蓄	建設部建築指導課	<p>第31節 二次災害の予防計画</p> <p>災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災予防 [市]</td> <td>木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>二次災害防止 [市]</td> <td>大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備</td> <td>農林部農業土木課 農林部森林整備課 建設部 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>危険物施設等の二次災害防止 [市]</td> <td>災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する</td> <td>消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]</td> <td>大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(一社)長野県建築士会長野支部及び更級支部への応急危険度判定士の要請、受入れ、活動本部の運営等の具体化検討 ○判定機材等の備蓄推進</td> <td>建設部建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	火災予防 [市]	木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。	消防局	二次災害防止 [市]	大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備	農林部 農業土木課 農林部 森林整備課 建設部 消防局警防課	危険物施設等の二次災害防止 [市]	災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する	消防局予防課	応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]	大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(一社)長野県建築士会 長野 支部 及び 更級支部への応急危険度判定士の要請、受入れ、 活動本部の運営等の具体化検討 ○判定機材等の備蓄 推進	建設部建築指導課	震-65 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
火災予防 [市]	木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。	消防局																															
二次災害防止 [市]	大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備	農林部 農地整備課 農林部 森林いのしか対策課 建設部 消防局警防課																															
危険物施設等の二次災害防止 [市]	災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する	消防局予防課																															
応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]	大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(公社)長野県建築士会 ながの 支部、更級支部への応急危険度判定士の要請 及び 受入れ 体制整備 ○活動本部の 運営体制整備 ○判定機材等の備蓄	建設部建築指導課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
火災予防 [市]	木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。	消防局																															
二次災害防止 [市]	大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備	農林部 農業土木課 農林部 森林整備課 建設部 消防局警防課																															
危険物施設等の二次災害防止 [市]	災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する	消防局予防課																															
応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]	大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○(一社)長野県建築士会 長野 支部 及び 更級支部への応急危険度判定士の要請、受入れ、 活動本部の運営等の具体化検討 ○判定機材等の備蓄 推進	建設部建築指導課																															

No.	新	旧	備考欄																																				
震-予-44																																							
	<h3>第3 2節 防災知識普及計画</h3>	<h3>第3 2節 防災知識普及計画</h3>	震-66																																				
	<p>「<u>自らの命は自らが守る。</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及・徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p><u>また、「自分は被害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)」を克服する等、必要な知識を学べるよう、実践的な防災教育を実施する。</u></p>	<p>「<u>自分の命は、自分で守る。</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及・徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p>	長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災広報 [市]</td> <td>広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページ・<u>防災アプリ</u>への掲載</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</td> </tr> <tr> <td>家庭での防災備蓄 [市、住民]</td> <td>住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>防災イベントの開催 [市]</td> <td>防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>防災教育 [市]</td> <td>学校教育、生涯学習等において地域の<u>災害リスクに基づいた</u>防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催 ○<u>マイ・タイムラインの普及</u></td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>職員に対する防災教育 [市]</td> <td>各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災広報 [市]	広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページ・ <u>防災アプリ</u> への掲載	総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	家庭での防災備蓄 [市、住民]	住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。	総務部危機管理防災課	防災イベントの開催 [市]	防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施	総務部危機管理防災課 消防局予防課	防災教育 [市]	学校教育、生涯学習等において地域の <u>災害リスクに基づいた</u> 防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催 ○ <u>マイ・タイムラインの普及</u>	総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課	職員に対する防災教育 [市]	各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を	各部課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災広報 [市]</td> <td>広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページへの掲載</td> <td>総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</td> </tr> <tr> <td>家庭での防災備蓄 [市、住民]</td> <td>住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>防災イベントの開催 [市]</td> <td>防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>防災教育 [市]</td> <td>学校教育、生涯学習等において地域の防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>職員に対する防災教育 [市]</td> <td>各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を目的とした教育を行う。 ○応急対策マニュアルについての役割分担検討</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災広報 [市]	広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページへの掲載	総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	家庭での防災備蓄 [市、住民]	住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。	総務部危機管理防災課	防災イベントの開催 [市]	防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施	総務部危機管理防災課 消防局予防課	防災教育 [市]	学校教育、生涯学習等において地域の防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催	総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課	職員に対する防災教育 [市]	各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を目的とした教育を行う。 ○応急対策マニュアルについての役割分担検討	各部課	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																					
防災広報 [市]	広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページ・ <u>防災アプリ</u> への掲載	総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所																																					
家庭での防災備蓄 [市、住民]	住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。	総務部危機管理防災課																																					
防災イベントの開催 [市]	防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施	総務部危機管理防災課 消防局予防課																																					
防災教育 [市]	学校教育、生涯学習等において地域の <u>災害リスクに基づいた</u> 防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催 ○ <u>マイ・タイムラインの普及</u>	総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課																																					
職員に対する防災教育 [市]	各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を	各部課																																					
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																					
防災広報 [市]	広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。 ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページへの掲載	総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所																																					
家庭での防災備蓄 [市、住民]	住民は、最低3日分(可能な限り1週間分)の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。	総務部危機管理防災課																																					
防災イベントの開催 [市]	防災関係機関と連携し、市民防火の日(毎月7日)、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。 ○施設見学会(消防署)、講演会(災害のしくみ、防災情報の解説等)等の開催 ○講習会(消火、救命等)の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施	総務部危機管理防災課 消防局予防課																																					
防災教育 [市]	学校教育、生涯学習等において地域の防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。 ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催	総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課																																					
職員に対する防災教育 [市]	各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を目的とした教育を行う。 ○応急対策マニュアルについての役割分担検討	各部課																																					

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄																																	
	<p>目的とした教育を行う。 ○応急対策マニュアルについての役割分担検討 ○防災講演会、講習会等への職員の参加促進</p>	<p>○防災講演会、講習会等への職員の参加促進</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="246 352 543 384">計画名 [計画主体]</th> <th data-bbox="543 352 1092 384">計画内容</th> <th data-bbox="1092 352 1374 384">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 390 543 730"> 防火知識、防火意識の向上 [県、市] </td> <td data-bbox="543 390 1092 730"> 各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導 </td> <td data-bbox="1092 390 1374 730"> 消防局予防課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 737 543 905"> 土砂災害防止のための啓発活動 [県、市] </td> <td data-bbox="543 737 1092 905"> 土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。 </td> <td data-bbox="1092 737 1374 905"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 911 543 1079"> 災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社] </td> <td data-bbox="543 911 1092 1079"> 住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知 </td> <td data-bbox="1092 911 1374 1079"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1085 543 1421"> 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市] </td> <td data-bbox="543 1085 1092 1421"> 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう <u>地図情報その他の方法により</u> 公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 </td> <td data-bbox="1092 1085 1374 1421"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1428 543 1938"> <u>その他、災害時に備えるための防災意識の向上[市]</u> </td> <td data-bbox="543 1428 1092 1938"> <u>市民が災害に備えるために、日頃から取り組む防災対策の普及を図り、防災意識の向上を図る。</u> <u>(以下は、普及啓発の事項の例)</u> ○最低でも3日分（可能な限り1週間分程度）の備蓄や非常持出袋の準備等呼びかける。 ○避難所へのペット同行避難や、避難所での飼養に関する準備等について、周知する。 ○的確な自己の避難判断（正常性バイアス等の克服）ができるよう、防災意識啓発に取り組む。 ○避難先（指定避難所、安全な親戚知人宅、ホテル等）、避難経路の確認を呼びかける。 ○避難行動要支援者の安否確認、支援等 ○地域での自主防災活動の支援等 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、地域の危険性などを周知する。 </td> <td data-bbox="1092 1428 1374 1938"> 総務部危機管理防災課 各部課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防火知識、防火意識の向上 [県、市]	各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導	消防局予防課	土砂災害防止のための啓発活動 [県、市]	土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。	総務部危機管理防災課	災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社]	住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知	総務部危機管理防災課	大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市]	過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう <u>地図情報その他の方法により</u> 公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	総務部危機管理防災課	<u>その他、災害時に備えるための防災意識の向上[市]</u>	<u>市民が災害に備えるために、日頃から取り組む防災対策の普及を図り、防災意識の向上を図る。</u> <u>(以下は、普及啓発の事項の例)</u> ○最低でも3日分（可能な限り1週間分程度）の備蓄や非常持出袋の準備等呼びかける。 ○避難所へのペット同行避難や、避難所での飼養に関する準備等について、周知する。 ○的確な自己の避難判断（正常性バイアス等の克服）ができるよう、防災意識啓発に取り組む。 ○避難先（指定避難所、安全な親戚知人宅、ホテル等）、避難経路の確認を呼びかける。 ○避難行動要支援者の安否確認、支援等 ○地域での自主防災活動の支援等 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、地域の危険性などを周知する。	総務部危機管理防災課 各部課	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1433 285 1730 317">計画名 [計画主体]</th> <th data-bbox="1730 285 2279 317">計画内容</th> <th data-bbox="2279 285 2561 317">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1433 323 1730 659"> 防火知識、防火意識の向上 [県、市] </td> <td data-bbox="1730 323 2279 659"> 各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導 </td> <td data-bbox="2279 323 2561 659"> 消防局予防課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 665 1730 833"> 土砂災害防止のための啓発活動 [県、市] </td> <td data-bbox="1730 665 2279 833"> 土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。 </td> <td data-bbox="2279 665 2561 833"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 840 1730 1008"> 災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社] </td> <td data-bbox="1730 840 2279 1008"> 住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知 </td> <td data-bbox="2279 840 2561 1008"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 1014 1730 1356"> 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市] </td> <td data-bbox="1730 1014 2279 1356"> 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 </td> <td data-bbox="2279 1014 2561 1356"> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防火知識、防火意識の向上 [県、市]	各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導	消防局予防課	土砂災害防止のための啓発活動 [県、市]	土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。	総務部危機管理防災課	災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社]	住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知	総務部危機管理防災課	大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市]	過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	総務部危機管理防災課	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																		
防火知識、防火意識の向上 [県、市]	各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導	消防局予防課																																		
土砂災害防止のための啓発活動 [県、市]	土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。	総務部危機管理防災課																																		
災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社]	住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知	総務部危機管理防災課																																		
大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市]	過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう <u>地図情報その他の方法により</u> 公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	総務部危機管理防災課																																		
<u>その他、災害時に備えるための防災意識の向上[市]</u>	<u>市民が災害に備えるために、日頃から取り組む防災対策の普及を図り、防災意識の向上を図る。</u> <u>(以下は、普及啓発の事項の例)</u> ○最低でも3日分（可能な限り1週間分程度）の備蓄や非常持出袋の準備等呼びかける。 ○避難所へのペット同行避難や、避難所での飼養に関する準備等について、周知する。 ○的確な自己の避難判断（正常性バイアス等の克服）ができるよう、防災意識啓発に取り組む。 ○避難先（指定避難所、安全な親戚知人宅、ホテル等）、避難経路の確認を呼びかける。 ○避難行動要支援者の安否確認、支援等 ○地域での自主防災活動の支援等 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、地域の危険性などを周知する。	総務部危機管理防災課 各部課																																		
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																		
防火知識、防火意識の向上 [県、市]	各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。 ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導	消防局予防課																																		
土砂災害防止のための啓発活動 [県、市]	土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。 ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。	総務部危機管理防災課																																		
災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社]	住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知	総務部危機管理防災課																																		
大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市]	過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	総務部危機管理防災課																																		

No.	新	旧	備考欄																														
震-予-45	<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>災害時における行動の確認、防災関係機関、住民及び企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した（地震の場合は規模を含む。）防災訓練を実施する。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="246 504 1374 1260"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災対策要員の訓練 [市]</td> <td>防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練</td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> <tr> <td>公共施設等の消防訓練 [市]</td> <td>小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等</td> <td>各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]</td> <td>市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○避難所開設・運営訓練の実施 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>非常招集訓練 [市]</td> <td>職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災対策要員の訓練 [市]	防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練	総務部危機管理防災課 各部課	公共施設等の消防訓練 [市]	小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等	各施設所管課	総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]	市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○避難所開設・運営訓練の実施 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施	総務部危機管理防災課 消防局警防課	非常招集訓練 [市]	職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課	<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>災害発生時における行動の確認、防災関係機関、住民及び企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した（地震の場合は規模を含む。）防災訓練を実施する。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1433 504 2561 1228"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災対策要員の訓練 [市]</td> <td>防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練</td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> <tr> <td>公共施設等の消防訓練 [市]</td> <td>小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等</td> <td>各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]</td> <td>市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>非常招集訓練 [市]</td> <td>職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災対策要員の訓練 [市]	防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練	総務部危機管理防災課 各部課	公共施設等の消防訓練 [市]	小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等	各施設所管課	総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]	市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施	総務部危機管理防災課 消防局警防課	非常招集訓練 [市]	職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課	震-68 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
防災対策要員の訓練 [市]	防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練	総務部危機管理防災課 各部課																															
公共施設等の消防訓練 [市]	小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等	各施設所管課																															
総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]	市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○避難所開設・運営訓練の実施 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施	総務部危機管理防災課 消防局警防課																															
非常招集訓練 [市]	職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
防災対策要員の訓練 [市]	防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練	総務部危機管理防災課 各部課																															
公共施設等の消防訓練 [市]	小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等	各施設所管課																															
総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]	市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施	総務部危機管理防災課 消防局警防課																															
非常招集訓練 [市]	職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課																															
震-予-46	<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、長野市災害廃棄物処理計画を見直し、広域処理体制についても整備を図る。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="246 1564 1374 1911"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物の発生への対応 [市]</td> <td>大量の災害廃棄物の発生に備え、国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画等、災害教訓に基づき、「長野市災害廃棄物処理計画」の見直しを図る。 当該計画には、災害廃棄物の仮置場の確保及び運用方針、一般廃棄物の処理を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について具体的に示す。 なお、災害廃棄物は一般廃棄物であり、自区内処理を原則とすることから、県内関係団体との連携・協力等について検討するとともに、災害廃棄物は莫大な量にな</td> <td>環境部</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害廃棄物の発生への対応 [市]	大量の災害廃棄物の発生に備え、 国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画等、災害教訓に基づき、「長野市災害廃棄物処理計画」の見直しを図る。 当該計画には、災害廃棄物の仮置場の確保及び運用方針、一般廃棄物の処理を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について具体的に示す。 なお、災害廃棄物は一般廃棄物であり、自区内処理を原則とすることから、県内関係団体との連携・協力等について検討するとともに、災害廃棄物は莫大な量にな	環境部	<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1433 1533 2561 1911"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物の発生への対応 [市]</td> <td>大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ○災害廃棄物処理計画の整備・点検</td> <td>環境部</td> </tr> <tr> <td>データの保存及びバックアップ [市]</td> <td>あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害廃棄物の発生への対応 [市]	大量の災害廃棄物の発生に備え、 大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ○災害廃棄物処理計画の整備・点検	環境部	データの保存及びバックアップ [市]	あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。	各部課	震-69 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
災害廃棄物の発生への対応 [市]	大量の災害廃棄物の発生に備え、 国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画等、災害教訓に基づき、「長野市災害廃棄物処理計画」の見直しを図る。 当該計画には、災害廃棄物の仮置場の確保及び運用方針、一般廃棄物の処理を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について具体的に示す。 なお、災害廃棄物は一般廃棄物であり、自区内処理を原則とすることから、県内関係団体との連携・協力等について検討するとともに、災害廃棄物は莫大な量にな	環境部																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
災害廃棄物の発生への対応 [市]	大量の災害廃棄物の発生に備え、 大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ○災害廃棄物処理計画の整備・点検	環境部																															
データの保存及びバックアップ [市]	あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。	各部課																															

No.	新	旧	備考欄																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="246 216 507 321"></td> <td data-bbox="507 216 1092 321"> <p><u>る場合は災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域処理を速やかに実施するため、図上演習等を通じて体制の整備に努める。</u></p> </td> <td data-bbox="1092 216 1374 321"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 321 507 489">データの保存及びバックアップ [市]</td> <td data-bbox="507 321 1092 489"> <p>あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。</p> </td> <td data-bbox="1092 321 1374 489">各部課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 489 507 867">罹災証明書の発行体制の整備 [市]</td> <td data-bbox="507 489 1092 867"> <p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入態勢の構築</u>等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u> <u>さらに、罹災証明の申請に必要となる住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める。</u></p> </td> <td data-bbox="1092 489 1374 867">総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課</td> </tr> </table>		<p><u>る場合は災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域処理を速やかに実施するため、図上演習等を通じて体制の整備に努める。</u></p>		データの保存及びバックアップ [市]	<p>あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。</p>	各部課	罹災証明書の発行体制の整備 [市]	<p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入態勢の構築</u>等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u> <u>さらに、罹災証明の申請に必要となる住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める。</u></p>	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1433 216 1685 415">罹災証明書の発行体制の整備 [市]</td> <td data-bbox="1685 216 2279 415"> <p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める<u>など</u>、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> </td> <td data-bbox="2279 216 2561 415">総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課</td> </tr> </table>	罹災証明書の発行体制の整備 [市]	<p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める<u>など</u>、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課							
	<p><u>る場合は災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域処理を速やかに実施するため、図上演習等を通じて体制の整備に努める。</u></p>																				
データの保存及びバックアップ [市]	<p>あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。</p>	各部課																			
罹災証明書の発行体制の整備 [市]	<p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入態勢の構築</u>等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u> <u>さらに、罹災証明の申請に必要となる住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める。</u></p>	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課																			
罹災証明書の発行体制の整備 [市]	<p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める<u>など</u>、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課																			
震-予-47	<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>災害時に、被害の防止又は軽減のためには、<u>地域における自主防災組織の組織的な活動</u>が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="246 1182 543 1213">計画名 [計画主体]</th> <th data-bbox="543 1182 1092 1213">計画内容</th> <th data-bbox="1092 1182 1374 1213">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 1213 543 1654">自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</td> <td data-bbox="543 1213 1092 1654"> <p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性、<u>障がい者、高齢者</u>等多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p> </td> <td data-bbox="1092 1213 1374 1654">消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1654 543 1833">一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</td> <td data-bbox="543 1654 1092 1833"> <p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p> </td> <td data-bbox="1092 1654 1374 1833">総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性、<u>障がい者、高齢者</u>等多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p>	消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課	一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は軽減のためには、<u>住民の自主的な防災活動</u>が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 <u>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</u> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1433 1213 1730 1245">計画名 [計画主体]</th> <th data-bbox="1730 1213 2279 1245">計画内容</th> <th data-bbox="2279 1213 2561 1245">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1433 1245 1730 1759">自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</td> <td data-bbox="1730 1245 2279 1759"> <p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 <u>○自主防災組織の一層の活性化を図るため、連絡協議会の結成促進</u> ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性<u>など</u>多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p> </td> <td data-bbox="2279 1245 2561 1759">消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1433 1759 1730 1940">一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</td> <td data-bbox="1730 1759 2279 1940"> <p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p> </td> <td data-bbox="2279 1759 2561 1940">総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 <u>○自主防災組織の一層の活性化を図るため、連絡協議会の結成促進</u> ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性<u>など</u>多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p>	消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課	一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所	震-70 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性、<u>障がい者、高齢者</u>等多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p>	消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課																			
一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所																			
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																			
自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 <u>○自主防災組織の一層の活性化を図るため、連絡協議会の結成促進</u> ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性<u>など</u>多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</p>	消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課																			
一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所																			

No.	新			旧			備考欄												
	<p>自主防災活動用冊子の見直し、配布 [市]</p>	<p>必要に応じて「自主防災活動の手引き」を見直し、自主防災組織の長を中心としたコミュニティ内の防災強化策を検討し、活動用冊子を作成して自主防災組織の長等に配布する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課</p>	<p>自主防災活動用冊子の見直し、配布 [市]</p>	<p>必要に応じて「自主防災活動の手引き」を見直し、自主防災組織の長を中心としたコミュニティ内の防災強化策を検討し、活動用冊子を作成して自主防災組織の長等に配布する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課</p>													
	<p>地区内の相互協力体制の強化 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</p>	<p>各地区内の地域組織間の交流を活性化し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、商工会、民生・児童委員、交番・駐在所等による組織間の相互連携を促して、高齢者、外国人、観光客、要配慮者利用施設入所者等の避難支援を図る。</p>	<p>消防局予防課 消防局警防課 総務部危機管理防災課 <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部 保健所健康課 商工観光部観光振興課</p>	<p>地区内の相互協力体制の強化 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</p>	<p>各地区内の地域組織間の交流を活性化し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、商工会、民生・児童委員、交番・駐在所等による組織間の相互連携を促して、高齢者、外国人、観光客、要配慮者利用施設入所者等の避難支援を図る。</p>	<p>消防局予防課 消防局警防課 総務部危機管理防災課 <u>企画政策部秘書課国際室</u> 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部 保健所健康課 商工観光部観光振興課</p>													
	<p>地区防災訓練の実施 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</p>	<p>自主防災組織主催により、地区内の消火・救出活動、風水害・土砂災害時の警戒・避難活動について定期的に訓練を行う。 ○防災マップ、防災カルテ、各種ハザードマップの活用 ○<u>消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、民生・児童委員等の参加による防災訓練の実施を支援する。</u></p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課</p>	<p>地区防災訓練の実施 [市、自主防災組織・住民自治協議会]</p>	<p>自主防災組織主催により、地区内の消火・救出活動、風水害・土砂災害時の警戒・避難活動について定期的に訓練を行う。 ○防災マップ、防災カルテ、各種ハザードマップの活用 ○<u>消防署、消防団による防災訓練を企画・運営支援し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、民生・児童委員等の参加による防災訓練の実施に努める。</u></p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課</p>													
	<p>防災指導員の育成 [市]</p>	<p>平常時における地区内の防災対策を検討し、また、災害時にはリーダー的役割を果たす「防災指導員」を育成する。</p>	<p>消防局警防課 総務部危機管理防災課</p>	<p>防災指導員の育成 [市]</p>	<p>平常時における地区内の防災対策を検討し、また、災害発生時にはリーダー的役割を果たす「防災指導員」を育成する。</p>	<p>消防局警防課 総務部危機管理防災課</p>													
震-予-48	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等、多岐にわたる役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時における事業継続計画（BCP）を策定するとともに、重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等</u>の防災活動の推進が必要となる。 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災計画の見直し [市、事業者]</td> <td>市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災計画の見直し [市、事業者]	市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布	総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる<u>企業の果たす</u>役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する<u>などの</u>防災活動の推進が必要となる。 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災計画の見直し [市、事業者]</td> <td>市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布</td> <td>総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	防災計画の見直し [市、事業者]	市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布	総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課	<p>震-72 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
防災計画の見直し [市、事業者]	市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布	総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課																	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
防災計画の見直し [市、事業者]	市は、事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布	総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課																	

No.	新	旧	備考欄																					
	<table border="1"> <tr> <td>自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]</td> <td>市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導</td> <td>消防局予防課 各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>事業所の防災力の向上 [市、事業者]</td> <td>市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。</td> <td>商工観光部 消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>防災訓練等への参加促進 [市]</td> <td>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</td> <td>商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局</td> </tr> </table>	自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]	市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導	消防局予防課 各施設所管課	事業所の防災力の向上 [市、事業者]	市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。	商工観光部 消防局予防課	防災訓練等への参加促進 [市]	企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局	<table border="1"> <tr> <td>自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]</td> <td>市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導</td> <td>消防局予防課 各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>事業所の防災力の向上 [市、事業者]</td> <td>市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。</td> <td>商工観光部 消防局予防課</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の警戒避難計画策定 [市、要配慮者利用施設の所有者・管理者]</td> <td><u>要配慮者利用施設の所有者・管理者は、地震時の避難、洪水・土砂災害に対する警戒避難についての避難確保計画の策定に努め、要配慮者への安全確保に十分備える。</u> ○警戒避難行動マニュアルの策定、訓練 ○入所者、通所者への避難行動の周知、訓練 ○要配慮者搬送のための応援協定の締結</td> <td>保健福祉部 各施設所管課</td> </tr> <tr> <td>防災訓練等への参加促進 [市]</td> <td>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</td> <td>商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局</td> </tr> </table>	自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]	市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導	消防局予防課 各施設所管課	事業所の防災力の向上 [市、事業者]	市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。	商工観光部 消防局予防課	要配慮者利用施設の警戒避難計画策定 [市、要配慮者利用施設の所有者・管理者]	<u>要配慮者利用施設の所有者・管理者は、地震時の避難、洪水・土砂災害に対する警戒避難についての避難確保計画の策定に努め、要配慮者への安全確保に十分備える。</u> ○警戒避難行動マニュアルの策定、訓練 ○入所者、通所者への避難行動の周知、訓練 ○要配慮者搬送のための応援協定の締結	保健福祉部 各施設所管課	防災訓練等への参加促進 [市]	企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局	
自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]	市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導	消防局予防課 各施設所管課																						
事業所の防災力の向上 [市、事業者]	市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。	商工観光部 消防局予防課																						
防災訓練等への参加促進 [市]	企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局																						
自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]	市は、消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導	消防局予防課 各施設所管課																						
事業所の防災力の向上 [市、事業者]	市は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。	商工観光部 消防局予防課																						
要配慮者利用施設の警戒避難計画策定 [市、要配慮者利用施設の所有者・管理者]	<u>要配慮者利用施設の所有者・管理者は、地震時の避難、洪水・土砂災害に対する警戒避難についての避難確保計画の策定に努め、要配慮者への安全確保に十分備える。</u> ○警戒避難行動マニュアルの策定、訓練 ○入所者、通所者への避難行動の周知、訓練 ○要配慮者搬送のための応援協定の締結	保健福祉部 各施設所管課																						
防災訓練等への参加促進 [市]	企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局																						
震-予-49	<h3>第37節 ボランティア活動の環境整備</h3> <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った<u>ボランティア団体、NPO、NGO等</u>の災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u></td> <td>保健福祉部福祉政策課 <u>総務部危機管理防災課各部課</u></td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体等とのネットワークの形成 [市]</td> <td><u>ボランティア団体、NPO等とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る</td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u>	保健福祉部福祉政策課 <u>総務部危機管理防災課各部課</u>	ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	ボランティア団体等とのネットワークの形成 [市]	<u>ボランティア団体、NPO等とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る	総務部危機管理防災課 各部課	<h3>第37節 ボランティア活動の環境整備</h3> <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]</td> <td>ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課	ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課	震-73 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練 <u>○行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</u>	保健福祉部福祉政策課 <u>総務部危機管理防災課各部課</u>																						
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																						
ボランティア団体等とのネットワークの形成 [市]	<u>ボランティア団体、NPO等とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u> ○意見交換の場づくり ○自立的に機能を発揮できる体制の整備 ○平時からボランティア団体等と連携を図る	総務部危機管理防災課 各部課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課																						
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課																						
震-予-50	<h3>第38節 保健衛生等計画</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				<h3>第38節 保健衛生等計画</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課				震-74 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 その他									
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																						

No.	新	旧	備考欄																														
	<table border="1"> <tr> <td>災害時のし尿処理体制の整備 [市]</td> <td>上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレ（簡易水洗型仮設トイレ）の調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討 ○事前の配備計画及び配備計画に基づく備蓄管理等の検討</td> <td>環境部生活環境課 環境部衛生センター</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設の災害対策 [市]</td> <td>廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討</td> <td>環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部資源再生センター 環境部衛生センター</td> </tr> <tr> <td>防疫（感染症）対策 [市]</td> <td>防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討</td> <td>保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]</td> <td>警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討</td> <td>保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課</td> </tr> <tr> <td>埋火葬処理体制の強化 [市]</td> <td>大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討</td> <td>保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課</td> </tr> </table>	災害時のし尿処理体制の整備 [市]	上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレ（簡易水洗型仮設トイレ）の調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討 ○事前の配備計画及び配備計画に基づく備蓄管理等の検討	環境部生活環境課 環境部衛生センター	廃棄物処理施設の災害対策 [市]	廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討	環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部資源再生センター 環境部衛生センター	防疫（感染症）対策 [市]	防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討	保健所健康課	検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]	警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課	埋火葬処理体制の強化 [市]	大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課	<table border="1"> <tr> <td>災害時のし尿処理体制の整備 [市]</td> <td>上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレの調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討</td> <td>環境部生活環境課 環境部衛生センター</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設の災害対策 [市]</td> <td>廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討</td> <td>環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部清掃センター 環境部衛生センター</td> </tr> <tr> <td>防疫（感染症）対策 [市]</td> <td>防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討</td> <td>保健所健康課</td> </tr> <tr> <td>検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]</td> <td>警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討</td> <td>保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課</td> </tr> <tr> <td>埋火葬処理体制の強化 [市]</td> <td>大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討</td> <td>保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課</td> </tr> </table>	災害時のし尿処理体制の整備 [市]	上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレの調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討	環境部生活環境課 環境部衛生センター	廃棄物処理施設の災害対策 [市]	廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討	環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部清掃センター 環境部衛生センター	防疫（感染症）対策 [市]	防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討	保健所健康課	検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]	警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課	埋火葬処理体制の強化 [市]	大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課	
災害時のし尿処理体制の整備 [市]	上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレ（簡易水洗型仮設トイレ）の調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討 ○事前の配備計画及び配備計画に基づく備蓄管理等の検討	環境部生活環境課 環境部衛生センター																															
廃棄物処理施設の災害対策 [市]	廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討	環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部資源再生センター 環境部衛生センター																															
防疫（感染症）対策 [市]	防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討	保健所健康課																															
検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]	警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課																															
埋火葬処理体制の強化 [市]	大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課																															
災害時のし尿処理体制の整備 [市]	上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレの調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討	環境部生活環境課 環境部衛生センター																															
廃棄物処理施設の災害対策 [市]	廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討	環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部清掃センター 環境部衛生センター																															
防疫（感染症）対策 [市]	防疫（感染症）について、次の点に留意し、実施を図る。（感染症が発生した時点の対応） ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討	保健所健康課																															
検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]	警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課																															
埋火葬処理体制の強化 [市]	大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課																															
震-予-51	<h3>第40節 観光地の災害予防計画</h3> <p><u>本市には、年間で約1千万人を超える観光客が来訪しており、災害時には様々な混乱が想定される。そのため、観光客への災害対策として観光事業者、行政等による各種支援体制の整備を図る。</u> また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]</td> <td>観光地での災害に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。</td> <td>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td>観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]</td> <td>観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。</td> <td>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]	観光地での災害に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課	観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]	観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課	<h3>第40節 観光地の災害予防計画</h3> <p><u>観光地では、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、観光事業者、地域住民等による応援体制の整備を図る。</u> また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]</td> <td>観光地での災害発生時に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。</td> <td>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td>観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]</td> <td>観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。</td> <td>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]	観光地での災害発生時に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課	観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]	観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課	震-76 その他												
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]	観光地での災害に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課																															
観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]	観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課																															
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																															
連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]	観光地での災害発生時に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課																															
観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]	観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課																															

No.	新	旧	備考欄
	<p>外国人旅行者の安全確保策 [市]</p> <p>災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、<u>や多言語化、外国語によるHP、SNS等での情報提供</u>を推進する。 また、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制を整備する。</p> <p>観光案内所の機能強化 [市]</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。</p>	<p>外国人旅行者の安全確保策 [市]</p> <p>災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、<u>多言語化</u>を推進する。 また、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制を整備する。</p> <p>観光案内所の機能強化 [市]</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 <u>商工観光部観光振興課インバウンド・国際室</u> 商工観光部観光振興課</p> <p>総務部危機管理防災課 <u>企画政策部秘書課国際室</u> 商工観光部観光振興課</p> <p>総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課</p>

※参考 平成27年度の観光地別利用者実績数（上段：年間総数、下段：1日あたり平均）（削除）

区分	観光客数	県内・県外別		日帰り・宿泊別	
		県内	県外	日帰り客	延泊客
善光寺	12,288,800	5,629,800	6,659,000	9,686,400	2,602,400
	33,668	15,424	18,244	26,538	7,130
飯綱高原	1,200,200	876,700	323,500	944,000	256,200
	3,288	2,402	886	2,586	702
松代	776,000	191,200	584,800	639,400	136,600
	2,126	524	1,602	1,752	374
川中島	320,300	84,400	235,900	320,300	0
	878	231	646	878	0
篠ノ井	359,900	287,800	72,100	359,900	0
	986	788	198	986	0
戸隠高原	1,613,000	851,900	761,100	1,285,600	327,400
	4,419	2,334	2,085	3,522	897
鬼無里	99,800	14,000	85,800	92,000	7,800
	273	38	235	252	21
聖山高原	39,600	23,700	15,900	28,800	10,800
	108	65	44	79	30
豊野	102,400	92,200	10,200	102,400	0
	281	253	28	281	0
信州新町	157,900	110,700	47,200	149,100	8,800
	433	303	129	408	24
中条	50,500	35,300	15,200	42,500	8,000
	138	97	42	116	22
合計	17,008,400	8,197,700	8,810,700	13,650,400	3,358,000
	46,598	22,459	24,139	37,398	9,200

震-予-52

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
地区防災計画の作成推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会、事業者]	<u>地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の自発的な防災活動について定めた計画である。</u> <u>〇市は、自主防災組織等に対し、内閣府の「地区防災</u>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
地区防災計画の作成推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会、事業者]	<u>市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u> <u>〇地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</u> <u>〇内閣府の「地区防災計画作成ガイドライン」や長沼</u>	総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所

震-77
防災関係法令改正、防災基本計画等の修正
長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合

長野市地域防災計画【震災対策編 第2章 災害予防計画】新旧対照表

No.	新		旧		備考欄
		<p><u>計画作成ガイドライン」、他地区の作成事例等を紹介する等、地区防災計画の作成支援を行う。</u> <u>○市は、地区居住者等から地区防災計画の提案(提出)を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画(資料編)に位置付ける。</u> <u>※地区防災計画を作成した自主防災組織等の一覧は資料編を参照のこと。</u></p>		<p><u>地区防災計画などを自主防災組織等に紹介し、地区防災計画の作成を促進する。</u></p>	
			<p><u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</u> <u>また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>		

No.	新	旧	備考欄																								
震-応-1	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集</td> <td>総務部本部班・情報システム班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第2 概況調査</td> <td>総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部交通政策班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害調査</td> <td>総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害報告</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第5 通信体制の確保</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・情報システム班、消防部予防班	第2 概況調査	総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部交通政策班	第3 被害調査	総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班	第4 災害報告	総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第5 通信体制の確保	総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集</td> <td>総務部本部班・情報政策班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第2 概況調査</td> <td>総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、都市整備部交通政策班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害調査</td> <td>総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害報告</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第5 通信体制の確保</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・情報政策班、消防部予防班	第2 概況調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、都市整備部交通政策班	第3 被害調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班	第4 災害報告	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第5 通信体制の確保	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班	震-79 その他
項目	担当																										
第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・情報システム班、消防部予防班																										
第2 概況調査	総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部交通政策班																										
第3 被害調査	総務部総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班																										
第4 災害報告	総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																										
第5 通信体制の確保	総務部本部班・総務班・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班																										
項目	担当																										
第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・情報政策班、消防部予防班																										
第2 概況調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、都市整備部交通政策班																										
第3 被害調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班																										
第4 災害報告	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																										
第5 通信体制の確保	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班																										
震-応-2	<p>第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>1 地震情報</p> <p style="text-align: center;">〈気象庁及び長野地方気象台の発表する地震情報〉</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>地震情報（長周期地震動に関する観測情報）</u></td> <td><u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></td> </tr> </table> <p>2 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>総務部本部班は、<u>南海トラフ地震</u>に関連する情報が発表された場合は、市長への報告、各部班への伝達等を行い、住民等への広報や問合せに対応する。 なお、<u>南海トラフ地震</u>への対応は、第5章を参照する。</p> <p>4 気象情報 (2) 火災気象通報</p> <p style="text-align: center;">〈火災気象通報〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td><u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>地震情報（長周期地震動に関する観測情報）</u>	<u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>	区分	発表基準	火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>	<p>第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>1 地震情報</p> <p>2 東海地震に関連する情報</p> <p>総務部本部班は、<u>東海地震</u>に関連する情報が発表された場合は、市長への報告、各部班への伝達等を行い、住民等への広報や問合せに対応する。 なお、<u>東海地震</u>への対応は、第10章を参照する。</p> <p>4 気象情報 (2) 火災気象通報</p> <p style="text-align: center;">〈火災気象通報〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td><u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき</u> <u>○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき</u> <u>○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき</u> <u>○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき</u> <u>（降雨、降雪のときには通報しないことがある）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき</u> <u>○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき</u> <u>○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき</u> <u>○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき</u> <u>（降雨、降雪のときには通報しないことがある）</u>	震-80 その他														
<u>地震情報（長周期地震動に関する観測情報）</u>	<u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>																										
区分	発表基準																										
火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>																										
区分	発表基準																										
火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき</u> <u>○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき</u> <u>○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき</u> <u>○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき</u> <u>（降雨、降雪のときには通報しないことがある）</u>																										
		震-80 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正																									
		震-81 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																									

No.	新	旧	備考欄																																																												
震-応-3	<p>第2 概況調査</p> <p>1 情報の収集 地震発生直後から、総務部総務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、住民や防災関係機関からの通報、参集職員等の見聞情報を直ちに収集する。 企画政策部交通政策班は、必要に応じて市内における道路交通に関する情報を、交通管制センター、道路管理者、運送事業者等から収集し、通行可能な道路等について総務部総務班へ報告する。 (略) 総務部総務班は、総務部本部班と相互に連携を取り、各部及び関係機関等からの災害の状況、応急対策活動の実施状況を収集し、効果的な応急対策活動実施のための情報の総合化を図る。 (略)</p> <p>2 情報のとりまとめ・分析 市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、災害発生直後は1時間おきに、その後は毎日定時に総務部総務班へ報告する。 また、総務部総務班は市各部、関係機関に情報提供を求めるとともに、市全体のとりまとめを行い、本部長へ所定の様式により報告する。 なお、情報の空白、混乱がある地区は、地震被害予測図等を参考に、被害規模を推定する。</p>	<p>第2 概況調査</p> <p>1 情報の収集 地震発生直後から、総務部庶務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、住民や防災関係機関からの通報、参集職員等の見聞情報を直ちに収集する。 都市整備部交通政策班は、必要に応じて市内における道路交通に関する情報を、交通管制センター、道路管理者、運送事業者等から収集し、通行可能な道路等について総務部庶務班へ報告する。 (略) 総務部庶務班は、総務部本部班と相互に連携を取り、各部及び関係機関等からの災害の状況、応急対策活動の実施状況を収集し、効果的な応急対策活動実施のための情報の総合化を図る。 (略)</p> <p>2 情報のとりまとめ・分析 市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、災害発生直後は1時間おきに、その後は毎日定時に総務部庶務班へ報告する。 また、総務部庶務班は市各部、関係機関に情報提供を求めるとともに、市全体のとりまとめを行い、本部長へ所定の様式により報告する。 なお、情報の空白、混乱がある地区は、地震被害予測図等を参考に、被害規模を推定する。</p>	震-81 その他																																																												
	震-応-4	<p>第3 被害調査</p> <p>被害が軽微な場合の被害調査は、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班等が地区の被害調査を実施する。被害が大きく対応が困難な場合は、各部班、公共・公益施設の管理者が、次の分担により市内の個別の被害状況を調査する。 調査体制が不足する場合は、県地域振興局等に調査の協力を依頼する。 被害の判定基準は、被害種別認定基準による。 なお、被害が甚大で広域にわたる場合は、必要に応じて総務班が航空写真（又は航空写真等を判読した被害状況図）を入手し、市各部班、公共・公益施設の管理者等に配布し、調査計画を検討する。</p> <p style="text-align: center;">〈被害調査の分担と県への報告先〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査担当者(市への報告先)</th> <th>調査協力機関</th> <th>県への報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>総務部本部班</td> <td>県関係現地機関</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>総務部本部班、総務部総務班、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部総務班）</td> <td>県地域振興局</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難、避難指示等避難状況</td> <td>総務部本部班（⇒総務部総務班）</td> <td>県地域振興局</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）</td> <td>施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部総務班）</td> <td>県保健福祉事務所</td> <td>県保健福祉事務所（福祉課）</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>農林部各班（⇒総務部総務班）</td> <td>県農業農村支援センター、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、水産試験場、 農業協同組合</td> <td>県地域振興局（農地整備課）</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>農林部各班（⇒総務部総務班）</td> <td>県地域振興局、土地改良区</td> <td>県地域振興局（農地整備課）</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td></td> <td>森林組合</td> <td>県地域振興局（林務課）</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先	概況速報	総務部本部班	県関係現地機関	県地域振興局（総務管理課）	人的及び住家の被害	総務部本部班、総務部 総務班 、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）	高齢者等避難、避難指示等避難状況	総務部本部班（⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）	社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）	施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部 総務班 ）	県保健福祉事務所	県保健福祉事務所（福祉課）	農・畜・養蚕・水産業被害	農林部各班 （⇒総務部 総務班 ）	県農業農村支援センター、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、 水産試験場 、 農業協同組合	県地域振興局（ 農地整備課 ）	農地・農業用施設被害	農林部各班 （⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局、土地改良区	県地域振興局（農地整備課）	林業関係被害		森林組合	県地域振興局（林務課）	<p>第3 被害調査</p> <p>被害が軽微な場合の被害調査は、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班が地区の被害調査を実施する。 しかし、被害が大きく対応が困難な場合は、各部班、公共・公益施設の管理者が、次の分担により市内の個別の被害状況を調査する。 調査体制が不足する場合は、県地域振興局等に調査の協力を依頼する。 被害の判定基準は、被害種別認定基準による。 なお、被害が甚大で広域にわたる場合は、必要に応じて庶務班が航空写真（又は航空写真等を判読した被害状況図）を入手し、市各部班、公共・公益施設の管理者等に配布し、調査計画を検討する。</p> <p style="text-align: center;">〈被害調査の分担と県への報告先〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査担当者(市への報告先)</th> <th>調査協力機関</th> <th>県への報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>総務部本部班</td> <td>県関係現地機関</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>総務部本部班、総務部庶務班、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部庶務班）</td> <td>県地域振興局</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告</td> <td>総務部本部班（⇒総務部庶務班）</td> <td>県地域振興局</td> <td>県地域振興局（総務管理課）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）</td> <td>各施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部庶務班）</td> <td>県保健福祉事務所</td> <td>県保健福祉事務所（福祉課）</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班（⇒総務部庶務班）</td> <td>県地域振興局、県農業改良普及センター、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、 農業協同組合</td> <td>県地域振興局（農政課）</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班（⇒総務部庶務班）</td> <td>県地域振興局、土地改良区</td> <td>県地域振興局（農地整備課）</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先	概況速報	総務部本部班	県関係現地機関	県地域振興局（総務管理課）	人的及び住家の被害	総務部本部班、総務部 庶務班 、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）	避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告	総務部本部班（⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）	社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）	各 施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部 庶務班 ）	県保健福祉事務所	県保健福祉事務所（福祉課）	農・畜・養蚕・水産業被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 （⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局 、 県農業改良普及センター 、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、 農業協同組合	県地域振興局（ 農政課 ）	農地・農業用施設被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 （⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局、土地改良区	県地域振興局（農地整備課）
調査事項	調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先																																																												
概況速報	総務部本部班	県関係現地機関	県地域振興局（総務管理課）																																																												
人的及び住家の被害	総務部本部班、総務部 総務班 、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）																																																												
高齢者等避難、避難指示等避難状況	総務部本部班（⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）																																																												
社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）	施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部 総務班 ）	県保健福祉事務所	県保健福祉事務所（福祉課）																																																												
農・畜・養蚕・水産業被害	農林部各班 （⇒総務部 総務班 ）	県農業農村支援センター、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、 水産試験場 、 農業協同組合	県地域振興局（ 農地整備課 ）																																																												
農地・農業用施設被害	農林部各班 （⇒総務部 総務班 ）	県地域振興局、土地改良区	県地域振興局（農地整備課）																																																												
林業関係被害		森林組合	県地域振興局（林務課）																																																												
調査事項	調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先																																																												
概況速報	総務部本部班	県関係現地機関	県地域振興局（総務管理課）																																																												
人的及び住家の被害	総務部本部班、総務部 庶務班 、財政部市民税班・資産税班・収納班（⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）																																																												
避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告	総務部本部班（⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）																																																												
社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）	各 施設管理者（⇒保健福祉部、子ども未来部各班⇒総務部 庶務班 ）	県保健福祉事務所	県保健福祉事務所（福祉課）																																																												
農・畜・養蚕・水産業被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 （⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局 、 県農業改良普及センター 、 県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、 農業協同組合	県地域振興局（ 農政課 ）																																																												
農地・農業用施設被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 （⇒総務部 庶務班 ）	県地域振興局、土地改良区	県地域振興局（農地整備課）																																																												
			震-82 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																																																												

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新				旧				備考欄
	公共土木施設被害	建設部、都市整備部、 <u>農林部</u> 、上下水道部各班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	—	県建設事務所 * 県河川課	林業関係被害		森林組合	県地域振興局(林務課)	
	土砂災害等による被害			県建設事務所、県砂防事務所	公共土木施設被害	建設部、都市整備部、上下水道部各班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	—	県建設事務所 * 県河川課	
	都市施設被害	建設部、都市整備部、上下水道部各班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県建設事務所	県建設事務所、千曲川流域下水道事務所、 <u>県生活排水課</u>	土砂災害等による被害			県建設事務所、県砂防事務所	
	水道施設被害	上下水道部各班 (⇒上下水道部総務班⇒総務部 <u>総務班</u>)	県地域振興局 県企業局	県地域振興局(環境・ <u>廃棄物対策課</u>)、県水大気環境課	都市施設被害	建設部、都市整備部、上下水道部各班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県建設事務所	県建設事務所、千曲川流域下水道事務所	
	廃棄物処理施設被害	環境部各班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)、 <u>施設管理者</u>	県地域振興局	県資源循環推進課	水道施設被害	上下水道部各班 (⇒上下水道部総務班⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県地域振興局 県企業局	県地域振興局(環境課)、 県水大気環境課	
	感染症関係被害	保健所部健康班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	—	県保健・疾病対策課	廃棄物処理施設被害	環境部各班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県地域振興局	県 <u>廃棄物対策課</u>	
	医療施設関係被害	施設管理者 (⇒保健福祉部医療連携推進班、保健所部総務班⇒総務部 <u>総務班</u>)	県保健福祉事務所	県医療 <u>政策課</u>	感染症関係被害	保健所部健康班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	—	県保健・疾病対策課	
	商工関係被害	商工観光部各班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	県地域振興局、商工会議所、商工会	県地域振興局(商工観光課) * 県産業政策課	医療施設関係被害	<u>各施設管理者</u> (⇒保健福祉部医療連携推進班、保健所部総務班⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県保健福祉事務所	県医療 <u>推進課</u>	
	観光施設被害		県地域振興局	県地域振興局(商工観光課)	商工関係被害	商工観光部各班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県地域振興局、商工会議所、商工会	県地域振興局(商工観光課) * 県産業政策課	
	教育関係被害	市施設	文化スポーツ振興部スポーツ班、教育部総務班、学校教育部保健給食班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	県教育事務所 * 県教育委員会関係課	観光施設被害		県地域振興局	県地域振興局(商工観光課)	
		私立施設	施設管理者 (⇒教育部総務班⇒総務部 <u>総務班</u>)	県地域振興局(総務管理課) * 県 <u>私学振興課</u>	教育関係被害	市施設	文化スポーツ振興部スポーツ班、教育部総務班、学校教育部保健給食班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県教育事務所	県教育事務所 * 県教育委員会関係課
	市有財産被害	施設所管班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	—	県地域振興局(総務管理課)	私立施設	<u>各施設管理者</u> (⇒教育部総務班⇒総務部 <u>庶務班</u>)	—	県地域振興局(総務管理課) * 県 <u>情報公開・私学課</u>	
	公益事業関係被害	各ライフライン機関、各公共交通機関 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	県地域振興局	県危機管理防災課	市有財産被害	<u>各施設所管班</u> (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	—	県地域振興局(総務管理課)	
	火災速報	消防部予防班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	—	県地域振興局(総務管理課) 県危機管理防災課	公益事業関係被害	各ライフライン機関、各公共交通機関 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	県地域振興局	県危機管理防災課	
	危険物等の事故による被害	消防部予防班 (⇒総務部 <u>総務班</u>)	—		火災速報	消防部予防班 (⇒総務部 <u>庶務班</u>)	—	県地域振興局(総務管理課) 県危機管理防災課	
震-応-5	第4 災害報告 (2) 人的及び住家の被害状況報告(様式2号) <u>高齢者等避難</u> 、避難指示等 避難状況報告(様式2-1号)				第4 災害報告 (2) 人的及び住家の被害状況報告(様式2号) <u>避難準備情報・避難勧告</u> ・避難指示等 避難状況報告(様式2-1号)				震-84 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正
震-応-6	第4 災害報告 〈災害情報収集連絡系統図〉組織改編にあわせ、次の部署名を変更 市 <u>庶務課</u> → <u>総務課</u> <u>農業政策課</u> → <u>農業政策課</u> <u>森林整備課</u> → <u>森林いのしか対策課</u> <u>都市政策課</u> → <u>都市計画課</u> <u>産業政策課</u> → <u>商工労働課</u> 県 <u>長野地域振興局農政課</u> → <u>農地整備課</u> <u>長野地域振興局環境課</u> → <u>環境・廃棄物対策課</u>				第4 災害報告 〈災害情報収集連絡系統図〉組織改編にあわせ、次の部署名を変更 市 <u>庶務課</u> → <u>総務課</u> <u>農業政策課</u> → <u>農業政策課</u> <u>森林整備課</u> → <u>森林いのしか対策課</u> <u>都市政策課</u> → <u>都市計画課</u> <u>産業政策課</u> → <u>商工労働課</u> 県 <u>長野地域振興局農政課</u> → <u>農地整備課</u> <u>長野地域振興局環境課</u> → <u>環境・廃棄物対策課</u>				震-84 その他

No.	新	旧	備考欄																																												
震-応-7	<p><u>私学・高等教育課 → 私学振興課</u> <u>教育政策課 → 文化政策課</u></p> <p>第5 通信体制の確保</p> <p>1 通信機器の確保 指令の伝達及び報告は、原則としてFAX文書で行うこととし、電話機（無線機）ごとに担当者を指名して窓口の統一を図る。 停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。 また、無線機の貸出し等の管理を行う。 なお、必要に応じて信越総合通信局を経由して総務省重要無線室又は電気通信技術システム課あてに、MCA無線、簡易無線、衛星携帯電話、<u>災害対策用移動通信機器</u>、災害対策用移動電源車等の貸出について地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書等により依頼し、借り受ける。</p> <p style="text-align: center;">〈使用可能な通信施設〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な災害時通信手段</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有線</td> <td>災害時優先電話（NTT）</td> <td rowspan="2">一般回線が利用できない場合の連絡</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">無線</td> <td>衛星通信システム、県防災行政無線</td> <td>国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線、MCA無線、携帯電話</td> <td>市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td>消防無線</td> <td>消防の拠点施設、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td>水道MCA無線、<u>IP無線</u></td> <td>水道の拠点施設、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td>信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線</td> <td>他の通信手段が利用できないときの連絡</td> </tr> <tr> <td>口頭</td> <td>伝令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な災害時通信手段		備考	有線	災害時優先電話（NTT）	一般回線が利用できない場合の連絡		無線	衛星通信システム、県防災行政無線	国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡	市防災行政無線、MCA無線、携帯電話	市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡	消防無線	消防の拠点施設、現場との連絡	水道MCA無線、 <u>IP無線</u>	水道の拠点施設、現場との連絡	信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線	他の通信手段が利用できないときの連絡	口頭	伝令		<p><u>私学・高等教育課 → 私学振興課</u> <u>教育政策課 → 文化政策課</u></p> <p>第5 通信体制の確保</p> <p>1 通信機器の確保 指令の伝達及び報告は、原則としてFAX文書で行うこととし、電話機（無線機）ごとに担当者を指名して窓口の統一を図る。 停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。 また、無線機の貸出し等の管理を行う。 なお、必要に応じて信越総合通信局を経由して総務省重要無線室又は電気通信技術システム課あてに、MCA無線、簡易無線、衛星携帯電話、災害対策用移動電源車の貸出について地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書等により依頼し、借り受ける。</p> <p style="text-align: center;">〈使用可能な通信施設〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な災害時通信手段</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有線</td> <td>災害時優先電話（NTT）</td> <td rowspan="2">一般回線が利用できない場合の連絡</td> </tr> <tr> <td><u>非常通話・緊急通話（NTT）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">無線</td> <td>衛星通信システム、県防災行政無線</td> <td>国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線、MCA無線、携帯電話、<u>応急復旧用無線電話（NTT）</u></td> <td>市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td>消防無線</td> <td>消防の拠点施設、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td>水道MCA無線</td> <td>水道の拠点施設、現場との連絡</td> </tr> <tr> <td><u>孤立対策用無線（該当地区）</u></td> <td><u>支所と孤立集落との連絡（簡易無線）</u></td> </tr> <tr> <td>信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線</td> <td>他の通信手段が利用できないときの連絡</td> </tr> <tr> <td>口頭</td> <td>伝令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な災害時通信手段		備考	有線	災害時優先電話（NTT）	一般回線が利用できない場合の連絡	<u>非常通話・緊急通話（NTT）</u>	無線	衛星通信システム、県防災行政無線	国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡	市防災行政無線、MCA無線、携帯電話、 <u>応急復旧用無線電話（NTT）</u>	市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡	消防無線	消防の拠点施設、現場との連絡	水道MCA無線	水道の拠点施設、現場との連絡	<u>孤立対策用無線（該当地区）</u>	<u>支所と孤立集落との連絡（簡易無線）</u>	信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線	他の通信手段が利用できないときの連絡	口頭	伝令		震-89 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
主な災害時通信手段		備考																																													
有線	災害時優先電話（NTT）	一般回線が利用できない場合の連絡																																													
無線	衛星通信システム、県防災行政無線	国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡																																													
	市防災行政無線、MCA無線、携帯電話	市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡																																													
	消防無線	消防の拠点施設、現場との連絡																																													
	水道MCA無線、 <u>IP無線</u>	水道の拠点施設、現場との連絡																																													
	信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線	他の通信手段が利用できないときの連絡																																													
口頭	伝令																																														
主な災害時通信手段		備考																																													
有線	災害時優先電話（NTT）	一般回線が利用できない場合の連絡																																													
	<u>非常通話・緊急通話（NTT）</u>																																														
無線	衛星通信システム、県防災行政無線	国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡																																													
	市防災行政無線、MCA無線、携帯電話、 <u>応急復旧用無線電話（NTT）</u>	市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡																																													
	消防無線	消防の拠点施設、現場との連絡																																													
	水道MCA無線	水道の拠点施設、現場との連絡																																													
	<u>孤立対策用無線（該当地区）</u>	<u>支所と孤立集落との連絡（簡易無線）</u>																																													
信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線	他の通信手段が利用できないときの連絡																																														
口頭	伝令																																														
	<p>2 通信の運用</p> <p>(1) 防災行政無線・MCA無線の運用の原則 防災行政無線・MCA無線の運用は、総務部本部班が実施する。</p> <p>(2) 消防無線の運用の原則 消防部通信指令班は、消火、救助・救出活動のための通信連絡を目的として、消防無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、積極的に情報の収集・伝達に努める。</p> <p>(3) 水道MCA無線の運用の原則 上下水道部総務班は、給水活動又は上・下水道施設の応急復旧活動のための通信連絡を目的として、水道MCA無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、給水活動に係る情報の収集・伝達に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 通信の運用</p> <p>(1) 防災行政無線・MCA無線の運用の原則 防災行政無線・MCA無線の運用は、総務部本部班が実施する。</p> <p>(2) 消防無線の運用の原則 消防部通信指令班は、消火、救助・救出活動のための通信連絡を目的として、消防無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、積極的に情報の収集・伝達に努める。</p> <p>(3) 水道MCA無線の運用の原則 上下水道部総務班は、給水活動又は上・下水道施設の応急復旧活動のための通信連絡を目的として、水道MCA無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、給水活動に係る情報の収集・伝達に努める。</p> <p><u>(4) 孤立対策用無線の運用の原則</u> <u>孤立対策用無線が設置された支所は、有線系通信が遮断し、集落が孤立した場合の通信連絡を目的として、集落との間で孤立対策用無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、安否確認、応急復旧活動に係る情報の収集・伝達に努める。</u></p> <p>(略)</p>	震-90 その他																																												
震-応-8	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 職員の動員配備</td> <td>総務部本部班・情報システム班・職員班</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策本部の設置</td> <td>総務部本部班・<u>総務班</u>・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・</td> </tr> <tr> <td>第3 災害対策本部の運営</td> <td>公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報システム班・職員班	第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・ <u>総務班</u> ・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・	第3 災害対策本部の運営	公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局	<p>第2節 非常参集職員の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 職員の動員配備</td> <td>総務部本部班・情報政策班・職員班</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策本部の設置</td> <td>総務部本部班・<u>庶務班</u>・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設</td> </tr> <tr> <td>第3 災害対策本部の運営</td> <td>マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班	第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・ <u>庶務班</u> ・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設	第3 災害対策本部の運営	マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政	震-91 その他																												
項目	担当																																														
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報システム班・職員班																																														
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・ <u>総務班</u> ・情報システム班・職員研修所班・行政DX推進班・																																														
第3 災害対策本部の運営	公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局																																														
項目	担当																																														
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班																																														
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・ <u>庶務班</u> ・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設																																														
第3 災害対策本部の運営	マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政																																														

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新		旧		備考欄																																								
		班、企画政策部秘書班		策部秘書班																																									
	第4	災害対策本部の廃止	第4	災害対策本部の廃止																																									
	第5	災害対策の適用範囲	第5	災害対策の適用範囲																																									
	第6	災害警戒本部の設置	第6	災害警戒本部の設置																																									
	第7	災害警戒本部の運営	第7	災害警戒本部の運営																																									
	第8	災害警戒本部の廃止	第8	災害警戒本部の廃止																																									
震-応-9	<p>第1 職員の動員配備</p> <p>1 初動体制</p> <p>地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。</p> <p style="text-align: center;">〈配備基準（震災）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>配備区分</th> <th>発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)</th> <th>配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意</td> <td>警戒準備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条) 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき</td> <td>被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>第1配備</td> <td>1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)を発表したとき</td> <td>災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等)</td> </tr> <tr> <td>非常</td> <td>第2配備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発生したとき</td> <td>災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上</td> </tr> <tr> <td>非常</td> <td>第3配備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき</td> <td>災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動発令とは、対象となる情報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。 (略)</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市保健医療本部を設置し、保健医療活動を指揮統括する。</p>		態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢	注意	警戒準備	1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条) 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員	警戒	第1配備	1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)を発表したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等)	非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上	非常	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員	<p>第1 職員の動員配備</p> <p>1 初動体制</p> <p>地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。</p> <p style="text-align: center;">〈配備基準（震災）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>配備区分</th> <th>発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)</th> <th>配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意</td> <td>警戒準備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条)</td> <td>被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>第1配備</td> <td>1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき</td> <td>災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など)</td> </tr> <tr> <td>非常</td> <td>第2配備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発表したとき</td> <td>災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上</td> </tr> <tr> <td>非常</td> <td>第3配備</td> <td>1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき</td> <td>災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動発令とは、対象となる情報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。 (略)</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。 長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置</p>		態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢	注意	警戒準備	1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条)	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員	警戒	第1配備	1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など)	非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が 発表 したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上	非常	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員	震-91 その他
態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢																																										
注意	警戒準備	1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条) 2 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員																																										
警戒	第1配備	1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき 3 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)を発表したとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等)																																										
非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上																																										
非常	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員																																										
態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢																																										
注意	警戒準備	1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条)	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員																																										
警戒	第1配備	1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員(広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など)																																										
非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が 発表 したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上																																										
非常	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員																																										

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄																												
	長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。	し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。																													
震-応-10	<p>第2 災害対策本部の設置</p> <p>1 設置基準 (略)</p> <p>なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">〈市長の代行順位〉</th> </tr> <tr> <td>第1順位 危機管理防災監</td> <td>第2順位 副市長 <u>(総務部担当を上位とする)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 設置の通知 災害対策本部を設置した場合、危機管理防災監は、早急に、職員、住民、県（危機管理部危機管理防災課）、防災関係機関等にその旨を周知する。 <u>併せて、全庁体制で災害対応を行うとともに、職員は災害対策本部の一員として行動を開始するよう、職員の意識の切り替えを指示する。</u></p>	〈市長の代行順位〉		第1順位 危機管理防災監	第2順位 副市長 <u>(総務部担当を上位とする)</u>	<p>第2 災害対策本部の設置</p> <p>1 設置基準 (略)</p> <p>なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">〈市長の代行順位〉</th> </tr> <tr> <td>第1順位 危機管理防災監</td> <td>第2順位 副市長</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 設置の通知 災害対策本部を設置した場合、危機管理防災監は、早急に、職員、住民、県（危機管理部危機管理防災課）、防災関係機関等にその旨を周知する。</p>	〈市長の代行順位〉		第1順位 危機管理防災監	第2順位 副市長	震-93 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等																				
〈市長の代行順位〉																															
第1順位 危機管理防災監	第2順位 副市長 <u>(総務部担当を上位とする)</u>																														
〈市長の代行順位〉																															
第1順位 危機管理防災監	第2順位 副市長																														
震-応-11	<p>第3 災害対策本部の運営</p> <p style="text-align: center;">〈本部会議の概要〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>本部会議の開催</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部会議の構成員</td> <td>○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者</td> <td>○副本部長 ○本部員</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td colspan="2">○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td colspan="2">○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td colspan="2">○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 <u>○庁内体制及び庁内応援に関する事</u> ○その他災害対策の重要事項に関する事</td> </tr> </table>	本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部会議の構成員	○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	○副本部長 ○本部員	事務局	○総務部本部班		報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項		協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 <u>○庁内体制及び庁内応援に関する事</u> ○その他災害対策の重要事項に関する事		<p>第3 災害対策本部の運営</p> <p style="text-align: center;">〈本部会議の概要〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>本部会議の開催</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部会議の構成員</td> <td>○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者</td> <td>○副本部長 ○本部員</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td colspan="2">○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td colspan="2">○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td colspan="2">○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事</td> </tr> </table>	本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部会議の構成員	○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	○副本部長 ○本部員	事務局	○総務部本部班		報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項		協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事		震-94 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																														
本部会議の構成員	○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	○副本部長 ○本部員																													
事務局	○総務部本部班																														
報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																														
協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 <u>○庁内体制及び庁内応援に関する事</u> ○その他災害対策の重要事項に関する事																														
本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																														
本部会議の構成員	○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	○副本部長 ○本部員																													
事務局	○総務部本部班																														
報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																														
協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事																														

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄																								
	<p>4 専門チームの編成 <u>本部長は、災害対策を円滑かつ的確に実施するため、関係する部局（班）で横断的に専門チームを編成し、情報の共有、方針の決定、調整等のオペレーションを協力して実施する。</u> <u>専門チームの構成員は、関係する班から1名以上の要員を動員する。</u> <u>なお、専門チームの種類、構成及び設置は、本部長が指示する。</u></p> <p>5 防災関係機関との情報連絡 総務部総務班は、県、防災関係機関との連絡窓口、責任者を相互に定め、各機関が把握している被害状況、応急対策の実施状況等を相互に連絡し、情報を共有する。 (略)</p>	<p>4 防災関係機関との情報連絡 総務部庶務班は、県、防災関係機関との連絡窓口、責任者を相互に定め、各機関が把握している被害状況、応急対策の実施状況等を相互に連絡し、情報を共有する。</p> <p>(略)</p>	<p>震-94 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等</p>																								
	<p>9 緊急時の支所長の権限 支所長は、災害対策上緊急を要する次の事項を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈支所長の権限〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○支所災害対応支援職員への参集指示</td> <td>○職員の支援要請</td> </tr> <tr> <td>○応急対策の指揮</td> <td>○災害対策本部・各部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>○自主避難を促す</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○避難指示等発令の意見具申</td> <td>○関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請</td> </tr> </tbody> </table>	〈支所長の権限〉		○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請	○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整	○自主避難を促す		○避難指示等発令の意見具申	○関係機関との連絡調整	○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請		<p>8 緊急時の支所長の権限 支所長は、災害対策上緊急を要する次の事項を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈支所長の権限〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○支所災害対応支援職員への参集指示</td> <td>○職員の支援要請</td> </tr> <tr> <td>○応急対策の指揮</td> <td>○災害対策本部・各部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>○自主避難を促す</td> <td>○高齢者等避難の発表</td> </tr> <tr> <td>○避難指示等の意見具申</td> <td>○関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請</td> </tr> </tbody> </table>	〈支所長の権限〉		○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請	○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整	○自主避難を促す	○高齢者等避難の発表	○避難指示等の意見具申	○関係機関との連絡調整	○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請		<p>震-95 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正</p>
〈支所長の権限〉																											
○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請																										
○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整																										
○自主避難を促す																											
○避難指示等発令の意見具申	○関係機関との連絡調整																										
○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請																											
〈支所長の権限〉																											
○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請																										
○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整																										
○自主避難を促す	○高齢者等避難の発表																										
○避難指示等の意見具申	○関係機関との連絡調整																										
○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請																											

No.	新	旧	備考欄
震-応-12 第5 災害対策の適用範囲			震-96 その他

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

2 各部及び各班業務分掌表			2 各部及び各班業務分掌表			震-97~104 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課 題等 その他
企画政策部	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> 見舞い者及び災害視察者の応接に関する事 本部長及び副本部長の秘書に関する事 他市町村、他機関からの援助申出に関する事 国、関係機関の情報収集に関する事 	企画政策部	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> 見舞い者及び災害視察者の応接に関する事 本部長及び副本部長の秘書に関する事 他市町村、他機関からの援助申出に関する事 国、関係機関の情報収集に関する事 	
	企画班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 応急公用負担の事務に関する事 応援要請に伴う県及び他市町村等の職員の受入れに関する事 		企画班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 応急公用負担に関する事 応援要請に伴う県及び他市町村等の職員の受入れに関する事 	
	広報広聴班	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の広報に関する事 写真、ビデオ等による災害の記録に関する事 報道機関との連絡調整に関する事 		広報広聴班	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の広報に関する事 写真、ビデオ等による災害の記録に関する事 報道機関との連絡調整に関する事 	
	交通政策班	<ul style="list-style-type: none"> 交通災害応急対策に関する事 交通情報の収集及び伝達に関する事 		交通政策班	<ul style="list-style-type: none"> 交通災害応急対策に関する事 交通情報の収集及び伝達に関する事 	
財政部	財政班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 災害応急対策と災害復旧における財政措置に関する事 	財政部	財政班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 災害応急対策と災害復旧における財政措置に関する事 	
	契約班	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資及び災害用資機(器)材の調達に関する事 		契約班	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資及び災害用資機(器)材の調達に関する事 	
	市民税班	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害調査、罹災証明書の交付に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 		市民税班	<ul style="list-style-type: none"> 資産税班、収納班の所管業務の支援に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 	
	資産税班	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害調査及び罹災証明書の交付の総括に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 		資産税班	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の被災調査、台帳作成及び罹災証明発行に関する事 収納班の所管業務の支援に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 	
	収納班	<ul style="list-style-type: none"> 資産税班の所管業務の支援に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 		収納班	<ul style="list-style-type: none"> 資産税班の所管業務の支援に関する事 被災証明の発行に関する事 避難所開設・運営に関する事 (教育部の所管業務の支援) 	
地域・市民生活部	地域活動支援班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 部内人員の調整及び応援依頼に関する事 本部班の所管業務の支援に関する事 第1地区から第5地区の災害情報の収集及び伝達に関する事 第1地区から第5地区の被害状況の調査及び報告に関する事 第1地区から第5地区の関係機関等との連絡調整に関する事 第1地区から第5地区の災害応急対策と災害復旧に関する事 第1地区から第5地区の災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事 	地域・市民生活部	地域活動支援班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 部内人員の調整及び応援依頼に関する事 本部班の所管業務の支援に関する事 第1地区から第5地区の災害情報の収集及び伝達に関する事 第1地区から第5地区の被害状況の調査及び報告に関する事 第1地区から第5地区の関係機関等との連絡調整に関する事 第1地区から第5地区の災害応急対策と災害復旧に関する事 第1地区から第5地区の災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事 	
	支所班	<ul style="list-style-type: none"> 所管区域の災害情報の収集及び伝達に関する事 被害状況の調査及び報告に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 災害応急対策と災害復旧に関する事 災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事 		支所班	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集及び伝達に関する事 被害状況の調査及び報告に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 災害応急対策と災害復旧に関する事 災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事 	
	市民窓口班	<ul style="list-style-type: none"> 食料の確保及び供給に関する事 遺体の搬送及び埋火葬に関する事 被災者の避難先の把握に関する事 		市民窓口班	<ul style="list-style-type: none"> 食料の確保及び供給に関する事 遺体の搬送及び埋火葬に関する事 被災者の避難先の把握に関する事 	
	人権・男女共同参画班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容、検案、安置及び引渡しに関する事 福祉避難所の運営に関する事 		人権・男女共同参画班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容、検案、安置及び引渡しに関する事 福祉避難所の運営に関する事 	
保健福祉部	福祉政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 被災者生活再建支援金の申請、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事 社会福祉団体との連絡調整に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 避難行動要支援者の支援に関する事 避難行動要支援者に係る安否情報のとりまとめと報告に関する事 福祉避難所の設置、運営に関する事 	保健福祉部	福祉政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 被災者生活再建支援金の申請、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事 社会福祉団体との連絡調整に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 避難行動要支援者の支援及び災害情報のとりまとめと報告に関する事 	

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

長野市保健所部	生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> 被服、寝具等生活必需品の確保と供給に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事 	長野市保健所部	生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の設置、運営に関する事 被服、寝具等生活必需品の確保と供給に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事
	高齢者活躍支援班	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事 		高齢者活躍支援班	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事
	地域包括ケア推進班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事 		地域包括ケア推進班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事
	介護保険班	<ul style="list-style-type: none"> 義援物資の受領及び保管に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事 		介護保険班	<ul style="list-style-type: none"> 義援物資の受領及び保管に関する事 災害義援金の受領及び配分に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事
	障害福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事 		障害福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事
	医療連携推進班	<ul style="list-style-type: none"> 市直営診療所における被災者の看護及び応急救護に関する事 災害義援金の受領及び配分に関する事 		医療連携推進班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の看護及び応急救護に関する連絡調整に関する事
	国民健康保険班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬送、収容、検案、安置、引渡し及び埋火葬の総括に関する事 		国民健康保険班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬送、収容、検案、安置、引渡し及び埋火葬の総括に関する事
	総務班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 医療の確保に関する事 救急医療品及び衛生材料の確保に関する事 保健医療本部の設置、運営に関する事 		総務班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 医療の確保に関する事 救急医療品及び衛生材料の確保に関する事 医療救護本部の設置、運営に関する事
	健康班	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設及び管理運営の総括に関する事 避難所における医療救護、健康管理に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 被災者のこころのケア、感染症等の予防に関する事 助産に関する事 		健康班	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設及び管理運営の総括に関する事 避難所における医療救護、健康管理に関する事 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 被災者のこころのケア、感染症等の予防に関する事 助産に関する事
	食品生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する事 毒物及び劇物に関する事 死亡獣畜に関する事 飼養動物に関する事 健康班の所管業務の支援に関する事 		食品生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する事 毒物及び劇物に関する事 死亡獣畜に関する事 飼養動物に関する事 健康班の所管業務の支援に関する事
	環境衛生試験所班	<ul style="list-style-type: none"> 毒物及び劇物に関する事 防疫に関する事 健康班の所管業務の支援に関する事 		環境衛生試験所班	<ul style="list-style-type: none"> 毒物及び劇物に関する事 防疫に関する事 健康班の所管業務の支援に関する事
	こども政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 要配慮者 (妊産婦及び乳幼児) の支援に関する事 		こども政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 要配慮者 (妊産婦及び乳幼児) の支援に関する事
	子育て家庭福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 母子・児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 福祉避難所の運営に関する事 こども政策班の所管業務の支援に関する事 		子育て家庭福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 母子・児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 福祉避難所の運営に関する事 こども政策班の所管業務の支援に関する事
	保育・幼稚園班	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 園児の避難、保護及び安否確認に関する事 応急保育に関する事 福祉避難所の運営に関する事 こども政策班の所管業務の支援に関する事 		保育・幼稚園班	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 園児の避難、保護及び安否確認に関する事 応急保育に関する事 福祉避難所の運営に関する事 こども政策班の所管業務の支援に関する事
	環境保全温暖化対策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 環境監視、保全に関する事 浄化槽の被害状況調査及び報告に関する事 堆積土砂の処理に関する事 		環境保全温暖化対策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務 (E, F, G, H) 環境監視、保全に関する事 浄化槽の被害状況調査及び報告に関する事
	廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の被害状況調査及び報告に関する事 災害時の産業廃棄物に関する事 仮置場の設置・運営に関する事 		廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の被害状況調査及び報告に関する事 災害時の産業廃棄物に関する事 仮置場の設置・運営に関する事
	生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置・管理に関する事 			

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

新産業創造推進	商工観光部		<ul style="list-style-type: none"> 災害時のし尿及び生活雑排水（以下「し尿等」という。）の収集運搬・処理に関する事 災害時のごみの収集運搬・処理に関する事 災害廃棄物等処理実施計画の策定に関する事 建物解体後の処理に関する事 	生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置・管理に関する事 災害時のし尿及び生活雑排水（以下「し尿等」という。）の収集運搬・処理に関する事 災害時のごみの収集運搬・処理に関する事 災害廃棄物等処理実施計画の策定に関する事 建物解体後の処理に関する事 		
		商工労働班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 労働者雇用、あっせん等の連絡調整に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 商工業関係の被害状況調査及び報告に関する事 被災商工業者に対する融資に関する事 		商工労働班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 労働者雇用、あっせん等の連絡調整に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 商工業関係の被害状況調査及び報告に関する事 被災商工業者に対する融資に関する事 	
		観光振興班 <u>（インバウンド・国際室含む）</u> （産業振興事務所含む）	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保及び帰宅支援に関する事 外国人に対する支援に関する事 <u>・二次避難（避難者にリフレッシュ）に関する事</u> <u>・入浴支援に関する事</u> 		観光振興班 （産業振興事務所含む）	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保及び帰宅支援に関する事 外国人に対する支援に関する事 	
	新産業創造推進		<ul style="list-style-type: none"> 企画班の所管業務の支援に関する事 	新産業創造推進	<ul style="list-style-type: none"> 企画班の所管業務の支援に関する事 		
	振興部	文化スポーツ	文化芸術班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 避難所の開設、運営に関する事 所管施設の災害時の使用に関する事 	文化スポーツ	文化芸術班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 避難所の開設、運営に関する事 所管施設の災害時の使用に関する事
			スポーツ班	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設の災害時の使用に関する事 避難所の開設、運営に関する事 		スポーツ班	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設の災害時の使用に関する事 避難所の開設、運営に関する事
	農林部	農林部	農業政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 被災農林業者に対する融資に関する事 農畜産物の被害状況調査及び報告に関する事 農畜産物の災害応急対策に関する事 家畜伝染病の防疫に関する事 	農林部	農業政策班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 被災農林業者に対する融資に関する事 農畜産物の被害状況調査及び報告に関する事 農畜産物の災害応急対策に関する事 家畜伝染病の防疫に関する事
			農地整備班	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び農業用施設の被害状況調査及び報告に関する事 農地及び農業用施設の災害応急対策に関する事 冠水対策に関する事 <u>・堆積土砂の処理に関する事</u> 		農地整備班	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び農業用施設の被害状況調査及び報告に関する事 農地及び農業用施設の災害応急対策に関する事 冠水対策に関する事
			森林いのしか対策班	<ul style="list-style-type: none"> 林地、治山施設及び林業施設の被害状況調査及び報告に関する事 林地、治山施設及び林業施設の災害応急対策に関する事 農地整備班の所管業務の支援に関する事 <u>・堆積土砂の処理に関する事</u> 		森林いのしか対策班	<ul style="list-style-type: none"> 林地、治山施設及び林業施設の被害状況調査及び報告に関する事 林地、治山施設及び林業施設の災害応急対策に関する事 農地整備班の所管業務の支援に関する事
			農業委員会事務局班	<ul style="list-style-type: none"> 農地整備班の所管業務の支援に関する事 		農業委員会事務局班	<ul style="list-style-type: none"> 農地整備班の所管業務の支援に関する事
			監理班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 交通制限に関する事 		監理班○	<ul style="list-style-type: none"> 主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 交通制限に関する事
	建設部	建設部	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋りょうの安全確保に関する事 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策に関する事 <u>・堆積土砂の処理に関する事</u> 	建設部	道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋りょうの安全確保に関する事 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策に関する事
河川班			<ul style="list-style-type: none"> 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 河川及び水路の災害応急対策に関する事 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策の総括に関する事 水防対策に関する事 <u>・堆積土砂の処理に関する事</u> 	河川班		<ul style="list-style-type: none"> 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 河川及び水路の災害応急対策に関する事 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策の総括に関する事 水防対策に関する事 	
維持班 （土木事務所含む）			<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策の総括に関する事 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 	維持班 （土木事務所含む）		<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策の総括に関する事 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策に関する事 交通制限に関する事 	
住宅班			<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 	住宅班		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設及び入居者の受入れに関する事 	

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

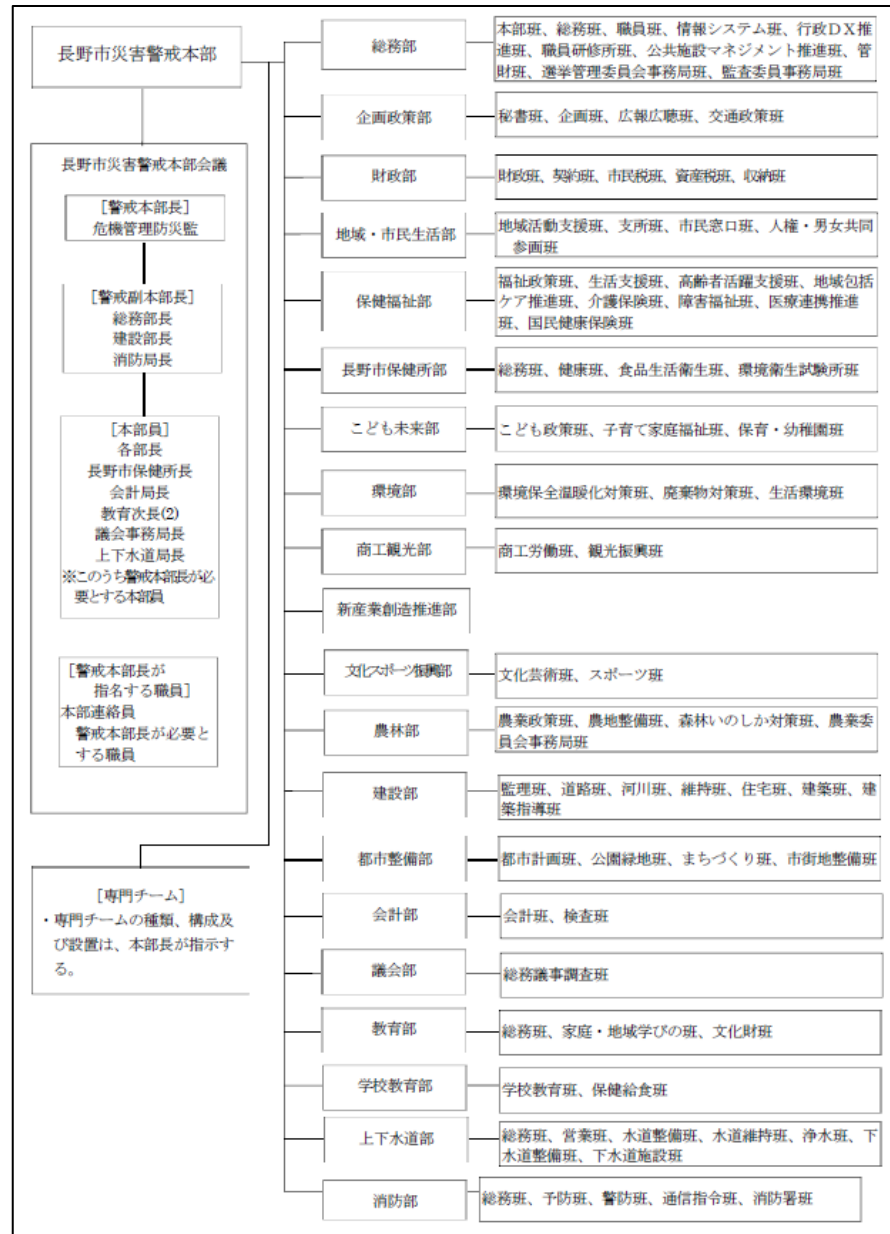
(略)	都市整備部	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 河川及び水路の災害応急対策の総括に関すること 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策に関すること 交通制限に関すること ・<u>堆積土砂の処理に関すること</u> 	都市整備部	建築班	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅のあっせん及び民間住宅の情報収集に関すること ・市有施設の応急対策に関すること 	(略)		
		建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の応急対策に関すること 		建築指導班	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等の災害応急対策に関すること ・<u>災害復興住宅資金等の融資に関すること</u> 被災建築物の応急危険度判定に関すること 被災宅地の危険度判定に関すること 			
		都市整備部	都市計画班○		<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 建設部の所管業務の支援に関すること 	都市整備部		都市計画班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 建設部の所管業務の支援に関すること
			公園緑地班		<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等の災害応急対策に関すること 被災建築物の応急危険度判定に関すること 被災宅地の危険度判定に関すること 			公園緑地班	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の災害時の使用に関すること
	まちづくり班		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画班の所管事務の支援に関すること 建設部の所管事務の支援に関すること 	まちづくり班	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画班の所管事務の支援に関すること 建設部の所管事務の支援に関すること 				
	市街地整備班		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画班の所管事務の支援に関すること 建設部の所管業務の支援に関すること 	市街地整備班	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画班の所管事務の支援に関すること 建設部の所管業務の支援に関すること 				
	会計部	会計班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 派遣自衛隊との連絡調整に関すること ヘリポート及び車両置場等の確保に関すること 自衛隊員の受入れ、駐屯地場所及び宿泊施設の確保に関すること 自衛隊が使用する災害応急対策用資機(器)材に関すること 	会計部	会計班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 派遣自衛隊との連絡調整に関すること ヘリポート及び車両置場等の確保に関すること 自衛隊員の受入れ、駐屯地場所及び宿泊施設の確保に関すること 自衛隊が使用する災害応急対策用資機(器)に関すること ・<u>即時支払に必要な現金の受渡しに関すること</u> 			
		検査班	<ul style="list-style-type: none"> 会計班の所管業務の支援に関すること 		検査班	<ul style="list-style-type: none"> 会計班の所管業務の支援に関すること 			
	議会部	総務議事調査班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 市議会議員への災害情報伝達に関すること 議員の視察に関すること 臨時議会の開催に関すること 	議会部	総務議事調査班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 市議会議員への災害情報伝達に関すること 議員の視察に関すること 臨時議会の開催に関すること 			
	教育部	総務班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 教育部及び学校教育部に係る災害情報のとりまとめ、報告に関すること 避難所の開設及び管理運営の総括に関すること 	教育部	総務班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 教育部及び学校教育部に係る災害情報のとりまとめ、報告に関すること 避難所の開設及び管理運営の総括に関すること 			
		家庭・地域学びの班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 所管施設の災害時の使用に関すること 		家庭・地域学びの班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 所管施設の災害時の使用に関すること 			
		文化財班	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の被害状況調査及び報告に関すること 文化財の災害応急対策に関すること 避難所の開設、運営に関すること 		文化財班	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の被害状況調査及び報告に関すること 文化財の災害応急対策に関すること 避難所の開設、運営に関すること 			
	学校教育部	学校教育班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 児童及び生徒の避難並びに安否確認に関すること 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること 応急の教育に関すること 学用品の給与に関すること 教職員の動員に関すること 	学校教育部	学校教育班○	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課業務 (E, F, G, H) 児童及び生徒の避難並びに安否確認に関すること 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること 応急の教育に関すること 学用品の給与に関すること 教職員の動員に関すること 			
		保健給食班	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関すること 給食施設の災害時の使用に関すること ・<u>炊き出し等の栄養管理等に関すること</u> 		保健給食班	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関すること 給食施設の災害時の使用に関すること 			

No.	新	旧	備考欄																												
	<p>3 専門チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門チームの種類及び設置は、必要に応じて本部長が決定し指示する。 ・専門チーム長は、チーム構成員を代表してサブリーダー（各班長）の中から1名を選出し、必要に応じて災害対策本部に出席する。（専門チーム長が決まらない場合は、本部長又は副本部長が指名する） ・構成員は、指定の班を代表して1名以上を動員し構成する。さらに、必要に応じて国・県・防災関係機関等も構成員に含む。 ・チーム構成員は、必要に応じてチーム会議を開催、チーム内相互の連絡・調整により、業務に関する諸問題を解決し、実行する。 ・専門チームでの対応が困難なものは、災害対策本部会議で協議する。 <p>※専門チームの例示は以下のとおりだが、必要に応じてその他各班を構成員に含める。さらに、支援体制を整えるため、災害の状況に応じて新たに専門チームを構成し、設置を行う。</p> <table border="1" data-bbox="246 621 1403 1554"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>主たる担当班</th> <th>構成員</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所開設チーム</td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班</td> <td>避難所開設マニュアルのとおり</td> </tr> <tr> <td>避難所運営チーム</td> <td>教育部総務班</td> <td>○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</td> <td>避難所運営マニュアルのとおり</td> </tr> <tr> <td>物的支援チーム</td> <td>保健福祉部介護保険班</td> <td>○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班 ○保健福祉部：生活支援班、介護保険班</td> <td>長野市受援計画に基づく物的支援に関すること ・物資のニーズ把握 ・物資の確保（県、協定事業者） ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送（物流事業者との調整）等</td> </tr> <tr> <td>人的支援チーム</td> <td>企画政策部企画班</td> <td>○総務部：本部班、職員班 ○企画政策部：秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。</td> <td>長野市受援計画に基づく人的支援に関すること（主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>検証報告書では、以下の専門チームが必要であると示されている。</p> <table border="1" data-bbox="246 1621 1403 1934"> <thead> <tr> <th>(仮) チーム名</th> <th>想定される業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食事支援チーム</td> <td>・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者支援チーム</td> <td>・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など</td> </tr> <tr> <td>避難所以外の避難者支援チーム</td> <td>・避難所以外の避難者の把握及び情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務	避難所開設チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班	避難所開設マニュアルのとおり	避難所運営チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。	避難所運営マニュアルのとおり	物的支援チーム	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班 ○保健福祉部：生活支援班、介護保険班	長野市受援計画に基づく物的支援に関すること ・物資のニーズ把握 ・物資の確保（県、協定事業者） ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送（物流事業者との調整）等	人的支援チーム	企画政策部企画班	○総務部：本部班、職員班 ○企画政策部：秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。	長野市受援計画に基づく人的支援に関すること（主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり）	(仮) チーム名	想定される業務	食事支援チーム	・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など	避難行動要支援者支援チーム	・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など	避難所以外の避難者支援チーム	・避難所以外の避難者の把握及び情報提供		<p>震-103 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等</p>
チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務																												
避難所開設チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○財政部：市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部：文化芸術班、スポーツ班 ○教育部：総務班、家庭地域学びの班、文化財班	避難所開設マニュアルのとおり																												
避難所運営チーム	教育部総務班	○総務部：本部班 ○教育部：総務班 ○文化スポーツ振興部：スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員（運営職員）は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。	避難所運営マニュアルのとおり																												
物的支援チーム	保健福祉部介護保険班	○総務部：本部班、管財班 ○企画政策部：秘書班 ○保健福祉部：生活支援班、介護保険班	長野市受援計画に基づく物的支援に関すること ・物資のニーズ把握 ・物資の確保（県、協定事業者） ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送（物流事業者との調整）等																												
人的支援チーム	企画政策部企画班	○総務部：本部班、職員班 ○企画政策部：秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。	長野市受援計画に基づく人的支援に関すること（主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり）																												
(仮) チーム名	想定される業務																														
食事支援チーム	・食料の確保（協定事業者含む） ・弁当や炊き出し等の献立作成による避難者の栄養管理 ・食物アレルギー等の相談窓口 ・炊き出し等への対応 など																														
避難行動要支援者支援チーム	・地域との連携による支援体制の構築 ・要配慮者の避難所生活の支援に関するマニュアルづくり ・福祉避難所での支援等に関すること など																														
避難所以外の避難者支援チーム	・避難所以外の避難者の把握及び情報提供																														

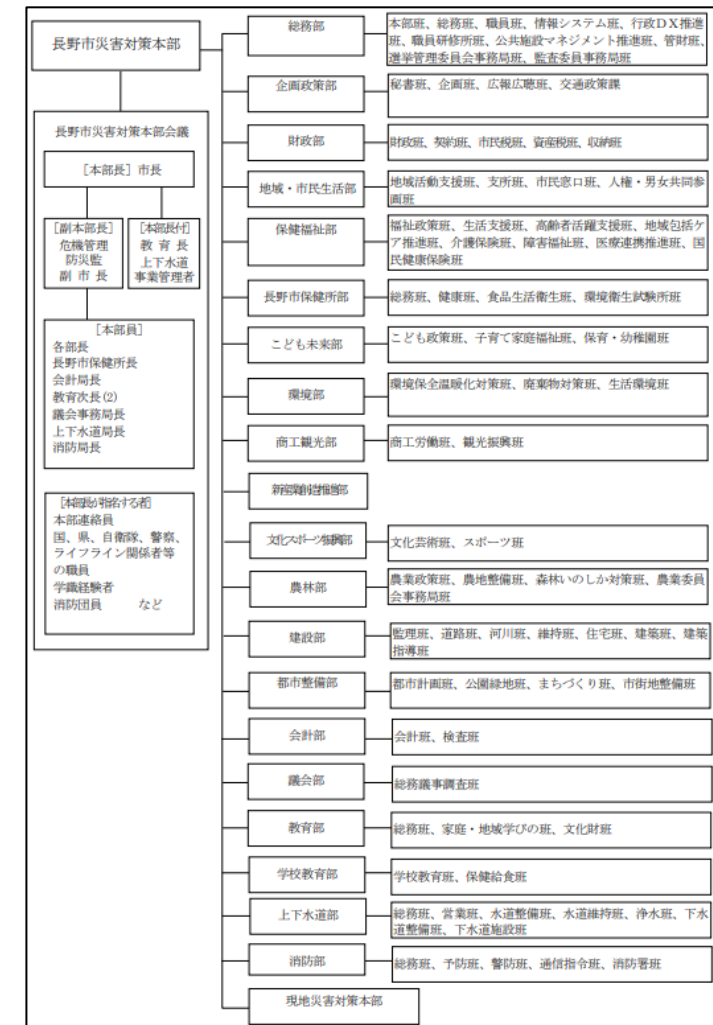
No.	新	旧	備考欄
	<p><u>堆積土砂撤去チーム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の避難者への物資の配布等の仕組みづくり ・避難者への訪問調査に関すること など <p><u>災害相談窓口チーム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂撤去の優先箇所の検討及び除去の実施 ・(県、協定締結団体等) 外部機関との調整 ・報告書作成等の連携、協力 など ・相談窓口の運営方式の検討 ・窓口の設置 ・相談窓口の運営 など 		

震-応-13

第8 災害警戒本部の廃止



第8 災害警戒本部の廃止



震-107
令和元年東日本台風
災害検証報告書の課
題等

No.	新	旧	備考欄																
震-応-14	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 消防に関する要請</td> <td>消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第2 県等に対する応援要請</td> <td>総務部本部班・情報システム班、企画政策部企画班・秘書班</td> </tr> <tr> <td>第3 受援の調整等</td> <td>総務部本部班・情報システム班・<u>管財班</u>・職員班、企画政策部企画班・秘書班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班、<u>教育部総務班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 消防に関する要請	消防部警防班	第2 県等に対する応援要請	総務部本部班・情報システム班、企画政策部企画班・秘書班	第3 受援の調整等	総務部本部班・情報システム班・ <u>管財班</u> ・職員班、企画政策部企画班・秘書班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班、 <u>教育部総務班</u>	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 消防に関する要請</td> <td>消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第2 県等に対する応援要請</td> <td>総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班</td> </tr> <tr> <td>第3 受援の調整等</td> <td>総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班、<u>財政部管財班</u>、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 消防に関する要請	消防部警防班	第2 県等に対する応援要請	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班	第3 受援の調整等	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班、 <u>財政部管財班</u> 、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班	震-108 その他
項目	担当																		
第1 消防に関する要請	消防部警防班																		
第2 県等に対する応援要請	総務部本部班・情報システム班、企画政策部企画班・秘書班																		
第3 受援の調整等	総務部本部班・情報システム班・ <u>管財班</u> ・職員班、企画政策部企画班・秘書班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班、 <u>教育部総務班</u>																		
項目	担当																		
第1 消防に関する要請	消防部警防班																		
第2 県等に対する応援要請	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班																		
第3 受援の調整等	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班、 <u>財政部管財班</u> 、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班																		
震-応-15	<p>第1 消防に関する要請</p> <p>3 <u>長野市消防局広域応援受援計画</u>に基づく支援 消防部警防班は、応援要請又は消防庁長官により出動の求め又は指示を受けた緊急消防援助隊について、「<u>長野市消防局広域応援受援計画</u>」に基づき、また、災害対策本部と調整を図りながら、円滑な消防活動ができるよう支援を行う。 また、広域航空消防応援については、「<u>長野市消防局広域応援受援計画</u>」に基づき支援を行う。</p> <p>〈緊急消防援助隊の受入れ方法〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>連絡窓口</td> <td>消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>作業体制</td> <td>応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。</td> </tr> <tr> <td>進出拠点</td> <td><u>長野市消防局広域応援受援計画</u>に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡窓口	消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。	作業体制	応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。	進出拠点	<u>長野市消防局広域応援受援計画</u> に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。	<p>第1 消防に関する要請</p> <p>3 <u>受援計画</u>に基づく支援 消防部警防班は、応援要請又は消防庁長官により出動の求め又は指示を受けた緊急消防援助隊について、「<u>長野市緊急消防援助隊受援計画</u>」に基づき、また、災害対策本部と調整を図りながら、円滑な消防活動ができるよう支援を行う。 また、広域航空消防応援については、「<u>長野県緊急消防援助隊受援計画</u>」に基づき支援を行う。</p> <p>〈緊急消防援助隊の受入れ方法〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>連絡窓口</td> <td>消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>作業体制</td> <td>応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。</td> </tr> <tr> <td>進出拠点</td> <td><u>長野市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡窓口	消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。	作業体制	応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。	進出拠点	<u>長野市緊急消防援助隊受援計画</u> に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。	震-109 その他				
連絡窓口	消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。																		
作業体制	応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。																		
進出拠点	<u>長野市消防局広域応援受援計画</u> に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。																		
連絡窓口	消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。																		
作業体制	応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。																		
進出拠点	<u>長野市緊急消防援助隊受援計画</u> に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館(信濃町)、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館(千曲市)、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。																		
震-応-16	<p>第2 県等に対する応援要請</p> <p>2 県内他市町村に対する応援要請 (図下) 【長野ブロック構成市町村】 長野市(代表市)、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、<u>小川村</u> 【松本ブロック構成市町村】 松本市(代表市)、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村</p> <p>5 その他関係機関への応援要請 各部署は、関係機関との応援協定等に基づき、災害応急対策活動の協力を要請する。 <u>※協定締結先は資料編参照</u></p>	<p>第2 県等に対する応援要請</p> <p>2 県内他市町村に対する応援要請 (図下) 【長野ブロック構成市町村】 長野市(代表市)、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、 【松本ブロック構成市町村】 松本市(代表市)、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村</p> <p>5 その他関係機関への応援要請 各部署は、関係機関との応援協定等に基づき、災害応急対策活動の協力を要請する。 <u>〈市関係の応援協定一覧〉</u> (表の全削除)</p>	震-110 その他																
	(削除)	<p>6 応援の申出の受付 <u>企画政策部企画班は、全国自治体等から援助等の申出を受け付け、関係する部班等に諮り、受入れ等の連絡調整を行う。</u></p>	その他																
	(削除)	<p>8 応援隊の受入れ <u>企画政策部企画班は、県や他市町村等からの職員の派遣が決定した場合、次に示す受入れ体制を整え、応援隊の活動状況を把握する。</u></p>	その他																

No.	新	旧	備考欄
		<p>なお、他市町村等から専門職員の派遣協力の申出があった場合には、企画政策部で受け付けた後に各部へあつせんする。各部で派遣職員の受入れを行う場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握して企画政策部に随時報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈応援隊受入れ方法〉</p> <p>○連絡窓口・担当者の指定 ○作業計画の策定 ○必要な資機材の確保 ○受入れ拠点の確保（市内の公的建物から選定する） ○費用の負担範囲</p> </div>	
震-応-17	<p>第3 支援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣等、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように、「長野市支援計画」に基づき次の措置を講じる。</p> <p>なお、消防部、上下水道部等は、別に定められた応援・受援体制で支援を受入れる。</p> <p>1 応援隊の受入れ</p> <p>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、県や他市町村等からの職員の派遣が決定した場合、受入れ体制を整え、応援隊の活動状況を把握する。</p> <p>他市町村等から専門職員の派遣協力の申出があった場合には、受付後に各部へあつせんする。各部で派遣職員の受入れを行う場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握して企画政策部に随時報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈応援隊受入れ方法〉</p> <p>○連絡窓口・担当者の指定 ○作業計画の策定 ○必要な資機材の確保 ○受入れ拠点の確保（市内の公的建物から選定する） ○費用の負担範囲 ○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（派遣職員の健康管理、マスク着用等の徹底のほか、会議室レイアウトの工夫、テレビ会議の活用等）</p> </div>	<p>第3 支援の調整等</p> <p>市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように次の措置を講じる。</p>	震-111 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>2 情報共有</p> <p>企画政策部企画班（人的支援チーム）は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供する。</p> <p>また、国、県等から情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。</p> <p>（略）</p>	<p>1 情報共有</p> <p>総務部本部班は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供し、効果的な支援を促進する。</p> <p>また、国、県などから情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。</p> <p>（略）</p>	震-111 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>3 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班（人的支援チーム）は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>2 調整会議の開催</p> <p>複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。</p> <p>（略）</p>	震-111 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>4 受入拠点の確保</p> <p>企画政策部企画班（人的支援チーム）、保健福祉部介護保険班（物的支援チーム）、地域・市民生活部市民窓口班、会計部会計班は、応援隊の進出拠点及び物資の地域内輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</p> <p>また、総務部本部班は、応援隊の進出拠点や地域内輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入れの拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</p>	<p>3 受入拠点の確保</p> <p>企画政策部企画班、保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班、会計班は、応援隊の受入拠点及び物資の輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。</p> <p>また、総務部本部班は、受入拠点や輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。</p>	震-112 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>5 その他</p> <p>総務部管財班は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられるよう措置する。</p>	<p>4 その他</p> <p>財政部管財班は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられる措置する。</p>	震-112 その他

No.	新	旧	備考欄																								
震-応-18	<p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ヘリコプターの要請</td> <td>総務部本部班・情報システム班、消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第2 臨時ヘリポートの開設</td> <td>会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ヘリコプターの要請	総務部本部班・情報システム班、消防部警防班	第2 臨時ヘリポートの開設	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班	<p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ヘリコプターの要請</td> <td>総務部本部班・情報政策班、消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第2 臨時ヘリポートの開設</td> <td>会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ヘリコプターの要請	総務部本部班・情報政策班、消防部警防班	第2 臨時ヘリポートの開設	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班	震-113 その他												
項目	担当																										
第1 ヘリコプターの要請	総務部本部班・情報システム班、消防部警防班																										
第2 臨時ヘリポートの開設	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班																										
項目	担当																										
第1 ヘリコプターの要請	総務部本部班・情報政策班、消防部警防班																										
第2 臨時ヘリポートの開設	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班																										
震-応-19	<p>第1 ヘリコプターの要請</p> <p>災害の状況により被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の空輸を必要とするときは、総務部本部班・情報システム班又は消防部警防班は、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、広域航空消防応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター及びドクターヘリによる輸送を県へ要請する。</p> <p>なお、要請に際しては、内容をできる限り詳細に連絡する。</p> <p>3 ヘリコプター要請手続</p> <p>(1) 消防防災ヘリコプター (図中) ※連絡デジタル無線 消防救急デジタル無線（主運用波2）</p> <p>(3) 広域航空消防応援ヘリコプター 広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。 (図略) ○第1次的に応援出動する航空小隊（第一次航空小隊）：東京消防庁、新潟県、山梨県、岐阜県、埼玉県、富山県、静岡市、浜松市、名古屋市、横浜市 ○大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊（出動準備航空小隊）：栃木県、茨城県、京都市、千葉市、川崎市、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪市、滋賀県 (略) (5) ドクターヘリ (図中) 健康福祉部（医療政策課）</p>	<p>第1 ヘリコプターの要請</p> <p>災害の状況により被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の空輸を必要とするときは、総務部本部班・情報政策班又は消防部警防班は、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、広域航空消防応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター及びドクターヘリによる輸送を県へ要請する。</p> <p>なお、要請に際しては、内容をできる限り詳細に連絡する。</p> <p>3 ヘリコプター要請手続</p> <p>(1) 消防防災ヘリコプター (図中) ※連絡用無線 消防救急デジタル無線（主運用波2）</p> <p>(3) 広域航空消防応援ヘリコプター 広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。 (図略) ○第1次的に応援出動する航空小隊（第一次航空小隊）：群馬県、東京消防庁、新潟県、山梨県、岐阜県、埼玉県、富山県、静岡市、浜松市、名古屋市 ○大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊（出動準備航空小隊）：栃木県、茨城県、京都府、千葉市、横浜市、川崎市、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪市 (略) (5) ドクターヘリ (図中) 健康福祉部（医療推進）</p>	震-113 その他																								
	<p>3 ヘリコプター要請手続</p> <p>(1) 消防防災ヘリコプター (図中) ※連絡デジタル無線 消防救急デジタル無線（主運用波2）</p> <p>(3) 広域航空消防応援ヘリコプター 広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。 (図略) ○第1次的に応援出動する航空小隊（第一次航空小隊）：東京消防庁、新潟県、山梨県、岐阜県、埼玉県、富山県、静岡市、浜松市、名古屋市、横浜市 ○大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊（出動準備航空小隊）：栃木県、茨城県、京都市、千葉市、川崎市、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪市、滋賀県 (略) (5) ドクターヘリ (図中) 健康福祉部（医療政策課）</p>	震-114 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																									
震-応-20	<p>第5節 自衛隊の災害派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 派遣の要請</td> <td>総務部本部班・情報システム班、会計部会計班・検査班</td> </tr> <tr> <td>第2 自衛隊の自主派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 自衛隊の活動</td> <td>会計部会計班・検査班</td> </tr> <tr> <td>第4 撤収要請</td> <td>総務部本部班・情報システム班</td> </tr> <tr> <td>第5 経費の負担</td> <td>総務部本部班・監査委員事務局班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 派遣の要請	総務部本部班・情報システム班、会計部会計班・検査班	第2 自衛隊の自主派遣		第3 自衛隊の活動	会計部会計班・検査班	第4 撤収要請	総務部本部班・情報システム班	第5 経費の負担	総務部本部班・監査委員事務局班	<p>第5節 自衛隊の災害派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 派遣の要請</td> <td>総務部本部班・情報政策班、会計部会計班・検査班</td> </tr> <tr> <td>第2 自衛隊の自主派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 自衛隊の活動</td> <td>会計部会計班・検査班</td> </tr> <tr> <td>第4 撤収要請</td> <td>総務部本部班・情報政策班</td> </tr> <tr> <td>第5 経費の負担</td> <td>総務部本部班・監査委員事務局班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 派遣の要請	総務部本部班・情報政策班、会計部会計班・検査班	第2 自衛隊の自主派遣		第3 自衛隊の活動	会計部会計班・検査班	第4 撤収要請	総務部本部班・情報政策班	第5 経費の負担	総務部本部班・監査委員事務局班	震-116 その他
項目	担当																										
第1 派遣の要請	総務部本部班・情報システム班、会計部会計班・検査班																										
第2 自衛隊の自主派遣																											
第3 自衛隊の活動	会計部会計班・検査班																										
第4 撤収要請	総務部本部班・情報システム班																										
第5 経費の負担	総務部本部班・監査委員事務局班																										
項目	担当																										
第1 派遣の要請	総務部本部班・情報政策班、会計部会計班・検査班																										
第2 自衛隊の自主派遣																											
第3 自衛隊の活動	会計部会計班・検査班																										
第4 撤収要請	総務部本部班・情報政策班																										
第5 経費の負担	総務部本部班・監査委員事務局班																										

No.	新	旧	備考欄								
震-応-21	<p>第1 派遣の要請</p> <p>〈自衛隊派遣要請の方法〉</p> <table border="1"> <tr> <td>要請依頼先</td> <td>地域振興局長又は警察署長</td> </tr> <tr> <td>通知先</td> <td> ○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-62 </td> </tr> </table>	要請依頼先	地域振興局長又は警察署長	通知先	○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-62	<p>第1 派遣の要請</p> <p>〈自衛隊派遣要請の方法〉</p> <table border="1"> <tr> <td>要請依頼先</td> <td>地域振興局長又は警察署長</td> </tr> <tr> <td>通知先</td> <td> ○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線230・235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 </td> </tr> </table>	要請依頼先	地域振興局長又は警察署長	通知先	○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線230・235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76	震-117 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
要請依頼先	地域振興局長又は警察署長										
通知先	○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-62										
要請依頼先	地域振興局長又は警察署長										
通知先	○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線230・235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線81-535-76										
震-応-22	<p>第4 撤収要請</p> <p>本部長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に<u>文書又は口頭をもって</u>報告する。</p>	<p>第4 撤収要請</p> <p>本部長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。</p>	震-118 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合								
震-応-23	<p>第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 救助・救急活動</p> <p>2 活動体制</p> <p>〈救助・救急活動における各機関の対応〉</p> <table border="1"> <tr> <td>住民 自主防災組織・ 住民自治協議会</td> <td> ○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。 ○<u>消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動について積極的に行うよう努める。</u> </td> </tr> </table>	住民 自主防災組織・ 住民自治協議会	○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。 ○ <u>消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動について積極的に行うよう努める。</u>	<p>第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 救助・救急活動</p> <p>2 活動体制</p> <p>〈救助・救急活動における各機関の対応〉</p> <table border="1"> <tr> <td>住民 自主防災組織・ 住民自治協議会</td> <td> ○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。 </td> </tr> </table>	住民 自主防災組織・ 住民自治協議会	○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。	震-119 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合				
住民 自主防災組織・ 住民自治協議会	○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。 ○ <u>消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動について積極的に行うよう努める。</u>										
住民 自主防災組織・ 住民自治協議会	○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。										
震-応-24	<p>第2 医療活動</p> <p>1 医療救護体制の確立</p> <p>保健所長は、大規模災害時における医療救護計画に基づき、災害対策本部長の指示により、長野市保健所に保健所長を本部長とする長野市保健医療本部を設置し、保健医療活動全般を指揮統括する。 保健所部総務班は、消防部警防班からの救出（現場）状況、医師会、歯科医師会からの医療機関の稼働状況を把握し、保健医療活動全般の連絡、指揮にあたる。 また、県、その他関係機関と相互に医療情報を連絡し、情報を共有する。</p> <p>3 医療救護班・医薬品等の確保</p> <p>(1) 医療救護班の確保</p> <p>保健所部総務班は、医師会等に、医療救護班を編成して救護所に派遣するよう要請する。 <u>また、必要な場合は</u>、県、日本赤十字社長野県支部等に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。</p>	<p>第2 医療活動</p> <p>1 医療救護体制の確立</p> <p>保健所長は、大規模災害時における医療救護計画に基づき、災害対策本部長の指示により、長野市保健所に保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、医療救護活動全般を指揮統括する。 保健所部総務班は、消防部警防班からの救出（現場）状況、医師会、歯科医師会からの医療機関の稼働状況を把握し、医療救護活動全般の連絡、指揮にあたる。 また、県、その他関係機関と相互に医療情報を連絡し、情報を共有する。</p> <p>3 医療救護班・医薬品等の確保</p> <p>(1) 医療救護班の確保</p> <p>保健所部総務班は、医師会等に、医療救護班を編成して救護所に派遣するよう要請する。 <u>なお、対応が困難な場合は</u>、県、日本赤十字社長野県支部等に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。</p>	震-120 その他								
			震-120 その他								

No.	新	旧	備考欄												
震-応-25	<p>第4 被災者への医療活動</p> <p>2 診療所での医療活動 保健福祉部医療連携推進班は、中山間地域の国民健康保険各診療所について、医療継続のための対応を行う。</p>	<p>第4 被災者への医療活動</p> <p>2 診療所での医療活動 保健福祉部医療連携推進班は、中山間地域の国民健康保険各診療所について、医療継続のための支援を行う。</p>	震-121 その他												
震-応-26	<p>第7節 消防・水防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 消防活動</td> <td>消防部各班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 水防活動</td> <td>建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部農地整備班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 消防活動	消防部各班、消防団	第2 水防活動	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団	<p>第7節 消防・水防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 消防活動</td> <td>消防部各班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 水防活動</td> <td>建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部農業土木班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 消防活動	消防部各班、消防団	第2 水防活動	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団	震-122 その他
項目	担当														
第1 消防活動	消防部各班、消防団														
第2 水防活動	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団														
項目	担当														
第1 消防活動	消防部各班、消防団														
第2 水防活動	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団														
震-応-27	<p>第1 消防活動</p> <p>4 住民・事業者・自主防災組織等の活動</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動 住民同士等、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p>	<p>第1 消防活動</p> <p>4 住民・事業者・自主防災組織等の活動</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。 なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。</p> <p>(2) 救助・救急活動 住民等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p>	震-122 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他												
震-応-28	<p>第2 水防活動</p> <p>1 水防活動の実施 大規模地震発生時に、河川及び用水路等において施設が被害を受け、かつ大雨等により浸水発生のおそれがある場合、災害の未然防止のため、水防計画に準じて水防活動を行う。 建設部河川班・維持班、農林部農地整備班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、消防団、河川管理者、農業協同組合、土地改良区等と協力し、水防計画に準じた水防活動（監視警戒活動、通報・連絡含む。）を行うとともに、災害の拡大防止・現状復旧を図るため、総合的な応急対策活動（応援要請、ヘリコプターの支援要請等を含む。）を実施する。</p> <p>2 ダム・水門等の管理者が実施する対策 ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置する。 また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。 特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況を迅速に通報する。</p>	<p>第2 水防活動</p> <p>1 水防活動の実施 大規模地震発生時に、河川及び用水路等において施設が被害を受け、かつ大雨等により浸水発生のおそれがある場合、災害の未然防止のため、水防計画に準じて水防活動を行う。 建設部河川班・維持班、農林部農業土木班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、消防団、河川管理者、農業協同組合、土地改良区等と協力し、水防計画に準じた水防活動（監視警戒活動、通報・連絡含む。）を行うとともに、災害の拡大防止・現状復旧を図るため、総合的な応急対策活動（応援要請、ヘリコプターの支援要請等を含む。）を実施する。</p> <p>2 ダム・水門等の管理者が実施する対策 ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。 また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。 特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。</p>	震-123 その他												
	<p>2 ダム・水門等の管理者が実施する対策 ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。 また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。 特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。</p>	震-123 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合													

No.	新	旧	備考欄								
震-応-29	<p>第8節 要配慮者に対する応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難受入れ活動</td> <td>総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>活躍支援班</u>・<u>地域包括ケア推進班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て<u>家庭福祉班</u>、保育・幼稚園班、消防部消防署班、<u>商工観光部観光振興班（インバウンド・国際室）</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難受入れ活動	総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者 <u>活躍支援班</u> ・ <u>地域包括ケア推進班</u> ・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て <u>家庭福祉班</u> 、保育・幼稚園班、消防部消防署班、 <u>商工観光部観光振興班（インバウンド・国際室）</u>	<p>第8節 要配慮者に対する応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難受入れ活動</td> <td>総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>福祉班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て<u>支援班</u>、保育・幼稚園班、消防部消防署班、<u>企画政策部秘書班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難受入れ活動	総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者 <u>福祉班</u> ・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て <u>支援班</u> 、保育・幼稚園班、消防部消防署班、 <u>企画政策部秘書班</u>	震-124 その他
項目	担当										
第1 避難受入れ活動	総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者 <u>活躍支援班</u> ・ <u>地域包括ケア推進班</u> ・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て <u>家庭福祉班</u> 、保育・幼稚園班、消防部消防署班、 <u>商工観光部観光振興班（インバウンド・国際室）</u>										
項目	担当										
第1 避難受入れ活動	総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者 <u>福祉班</u> ・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、子ども未来部子育て <u>支援班</u> 、保育・幼稚園班、消防部消防署班、 <u>企画政策部秘書班</u>										
震-応-30	<p>第1 避難受入れ活動</p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 本部長は、避難支援等関係者と連携し、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載されている避難行動要支援者の避難支援を行う。 <u>災害</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画（わたしの避難計画）</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者への避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。</p>	<p>第1 避難受入れ活動</p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 本部長は、避難支援等関係者と連携し、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載されている避難行動要支援者の避難支援を行う。 <u>発災</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者への避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。</p>	震-124 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合								
震-応-31	<p>第2 避難所での生活環境整備</p> <p>1 要配慮者の状況の把握 保健福祉部高齢者<u>活躍支援班</u>・<u>地域包括ケア推進班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、教育部総務班と協力し、各避難所での要配慮者について、次の内容の台帳を作成する。その際、プライバシーに十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈要配慮状況の把握項目〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否</td> </tr> </tbody> </table>	〈要配慮状況の把握項目〉	○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否	<p>第2 避難所での生活環境整備</p> <p>1 要配慮者の状況の把握 保健福祉部高齢者<u>福祉班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、教育部総務班と協力し、各避難所での要配慮者について、次の内容の台帳を作成する。その際、プライバシーに十分配慮する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈要配慮状況の把握項目〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否</td> </tr> </tbody> </table>	〈要配慮状況の把握項目〉	○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否	震-124 その他				
〈要配慮状況の把握項目〉											
○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否											
〈要配慮状況の把握項目〉											
○氏名、住所、年齢、性別等 ○必要な支援の種別・規模 ○車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否											
	<p>2 支援の実施 保健福祉部高齢者<u>活躍支援班</u>・<u>地域包括ケア推進班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、上記台帳の内容をもとに、避難所での応急的な要配慮者支援を行う。 なお、施設に関する応急措置については、教育部総務班に要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈避難所での支援〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>○災害派遣福祉チームの派遣</u> <u>必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWA T）を県に要請する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	〈避難所での支援〉	○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>○災害派遣福祉チームの派遣</u> <u>必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWA T）を県に要請する。</u>	<p>2 支援の実施 保健福祉部高齢者<u>福祉班</u>・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、上記台帳の内容をもとに、避難所での応急的な要配慮者支援を行う。 なお、施設に関する応急措置については、教育部総務班に要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈避難所での支援〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 ○情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するた</td> </tr> </tbody> </table>	〈避難所での支援〉	○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 ○情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するた	震-124 その他 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合				
〈避難所での支援〉											
○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>○災害派遣福祉チームの派遣</u> <u>必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWA T）を県に要請する。</u>											
〈避難所での支援〉											
○設備の整備 ・段差解消 ・スロープの設置 ・身体障害者用トイレの設置等 ・専用スペースの割り当て ○物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ○相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 ○情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するた											

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>○情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p>	<p>め、テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p>	
震-応-32	<p>第3 在宅者対策 保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・地域包括ケア推進班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織・住民自治協議会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。</p> <p>第4 福祉避難所の確保 2 福祉避難所への移送 保健福祉部福祉政策班は、福祉避難所が確保され次第、総務部管財班、医師会、福祉関係団体、ボランティア、長野県タクシー協会等の協力により、要配慮者を受入先へ搬送する。 3 福祉避難所の運営 保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・地域包括ケア推進班・介護保険班・障害福祉班、こども未来部子育て家庭福祉班・保育・幼稚園班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。</p>	<p>第3 在宅者対策 保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織・住民自治協議会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。</p> <p>第4 福祉避難所の確保 2 福祉避難所への移送 保健福祉部福祉政策班は、福祉避難所が確保され次第、財政部管財班、医師会、福祉関係団体、ボランティア、長野県タクシー協会等の協力により、要配慮者を受入先へ搬送する。 3 福祉避難所の運営 保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、こども未来部子育て支援班・保育・幼稚園班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。</p>	震-125 その他 震-126 その他 震-126 その他
震-応-33	<p>第5 福祉仮設住宅による支援 福祉仮設住宅とは、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」において、「老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設」とされ、グループホーム型仮設住宅をいう。 保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・地域包括ケア推進班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者の福祉仮設住宅への入居希望を把握するとともに、応急仮設住宅の計画にあたっては、次の点を考慮する。 (略) また、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・地域包括ケア推進班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班は、関係各部長及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において必要なケアを、おおむね次の点を基本として行う。</p>	<p>第5 福祉仮設住宅による支援 福祉仮設住宅とは、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」において、「老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設」とされ、グループホーム型仮設住宅をいう。 保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者の福祉仮設住宅への入居希望を把握するとともに、応急仮設住宅の計画にあたっては、次の点を考慮する。 (略) また、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班は、関係各部長及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において必要なケアを、おおむね次の点を基本として行う。</p>	震-126 その他

No.	新	旧	備考欄																
震-応-34	<p>第6 その他のサービスでの配慮</p> <p>保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>活躍支援班</u>・<u>地域包括ケア推進班</u>・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て、次の点に留意した支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈その他の福祉サービス〉</p> <p>○広報、相談においては、音声情報に偏らないよう、聴覚障害者向け伝達手段を併用するとともに、日本語を解さない外国籍住民等に配慮するよう、<u>商工観光部観光振興班（インバウンド・国際室）</u>は「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき支援する。</p> <p>○年金・各種手当等受給に必要な書類を紛失した場合においては、再発行手続を簡略化するとともに関係機関に要請する。</p> <p>○その他要配慮者向けサービスが有効に実施されるよう、周囲の住民への理解を求める。</p> </div>	<p>第6 その他のサービスでの配慮</p> <p>保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>福祉班</u>・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て、次の点に留意した支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈その他の福祉サービス〉</p> <p>○広報、相談においては、音声情報に偏らないよう、聴覚障害者向け伝達手段を併用するとともに、日本語を解さない外国籍住民等に配慮するよう、<u>企画政策部秘書班</u>は「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき支援する。</p> <p>○年金・各種手当等受給に必要な書類を紛失した場合においては、再発行手続を簡略化するとともに関係機関に要請する。</p> <p>○その他要配慮者向けサービスが有効に実施されるよう、周囲の住民への理解を求める。</p> </div>	震-126 その他																
震-応-35	<p>第7 広域相互応援体制等の確立</p> <p>保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>活躍支援班</u>・<u>地域包括ケア推進班</u>・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、(略)</p>	<p>第7 広域相互応援体制等の確立</p> <p>保健福祉部福祉政策班・高齢者<u>福祉班</u>・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、(略)</p>	震-127 その他																
震-応-36	<p>第9節 緊急輸送活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 緊急交通路の確保</td> <td>建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 拠点ヘリポートの確保</td> <td>会計部会計班・検査班、消防部消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 緊急輸送</td> <td><u>総務部管財班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 緊急交通路の確保	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署	第2 拠点ヘリポートの確保	会計部会計班・検査班、消防部消防署班	第3 緊急輸送	<u>総務部管財班</u>	<p>第9節 緊急輸送活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 緊急交通路の確保</td> <td>建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署</td> </tr> <tr> <td>第2 拠点ヘリポート<u>及び救援物資輸送拠点の確保</u></td> <td>会計部会計班・検査班、消防部消防署班、<u>保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班</u></td> </tr> <tr> <td>第3 緊急輸送</td> <td><u>財政部管財班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 緊急交通路の確保	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署	第2 拠点ヘリポート <u>及び救援物資輸送拠点の確保</u>	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、 <u>保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班</u>	第3 緊急輸送	<u>財政部管財班</u>	震-128 その他
項目	担当																		
第1 緊急交通路の確保	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署																		
第2 拠点ヘリポートの確保	会計部会計班・検査班、消防部消防署班																		
第3 緊急輸送	<u>総務部管財班</u>																		
項目	担当																		
第1 緊急交通路の確保	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署																		
第2 拠点ヘリポート <u>及び救援物資輸送拠点の確保</u>	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、 <u>保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班</u>																		
第3 緊急輸送	<u>財政部管財班</u>																		
震-応-37	<p>第1 緊急交通路の確保</p> <p>3 交通規制</p> <p>各防災関係機関は、指定された緊急活動用道路の確保又は道路の安全確保のため、十分な協議を行い、状況に応じて必要な交通規制を次の基準により行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈交通規制の方法〉</p> <p>地震による災害発生の場合</p> <p>○被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。</p> <p>○緊急幹線道路については、緊急通行帯を確保するため、走行中車両を道路左端に寄せて停車するよう管轄警察署に臨時の交通規制を要請する。</p> <p>○緊急幹線道路の一般車両の通行は、原則として禁止する。</p> <p>○企画政策部広報広聴班長の協力を得て、住民その他一般車両の運転者に対し、区間又は区域の交通規制の措置、道路中央、橋りょう、踏切付近での車両放置禁止等について広報する。</p> </div> <p>なお、公安委員会、警察署、道路管理者等が行う交通規制は、次の法令に基づいて行う。</p>	<p>第1 緊急交通路の確保</p> <p>3 交通規制</p> <p>各防災関係機関は、指定された緊急活動用道路の確保又は道路の安全確保のため、十分な協議を行い、状況に応じて必要な交通規制を次の基準により行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈交通規制の方法〉</p> <p><u>「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言が発令された場合</u></p> <p>○<u>一般車両の走行の抑制並びに発災時の注意事項の広報を、企画政策部広報広聴班長の協力を得て実施する。</u></p> <p>○<u>緊急幹線道路については、地震発生後の緊急通行車両の通行確保のために、一般車両の通行禁止又は制限を検討する。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地震による災害発生の場合</p> <p>○被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。</p> <p>○緊急幹線道路については、緊急通行帯を確保するため、走行中車両を道路左端に寄せて停車するよう管轄警察署に臨時の交通規制を要請する。</p> <p>○緊急幹線道路の一般車両の通行は、原則として禁止する。</p> <p>○企画政策部広報広聴班長の協力を得て、住民その他一般車両の運転者に対し、区間又は区域の交通規制の措置、道路中央、橋りょう、踏切付近での車両放置禁止等について広報する。</p> </div>	震-128 その他																

No.	新	旧	備考欄																								
		なお、公安委員会、警察署、 <u>各</u> 道路管理者等が行う交通規制は、次の法令に基づいて行う。																									
震-応-38	<p>第2 拠点ヘリポートの確保</p> <p>拠点ヘリポートの確保要領は、本項に定めるほか「災害対策（緊急）用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」（平成24年11月）により実施する。</p> <p>会計部会計班・検査班は、消防部消防署班と協力して、救援物資を集積・分類して避難所等に輸送するための拠点ヘリポートを開設する。</p>	<p>第2 拠点ヘリポート及び救援物資輸送拠点の確保</p> <p>拠点ヘリポート<u>及び救援物資輸送拠点</u>の確保要領は、本項に定めるほか「災害対策（緊急）用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」（平成24年11月）により実施する。</p> <p>1 拠点ヘリポート</p> <p>会計部会計班・検査班は、消防部消防署班と協力して、救援物資を集積・分類して避難所等に輸送するための拠点ヘリポートを開設する。</p>	震-129 その他																								
	(削除)	<p>2 救援物資輸送拠点</p> <p><u>保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班は、物資等の搬入、配送について、幹線道路を考慮して輸送拠点を開設し、市外からの救援物資の受入れ・保管・仕分け等、また、指定避難所等への物資の配送拠点としての機能を確保する。</u></p> <p><u>また、地区内配送のための拠点として物資配送サブセンターを設ける。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈救援物資輸送拠点候補地〉</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">物資配送 センター</td> <td>若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット） 一帯</td> <td>若里三丁目 22-2</td> </tr> <tr> <td>オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）</td> <td>大字北長池 195</td> </tr> <tr> <td>真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）</td> <td>真島町真島 2268-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">物資配送 サブセンタ 二</td> <td>豊野体育館</td> <td>豊野町豊野 624</td> </tr> <tr> <td>戸隠屋内運動場</td> <td>戸隠豊岡 248</td> </tr> <tr> <td>鬼無里屋内運動場</td> <td>鬼無里 147-8</td> </tr> <tr> <td>大岡体育館</td> <td>大岡乙 298-1</td> </tr> <tr> <td>旧スキーハウス・聖ヶ岡食堂</td> <td>大岡丙 5402-1</td> </tr> <tr> <td>信州新町体育館地階駐車場</td> <td>信州新町新町 1000-1</td> </tr> <tr> <td>中条体育館</td> <td>中条 2328-2</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	所在地	物資配送 センター	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット） 一帯	若里三丁目 22-2	オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）	大字北長池 195	真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）	真島町真島 2268-1	物資配送 サブセンタ 二	豊野体育館	豊野町豊野 624	戸隠屋内運動場	戸隠豊岡 248	鬼無里屋内運動場	鬼無里 147-8	大岡体育館	大岡乙 298-1	旧スキーハウス・聖ヶ岡食堂	大岡丙 5402-1	信州新町体育館地階駐車場	信州新町新町 1000-1	中条体育館	中条 2328-2
	名 称	所在地																									
物資配送 センター	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット） 一帯	若里三丁目 22-2																									
	オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）	大字北長池 195																									
	真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）	真島町真島 2268-1																									
物資配送 サブセンタ 二	豊野体育館	豊野町豊野 624																									
	戸隠屋内運動場	戸隠豊岡 248																									
	鬼無里屋内運動場	鬼無里 147-8																									
	大岡体育館	大岡乙 298-1																									
	旧スキーハウス・聖ヶ岡食堂	大岡丙 5402-1																									
	信州新町体育館地階駐車場	信州新町新町 1000-1																									
中条体育館	中条 2328-2																										
震-応-39	<p>第3 緊急輸送</p> <p>1 緊急通行車両等の届出</p> <p><u>総務部</u>管財班は、使用する緊急通行車両等について、知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書のの交付を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 緊急輸送</p> <p>1 緊急通行車両等の届出</p> <p><u>財政部</u>管財班は、使用する緊急通行車両等について、知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書のの交付を受ける。</p> <p>(略)</p>	震-129 その他																								
	<p>3 車両、燃料の確保</p> <p><u>総務部</u>管財班は、緊急輸送車両が不足する場合、次の事項を明らかにして、県、防災関係機関、トラック協会、長野県バス協会、協定締結先である長野県タクシー協会等に、輸送を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 車両、燃料の確保</p> <p><u>財政部</u>管財班は、緊急輸送車両が不足する場合、次の事項を明らかにして、県、防災関係機関、トラック協会、長野県バス協会、協定締結先である長野県タクシー協会等に、輸送を要請する。</p> <p>(略)</p>	震-130 その他																								
	<p>4 配車</p> <p>各部班は、災害時における避難者、応急対策要員及び応急対策用資機材・救済用物資等の輸送で車両を必要とするときは<u>総務部</u>管財班に要請し、<u>総務部</u>管財班は、市で所有する車両及び調達した車両を調整して配分する。</p> <p><u>なお、職員の災害応急時の移動手段として庁内自転車等の活用を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4 配車</p> <p>各部班は、災害時における避難者、応急対策要員及び応急対策用資機材・救済用物資等の輸送で車両を必要とするときは<u>財政部</u>管財班に要請し、<u>財政部</u>管財班は、市で所有する車両及び調達した車両を調整して配分する。</p> <p>(略)</p>	震-130 その他																								
	<p>5 鉄道輸送</p> <p><u>総務部</u>管財班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は鉄道による輸送が適当であると認める場合、鉄道管理者に鉄道輸送による応援協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>5 鉄道輸送</p> <p><u>財政部</u>管財班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は鉄道による輸送が適当であると認める場合、鉄道管理者に鉄道輸送による応援協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	震-130 その他																								

No.	新	旧	備考欄														
震-応-40	<p>第10節 障害物の処理活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 道路の障害物除去処理</td> <td>建設部監理班・道路班・維持班、<u>農林部農地整備班、森林いのしか対策班、環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u></td> </tr> <tr> <td>第2 住宅関係の障害物除去処理</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班、<u>環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u></td> </tr> <tr> <td><u>第3 河川・農地等の障害物除去処理</u></td> <td><u>建設部河川班、農林部農地整備班、都市整備部各班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 道路の障害物除去処理	建設部監理班・道路班・維持班、 <u>農林部農地整備班、森林いのしか対策班、環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u>	第2 住宅関係の障害物除去処理	建設部建築指導班・道路班・維持班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u>	<u>第3 河川・農地等の障害物除去処理</u>	<u>建設部河川班、農林部農地整備班、都市整備部各班</u>	<p>第10節 障害物の処理活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 道路の障害物除去処理</td> <td>建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第2 住宅関係の障害物除去処理</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班、都市整備部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 道路の障害物除去処理	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班	第2 住宅関係の障害物除去処理	建設部建築指導班・道路班・維持班、都市整備部各班	震-131 その他
項目	担当																
第1 道路の障害物除去処理	建設部監理班・道路班・維持班、 <u>農林部農地整備班、森林いのしか対策班、環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u>																
第2 住宅関係の障害物除去処理	建設部建築指導班・道路班・維持班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班、都市整備部各班</u>																
<u>第3 河川・農地等の障害物除去処理</u>	<u>建設部河川班、農林部農地整備班、都市整備部各班</u>																
項目	担当																
第1 道路の障害物除去処理	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班																
第2 住宅関係の障害物除去処理	建設部建築指導班・道路班・維持班、都市整備部各班																
震-応-41	<p>第1 道路の障害物除去処理</p> <p>建設部道路班・維持班及び<u>環境部環境保全温暖化対策班</u>は、緊急活動用道路の車両走行帯の2車線確保、孤立の解消のための道路啓開等について、警察署、道路管理者、協定締結先である長野県レッカー協会等と協力し、障害物の権利関係に留意しつつ、次の要領を目安に通行確保の緊急性の高い道路を優先して車両走行帯を確保するよう努める。</p> <p><u>所有者不明の被災自動車の処分については、環境部環境保全温暖化対策班で対応する。</u></p> <p>なお、啓開作業により発生したがれきの撤去は、<u>第18節の第3「損壊家屋等の解体及び処理」</u>を準用して実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 住宅関係の障害物除去処理</p> <p>建設部建築指導班・道路班・維持班は、災害救助法施行令<u>第2条</u>第2号に定める住居又はその周辺に運ばれた土砂や材木<u>等</u>で日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第12条に基づき行う。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 道路の障害物除去処理</p> <p>建設部道路班・維持班は、緊急活動用道路の車両走行帯の2車線確保、孤立の解消のための道路啓開等について、警察署、<u>各</u>道路管理者、協定締結先である長野県レッカー協会等と協力し、障害物の権利関係に留意しつつ、次の要領を目安に通行確保の緊急性の高い道路を優先して車両走行帯を確保するよう努める。</p> <p>なお、啓開作業により発生したがれきの撤去は、<u>第19節の第3「建物解体後の処理」</u>を準用して実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 住宅関係の障害物除去処理</p> <p>建設部建築指導班・道路班・維持班は、災害救助法施行令<u>第8条</u>第2号に定める住居又はその周辺に運ばれた土砂や材木<u>など</u>で日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第12条に基づき行う。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	震-131 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等														
震-応-42	<p><u>第3 河川・農地等の障害物除去処理</u></p> <p><u>建設部河川班は、河川及び水路に堆積した土砂、竹木等の除去及び処理を行う。</u></p> <p><u>農林部農地整備班は、農道及び農地に堆積した土砂、竹木等の除去及び処理を行う。</u></p> <p><u>なお、災害対策の重要性から優先順位を定め、建設事業者に協力を要請して障害物の除去及び処理を行う。</u></p>	(新規)	震-132 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等														

No.	新	旧	備考欄																																																						
震-応-43	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難の基本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難指示、緊急安全確保</td> <td>総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第3 警戒区域の設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第5 避難所の開設・受入れ</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難所の運営</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第7 避難所以外の被災者等の把握及び支援</td> <td>企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班、地域・市民生活部支所班</td> </tr> <tr> <td>第8 帰宅困難者への措置</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第9 避難所の統合・廃止</td> <td>総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第10 広域一時滞在</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第11 公営住宅等の確保</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第12 応急仮設住宅</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第13 住宅の応急修理</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難の基本		第2 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第3 警戒区域の設定		第4 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第5 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第6 避難所の運営	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第7 避難所以外の被災者等の把握及び支援	企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班、地域・市民生活部支所班	第8 帰宅困難者への措置	教育部総務班	第9 避難所の統合・廃止	総務部本部班	第10 広域一時滞在	建設部住宅班、都市整備部各班	第11 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	第12 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班	第13 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	<p>第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難指示、緊急安全確保</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第2 警戒区域の設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の開設・受入れ</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td> <td>都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班</td> </tr> <tr> <td>第6 被災者等の把握と的確な情報伝達</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者への措置</td> <td>総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第8 避難所の統合・廃止</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第9 広域一時滞在</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第10 公営住宅等の確保</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第11 応急仮設住宅</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第12 住宅の応急修理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第2 警戒区域の設定		第3 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第4 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第5 避難所の運営	都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班	第6 被災者等の把握と的確な情報伝達	教育部総務班	第7 帰宅困難者への措置	総務部本部班	第8 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班	第9 広域一時滞在	建設部住宅班、都市整備部各班	第10 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	第11 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	第12 住宅の応急修理		震-133 その他
項目	担当																																																								
第1 避難の基本																																																									
第2 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																								
第3 警戒区域の設定																																																									
第4 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																								
第5 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																								
第6 避難所の運営	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																								
第7 避難所以外の被災者等の把握及び支援	企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班、地域・市民生活部支所班																																																								
第8 帰宅困難者への措置	教育部総務班																																																								
第9 避難所の統合・廃止	総務部本部班																																																								
第10 広域一時滞在	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第11 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第12 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第13 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班																																																								
項目	担当																																																								
第1 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																								
第2 警戒区域の設定																																																									
第3 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																								
第4 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																								
第5 避難所の運営	都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班																																																								
第6 被災者等の把握と的確な情報伝達	教育部総務班																																																								
第7 帰宅困難者への措置	総務部本部班																																																								
第8 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第9 広域一時滞在	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第10 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班																																																								
第11 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班																																																								
第12 住宅の応急修理																																																									
震-応-44	<p>第1 避難の基本</p> <p>地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。</p> <p>(1) 家族、地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。</p> <p>(2) 自宅の被災、延焼火災の発生、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により一時集合場所又は指定緊急避難場所に避難する。</p> <p>(3) 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性が確保された建物）で生活を継続する。</p> <p>(4) 自宅が被災し居住できない場合は、指定避難所で生活する。</p> <p>※その他、安全な親戚・知人宅への避難、各自が確保したホテル・旅館での避難生活を行う。</p> <p>※やむを得ず、地域の自主避難所、テント等で生活する場合は、市に連絡する。</p> <p>(5) 要配慮者は、必要に応じて福祉避難所で生活する。</p> <p>※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館 ※自主避難所、テント等（市に連絡）</p> <p>〈避難の基本〉</p>	(新規)	震-133 その他																																																						

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄
震-応-45	<p>第2 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の条件 <u>避難指示、緊急安全確保を発令する場合は、次のとおりである。</u> (略)</p>	<p>第1 避難指示、緊急安全確保</p> <p>2 避難指示、緊急安全確保発令の時期 <u>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に発令を行う。</u> (略)</p>	震-135 その他
	<p>3 避難指示の内容 本部長は、避難指示を発令するに当たりあたり、次の事項を明確にする。 <u>ただし、住民に周知する場合にできるだけ理解しやすい内容とする。</u> (略)</p>	<p>3 避難指示の内容 本部長は、避難指示を発令するに当たりあたり、次の事項を明確にする。 (略)</p>	震-135 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>4 避難指示の解除 <u>本部長は、災害の状況に応じて、危険がないことが確認された地区の避難指示を解除する。</u></p>	(新規)	震-135 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
	<p>5 住民への周知 本部長は、避難指示、緊急安全確保を次の手段で住民に周知する。 <u>また、住民自治協議会については、支所長又は支所を通じて周知する。</u> <u>さらに、住民同士による声かけ等により避難行動を促す。</u> (1) 防災行政無線 (2) 広報車 (3) Lアラート(災害情報共有システム) (4) 防災メール、防災アプリ、ホームページ、SNS、緊急速報メール (5) 「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ、テレビ放送 (6) コミュニティ放送、ケーブルテレビ(状況によっては臨時災害放送局の開設)</p>	<p>4 住民への周知 (1) 本部長は、避難指示、緊急安全確保の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 <u>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</u> 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (2) 本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (3) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。 (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 (5) 本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (6) 避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p>	震-135 その他
	(削除)	<p>5 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 <u>市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</u> <u>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p>	その他

No.	新	旧	備考欄
震-応-46	<p>第3 警戒区域の設定</p> <p>1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止する。 (略)</p>	<p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 実施者 本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止する。 (略)</p> <p><u>なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは取用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、県が市に代わって行う。</u></p>	震-135 その他
震-応-47	<p>第4 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 自主防災組織・住民自治協議会等は、住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。<u>市、消防、警察等は、誘導に協力する。</u> また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p>	<p>第3 避難誘導活動</p> <p>1 避難誘導 <u>地域・市民生活部支所班、消防部消防署班など担当各班、警察署、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等は、各機関で協力し、誘導経路により住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。</u> また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈避難誘導時の留意事項〉</u></p> <p><u>(ア) 誘導の優先順位</u> ○高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。</p> <p><u>(イ) 誘導の方法</u> ○誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ○誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。 ○危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 ○浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ○誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ○高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 ○市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。 ○災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ○夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 ○誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p><u>(ウ) 避難時の携帯品</u> ○避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限（現金、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。</p>	震-136 その他

No.	新	旧	備考欄
	(削除)	<p>2 避難行動 <u>避難者は、近隣の住民と助け合い、安全かつ速やかな避難行動を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>〈避難行動の留意事項〉</u></p> <p>○自治会単位等で、近所の空地に一時集合場所に集合し、近隣の安否確認に努め、集団で指定緊急避難場所へ避難する。 <u>このとき、自宅の電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとる。</u> なお、この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</p> <p>○近隣の要配慮者の安全や、傷病者がいないか確認し、避難の支援に努める。 ○携行品は、避難行動に支障のない程度のものとする。 ○動物を引き連れて入園することを禁止している公園でも、災害時は入園することができる。</p> </div>	その他
	<p>2 避難行動要支援者の避難支援 <u>市は、避難支援等関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の安否、被災状況や避難の状況を確認する。</u> <u>また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u> (図削除)</p>	<p>3 避難行動要支援者の把握 <u>保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難支援関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の被災状況や避難の状況を確認する。</u> <u>また、必要に応じて避難のための車両を派遣するなど支援を行う。</u></p>	震-137 その他
震-応-48	<p>第5 避難所の開設・受入れ</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、<u>所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開錠し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</u></p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部総務班(避難所開設チーム)は避難所を開設する。 <u>避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、</u>開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。 応急危険度判定は、協定締結先である(公社)長野県建築士会ながの支部・更級支部の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>避難所開設班は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。</u> ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は<u>避難所開設班</u>及び施設管理者に協力する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p> <p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所開設班は、教育部総務班(避難所開設チーム)へ次の事項を報告する。</u> また、<u>避難所開設チームは、</u>総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</p> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所開設班は、</u>避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</p> <p>6 避難者の受入れ <u>避難所開設班は、</u>施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)とし、次のように居住区域を割り振る。 <u>なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</u></p>	<p>第4 避難所の開設・受入れ</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難指示等の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行い、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部は避難所を開設する。 <u>教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、</u>開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。 応急危険度判定は、協定締結先である(一社)長野県建築士会長野支部・更級支部(以下「建築士会」という。)の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、<u>教育部の職員は、</u>施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。 ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は<u>派遣職員</u>及び施設管理者に協力する。 <u>なお、建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。</u> なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p> <p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所を開設した職員は、教育部総務班へ</u>次の事項を報告する。 また、<u>教育部総務班は、</u>総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</p> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所を開設した職員は、</u>避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</p> <p>6 避難者の受入れ <u>教育部の派遣職員は、</u>施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者(避難指示等を受けた者)、来訪者、帰宅困難者(途中の者を含む。)とし、次のように居住区域を割り振る。</p>	震-137 その他
			震-137 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
			震-137 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等
			震-137 その他
			震-138 その他 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修

No.	新	旧	備考欄																
	<p>7 避難所の不足時の対応</p> <p><u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班が被災地域外の施設を含め、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>7 避難所の不足時の対応</p> <p><u>応急危険度判定の結果、使用可能な避難所が不足する場合は、総務部本部班がその他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p> <p>震-138 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>																
震-応-49	<p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の基本</p> <p><u>避難所運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に準じて運営することを基本とし、災害が急性期(※)を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点で、市災害対策本部では避難所開設チームから避難所運営チームへ組織を移行し、避難者・市・施設管理者・ボランティア団体等が互いに協力しつつ、避難者同士が助け合いや協働の精神に基づき自主的な運営を目指す。</u></p> <p><u>※「災害が急性期を過ぎ、避難所の運営段階に入った時点」の考え方</u></p> <p><u>風、雨、水位が落ち着き、救助活動が概ね終了し、自宅等の被災により、避難所で1週間程度又はそれ以上避難生活を送る必要性がある避難者(被災者)がいることが分かった時点。(内閣府の避難所運営ガイドラインの初動期と応急期に相当し、長くて3日以内を想定)</u></p> <table border="1" data-bbox="308 978 1368 1283"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="308 989 1368 1024">〈避難所運営の基本的な考え方〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 1024 1368 1129">○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。</td> <td data-bbox="308 1129 1368 1192">○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1192 1368 1276">○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。</td> </tr> </tbody> </table>	〈避難所運営の基本的な考え方〉		○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。	○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。	○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。		<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営事務</p> <p><u>教育部の派遣職員は避難所責任者となって、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。</u></p> <p><u>また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を分担して遂行するとともに、教育部総務班は、自治会、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。</u></p> <p><u>なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 814 2567 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1507 825 2567 846">〈避難所運営の事務〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 846 1813 1014">受入れ者等の把握</td> <td data-bbox="1813 846 2567 1014"><u>避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。</u> <u>また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1014 1813 1087">水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給</td> <td data-bbox="1813 1014 2567 1087"><u>避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1087 1813 1192">運営の記録・報告</td> <td data-bbox="1813 1087 2567 1192"><u>避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1192 1813 1262">避難所開設後の避難誘導</td> <td data-bbox="1813 1192 2567 1262"><u>避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	〈避難所運営の事務〉		受入れ者等の把握	<u>避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。</u> <u>また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</u>	水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	<u>避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</u>	運営の記録・報告	<u>避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</u>	避難所開設後の避難誘導	<u>避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</u>	<p>震-138 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>
〈避難所運営の基本的な考え方〉																			
○自宅など、普段生活している場所で生活できず、住み慣れない避難所で生活せざるを得ないことによる心身の負担を極力軽減し、避難所における災害関連死をできる限り防ぐことを目標に、必要な取り組みを行う。	○避難所以外にも避難者がいることを前提に、避難所においては、物資・食事・情報等を取りに来ることができ、避難者が相互に又は支援者等とつながる場としての役割を果たす。																		
○避難所は災害による被害からの生活再建を考える場所でもあることから、必要な支援を通して生活再建を支える場としての役割を果たす。																			
〈避難所運営の事務〉																			
受入れ者等の把握	<u>避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。</u> <u>また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。</u>																		
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	<u>避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。</u>																		
運営の記録・報告	<u>避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。</u>																		
避難所開設後の避難誘導	<u>避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。</u>																		
	<p>2 避難所の管理運営に係わる動員・配備体制</p> <p><u>避難所の運営職員は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。</u></p> <p><u>可能な限り本部連絡員会議等で事前調整のうえ、避難所運営チーム長は避難所数、概ねの避難所運営期間、運営に必要な人数、部局ごとの動員人数等について本部会議等で示し、協議・決定する。</u></p> <p><u>また、避難者受入れの状況により避難所の管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、県職員等から応援を求める。</u></p>	<p>2 避難所の開設及び管理運営に係わる応援体制</p> <p><u>教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。</u></p>	<p>震-139 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>																
	<p>3 避難所責任者の任命</p> <p><u>各避難所の運営職員のうち、原則として管理職1名を避難所責任者として市災害対策本部に諮り、本部長は災害対策本部会議の決定により、避難所責任者を任命する。</u></p>		<p>震-139 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>																
	<p>4 避難所運営委員会の設置</p> <p><u>避難所責任者は、避難所運営委員会を設置し、避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たる。</u></p> <p><u>避難所運営委員会は、避難所責任者、避難者の代表者、住民自治協議会・自主防災組織の役員、施設管理者、ボランティア・NPO法人の代表者等で構成し、次の取組を行う。</u></p>	<p>3 自主運営の促進</p> <p><u>避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 1759 2567 1927"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1507 1770 2567 1791">〈避難者による自主運営〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 1791 2567 1822">○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 1822 2567 1854">○物資の配布活動等の補助</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 1854 2567 1885">○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 1885 2567 1927">○防疫・衛生活動等への協力</td> </tr> </tbody> </table>	〈避難者による自主運営〉		○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知		○物資の配布活動等の補助		○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ		○防疫・衛生活動等への協力		<p>震-139 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p> <p>防災関係法令改正、防災基本計画等の修</p>						
〈避難者による自主運営〉																			
○公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知																			
○物資の配布活動等の補助																			
○居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ																			
○防疫・衛生活動等への協力																			

No.	新	旧	備考欄
	<p style="text-align: center;"><u>〈避難所運営委員会の役割〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の庶務及び統括 ・避難者の生活環境の整備 ・避難者への支援物資や食事の提供 ・避難者への健康及び福祉支援 ・定例会議（情報共有会議）の開催など運営従事者間の情報共有 ・上記の取組を行ううえで必要な避難所内のルールづくり ・その他、避難所運営委員会が必要と認めること <p>避難所運営に性別によるニーズの違いに配慮するため、できる限り女性が参画できるような構成とする。 また、必要に応じて専門性を有したボランティアの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請する。</p>	<p>○施設の保全管理</p>	<p>正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
(削除)		<p>4 要配慮者への支援 教育部長は、避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所部健康班に対して支援を要請する。 保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。 また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借り上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。</p> <p>5 飼養動物への対応 飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。 なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。 また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。</p>	<p>その他</p>
	<p>5 長期化対策 「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」を準用し、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>(1) プライバシー、男女のニーズ等への配慮 避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等に配慮した施設・設備の設置、対策への配慮を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・間仕切り <li style="width: 33%;">・男女別トイレ <li style="width: 33%;">・更衣室 <li style="width: 33%;">・授乳室 <li style="width: 33%;">・入浴施設 <li style="width: 33%;">・女性専用の物干し場 <li style="width: 33%;">・段ボールベッド、パーティション等 <li style="width: 33%;">・女性用品の女性による配布 <li style="width: 33%;">・女性職員の配置 </div> <p>(2) 健康・衛生管理 被災者の健康維持のために、救護所を設置し、医師、看護師、保健師等による巡回、メンタルヘルスケア等に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈健康・衛生管理〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・<u>新型コロナウイルス</u>、インフルエンザ等感染症予防 </div>	<p>6 長期化対策 教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈プライバシー、男女のニーズ等への配慮〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・間仕切り <li style="width: 33%;">・男女別トイレ <li style="width: 33%;">・更衣室 <li style="width: 33%;">・授乳室 <li style="width: 33%;">・入浴施設 <li style="width: 33%;">・女性専用の物干し場 <li style="width: 33%;">・女性用品の女性による配布 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈健康・衛生管理〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、指導 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・インフルエンザ等感染症予防 ・清掃 ・<u>し尿及びごみの適正処理</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈防犯対策〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・夜間の防犯 <li style="width: 33%;">・関係者以外の立入り制限 <li style="width: 33%;">・巡回警備 <li style="width: 33%;">・防犯ブザーの配布 </div> <p style="text-align: center;"><u>〈避難長期化対策〉</u></p>	<p>震-139 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>・清掃</p> <p>(3) 防犯対策 避難所の防犯対策として、避難者への周知、警備員の配置等の措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">〈防犯対策〉</p> <p>・夜間の防犯 ・関係者以外の立入り制限 ・警備員の配置 ・巡回警備 ・防犯ブザーの配布</p> <p>(4) 報道対応 避難所内への報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置等を行う。 なお、報道対応は原則として避難所運営責任者が行う。</p> <p>(5) 女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策 女性や子供等に対する暴力、DV等発生防止対策を行う。</p> <p>・女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置 ・トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置 ・照明の増設 ・注意喚起のためのポスター掲示 ・警察、女性支援団体と連携した被害者の相談窓口情報の提供</p> <p>(6) 入浴対策 入浴ができない避難者のために、次の方法により入浴施設・設備を確保し、提供する。 また、入浴施設への送迎車両（バス、タクシー）の確保及び運行を行う。</p> <p>・自衛隊による入浴支援 ・循環型シャワーの設置 ・公的・民間の入浴施設の無料開放</p> <p>(7) 二次避難（避難者のリフレッシュ） 避難者の心身の健康に配慮し、避難者がホテル、旅館等に宿泊できる二次避難（避難者のリフレッシュ）の制度を運用する。</p>	<p>○プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置</p> <p>・間仕切り ・男女別トイレ ・更衣室 ・授乳室 ・入浴施設 ・女性専用の物干し場 ・女性用品の女性による配布</p> <p>○報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置</p> <p>○防犯対策</p> <p>・夜間の防犯 ・関係者以外の立入り制限 ・巡回警備 ・防犯ブザーの配布</p> <p>○健康・衛生管理</p> <p>・救護所の設置 ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回 ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防 ・暑さ・寒さ対策 ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策 ・インフルエンザ等感染症予防 ・清掃 ・し尿及びごみの適正処理</p> <p>また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	
	<p>6 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難対策 国のガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症等の対策を行う。</p>		<p>震-140 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正</p>
震-応-50	<p>第7 避難所以外の被災者等の把握及び支援</p> <p>1 避難所以外の被災者の把握 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊等の避難所以外の被災者を把握するために、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、その所在を把握する。 また、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等の活動時に、避難先、住まいの状況を把握する。</p> <p>2 自主避難所の把握 自主避難所の開設状況は、住民組織から支所等に連絡することを基本とする。 地域活動支援班及び支所班は、自主避難所の開設状況及び避難者の状況を把握し、災害対策本部に連絡する。</p> <p>3 生活支援 地域活動支援班及び支所班並びに関係各班は、避難所外の被災者に対して食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回、健康相談等の保健医療サービスの提供等、避難所と同等の生活支援に努める。</p>	<p>第6 被災者等の把握と的確な情報伝達</p> <p>1 避難所以外の避難者の把握 地域・市民生活部市民窓口班は、親戚・知人宅、車中泊からの様々な手続の案内等を配送するため、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、避難所以外に避難した住民の所在を把握する。</p> <p>(新規)</p>	<p>震-140 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p> <p>震-140 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>4 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報広聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 なお、情報提供の方法は第27節のとおりとする。</p>	<p>2 被災者等への的確な情報提供 企画政策部広報広聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う<u>など</u>、適切に情報提供がなされるよう努める。 さらに、要配慮者、在宅<u>での</u>避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 なお、情報提供の方法は第27節のとおりとする。</p>	<p>震-141 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
震-応-51	<p>第8 帰宅困難者への措置 1 観光客・滞留旅客対策 企画政策部交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。 商工観光部観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスーパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。 また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。 2 道路通行止めによる帰宅困難者対策 <u>地域・市民生活部支所班は、雨量等の道路通行止めにより帰宅困難となったドライバー等のため、一時的に公共施設を一時滞在施設として開設し、被害状況、帰宅情報の提供等、必要な支援を行う。</u></p>	<p>第7 帰宅困難者への措置 <u>都市整備部交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。</u> <u>企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスーパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。</u> また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。</p>	<p>震-141 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>
震-応-52	<p>第10 広域避難及び広域一時滞在 1 広域避難 <u>市長（本部長）は、災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供等の必要がある場合、広域避難を実施する。</u> (1) 調整 <u>総務部本部班は、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u> <u>なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u> (2) 広域避難の実施 <u>あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。</u></p>	<p>第9 広域一時滞在</p>	<p>震-142 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
	<p>2 広域一時滞在 <u>市長（本部長）は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要である場合、広域一時滞を実施する。</u> (1) 調整 <u>総務部本部班は、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</u> <u>なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u> (2) 広域的避難収容活動の実施 <u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</u></p>	<p>市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、<u>災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。</u> (1) 広域一時滞在の要請 <u>総務部本部班は、県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。</u> <u>また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。</u></p>	<p>震-142 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>

No.	新	旧	備考欄																								
震-応-53	<p>第12 応急仮設住宅</p> <p><u>応急仮設住宅は、第11による公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保することを基本とするが、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を設置する。</u></p> <p>3 入居者の募集 建設部住宅班は、市民相談窓口を通じて入居資格、<u>賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅</u>の概要等を広報するとともに、避難所等で入居希望者を受け付ける。 (略)</p> <p>5 住宅の管理 <u>応急</u>仮設住宅の管理は、建設部住宅班が行う。 なお、供与期間は2年以内を限度とするが、状況に応じて特例措置として設置年限の延長を行う。</p>	<p>第11 応急仮設住宅</p> <p>3 入居者の募集 建設部住宅班は、市民相談窓口を通じて入居資格、<u>仮設住宅又は借り上げ賃貸住宅等</u>の概要等を広報するとともに、避難所等で入居希望者を受け付ける。 (略)</p> <p>5 住宅の管理 仮設住宅の管理は、建設部住宅班が行う。 なお、供与期間は2年以内を限度とするが、状況に応じて特例措置として設置年限の延長を行う。</p>	<p>震-142 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p> <p>震-143 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正</p> <p>震-144 その他</p>																								
震-応-54	<p>第12節 孤立地域対策活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 孤立実態の把握対策</td> <td>総務部総務班・職員研修所班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班</td> </tr> <tr> <td>第2 救助・救出対策</td> <td>総務部本部班・情報システム班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部保健所総務班・健康班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 通信の確保</td> <td>総務部本部班・情報システム班、地域・市民生活部支所班</td> </tr> <tr> <td>第4 食料品等の生活必需品の搬送</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> <tr> <td>第5 道路の応急復旧活動</td> <td>建設部道路班・維持班、都市整備部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 孤立実態の把握対策	総務部 総務班 ・職員研修所班・行政 DX推進班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部 地域活動支援班 ・支所班	第2 救助・救出対策	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部 保健所総務班 ・健康班、消防部警防班・消防署班	第3 通信の確保	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部支所班	第4 食料品等の生活必需品の搬送	地域・市民生活部 市民窓口班	第5 道路の応急復旧活動	建設部道路班・維持班、都市整備部各班	<p>第12節 孤立地域対策活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 孤立実態の把握対策</td> <td>総務部庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班</td> </tr> <tr> <td>第2 救助・救出対策</td> <td>総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部保健所総務班・健康班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 通信の確保</td> <td>総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班</td> </tr> <tr> <td>第4 食料品等の生活必需品の搬送</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> <tr> <td>第5 道路の応急復旧活動</td> <td>建設部道路班・維持班、都市整備部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 孤立実態の把握対策	総務部 庶務班 ・職員研修所班・行政 管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部 地域活動支援班 ・支所班	第2 救助・救出対策	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部 保健所総務班 ・健康班、消防部警防班・消防署班	第3 通信の確保	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部支所班	第4 食料品等の生活必需品の搬送	地域・市民生活部 市民窓口班	第5 道路の応急復旧活動	建設部道路班・維持班、都市整備部各班	<p>震-145 その他</p>
項目	担当																										
第1 孤立実態の把握対策	総務部 総務班 ・職員研修所班・行政 DX推進班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部 地域活動支援班 ・支所班																										
第2 救助・救出対策	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部 保健所総務班 ・健康班、消防部警防班・消防署班																										
第3 通信の確保	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部支所班																										
第4 食料品等の生活必需品の搬送	地域・市民生活部 市民窓口班																										
第5 道路の応急復旧活動	建設部道路班・維持班、都市整備部各班																										
項目	担当																										
第1 孤立実態の把握対策	総務部 庶務班 ・職員研修所班・行政 管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部 地域活動支援班 ・支所班																										
第2 救助・救出対策	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部 保健所総務班 ・健康班、消防部警防班・消防署班																										
第3 通信の確保	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部支所班																										
第4 食料品等の生活必需品の搬送	地域・市民生活部 市民窓口班																										
第5 道路の応急復旧活動	建設部道路班・維持班、都市整備部各班																										
震-応-55	<p>第1 孤立実態の把握対策</p> <p>孤立の実態を把握するため、地域・市民生活部支所班は、道路の被害情報等から孤立が予想される地域の区長等に対し、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、電話等により孤立状況と被害の概況を確認し、孤立者名簿を作成するとともに、地域・市民生活部地域活動支援班を通じて総務部総務班に連絡する。 収集した孤立地域に関する情報は、県に対して直ちに速報する。</p>	<p>第1 孤立実態の把握対策</p> <p>孤立の実態を把握するため、地域・市民生活部支所班は、道路の被害情報等から孤立が予想される地域の区長等に対し、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、電話等により孤立状況と被害の概況を確認し、孤立者名簿を作成するとともに、<u>市</u>地域・市民生活部地域活動支援班を通じて総務部庶務班に連絡する。 収集した孤立地域に関する情報は、県に対して直ちに速報する。</p>	<p>震-145 その他</p>																								
震-応-56	<p>第4 食料品等の生活必需品の搬送</p> <p>道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、<u>災害用ドローンを活用した物資輸送の検討</u>や、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 なお、災害発生当初は、地域内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。</p>	<p>第4 食料品等の生活必需品の搬送</p> <p>道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 なお、災害発生当初は、地域内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。</p>	<p>震-146 その他</p>																								
震-応-57	<p>第13節 食料品の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動期の対応</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 初動期の対応	地域・市民生活部 市民窓口班	<p>第13節 食料品等の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動期の対応</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 初動期の対応	地域・市民生活部 市民窓口班	<p>震-147 その他</p>																
項目	担当																										
第1 初動期の対応	地域・市民生活部 市民窓口班																										
項目	担当																										
第1 初動期の対応	地域・市民生活部 市民窓口班																										

長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>第2 応急期の対応</p> <p><u>総務部管財班、企画政策部秘書班</u>、地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部介護保険班・<u>生活支援班</u>、保健所部健康班、<u>学校教育部保健給食班</u></p>	<p>第2 応急期の対応</p> <p>地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部介護保険班、保健所部健康班</p>	
震-応-58	<p>第1 初動期の対応</p> <p>災害発生から3日間は、住民の非常持ち出し食料、市の備蓄食料、災害時食料供給協定事業者等からの食料で必要な食料を賄うこととする。</p> <p>また、地域・市民生活部市民窓口班は、食料不足も想定し、必要量を教育部総務班（<u>避難所開設チーム</u>）、総務部職員班の協力により把握した上で、食料を確保し、必要な場合は、供給を行う。災害時食料供給協定事業者等に食料供給を要請する場合は、食料の輸送も併せて要請する。必要に応じて、<u>総務部管財班</u>に食料の輸送用車両の配車を要請する。</p> <p>多数の避難者が生じ、市だけでは食料供給が困難な場合は、必要に応じて<u>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村及び</u>県に要請する（県では、通常想定できる規模を超える災害に備え食料等を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）を確保している）。</p> <p>総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。</p> <p>なお、避難所受入れ者等への食料の配布は、各避難所責任者に委任する。</p>	<p>第1 初動期の対応</p> <p>災害発生から3日間は、住民の非常持ち出し食料、市の備蓄食料、災害時食料供給協定事業者等からの食料で必要な食料を賄うこととする。</p> <p>また、地域・市民生活部市民窓口班は、食料不足も想定し、必要量を教育部総務班、総務部職員班の協力により把握した上で、食料を確保し、必要な場合は、供給を行う。災害時食料供給協定事業者等に食料供給を要請する場合は、食料の輸送も併せて要請する。必要に応じて、<u>財政部管財班</u>に食料の輸送を要請する。</p> <p>多数の避難者が生じ、市だけでは食料供給が困難な場合は、必要に応じて県に要請する（県では、通常想定できる規模を超える災害に備え食料等を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）を確保している）。</p> <p>総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。</p> <p>なお、避難所受入れ者等への食料の配布は、各避難所責任者に委任する。</p>	震-147 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
震-応-59	<p>第2 応急期の対応</p> <p>1 食料の確保と供給</p> <p>地域・市民生活部市民窓口班は、食料の必要量を、<u>教育部総務班（避難所運営チーム）</u>、自主防災組織・住民自治協議会等、総務部職員班、総務部本部班の協力により把握し、食料の確保及び供給を行う。</p> <p><u>また、協定事業者等への要請にあたっては、献立の作成、栄養管理、アレルギー等の配慮等を行うため、関係班で構成する食事支援の専門チームを編成し、対応に当たる。</u></p> <p>総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。</p> <p>3 食料の手配・輸送</p> <p>地域・市民生活部市民窓口班は、災害時食料供給協定事業者等に主食（にぎり飯、弁当、パン等）、副食品、粉ミルク（必要に応じて哺乳ビン等も）等の供給や自衛隊の炊き出しを要請する。</p> <p>食料が不足する場合や災害救助法が適用された場合は、県知事に対し備蓄食料や、流通備蓄のうち必要な食料の供給及び輸送を要請する。県との連絡がつかない場合は、農林水産省（総合食料局）に対して政府所有米穀の供給を要請することができる。</p> <p>また、<u>保健福祉部介護保険班（物的支援チーム）は、「長野市受援計画」に基づき、全国の自治体、企業、団体等から寄せられる救援物資を受入れ、その活用を図る。</u></p> <p>供給先への食料の輸送は、災害時食料供給協定事業者等に要請する。ただし、必要に応じて<u>総務部管財班</u>に輸送用車両の配車を要請する。</p> <p>5 食料の配布</p> <p>被災者への食料の配布については、各避難所責任者に委任する。各避難所責任者は、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て配布する。</p> <p><u>要員が不足する場合は、保健福祉部福祉政策班を通じてボランティアセンターに要請し、確保する。</u></p> <p>6 炊き出し</p> <p><u>個人、企業、団体等から炊き出し等の申し出があった場合は、（仮称）食事支援チームを窓口とし、支援日等の調整を行う。また、その際は避難所間、避難者間で支援が偏らないように努める。</u></p> <p><u>炊き出しの支援について直接避難所に申し出があった場合は、（仮称）食事支援チームを案内する。</u></p> <p><u>トラブルになりそうな場合には、来訪者と避難者との接触を避けようとして、来訪者が最低限の目的を果たせるよう対応する。</u></p> <p><u>なお、（仮称）食事支援チームに相談したうえで、避難所責任者の判断で申し出を受けることもできる。</u></p>	<p>第2 応急期の対応</p> <p>地域・市民生活部市民窓口班は、食料の必要量を、<u>教育部総務班</u>、自主防災組織・住民自治協議会等、総務部職員班、総務部本部班の協力により把握するとともに、<u>食料確保供給計画を策定し</u>、食料の確保及び供給を行う。</p> <p>総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。</p> <p>2 食料の確保・輸送</p> <p>地域・市民生活部市民窓口班は、災害時食料供給協定事業者等に主食（にぎり飯、弁当、パン等）、副食品、粉ミルク（必要に応じて哺乳ビン等も）等の供給や自衛隊の炊き出しを要請する。</p> <p>食料が不足する場合や災害救助法が適用された場合は、県知事に対し備蓄食料や、流通備蓄のうち必要な食料の供給及び輸送を要請する。県との連絡がつかない場合は、農林水産省（総合食料局）に対して政府所有米穀の供給を要請することができる。</p> <p>また、<u>保健福祉部介護保険班は</u>、全国の自治体、企業、団体等から寄せられる救援物資を受入れ、その活用を図る。</p> <p>供給先への食料の輸送は、災害時食料供給協定事業者等に要請する。ただし、必要に応じて<u>財政部管財班</u>に輸送用車両の配車を要請する。</p> <p>4 食料の配布</p> <p>被災者への食料の配布については、各避難所責任者に委任する。各避難所責任者は、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て配布する。</p> <p><u>特に、要配慮者については、優先的に行う等、など十分配慮する。</u></p> <p>5 炊き出し</p> <p><u>各避難所の意向により炊き出しを行う場合は、市は可能な限り支援する。炊き出しは、避難所の調理室等で実施する。炊き出し作業は、自主防災組織・住民自治協議会、日本赤十字社長野市地区奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。</u></p> <p><u>炊き出しに必要な材料、燃料等で不足するものは、地域・市民生活部市民窓口班が供給する。</u></p>	震-147 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 震-147 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 震-148 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等 震-148 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等

No.	新	旧	備考欄																
震-応-60	<p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水源の確保</td> <td>上下水道部水道維持班・浄水班</td> </tr> <tr> <td>第2 初動期の給水</td> <td>上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、総務部管財班</td> </tr> <tr> <td>第3 応急期の給水</td> <td>上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 水源の確保	上下水道部水道維持班・浄水班	第2 初動期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、 総務部 管財班	第3 応急期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班	<p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水源の確保</td> <td>上下水道部水道維持班・浄水班</td> </tr> <tr> <td>第2 初動期の給水</td> <td>上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、財政部管財班</td> </tr> <tr> <td>第3 応急期の給水</td> <td>上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 水源の確保	上下水道部水道維持班・浄水班	第2 初動期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、 財政部 管財班	第3 応急期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班	震-149 その他
項目	担当																		
第1 水源の確保	上下水道部水道維持班・浄水班																		
第2 初動期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、 総務部 管財班																		
第3 応急期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班																		
項目	担当																		
第1 水源の確保	上下水道部水道維持班・浄水班																		
第2 初動期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、 財政部 管財班																		
第3 応急期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班																		
震-応-61	<p>第1 水源の確保</p> <p>上下水道部水道維持班・浄水班は、災害発生後、速やかに被害状況、断水地区の状況等を把握し、給水のための水源を、おおむね次の措置により確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈水源の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を点検する。 ○緊急遮断弁等により、配水池等の貯留水を確保する。 ○水源の確保が困難な場合は、応援協定による給水を要請する。 ○水質管理を徹底し、飲料水としての使用可否を調査する（飲料水として不適切な場合は、生活用水としての利用を検討する）。 </div>	<p>第1 水源の確保</p> <p>上下水道部水道維持班・浄水班は、災害発生後、速やかに被害状況、断水地区の状況等を把握し、給水のための水源を、おおむね次の措置により確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈水源の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を点検する。 ○緊急遮断弁等により、配水池等の貯留水を確保する。 ○給水源の確保が困難な場合は、応援協定による給水を要請する。 ○水質管理を徹底し、飲料水としての使用可否を調査する（飲料水として不適切な場合は、生活用水としての利用を検討する）。 </div>	震-149 その他																
震-応-62	<p>第2 初動期の給水</p> <p>2 給水方法</p> <p>上下水道部各班は、所有する車両及び資機材を用いて、災害発生直後の給水活動を実施する。車両、資機材等が不足する場合は、総務部管財班、関係事業者に要請して確保する。</p> <p>また、市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定等による応援を要請する。</p>	<p>第2 初動期の給水</p> <p>2 給水方法</p> <p>上下水道部各班は、所有する車両及び資機材を用いて、災害発生直後の給水活動を実施する。車両、資機材等が不足する場合は、財政部管財班、関係事業者に要請して確保する。</p> <p>また、市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定等による応援を要請する。</p>	震-149 その他																
震-応-63	<p>第3 応急期の給水</p> <p>4 給水体制 (略)</p> <p>また、作業要員が不足する場合は保健福祉部福祉政策班を通じてボランティアセンター等に、また車両等が不足する場合は、総務部管財班、応援協定団体等に要請し、確保する。</p> <p>市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定団体や県に応援を要請する。</p> <p>5 住民等への周知</p> <p>上下水道部営業班は、企画政策部広報広聴班と協力して、給水に関する次の事項を広報する。</p> <p>また、給水所には、看板等を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈給水の広報事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水所の箇所 ○給水日時 ○給水方法（容器の持参等の必要も併せて） </div>	<p>第3 応急期の給水</p> <p>4 給水体制 (略)</p> <p>また、作業要員が不足する場合は保健福祉部福祉政策班を通じてボランティアセンター等に、また車両等が不足する場合は、財政部管財班、応援協定団体等に要請し、確保する。</p> <p>市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定団体や県に応援を要請する。</p> <p>5 住民等への周知</p> <p>上下水道部営業班は、企画政策部広報広聴班と協力して、給水に関する次の事項を広報する。</p> <p>また、給水所には、看板等を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈給水の広報事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水所の箇所 ○給水日時 ○給水量 </div>	震-150 その他																

No.	新	旧	備考欄						
震-応-64	<p>第15節 生活必需品等の調達供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 生活必需品の調達・供給</td> <td>保健福祉部介護保険班・生活支援班</td> </tr> <tr> <td>第2 物資の受入れ</td> <td>総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班</td> </tr> </tbody> </table> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。 また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。 <u>さらに、業務分掌に基づき関係班による物資全体を総括する物的支援チームを設置し、対応に当たる。</u></p>	項目	担当	第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班	第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。 また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。</p>	<p>震-151 その他 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課 題等</p>
項目	担当								
第1 生活必需品の調達・供給	保健福祉部介護保険班・生活支援班								
第2 物資の受入れ	総務部本部班、保健福祉部介護保険班・生活支援班								
震-応-65	<p>第1 生活必需品の調達・供給</p> <p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略) <u>なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p>	<p>3 配給品目 配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。 (略)</p>	<p>震-151 長野県地域防災計 画、長野県水防計画 との整合</p>						
震-応-66	<p>第2 物資の受入れ</p> <p>1 物資輸送拠点の開設 <u>保健福祉部介護保険班は、物資等の搬入、配送について、幹線道路を考慮して輸送拠点を開設し、救援物資の受入れ・保管・仕分け等、また、指定避難所等への物資の配送拠点としての機能を確保する。</u> <u>また、地区内配送のための拠点として物資配送サブセンターを設ける。</u> (略) <u>なお、大量の物資を受入れる必要がある場合は、物流事業者との協定に基づき、物流事業者の施設を活用する。</u></p> <p>2 物資の要請 <u>保健福祉部生活支援班、介護保険班は、物資を県（国）、協定事業者及び相互応援協定を締結する自治体に要請するほか、企業・団体からの義援物資を受入れる。</u> <u>物資の受入れの方針は、次のとおりとし、HP、SNS等で周知を図る。</u> <u>また、報道機関を通じて、物資の要請・募集を行わないものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈物資受入れの方針〉</u></p> <p>○個人からの物資及び中古品は、受け入れない。 ○自治体、企業・団体等からのまとまった量の救援物資は、供給の申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。 ○生鮮品等の保存期間が短い食品は、受け入れない。</p> </div> <p>3 物資の受入れ・管理・配送 <u>保健福祉部介護保険班、生活支援班は、物資の受入れから配送までの作業を民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、物流事業者との協定により委託する。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>震-152 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課 題等</p>						

No.	新	旧	備考欄																
震-応-67	<p><u>また、関係班で構成する専門チーム及び物流事業者とで調整を行い、一連の作業を管理する。</u></p> <p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 保健衛生活動</td> <td rowspan="2">保健所部各班</td> </tr> <tr> <td>第2 感染症予防対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市保健医療本部を設置し、保健医療活動を指揮統括する。</p>	項目	担当	第1 保健衛生活動	保健所部各班	第2 感染症予防対策	<p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 保健衛生活動</td> <td rowspan="2">保健所部各班</td> </tr> <tr> <td>第2 感染症予防対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。</p>	項目	担当	第1 保健衛生活動	保健所部各班	第2 感染症予防対策	震-153 その他						
項目	担当																		
第1 保健衛生活動	保健所部各班																		
第2 感染症予防対策																			
項目	担当																		
第1 保健衛生活動	保健所部各班																		
第2 感染症予防対策																			
震-応-68	<p>第2 感染症予防対策</p> <p>2 避難所の衛生管理活動</p> <p>(1) 避難所の衛生管理</p> <p>保健所部各班は、「<u>長野市避難所運営マニュアル</u>」に基づき、教育部総務班（避難所運営チーム）と協力し、各避難所の避難者責任者に対し、避難所の良好な生活環境を維持するための衛生管理指導を行う。<u>なお、避難所で排出されたごみに関しては、必要に応じて総務部総務班へ収集を依頼する。</u></p> <p><u>また、専門チームによる協議・調整により保健師等による避難所の巡回、避難所救護所の設置、衛生指導等を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難所の衛生管理指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の過密状況の把握 ○土足禁止区域及び下足場の設定 ○適正なごみの排出・保管、清掃等のルールの設定 ○シャワー施設、トイレの衛生管理 ○洗濯場、物干場の設置及び布団乾燥（車等の手配） ○検温、消毒、換気、密集の回避等の新型コロナウイルス感染症対策 </div> <p><u>また、被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。</u></p> <p><u>なお、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、各部と情報を共有し、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</u></p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症発生時の対応</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について、患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等、予防接種法による臨時予防接種を実施する。</u></p>	<p>第2 感染症予防対策</p> <p>2 避難所の衛生管理活動</p> <p>保健所部各班は、教育部総務班と協力し、各避難所の避難者責任者に対し、避難所の良好な生活環境を維持するための衛生管理指導を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難所の衛生管理指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の過密状況の把握 ○土足禁止区域及び下足場の設定 ○適正なごみの排出・保管、清掃等のルールの設定 ○シャワー施設、トイレの衛生管理 ○洗濯場、物干場の設置及び布団乾燥（車等の手配） </div>	震-153 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等																
震-応-69	<p>第17節 遺体対策等の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 行方不明者の把握・搜索</td> <td>総務部本部班・総務班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の安置及び対応</td> <td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、総務部管財班</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋火葬</td> <td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 行方不明者の把握・搜索	総務部本部班・総務班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班	第2 遺体の安置及び対応	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、総務部管財班	第3 遺体の埋火葬	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班	<p>第17節 遺体対策等の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 行方不明者の把握・搜索</td> <td>総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の安置及び対応</td> <td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、財政部管財班</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋火葬</td> <td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 行方不明者の把握・搜索	総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班	第2 遺体の安置及び対応	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、財政部管財班	第3 遺体の埋火葬	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班	震-155 その他
項目	担当																		
第1 行方不明者の把握・搜索	総務部本部班・総務班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班																		
第2 遺体の安置及び対応	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、総務部管財班																		
第3 遺体の埋火葬	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班																		
項目	担当																		
第1 行方不明者の把握・搜索	総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班																		
第2 遺体の安置及び対応	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、財政部管財班																		
第3 遺体の埋火葬	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班																		

No.	新	旧	備考欄															
震-応-70	<p>第1 行方不明者の把握・捜索</p> <p>1 行方不明者の把握 総務部総務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、警察と協力し、所在の確認できない住民に関する問合せや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行い、次の要領で行方不明者を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈行方不明者の把握方法〉</p> <p>○届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。</p> <p>○「届出」のリストを総務部総務班に1部送付する。</p> <p>○総務部総務班は、「届出」リストを、「人的被害調査」、「避難者名簿」、「病院診療所医療実施状況」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者を確認する。また、その結果を警察署長へ連絡する。</p> </div>	<p>第1 行方不明者の把握・捜索</p> <p>1 行方不明者の把握 総務部庶務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、警察と協力し、所在の確認できない住民に関する問合せや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行い、次の要領で行方不明者を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈行方不明者の把握方法〉</p> <p>○届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。</p> <p>○「届出」のリストを総務部庶務班に1部送付する。</p> <p>○総務部庶務班は、「届出」リストを、「人的被害調査」、「避難者名簿」、「病院診療所医療実施状況」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者を確認する。また、その結果を警察署長へ連絡する。</p> </div>	震-155 その他															
	<p>2 行方不明者の捜索 総務部本部班・総務班は、警察、消防部警防班・消防署班、消防団等と協力し、要搜索者名簿に基づく行方不明者捜索の機を失せず、人員及び機械器具を確保して行う。 (略)</p>	<p>2 行方不明者の捜索 総務部本部班・庶務班は、警察、消防部警防班・消防署班、消防団等と協力し、要搜索者名簿に基づく行方不明者捜索の機を失せず、人員及び機械器具を確保して行う。 (略)</p>	震-155 その他															
震-応-71	<p>第2 遺体の安置及び対応</p> <p>3 遺体の対応 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈遺体の対応の手順〉</p> <p>○遺体の搬送については、遺族が行うことを原則とする。搬送が困難な場合は、保健福祉部国民健康保険班は総務部管財班に車両の配車を要請して搬送する。なお、必要に応じて警察署、県等に協力を要請するほか葬祭事業者に委託し、遺体安置所に搬送する。 (略)</p> </div>	<p>第2 遺体の安置及び対応</p> <p>3 遺体の対応 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">〈遺体の対応の手順〉</p> <p>○遺体の搬送については、遺族が行うことを原則とする。搬送が困難な場合は、保健福祉部国民健康保険班は財政部管財班に車両の配車を要請して搬送する。なお、必要に応じて警察署、財政部管財班、県等に協力を要請するほか葬祭事業者に委託し、遺体安置所に搬送する。 (略)</p> </div>	震-156 その他															
	<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 し尿の収集運搬・処理</td> <td>環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第2 災害廃棄物処理</td> <td>環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第3 損壊家屋等の解体及び処理</td> <td>環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 し尿の収集運搬・処理	環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班	第2 災害廃棄物処理	環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班	第3 損壊家屋等の解体及び処理	環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班	<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 し尿の収集運搬・処理</td> <td>環境部環境政策班・生活環境班・衛生センター班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第2 ごみの収集運搬・処理</td> <td>環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班、企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第3 建物解体後の処理</td> <td>環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 し尿の収集運搬・処理	環境部環境政策班・生活環境班・衛生センター班、企画政策部広報広聴班	第2 ごみの収集運搬・処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班、企画政策部広報広聴班	第3 建物解体後の処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班
項目	担当																	
第1 し尿の収集運搬・処理	環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班																	
第2 災害廃棄物処理	環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、企画政策部広報広聴班																	
第3 損壊家屋等の解体及び処理	環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班																	
項目	担当																	
第1 し尿の収集運搬・処理	環境部環境政策班・生活環境班・衛生センター班、企画政策部広報広聴班																	
第2 ごみの収集運搬・処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班、企画政策部広報広聴班																	
第3 建物解体後の処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班																	
震-応-73	<p>第1 し尿の収集運搬・処理</p> <p>1 収集運搬・処理計画 環境部生活環境班は、被害状況に応じたし尿収集運搬・処理体制を早期に確立するため、し尿処理施設、収集事業者等の被害状況及び、当面の収集運搬・処理能力を把握する。 地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</p>	<p>第1 し尿の収集運搬・処理</p> <p>1 収集運搬・処理計画 環境部生活環境班・衛生センター班は、被害状況に応じたし尿収集運搬・処理体制を早期に確立するため、下水道処理施設、収集事業者等の被害状況及び、当面の収集運搬・処理能力を把握する。 地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。</p>	震-157 その他															

No.	新	旧	備考欄																		
	<p>2 仮設トイレ配置 環境部生活環境班は、災害により<u>し尿処理機能</u>が停止し、仮設トイレを必要とする場合、早急に配置計画を立てて仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(1) 需要の把握 上下水道、ライフライン施設、建物等の被害状況、応急復旧状況・計画、及び避難者の受入れ状況等を関係各部、関係機関からとりまとめ、し尿収集の必要な地区と需要（人口）を把握する。 また、排出量及び仮設トイレの容量は、次の基準を目安として検討する。</p> <table border="1"> <caption>〈仮設トイレ数算定の基準〉</caption> <tr> <td>排出し尿量</td> <td>1人1日あたり <u>1.7</u>リットル</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ容量</td> <td>1基あたり <u>300</u>リットル</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ配置基準</td> <td>対象人口 <u>55</u>人に1基</td> </tr> </table> <p>(2) 配置先の検討 仮設トイレの<u>配置先</u>は、次を目安に<u>特に必要と認められる箇所に配置する</u>。</p> <table border="1"> <caption>〈仮設トイレ設置場所〉</caption> <tr> <td>○避難所</td> <td>○断水地区の公的施設</td> <td>○災害応急対策活動拠点</td> </tr> </table> <p>(3) 調達・設置 環境部生活環境班は、協定締結先である日本建設機械レンタル協会等に仮設トイレの供給、搬送、設置を要請する。 また、設置にあたっては原則として男女別とし、それぞれ離れた場所となるよう配慮する。 なお、仮設トイレが設置されるまで、組立式簡易トイレ等をボランティアや避難者、自主防災組織・住民自治協議会等の協力を得て設置する。</p> <p>(4) 維持管理 環境部生活環境班は、収集をし尿収集事業者に要請する。また、トイレトーパー、清掃器具等を確保し、清掃・補充等の作業を避難者や自主防災組織・住民自治協議会等に要請する。</p>	排出し尿量	1人1日あたり <u>1.7</u> リットル	仮設トイレ容量	1基あたり <u>300</u> リットル	仮設トイレ配置基準	対象人口 <u>55</u> 人に1基	○避難所	○断水地区の公的施設	○災害応急対策活動拠点	<p>2 仮設トイレ配置 環境部生活環境班・<u>衛生センター班</u>は、災害により<u>下水道機能</u>が停止し、仮設トイレを必要とする場合、早急に配置計画を立てて仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(1) 需要の把握 上下水道、ライフライン施設、建物等の被害状況、応急復旧状況・計画、及び避難者の受入れ状況等を関係各部、関係機関からとりまとめ、し尿収集の必要な地区と需要（人口）を把握する。 また、排出量及び仮設トイレの容量は、次の基準を目安として検討する。</p> <table border="1"> <caption>〈仮設トイレ数算定の基準〉</caption> <tr> <td>排出し尿量</td> <td>1人1日あたり <u>1.4</u>リットル</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ容量</td> <td>1基あたり <u>500</u>リットル</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ配置基準</td> <td>対象人口 <u>60</u>人に1基</td> </tr> </table> <p>(2) 配置先の検討 仮設トイレの<u>設置箇所</u>は、次の<u>箇所</u>を目安に<u>選定する</u>。</p> <table border="1"> <caption>〈仮設トイレ設置場所〉</caption> <tr> <td>○避難所</td> <td>○断水地区の公的施設</td> <td>○災害応急対策活動拠点</td> </tr> </table> <p>(3) 調達・設置 環境部生活環境班・<u>衛生センター班</u>は、協定締結先である日本建設機械レンタル協会等に仮設トイレの供給、搬送、設置を要請する。 また、設置にあたっては原則として男女別とし、それぞれ離れた場所となるよう配慮する。 なお、仮設トイレが設置されるまで、組立式簡易トイレ等をボランティアや避難者、自主防災組織・住民自治協議会等の協力を得て設置する。</p> <p>(4) 維持管理 環境部生活環境班・<u>衛生センター班</u>は、収集をし尿収集事業者に要請する。また、トイレトーパー、清掃器具等を確保し、清掃・補充等の作業を避難者や自主防災組織・住民自治協議会等に要請する。</p>	排出し尿量	1人1日あたり <u>1.4</u> リットル	仮設トイレ容量	1基あたり <u>500</u> リットル	仮設トイレ配置基準	対象人口 <u>60</u> 人に1基	○避難所	○断水地区の公的施設	○災害応急対策活動拠点	震-157 その他
排出し尿量	1人1日あたり <u>1.7</u> リットル																				
仮設トイレ容量	1基あたり <u>300</u> リットル																				
仮設トイレ配置基準	対象人口 <u>55</u> 人に1基																				
○避難所	○断水地区の公的施設	○災害応急対策活動拠点																			
排出し尿量	1人1日あたり <u>1.4</u> リットル																				
仮設トイレ容量	1基あたり <u>500</u> リットル																				
仮設トイレ配置基準	対象人口 <u>60</u> 人に1基																				
○避難所	○断水地区の公的施設	○災害応急対策活動拠点																			
	<p>3 広報・相談 環境部環境<u>保全温暖化対策</u>班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、<u>仮設トイレ設置場所</u>、収集日時、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等を住民等へ周知する。また、市民からの問合せ等について対応する。</p> <p>4 収集運搬・処理 環境部生活環境班は、<u>協定締結先である長野市生活環境協同組合へ協力を要請する</u>。 なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、<u>県への広域応援処理体制の応援要請を行い、し尿収集車両及び作業員を確保する</u>。 (略)</p>	<p>3 広報・相談 環境部環境<u>政策</u>班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集日時、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等を住民等へ周知する。また、市民からの問合せ等について対応する。</p> <p>4 収集運搬・処理 環境部生活環境班・<u>衛生センター班</u>は、<u>し尿収集車両及び作業員を確保する</u>。 なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、<u>協定締結先である長野市生活環境協同組合への協力要請、県への広域応援処理体制の応援要請を行う</u>。 (略)</p>	震-158 その他																		
震-応-74	<p>第2 災害廃棄物処理</p> <p>1 災害廃棄物処理体制の確立</p> <p>(1) 組織体制 環境部は、「<u>長野市災害廃棄物処理計画</u>」に基づき、必要に応じて部内に環境部長を長とする<u>長野市災害廃棄物対策調整会議</u>を設置し、<u>廃棄物処理活動全般を指揮統括する</u>。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成 環境部廃棄物対策班・生活環境班は、<u>災害廃棄物の発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物を処理する</u>。 なお、次の表にある生活ごみ及び避難所ごみ並びに事業系一般廃棄物は、<u>長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理する</u>。</p> <table border="1"> <caption>〈災害時に発生する廃棄物〉</caption> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出され</td> </tr> </table>	区分	内容	災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出され	<p>第2 ごみの収集運搬・処理</p> <p>1 収集運搬・処理計画 環境部廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班は、被害状況に応じた生活ごみの収集運搬・処理体制を早期に確立するため、<u>処理施設、資機材等の被害状況、及び当面の収集運搬・処理能力を把握する</u>。 地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、<u>避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する</u>。計画上次の点に留意する。</p> <table border="1"> <caption>〈災害廃棄物処理実施計画の留意点〉</caption> <tr> <td>○災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。</td> </tr> <tr> <td>○直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。</td> </tr> <tr> <td>※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。</td> </tr> </table>	○災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。	○直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。	※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。	震-158 その他											
区分	内容																				
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみ（一般家庭から排出され																				
○災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。																					
○直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。																					
※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。																					

No.	新	旧	備考欄								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 216 477 300"></td> <td data-bbox="477 216 1353 300"> <p>るもの)と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 300 477 338">生活ごみ</td> <td data-bbox="477 300 1353 338">家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 338 477 405">避難所ごみ</td> <td data-bbox="477 338 1353 405">避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 405 477 510">し尿</td> <td data-bbox="477 405 1353 510">仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽・浄化槽等に流入した汚水</td> </tr> </table>		<p>るもの)と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。</p>	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽・浄化槽等に流入した汚水		
	<p>るもの)と、公費解体に伴い発生する廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。</p>										
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ										
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 事業系一般廃棄物として管理者が処理するもの										
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽・浄化槽等に流入した汚水										
	<p>2 災害廃棄物の処理 (1) 仮置場の設置 災害廃棄物は、排出時に分別を徹底し、可能な限り資源化を推進することにより、処理・処分量を軽減する。 環境部生活環境班は、災害廃棄物の排出場所として被災地域内の空地等に一時的な集積所である「近隣仮置場」を設置する。 また、環境部廃棄物対策班は、近隣仮置場の排出量等の状況に応じて、一定期間、分別・仮置き・選別・破碎等を行うための一次・二次仮置場を設置する。 (2) 収集・運搬処理 環境部生活環境班は、生活ごみの収集運搬を継続するため、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。 また、被災地や近隣仮置場からの収集運搬体制を速やかに確立するため、協定に基づき長野市委託清掃事業協同組合へ協力要請する。処理能力・収集体制が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく要請を行う。</p>	<p>2 臨時集積所・仮置場の設置 環境部生活環境班は、被災時に既存の集積所が使用できない場合、地域と協議する中で、空き地や公園などを被災地内の臨時集積所として位置づける。 また、環境部廃棄物対策班は、臨時集積所の排出量等の状況に応じて、仮置場を設置する。 なお、臨時集積所への排出は、災害廃棄物処理実施計画で定める分別基準による。 環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。 なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。</p>	震-158 その他								
	<p>3 広報・相談 環境部環境保全温暖化対策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方法・分別・排出抑制・平常時収集体制への見直し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。 また、住民からの問合せ等について対応する。</p>	<p>3 広報・相談 環境部環境政策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見直し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。 また、住民からの問合せ等について対応する。</p>	震-159 その他								
	<p>4 事業系廃棄物処理の支援 環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あつせん、作業の指導等を行う。</p>	<p>4 収集運搬・処理 環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。 また、環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あつせん、作業の指導等を行う。 次の点に留意して、適切に収集運搬・処理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈ごみ収集運搬・処理の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集運搬・処理する。 ○仮置場については、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。 ○道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、仮置場へ搬送する。 ○有害な廃棄物、産業廃棄物等の処理が困難な廃棄物については、県と協議し専門処理事業者や排出事業者等に協力を要請する。 </div>	震-159 その他								
震-応-75	<p>第3 損壊家屋等の解体及び処理 環境部環境保全温暖化対策班・廃棄物対策班・生活環境班は、建設部建築指導班と連携して、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する木くず、コンクリートがら等(以下「がれき」という。)を適正に処理する。 1 損壊家屋等の解体・撤去の方針 災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、所有者が自ら行うことを原則とするが、特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれるときは、公費解体及び自費解体に関する制度を整備するとともに、所</p>	<p>第3 建物の解体後の処理 環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班は、建設部建築指導班と連携して、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する木くず、コンクリートがらなど(以下「がれき」という。)を適正に処理する。 1 建築物の解体・撤去の方針 建物の解体・撤去は、所有者が自ら行うことを原則とし、災害の規模等の状況により、市が収集運搬・処理を行う。</p>	震-159 その他								

No.	新	旧	備考欄															
	<p><u>有者からの申請を環境部生活環境班が受け付け、公費解体を実施又は自費解体に要した費用を償還する。</u> <u>また、建設部建築指導班は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、届出等の指導を行う。</u></p>	<p><u>また、被害が甚大であり、国による災害廃棄物処理事業の特例措置が講じられたときは、所有者からの申請を環境部生活環境班が受け付け、事業者等に作業を委託する。</u>建設部建築指導班は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、届出等の指導を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈災害廃棄物の処理の基本方針〉</u></p> <p>○衛生的な処理 <u>防疫の観点から、生活衛生の確保に関する重要事項として対応する。</u></p> <p>○迅速な対応処理 <u>避難所分布、被災状況、処理施設の能力を的確に把握し、短期的・集中的に多量に発生する災害廃棄物の処理を行う。市による処理が困難な場合は、県を通じて支援を要請する。</u></p> <p>○環境に配慮した処理 <u>災害時の混乱の中でも、アスベスト飛散防止、野焼き禁止や建設リサイクル法による分別を行い、環境に配慮した処理を行う。</u></p> <p>○リサイクル優先型 <u>極力資源化することで、処理、埋立て処分量の削減を図る。</u></p> </div> <p>2 実施計画の策定 <u>環境部生活環境班は、建物の被害量からがれきの発生量を推定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。</u></p> <p>3 がれき仮置場の設置 <u>環境部廃棄物対策班は、施設管理者等と調整して、市内の次の候補地からがれき仮置場を設置する。</u> <u>なお、周囲の環境対策、火災防止に十分配慮する。また、防疫対策等については、保健所健康班に要請する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>〈がれき仮置場の候補地〉</u></p> <p>○公共用地・未利用地、遊休地 ○グラウンドなどのスポーツ施設やその駐車場、公園、民有地 ○その他</p> </div> <p>4 分別・減量化・再利用等 <u>環境部廃棄物対策班は、仮置場の運営にあたり、実施計画で定める分別基準に従い、可能な限り現場で分別し、減量化・再利用を徹底する。</u> <u>また、廃棄物処理に係る関係法令等に従い、排出者に適正処理を指導する。</u></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><u>〈主な分別の目安〉</u></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分 別</th> <th style="text-align: center;">減 量 化</th> <th style="text-align: center;">再 生 利 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず</td> <td>焼却・破砕</td> <td>熱交換、チップ化</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>破砕・選別</td> <td>製鉄材料等</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら</td> <td>破砕</td> <td>路盤材、埋立て材</td> </tr> <tr> <td>アスベスト等有害物質</td> <td colspan="2">所定の指針に基づく適正処理を徹底する</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>5 応援協力 <u>環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班は、市による処理が困難な場合は、県を通じて広域的な応援体制の要請を行う。</u></p>	分 別	減 量 化	再 生 利 用	木くず	焼却・破砕	熱交換、チップ化	金属くず	破砕・選別	製鉄材料等	コンクリートがら	破砕	路盤材、埋立て材	アスベスト等有害物質	所定の指針に基づく適正処理を徹底する		
分 別	減 量 化	再 生 利 用																
木くず	焼却・破砕	熱交換、チップ化																
金属くず	破砕・選別	製鉄材料等																
コンクリートがら	破砕	路盤材、埋立て材																
アスベスト等有害物質	所定の指針に基づく適正処理を徹底する																	
震-応-76	<p>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>第1 社会秩序の維持</p> <p>1 警備・防犯 警察署は、大規模災害の発生後に予想される社会的混乱に対し、警備本部を設置して警備体制を確立するとともに、犯罪予防及び取締り活動を行い、市内の安全と治安維持の確保に努める。</p>	<p>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>第1 社会秩序の維持</p> <p>1 警備・防犯 警察署は、大規模災害の発生後に予想される社会的混乱に対し、警備本部を設置して警備体制を確立するとともに、犯罪予防及び取締り活動を行い、市内の安全と治安維持の確保に努める。</p>	震-160 その他															

No.	新	旧	備考欄																						
	また、住民自治協議会等は、市内での放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。 (略)	また、住民自治協議会等は、 <u>ボランティアの協力を得て</u> 、市内での放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。 (略)																							
震-応-77	<p>第20節 危険物施設等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 共通の安全措置</td> <td>総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境<u>保全温暖化対策</u>班、保健所部環境衛生試験所班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設の安全措置</td> <td rowspan="7">消防部予防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 火薬類の安全措置</td> </tr> <tr> <td>第4 高圧ガスの安全措置</td> </tr> <tr> <td>第5 液化石油ガスの安全措置</td> </tr> <tr> <td>第6 毒物・劇物等の安全措置</td> </tr> <tr> <td>第7 放射性物質使用施設の安全措置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 共通の安全措置	総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境 <u>保全温暖化対策</u> 班、保健所部環境衛生試験所班	第2 危険物施設の安全措置	消防部予防班・消防署班	第3 火薬類の安全措置	第4 高圧ガスの安全措置	第5 液化石油ガスの安全措置	第6 毒物・劇物等の安全措置	第7 放射性物質使用施設の安全措置	<p>第20節 危険物施設等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 共通の安全措置</td> <td>総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境<u>政策</u>班、保健所部環境衛生試験所班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設の安全措置</td> <td rowspan="7">消防部予防班・消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 火薬類の安全措置</td> </tr> <tr> <td>第4 高圧ガスの安全措置</td> </tr> <tr> <td>第5 液化石油ガスの安全措置</td> </tr> <tr> <td>第6 毒物・劇物等の安全措置</td> </tr> <tr> <td>第7 放射性物質使用施設の安全措置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 共通の安全措置	総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境 <u>政策</u> 班、保健所部環境衛生試験所班	第2 危険物施設の安全措置	消防部予防班・消防署班	第3 火薬類の安全措置	第4 高圧ガスの安全措置	第5 液化石油ガスの安全措置	第6 毒物・劇物等の安全措置	第7 放射性物質使用施設の安全措置	震-162 その他
項目	担当																								
第1 共通の安全措置	総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境 <u>保全温暖化対策</u> 班、保健所部環境衛生試験所班																								
第2 危険物施設の安全措置	消防部予防班・消防署班																								
第3 火薬類の安全措置																									
第4 高圧ガスの安全措置																									
第5 液化石油ガスの安全措置																									
第6 毒物・劇物等の安全措置																									
第7 放射性物質使用施設の安全措置																									
項目		担当																							
第1 共通の安全措置	総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境 <u>政策</u> 班、保健所部環境衛生試験所班																								
第2 危険物施設の安全措置	消防部予防班・消防署班																								
第3 火薬類の安全措置																									
第4 高圧ガスの安全措置																									
第5 液化石油ガスの安全措置																									
第6 毒物・劇物等の安全措置																									
第7 放射性物質使用施設の安全措置																									
震-応-78		<p>第1 共通の安全措置</p> <p>災害時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保するため次の対策を行う。 (1) 危険物施設等において<u>災害時</u>における関係機関との連絡体制を確立する。 (略)</p>	<p>第1 共通の安全措置</p> <p>災害<u>発生</u>時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保するため次の対策を行う。 (1) 危険物施設等において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における関係機関との連絡体制を確立する。 (略)</p>	震-162 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																					
震-応-79	<p>第2 危険物施設の安全措置</p> <p>(略) この他、<u>その他災害対策編 第6款 第2章 第2節「災害の拡大防止活動」</u>に準ずる。</p>	<p>第2 危険物施設の安全措置</p> <p>(略) この他、<u>第6章 第4節 第6「災害の警戒・防ぎよ活動」</u>に準ずる。</p>	震-162 その他																						
震-応-80	<p>第21節 電気施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力施設応急活動</td> <td>東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報<u>システム</u>班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	電力施設応急活動	東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>システム</u> 班	<p>第21節 電気施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力施設応急活動</td> <td>東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報<u>政策</u>班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	電力施設応急活動	東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>政策</u> 班	震-164 その他														
項目	担当																								
電力施設応急活動	東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>システム</u> 班																								
項目	担当																								
電力施設応急活動	東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>政策</u> 班																								
震-応-81	<p>第22節 都市ガス施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ガス施設応急活動</td> <td><u>INPEX パイプライン株式会社</u>、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報<u>システム</u>班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	都市ガス施設応急活動	<u>INPEX パイプライン株式会社</u> 、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>システム</u> 班	<p>第22節 都市ガス施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ガス施設応急活動</td> <td><u>帝石パイプライン株式会社</u>、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報<u>政策</u>班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	都市ガス施設応急活動	<u>帝石パイプライン株式会社</u> 、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>政策</u> 班	震-165 その他														
項目	担当																								
都市ガス施設応急活動	<u>INPEX パイプライン株式会社</u> 、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>システム</u> 班																								
項目	担当																								
都市ガス施設応急活動	<u>帝石パイプライン株式会社</u> 、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報 <u>政策</u> 班																								

No.	新	旧	備考欄																
震-応-82	<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>1 応急措置 応急措置は、次の点に留意して行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈下水道施設の応急措置〉</p> <p>○下水道管路に機能障害が生じた場合は、汚水の流量に適した汚水ポンプを配備し、正常な管路まで圧送する。<u>困難な場合は、溢水対策として最低限の消毒を行い近傍の水路等へ放流する。</u></p> <p>○終末処理場に重大な機能障害が生じた場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置をとる。</p> <p>○汚水ポンプ場に重大な機能障害が生じた場合は、仮設ポンプを設置し近くの吐出マンホールまで仮設排水管で送水する。<u>困難な場合は、溢水対策として最低限の消毒を行い近傍の水路等へ放流する。</u></p> <p>○多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。</p> </div>	<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>1 応急措置 応急措置は、次の点に留意して行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈下水道施設の応急措置〉</p> <p>○下水道管路に機能障害が生じた場合は、汚水の流量に適した汚水ポンプを配備し、正常な管路まで圧送する。</p> <p>○終末処理場に重大な機能障害が生じた場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置をとる。</p> <p>○汚水ポンプ場に重大な機能障害が生じた場合は、仮設ポンプを設置し近くの吐出マンホールまで仮設排水管で送水する。</p> <p>○多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。</p> </div>	震-167 その他																
震-応-83	<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市の通信手段の確保</td> <td>総務部本部班・情報システム班・管財班、地域・市民生活部支所班、消防部通信指令班</td> </tr> <tr> <td>第2 電気通信施設の応急活動</td> <td>東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班</td> </tr> <tr> <td>第3 放送施設の応急活動</td> <td>放送事業者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市の通信手段の確保	総務部本部班・情報システム班・管財班、地域・市民生活部支所班、消防部通信指令班	第2 電気通信施設の応急活動	東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班	第3 放送施設の応急活動	放送事業者	<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市の通信手段の確保</td> <td>総務部本部班・情報政策班、地域・市民部支所班、<u>財務部管財班</u>、消防部通信指令班</td> </tr> <tr> <td>第2 電気通信施設の応急活動</td> <td>東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班</td> </tr> <tr> <td>第3 放送施設の応急活動</td> <td>放送事業者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市の通信手段の確保	総務部本部班・情報政策班、地域・市民部支所班、 <u>財務部管財班</u> 、消防部通信指令班	第2 電気通信施設の応急活動	東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班	第3 放送施設の応急活動	放送事業者	震-168 その他
項目	担当																		
第1 市の通信手段の確保	総務部本部班・情報システム班・管財班、地域・市民生活部支所班、消防部通信指令班																		
第2 電気通信施設の応急活動	東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班																		
第3 放送施設の応急活動	放送事業者																		
項目	担当																		
第1 市の通信手段の確保	総務部本部班・情報政策班、地域・市民部支所班、 <u>財務部管財班</u> 、消防部通信指令班																		
第2 電気通信施設の応急活動	東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班																		
第3 放送施設の応急活動	放送事業者																		
震-応-84	<p>第1 市の通信手段の確保</p> <p>総務部本部班・情報システム班・管財班、地域・市民生活部支所班、消防部通信指令班は、通信手段の確保に関して次の対策を実施する。</p> <p>(1) 事業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。</p> <p>(2) 通信施設が被災した場合には、市町村職員と事業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。</p> <p>(3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。</p> <p>(4) <u>衛星携帯電話等</u>、災害時用通信手段により通信の確保を図る。</p> <p>(5) 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p>	<p>第1 市の通信手段の確保</p> <p>総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班、<u>財政部管財班及び</u>消防部通信指令班は、通信手段の確保に関して次の対策を実施する。</p> <p>(1) 事業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。</p> <p>(2) 通信施設が被災した場合には、市町村職員と事業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。</p> <p>(3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。</p> <p>(4) <u>孤立防止無線など</u>災害時用通信手段により通信の確保を図る。</p> <p>(5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p>	震-168 その他																
震-応-85	<p>第2 電気通信施設の応急活動</p> <p>(略)</p> <p><u>また、災害時用公衆電話</u> (特設公衆電話)、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) の設置等、避難所等における通信確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 電気通信施設の応急活動</p> <p>(略)</p> <p>特設公衆電話、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) の設置等、避難所等における通信確保に努める。</p> <p>(略)</p>	震-168 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																

No.	新	旧	備考欄																								
震-応-86	<p>第26節 鉄道施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道施設応急活動</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、企画政策部交通政策班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈鉄道の応急措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。 ○列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。 ○旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。 ○避難措置の情報等は、速やかに市本部（総務部総務班）に通報する。 ○旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。 ○不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を行う。 ○重要度の高い施設から仮復旧を行う。 </div> <p>企画政策部交通政策班は、鉄道会社からの要請に基づき、公共交通機関の復旧・運行状況、代替輸送状況等について、住民に対する広報活動を行う。</p>	項目	担当	鉄道施設応急活動	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、 企画政策部 交通政策班	<p>第26節 鉄道施設応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道施設応急活動</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、都市整備部交通政策班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈鉄道の応急措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。 ○列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。 ○旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。 ○避難措置の情報等は、速やかに市本部（総務部庶務班）に通報する。 ○旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。 ○不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を行う。 ○重要度の高い施設から仮復旧を行う。 </div> <p>都市整備部交通政策班は、鉄道会社からの要請に基づき、公共交通機関の復旧・運行状況、代替輸送状況等について、住民に対する広報活動を行う。</p>	項目	担当	鉄道施設応急活動	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、 都市整備部 交通政策班	震-169 その他																
項目	担当																										
鉄道施設応急活動	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、 企画政策部 交通政策班																										
項目	担当																										
鉄道施設応急活動	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、 都市整備部 交通政策班																										
震-応-87	<p>第27節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害広報</td> <td>総務部本部班・情報システム班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第2 報道対応</td> <td>企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第3 災害相談</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、財政部資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班・国民健康保険班、建設部住宅班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害広報</p> <p>2 市が実施する広報の実施体制</p> <p>企画政策部広報広聴班は、必要な情報を収集するとともに、広報活動用の資機材、車両及び要員を確保し、迅速に広報活動を実施する。</p> <p>災害の発生が予想される場合は、住民等へ避難及びひかけるため、必要に応じて市長等から直接呼びかけを行う。</p> <p>また、関係部局と連携し、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に配慮した広報手段を用いるように努める。</p> <p>3 初動期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・防災アプリ・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 災害広報	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班	第2 報道対応	企画政策部広報広聴班	第3 災害相談	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、 財政部資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班・国民健康保険班、建設部住宅班	主な広報事項	主な伝達手段	(略)	(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・ 防災アプリ ・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール	<p>第27節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害広報</td> <td>総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第2 報道対応</td> <td>企画政策部広報広聴班</td> </tr> <tr> <td>第3 災害相談</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害広報</p> <p>2 市が実施する広報の実施体制</p> <p>企画政策部広報広聴班は、必要な情報を収集するとともに、広報活動用の資機材、車両及び要員を確保し、迅速に広報活動を実施する。</p> <p>また、関係部局と連携し、要配慮者に配慮した広報手段を用いるように努める。</p> <p>3 初動期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 災害広報	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班	第2 報道対応	企画政策部広報広聴班	第3 災害相談	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班	主な広報事項	主な伝達手段	(略)	(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール	震-170 その他
項目	担当																										
第1 災害広報	総務部本部班・情報 システム 班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班																										
第2 報道対応	企画政策部広報広聴班																										
第3 災害相談	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、 財政部資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班・国民健康保険班、建設部住宅班																										
主な広報事項	主な伝達手段																										
(略)	(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・ 防災アプリ ・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール																										
項目	担当																										
第1 災害広報	総務部本部班・情報 政策 班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班																										
第2 報道対応	企画政策部広報広聴班																										
第3 災害相談	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班																										
主な広報事項	主な伝達手段																										
(略)	(略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール																										
			震-171 その他																								

No.	新	旧	備考欄										
	<p>4 応急期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1) 被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・<u>防災アプリ</u>・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(8) コールセンターの設置</u></td> </tr> </tbody> </table>	主な広報事項	主な伝達手段	(略)	(1) 被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・ <u>防災アプリ</u> ・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(8) コールセンターの設置</u>	<p>4 応急期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1) <u>広報ながの</u>被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示</td> </tr> </tbody> </table>	主な広報事項	主な伝達手段	(略)	(1) <u>広報ながの</u> 被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示	震-171 その他		
主な広報事項	主な伝達手段												
(略)	(1) 被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・ <u>防災アプリ</u> ・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(8) コールセンターの設置</u>												
主な広報事項	主な伝達手段												
(略)	(1) <u>広報ながの</u> 被災者支援情報の配布 (略) (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示												
	<p>5 復旧期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○<u>応急</u>仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)</td> <td>(1) 被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・<u>防災アプリ</u>・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(7) コールセンターの設置</u></td> </tr> </tbody> </table>	主な広報事項	主な伝達手段	(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○ <u>応急</u> 仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)	(1) 被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・ <u>防災アプリ</u> ・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(7) コールセンターの設置</u>	<p>5 復旧期の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)</td> <td>(1) 「<u>広報ながの</u>」被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示</td> </tr> </tbody> </table>	主な広報事項	主な伝達手段	(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)	(1) 「 <u>広報ながの</u> 」被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示	震-172 その他		
主な広報事項	主な伝達手段												
(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○ <u>応急</u> 仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)	(1) 被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・ <u>防災アプリ</u> ・SNS含む)への災害情報の掲示 <u>(7) コールセンターの設置</u>												
主な広報事項	主な伝達手段												
(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (略)	(1) 「 <u>広報ながの</u> 」被災者支援情報の配布 (略) (6) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示												
震-応-88	<p>第2 報道対応</p> <p>1 記者発表 企画政策部広報広聴班は、定時に記者会見を開いて必要な情報を報道機関へ随時発表する。 なお、発表内容は、本部会議で決定する。</p> <p style="text-align: center;">〈記者発表の方法〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>発表者</td> <td>副本部長</td> </tr> <tr> <td>発表場所</td> <td><u>市役所庁舎内</u></td> </tr> <tr> <td>発表内容</td> <td>○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項</td> </tr> </tbody> </table>	発表者	副本部長	発表場所	<u>市役所庁舎内</u>	発表内容	○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項	<p>第2 報道対応</p> <p>1 記者発表 企画政策部広報広聴班は、定時に記者会見を開いて必要な情報を報道機関へ随時発表する。 なお、発表内容は、本部会議で決定する。</p> <p style="text-align: center;">〈記者発表の方法〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>発表者</td> <td>副本部長 <u>(副市長)</u></td> </tr> <tr> <td>発表内容</td> <td>○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項</td> </tr> </tbody> </table>	発表者	副本部長 <u>(副市長)</u>	発表内容	○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項	震-172 その他
発表者	副本部長												
発表場所	<u>市役所庁舎内</u>												
発表内容	○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項												
発表者	副本部長 <u>(副市長)</u>												
発表内容	○市内の被害状況 ○応急対策の状況、予定 ○住民その他への要請事項												
	<p>2 取材活動の自粛 企画政策部広報広聴班は、報道機関に対し、災害の状況を十分考慮した上で、必要に応じて災害対策本部内、避難所内等での取材活動の自粛を要請する。 ただし、要請にあたっては、報道・取材活動の自由との兼ね合いを十分検討した上で行う。 <u>なお、避難所における避難者への取材活動については、避難者のプライバシーや運営従事者の負担等を配慮したうえで、避難所運営委員会の会長または避難所運営責任者が対応する。</u></p>	<p>2 取材活動の自粛 企画政策部広報広聴班は、報道機関に対し、災害の状況を十分考慮した上で、必要に応じて災害対策本部内、避難所内等での取材活動の自粛を要請する。 ただし、要請にあたっては、報道・取材活動の自由との兼ね合いを十分検討した上で行う。</p>	震-172 その他										
震-応-89	<p>第3 災害相談</p> <p>1 <u>コールセンターの設置</u> <u>総務部本部班は、被災者等からの問い合わせに対応するため、専用電話を設置したコールセンターを開設する。</u></p>	<p>第3 災害相談</p>	震-173 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等										
	<p>2 <u>相談窓口の設置</u> 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、大規模な災害が発生した場合、又は必要と認める場合には、直ちに被災者への災害相談窓口を開設して相談員を配置する。<u>必要に応じて関係班で構成する災害相談の専門チームを編成し、対応に当たる。</u> 相談員には市各部の職員をあてることを原則とするが、不足する場合は、委託相談員の確保又は住民からの相談事項の書面受付(後日回答)により行う。 また、必要と認める場合は、相談員を巡回させて支所又は避難所において臨時相談を行う。</p>	<p>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、大規模な災害が発生した場合、又は必要と認める場合には、直ちに被災者への災害相談窓口を開設して相談員を配置する。 相談員には市各部の職員をあてることを原則とするが、不足する場合は、委託相談員の確保又は住民からの相談事項の書面受付(後日回答)により行う。 また、必要と認める場合は、相談員を巡回させて支所又は避難所において臨時相談を行う。 さらに、国・県・その他防災関係機関に対して災害相談窓口の開設を要請するとともに、市の災害相談窓口と併設されるよう要請する。</p>	震-173 令和元年東日本台風 災害検証報告書の課題等										

No.	新	旧	備考欄														
	<p>さらに、国・県・その他防災関係機関に対して災害相談窓口の開設を要請するとともに、市の災害相談窓口と併設されるよう要請する。</p> <p>なお、相談にあたっては、女性相談員の配置、妊産婦等への対応等、女性や子育てのニーズや、<u>災害多言語支援センターとの連携による通訳の派遣等</u>、外国人への対応等に配慮した相談体制となるように配慮する。</p> <p>〈災害相談窓口設置予定場所〉</p> <table border="1"> <tr> <td>上 下 水 道 部</td> <td>水道、下水道に関すること</td> </tr> </table>	上 下 水 道 部	水道、下水道に関すること	<p>なお、相談にあたっては、女性相談員の配置、妊産婦等への対応等、女性や子育てのニーズや、外国人への対応等に配慮した相談体制となるように配慮する。</p> <p>〈災害相談窓口設置予定場所〉</p> <table border="1"> <tr> <td>上 下 水 道 部</td> <td><u>給水</u>、水道、下水道に関すること</td> </tr> </table>	上 下 水 道 部	<u>給水</u> 、水道、下水道に関すること											
上 下 水 道 部	水道、下水道に関すること																
上 下 水 道 部	<u>給水</u> 、水道、下水道に関すること																
震-応-90	<p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</td> <td>建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 雪崩の警戒・応急措置</td> <td>建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 土砂災害等の警戒・応急措置	建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団	第2 雪崩の警戒・応急措置	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団	<p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</td> <td>建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第2 雪崩の警戒・応急措置</td> <td>建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 土砂災害等の警戒・応急措置	建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団	第2 雪崩の警戒・応急措置	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団	震-174 その他		
項目	担当																
第1 土砂災害等の警戒・応急措置	建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団																
第2 雪崩の警戒・応急措置	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団																
項目	担当																
第1 土砂災害等の警戒・応急措置	建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団																
第2 雪崩の警戒・応急措置	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団																
震-応-91	<p>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</p> <p>1 警戒・巡視 建設部河川班・維持班・建築指導班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県と協力して、崖崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について、警戒・巡視活動を行う。</p> <p>また、気象情報、河川情報の収集・伝達は、総務部本部班と協力して行う。</p> <p>2 安全措置 建設部河川班・維持班・建築指導班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>は、崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について調査し、状況に応じて必要な安全措置をとる。</p> <p>(2) 土砂災害発生時の措置 (略)</p> <p>なお、情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等についてはライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈土砂災害時の応急措置〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去</td> </tr> <tr> <td>○<u>行方不明者</u>等の救出要請</td> </tr> <tr> <td>○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止</td> </tr> <tr> <td>○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置</td> </tr> <tr> <td>○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請</td> </tr> <tr> <td>○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営</td> </tr> </tbody> </table>	〈土砂災害時の応急措置〉	○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去	○ <u>行方不明者</u> 等の救出要請	○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止	○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置	○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請	○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営	<p>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</p> <p>1 警戒・巡視 建設部河川班・維持班・建築指導班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県と協力して、崖崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について、警戒・巡視活動を行う。</p> <p>また、気象情報、河川情報の収集・伝達は、総務部本部班と協力して行う。</p> <p>2 安全措置 建設部河川班・維持班・建築指導班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>は、崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について調査し、状況に応じて必要な安全措置をとる。</p> <p>(2) 土砂災害発生時の措置 (略)</p> <p>なお、情報収集で得た航空写真・画像等についてはライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈土砂災害発生時の応急措置〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去</td> </tr> <tr> <td>○<u>生理者</u>等の救出要請</td> </tr> <tr> <td>○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止</td> </tr> <tr> <td>○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置</td> </tr> <tr> <td>○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請</td> </tr> <tr> <td>○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営</td> </tr> </tbody> </table>	〈土砂災害発生時の応急措置〉	○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去	○ <u>生理者</u> 等の救出要請	○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止	○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置	○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請	○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営	震-174 その他
〈土砂災害時の応急措置〉																	
○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去																	
○ <u>行方不明者</u> 等の救出要請																	
○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止																	
○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置																	
○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請																	
○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営																	
〈土砂災害発生時の応急措置〉																	
○斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去																	
○ <u>生理者</u> 等の救出要請																	
○立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止																	
○崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置																	
○孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請																	
○住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営																	
震-応-92	<p>第2 雪崩の警戒・応急措置</p> <p>建設部河川班・維持班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県（建設事務所）、鉄道・道路管理者、警察署長等と協力して、雪崩危険箇所等の警戒・巡視活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 雪崩の警戒・応急措置</p> <p>建設部河川班・維持班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県（建設事務所）、鉄道・道路管理者、警察署長等と協力して、雪崩危険箇所等の警戒・巡視活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 安全措置</p>	震-175 その他														

No.	新	旧	備考欄																				
	<p>3 安全措置 建設部河川班・維持班、農林部農地整備班・森林いのしか対策班は、県と雪崩の危険に対して必要な安全措置を講じる。</p>	建設部河川班・維持班、農林部 農業土木班 ・ 森林整備班 は、県と雪崩の危険に対して必要な安全措置を講じる。																					
震-応-93	<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市有施設等の応急復旧</td> <td>総務部管財班・公共施設マネジメント推進班、建設部建築班、施設を所管する班</td> </tr> <tr> <td>第2 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>建設部建築指導班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第3 被災宅地の危険度判定</td> <td>建設部建築指導班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第4 文化財の保護</td> <td>教育部文化財班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市有施設等の応急復旧	総務部管財班・公共施設マネジメント推進班 、建設部建築班、施設を所管する班	第2 被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班	第3 被災宅地の危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班	第4 文化財の保護	教育部文化財班	<p>第29節 建築物災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市有施設等の応急復旧</td> <td>財政部管財班、建設部建築班、施設を所管する班</td> </tr> <tr> <td>第2 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>建設部建築指導班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第3 被災宅地の危険度判定</td> <td>建設部建築指導班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第4 文化財の保護</td> <td>教育部文化財班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 市有施設等の応急復旧	財政部 管財班、建設部建築班、施設を所管する班	第2 被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班	第3 被災宅地の危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班	第4 文化財の保護	教育部文化財班	震-176 その他
項目	担当																						
第1 市有施設等の応急復旧	総務部管財班・公共施設マネジメント推進班 、建設部建築班、施設を所管する班																						
第2 被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班																						
第3 被災宅地の危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班																						
第4 文化財の保護	教育部文化財班																						
項目	担当																						
第1 市有施設等の応急復旧	財政部 管財班、建設部建築班、施設を所管する班																						
第2 被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班																						
第3 被災宅地の危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班																						
第4 文化財の保護	教育部文化財班																						
震-応-94	<p>第2 被災建築物の応急危険度判定 2 判定員の確保 建設部建築指導班は、協定締結先である（公社）長野県建築士会ながの支部・更級支部又は県に要請し、被災建築物応急危険度判定士を確保する。</p>	<p>第2 被災建築物の応急危険度判定 2 判定員の確保 建設部建築指導班は、協定締結先である（一社）長野県建築士会長野支部・更級支部又は県に要請し、被災建築物応急危険度判定士を確保する。</p>	震-177 その他																				
震-応-95	<p>第4 文化財の保護 1 所有者・管理者の措置 文化財の所有者・管理者等は、見学者の避難誘導、焼失を防ぐための措置をとる。 また、災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育部文化財班へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市の指導を受けて実施する。 被災した建造物内の文化財については、県教育委員会や市等の関係機関と連携して応急措置をとる。 2 市の措置 教育部文化財班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について指導する。 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。 被災した建造物内の文化財については、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>第4 文化財の保護 1 災害発生時の措置 文化財の所有者・管理者等は、災害により文化財が被災した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況等を教育部文化財班に通報する。 また、教育部長は被害状況を県（教育委員会）に通報する。 2 文化財の復旧 文化財の所有者・管理者等は、文化財の被害状況を調査し、教育部文化財班に報告する。 また、国、県の文化財については、文化庁、県（教育委員会）の指導のもと、復旧措置をとる。</p>	震-178 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																				
震-応-96	<p>第30節 道路及び橋りょう応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被害状況の把握・応急措置</td> <td>建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部農地整備班、その他道路管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 被害状況の把握・応急措置	建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 、その他道路管理者	<p>第30節 道路及び橋りょう応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被害状況の把握・応急措置</td> <td>建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部農業土木班、その他道路管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 被害状況の把握・応急措置	建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 、その他道路管理者	震-179 その他												
項目	担当																						
第1 被害状況の把握・応急措置	建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 、その他道路管理者																						
項目	担当																						
第1 被害状況の把握・応急措置	建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 、その他道路管理者																						
震-応-97	<p>第1 被害状況の把握・応急措置 道路管理者は、災害が発生した場合、道路パトロールにより道路施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その情報を相互に連絡し、共有する。 また、警察署等関係機関から道路に関する情報を収集する。 市は、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去を行う。</p>	<p>第1 被害状況の把握・応急措置 各道路管理者は、災害が発生した場合、道路パトロールにより道路施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その情報を相互に連絡し、共有する。 また、警察署等関係機関から道路に関する情報を収集する。 管理外の道路が、損壊等により通行に支障をきたす場合は、当該道路管理者に通報し、応急復旧を要請する。</p>	震-179 その他																				

No.	新	旧	備考欄												
	管理外の道路が、損壊等により通行に支障をきたす場合は、当該道路管理者に通報し、応急復旧を要請する。道路占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を確認した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。	道路占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を確認した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。													
震-応-98	<p>第2 応急復旧</p> <p>道路管理者は、被害を受けた道路施設について、（一社）長野市建設業協会に要請して応急復旧を行う。管理外の道路について事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を行う。</p>	<p>第2 応急復旧</p> <p><u>各</u>道路管理者は、被害を受けた道路施設について、（一社）長野市建設業協会に要請して応急復旧を行う。管理外の道路について事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を行う。 <u>対応が困難な場合は、県、自衛隊への応援を要請する。</u></p>	震-179 その他												
震-応-99	<p>第3 1 節 河川施設等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 応急措置</td> <td>建設部各班、都市整備部各班、農林部農地整備班・森林いのしか対策班、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者</td> </tr> <tr> <td>第2 応急復旧</td> <td>総務部本部班・情報システム班、建設部各班、都市整備部各班、農林部農地整備班・森林いのしか対策班、その他河川管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 ・ 森林いのしか対策班 、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者	第2 応急復旧	総務部本部班・情報 システム 班、建設部各班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 ・ 森林いのしか対策班 、その他河川管理者	<p>第3 1 節 河川施設等応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 応急措置</td> <td>建設部各班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者</td> </tr> <tr> <td>第2 応急復旧</td> <td>総務部本部班・情報政策班、建設部各班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、その他河川管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 ・ 森林整備班 、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者	第2 応急復旧	総務部本部班・情報 政策 班、建設部各班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 ・ 森林整備班 、その他河川管理者	震-180 その他
項目	担当														
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 ・ 森林いのしか対策班 、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者														
第2 応急復旧	総務部本部班・情報 システム 班、建設部各班、都市整備部各班、農林部 農地整備班 ・ 森林いのしか対策班 、その他河川管理者														
項目	担当														
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 ・ 森林整備班 、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者														
第2 応急復旧	総務部本部班・情報 政策 班、建設部各班、都市整備部各班、農林部 農業土木班 ・ 森林整備班 、その他河川管理者														
震-応-100	<p>第1 応急措置</p> <p>1 点検</p> <p>管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。 なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部令和2年改訂版」が作成されている。</p> <p>(1) ダムの緊急点検</p> <p>ダム管理者は、震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保の発令や状況について広報を行う。 (略)</p> <p>(3) 貯水池、配水池等の緊急点検</p> <p>あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は応急措置を取り、必要に応じ避難指示、緊急安全確保の発令や状況について広報を行う。</p>	<p>第1 応急措置</p> <p>1 点検</p> <p><u>各</u>管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。 なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。</p> <p>(1) ダムの緊急点検</p> <p>ダム管理者は、震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。 (略)</p> <p>(3) 貯水池、配水池等の緊急点検</p> <p>あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は応急措置を取り、必要に応じ避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。</p>	震-180 その他												
震-応-101	<p>第3 土砂ダム対策</p> <p>斜面の崩壊により河道が閉塞された「土砂ダム」が発見された場合は、国、県と連携して、水位の上昇の観測、排水等の措置をとる。 また、土砂ダムが決壊するおそれのある場合は、下流の危険区域に対し、避難指示、緊急安全確保を発令する。 なお、避難については第11節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第3 土砂ダム対策</p> <p>斜面の崩壊により河道が閉塞された「土砂ダム」が発見された場合は、国、県と連携して、水位の上昇の観測、排水等の措置をとる。 また、土砂ダムが決壊するおそれのある場合は、下流の危険区域に対し、避難指示、緊急安全確保を発令し、住民を避難所に受け入れる。 なお、避難については第11節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。</p>	震-180 その他												

No.	新	旧	備考欄																				
震-応-102	<p>第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</td> <td>消防部消防署班、<u>環境部環境保全温暖化対策班</u></td> </tr> <tr> <td>第3 河川施設の二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農地整備班</u>、建設部河川班、消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u>、建設部各班、消防部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班	第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班</u>	第3 河川施設の二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> 、建設部河川班、消防部警防班	第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、建設部各班、消防部各班	<p>第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</td> <td>消防部消防署班、環境<u>政策班</u></td> </tr> <tr> <td>第3 河川施設の二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農業土木班</u>、建設部河川班、消防部警防班</td> </tr> <tr> <td>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農業土木班</u>・<u>班森林整備班</u>、建設部各班、消防部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班	第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境 <u>政策班</u>	第3 河川施設の二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> 、建設部河川班、消防部警防班	第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>班森林整備班</u> 、建設部各班、消防部各班	震-181 その他
項目	担当																						
第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班																						
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班</u>																						
第3 河川施設の二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> 、建設部河川班、消防部警防班																						
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u> 、建設部各班、消防部各班																						
項目	担当																						
第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班																						
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境 <u>政策班</u>																						
第3 河川施設の二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> 、建設部河川班、消防部警防班																						
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>班森林整備班</u> 、建設部各班、消防部各班																						
震-応-103	<p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>2 毒物劇物関係</p> <p>(1) 消防部消防署班は、周辺住民に対する避難誘導等の活動を行うものとする。</p> <p>(2) <u>環境部環境保全温暖化対策班</u>は、飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。</p>	<p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>2 毒物劇物関係</p> <p>(1) 消防部消防署班は、周辺住民に対する避難誘導等の活動を行うものとする。</p> <p>(2) <u>環境政策班</u>は、飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。</p>	震-182 その他																				
震-応-104	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 農林部<u>農地整備班</u>及び建設部河川班は、(略)</p> <p>(2) 農林部<u>農地整備班</u>及び建設部河川班は、(略)</p>	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 農林部<u>農業土木班</u>及び建設部河川班は、(略)</p> <p>(2) 農林部<u>農業土木班</u>及び建設部河川班は、(略)</p>	震-182 その他																				
震-応-105	<p>第3 3 節 ため池災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 応急措置</td> <td>建設部各班、都市整備部各班、農林部<u>農地整備班</u>・<u>森林いのしか対策班</u></td> </tr> <tr> <td>第2 応急復旧</td> <td>その他河川管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u>	第2 応急復旧	その他河川管理者	<p>第3 3 節 ため池災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 応急措置</td> <td>建設部各班、都市整備部各班、農林部<u>農業土木班</u>・<u>森林整備班</u>、<u>上下水道部総務班</u>・<u>営業班</u>・<u>水道整備班</u>・<u>水道維持班</u>・<u>浄水班</u>、その他河川管理者</td> </tr> <tr> <td>第2 応急復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、 <u>上下水道部総務班</u> ・ <u>営業班</u> ・ <u>水道整備班</u> ・ <u>水道維持班</u> ・ <u>浄水班</u> 、その他河川管理者	第2 応急復旧		震-183 その他								
項目	担当																						
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 <u>農地整備班</u> ・ <u>森林いのしか対策班</u>																						
第2 応急復旧	その他河川管理者																						
項目	担当																						
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部 <u>農業土木班</u> ・ <u>森林整備班</u> 、 <u>上下水道部総務班</u> ・ <u>営業班</u> ・ <u>水道整備班</u> ・ <u>水道維持班</u> ・ <u>浄水班</u> 、その他河川管理者																						
第2 応急復旧																							
震-応-106	<p>第1 応急措置</p> <p>1 点検</p> <p>管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。</p> <p>なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部<u>令和2年改訂版</u>」が作成されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 応急措置</p> <p>1 点検</p> <p><u>各</u>管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。</p> <p>なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部<u>平成21年改訂版</u>」が作成されている。</p> <p>(略)</p>	震-183 その他																				

No.	新	旧	備考欄												
震-応-107	<p>第34節 農林水産物災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農業災害応急対策</td> <td>農林部農業政策班・<u>農地整備班</u></td> </tr> <tr> <td>第2 林業災害応急対策</td> <td>農林部<u>森林いのしか対策班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 農業災害応急対策	農林部農業政策班・ <u>農地整備班</u>	第2 林業災害応急対策	農林部 <u>森林いのしか対策班</u>	<p>第34節 農林水産物災害応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農業災害応急対策</td> <td>農林部農業政策班・<u>農業土木班</u></td> </tr> <tr> <td>第2 林業災害応急対策</td> <td>農林部<u>森林整備班</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 農業災害応急対策	農林部農業政策班・ <u>農業土木班</u>	第2 林業災害応急対策	農林部 <u>森林整備班</u>	震-184 その他
項目	担当														
第1 農業災害応急対策	農林部農業政策班・ <u>農地整備班</u>														
第2 林業災害応急対策	農林部 <u>森林いのしか対策班</u>														
項目	担当														
第1 農業災害応急対策	農林部農業政策班・ <u>農業土木班</u>														
第2 林業災害応急対策	農林部 <u>森林整備班</u>														
震-応-108	<p>第1 農業災害応急対策</p> <p>1 農業用施設の応急措置 農林部<u>農地整備班</u>は、災害により農業用施設及び農地に被害を受けた場合、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体等の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を県（地域振興局）に報告し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>2 農作物に対する応急措置 農林部農業政策班は、県（地域振興局、農業<u>農村支援</u>センター）、農業協同組合等と協力し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告する。また、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。</p>	<p>第1 農業災害応急対策</p> <p>1 農業用施設の応急措置 農林部<u>農業土木班</u>は、災害により農業用施設及び農地に被害を受けた場合、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体等の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を県（地域振興局）に報告し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>2 農作物に対する応急措置 農林部農業政策班は、県（地域振興局、農業<u>改良普及</u>センター）、農業協同組合等と協力し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>県（地域振興局）</u>に報告する。また、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。</p>	震-184 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他												
震-応-109	<p>第2 林業災害応急対策</p> <p>農林部<u>森林いのしか対策班</u>は、(略)</p>	<p>第2 林業災害応急対策</p> <p>農林部<u>森林整備班</u>は、(略)</p>	震-184 その他												
震-応-110	<p>第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第2 飼養動物への対応</p> <p>(略)</p> <p>飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、自己責任においてペット動物を管理することとし、また避難所に避難したペット動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の<u>まん延</u>防止の観点から、「<u>長野市避難所運営マニュアル</u>」等に基づき<u>飼育ルールを設定し</u>、適正な飼育を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第2 飼養動物への対応</p> <p>(略)</p> <p>飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、自己責任においてペット動物を管理することとし、また避難所に避難したペット動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の<u>蔓延</u>防止の観点から、「<u>飼養の避難所のルールに従い</u>」適正な飼育を行う。</p> <p>(略)</p>	震-189 その他												
震-応-111	<p>第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</u></td> <td rowspan="2">長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、<u>総務部本部班</u></td> </tr> <tr> <td>第2 ボランティアの受入れ体制</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 <u>ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</u>	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、 <u>総務部本部班</u>	第2 ボランティアの受入れ体制	<p>第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ボランティアニーズの把握と要請</td> <td rowspan="2">長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班</td> </tr> <tr> <td>第2 ボランティアの受入れ体制</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ボランティアニーズの把握と要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班	第2 ボランティアの受入れ体制	震-190 その他		
項目	担当														
第1 <u>ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</u>	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班、 <u>総務部本部班</u>														
第2 ボランティアの受入れ体制															
項目	担当														
第1 ボランティアニーズの把握と要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班														
第2 ボランティアの受入れ体制															

No.	新	旧	備考欄								
震-応-112	<p>第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</p> <p><u>市内の広域に亘る災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。</u></p> <p><u>保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティアの募集を行うとともに、必要に応じてボランティア団体に協力を要請する。</u></p> <p><u>局所的な災害が発生し、地域による復旧・支援活動が困難で、被災地域においてボランティアニーズがある場合は、本部班（総務部危機管理防災課）が相談を受け、保健福祉部福祉政策班が市社協と連携して地域における支援活動等を調整する。</u></p> <p>第2 ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p><u>市は、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）の設置場所を決定する。</u></p> <p><u>市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、ボランティア団体等と協力して、センターを設置し、センター長を置き運営する。</u></p> <p>また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。</p> <p>センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、<u>関係機関及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡調整等</u>を行う。</p>	<p>第1 ボランティアニーズの把握と要請</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。</u></p> <p><u>ボランティア団体による応援体制が必要なときは、保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティア団体にその要請をする。</u></p> <p>第2 ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p><u>市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等と協力して、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）を設置し、センター長を置く。</u></p> <p>また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資器材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。</p> <p>センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、<u>関係機関</u>との連絡調整などを行う。</p>	<p>震-190 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>								
	<p>2 ボランティア活動調整</p> <p>保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センターとボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 ボランティア活動調整</p> <p>保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センター長とボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。</p> <p>(略)</p>	<p>震-190 その他</p>								
震-応-113	<p>第38節 義援金の受入れ体制</p> <table border="1" data-bbox="252 1276 1412 1360"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金の受入れ・配分</td> <td>保健福祉部医療連携推進班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	項目	担当	義援金の受入れ・配分	保健福祉部医療連携推進班	<p>第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制</p> <table border="1" data-bbox="1454 1276 2605 1381"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 義援物資の受入れ・配分</td> <td>保健福祉部介護保険班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部生活支援班、上下水道部水道維持班、保健所総務班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 義援物資の受入れ・配分</p> <p>1 受入れ</p> <p><u>市は、受入れを希望する義援物資を把握し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。県及び関係機関が義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施するときは、効果的な配分を要請する。</u></p> <p><u>受け入れ対象は企業等の大口のものとし、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。また、物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を周知する。</u></p> <p><u>保健福祉部介護保険班は物資等の提供の応募を受け、必要な時期に必要な物資等を市へ供給するように応募者へ依頼する。また、物資輸送拠点を利用して義援物資の受入れを行う。</u></p> <p>2 保管・仕分・輸送</p> <p><u>保健福祉部介護保険班は、女性団体連絡会、ボランティア等の応援を得て、義援物資等の保管・仕分けを行う。県が義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を行う場合は、保管・仕分けについて支援を要請する。</u></p>	項目	担当	第1 義援物資の受入れ・配分	保健福祉部介護保険班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部生活支援班、上下水道部水道維持班、保健所総務班	<p>震-191 その他</p>
項目	担当										
義援金の受入れ・配分	保健福祉部医療連携推進班										
項目	担当										
第1 義援物資の受入れ・配分	保健福祉部介護保険班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部生活支援班、上下水道部水道維持班、保健所総務班										

No.	新	旧	備考欄																																						
		<p><u>なお、各班は、輸送用車両が必要な場合は財政部管財班に車両を要請して行う。</u></p> <p>3 配分・配布 <u>市は協議の上配分を決定し、食料品（地域・市民生活部市民窓口班）、日用品（保健福祉部生活支援班）、給水（上下水道部水道維持班）、医薬品（保健所総務班）を被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。</u></p>																																							
	<p>(削除)</p> <p>1 長野市災害義援金配分委員会の設置 (略)</p> <p>2 受入れ・保管 保健福祉部医療連携推進班は、義援金の受付・保管等の手続を行うとともに、寄託者に領収書を発行する。</p> <p>3 配布 保健福祉部医療連携推進班は、義援金の配分が決定した後、被災者に対し迅速かつ適正に義援金を配布する。</p>	<p>第2 義援金の受入れ・配分</p> <p>1 長野市災害義援金配分委員会の設置 (略)</p> <p>2 受入れ・保管 保健福祉部介護保険班は、義援金の受付・保管等の手続を行うとともに、寄託者に領収書を発行する。</p> <p>3 配布 保健福祉部介護保険班は、義援金の配分が決定した後、被災者に対し迅速かつ適正に義援金を配布する。</p>	震-191 その他																																						
震-応-114	<p>第39節 災害救助法の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総務部本部班・情報システム班・総務班・職員研修所班・行政DX推進班・管財班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 災害救助法の適用基準 市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合 <u>(被害のおそれがある場合を含む。)</u> に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈災害救助法の適用〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標となる被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき</td> <td>人口・世帯数 (令和2年国勢調査)</td> </tr> <tr> <td>(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき</td> <td>人口 ……………372,760人 世帯数 ……………156,975世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 救助事務の実施者</p> <p style="text-align: center;">〈災害救助の実施概要〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間 (災害発生日から)</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の報告・要請</td> <td>毎日</td> <td>総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>それぞれの救助の種類を担当する部課から帳簿をとりまとめる</td> <td>毎日</td> <td>総務部総務班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	災害救助法の適用	総務部本部班・情報システム班・総務班・職員研修所班・行政DX推進班・管財班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班	指標となる被害状況	備考	(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき	人口・世帯数 (令和2年国勢調査)	(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき	人口 ……………372,760人 世帯数 ……………156,975世帯	救助の種類	実施期間 (災害発生日から)	担当	被害状況の報告・要請	毎日	総務部本部班	それぞれの救助の種類を担当する部課から帳簿をとりまとめる	毎日	総務部総務班	<p>第39節 災害救助法の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総務部本部班・情報政策班・庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 災害救助法の適用基準 市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈災害救助法の適用〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標となる被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき</td> <td>長野市住民登録人口・世帯数 (平成28年11月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき</td> <td>人口 ……………382,331人 世帯数 ……………159,503世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 救助事務の実施者</p> <p style="text-align: center;">〈災害救助の実施概要〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間 (災害発生日から)</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の報告・要請</td> <td>毎日</td> <td>総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>それぞれの救助の種類を担当する各部課から帳簿をとりまとめる</td> <td>毎日</td> <td>総務部庶務班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	災害救助法の適用	総務部本部班・情報政策班・庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班	指標となる被害状況	備考	(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき	長野市住民登録人口・世帯数 (平成28年11月1日現在)	(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき	人口 ……………382,331人 世帯数 ……………159,503世帯	救助の種類	実施期間 (災害発生日から)	担当	被害状況の報告・要請	毎日	総務部本部班	それぞれの救助の種類を担当する各部課から帳簿をとりまとめる	毎日	総務部庶務班	震-192 その他
項目	担当																																								
災害救助法の適用	総務部本部班・情報システム班・総務班・職員研修所班・行政DX推進班・管財班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班																																								
指標となる被害状況	備考																																								
(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき	人口・世帯数 (令和2年国勢調査)																																								
(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき	人口 ……………372,760人 世帯数 ……………156,975世帯																																								
救助の種類	実施期間 (災害発生日から)	担当																																							
被害状況の報告・要請	毎日	総務部本部班																																							
それぞれの救助の種類を担当する部課から帳簿をとりまとめる	毎日	総務部総務班																																							
項目	担当																																								
災害救助法の適用	総務部本部班・情報政策班・庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班																																								
指標となる被害状況	備考																																								
(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき	長野市住民登録人口・世帯数 (平成28年11月1日現在)																																								
(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき	人口 ……………382,331人 世帯数 ……………159,503世帯																																								
救助の種類	実施期間 (災害発生日から)	担当																																							
被害状況の報告・要請	毎日	総務部本部班																																							
それぞれの救助の種類を担当する各部課から帳簿をとりまとめる	毎日	総務部庶務班																																							

No.	新	旧	備考欄																																																																																																
	<table border="1"> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>消防部消防署班（警察・自衛隊）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>保健所部総務班</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>保健所部健康班</td></tr> <tr><td>避難所の設置</td><td></td><td>教育部総務班</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>上下水道部水道維持班</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td></td><td>地域・市民生活部市民窓口班</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>保健福祉部生活支援班</td></tr> <tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>建設部建築班・都市整備部各班</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>建設部道路班・河川班・維持班</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>建設部住宅班</td></tr> <tr><td>埋葬（火葬）</td><td></td><td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班</td></tr> <tr><td>死体の搜索</td><td>10日以内</td><td>総務部本部班（警察・自衛隊）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td></td><td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内</td><td>学校教育部学校教育班</td></tr> <tr><td>救助のための輸送費</td><td>救助の実施が</td><td>総務部管財班</td></tr> <tr><td>救助のための賃金職員等雇上費</td><td>認められる期間以内</td><td>商工観光部商工労働班</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 救助実施の記録・報告 総務部総務班は、救助の実施にあたって、それぞれの救助を担当する部課に係る帳簿の作成を要請するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務部本部班を通じて県に報告する。</p>	被災者の救出	3日以内	消防部消防署班（警察・自衛隊）	医療	14日以内	保健所部総務班	助産	分娩日から7日以内	保健所部健康班	避難所の設置		教育部総務班	飲料水の供給	7日以内	上下水道部水道維持班	炊き出しその他による食品の給与		地域・市民生活部市民窓口班	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	保健福祉部生活支援班	被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	建設部建築班・都市整備部各班	障害物の除去	10日以内	建設部道路班・河川班・維持班	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	建設部住宅班	埋葬（火葬）		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班	死体の搜索	10日以内	総務部本部班（警察・自衛隊）	死体の処理		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班	学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	学校教育部学校教育班	救助のための輸送費	救助の実施が	総務部管財班	救助のための賃金職員等雇上費	認められる期間以内	商工観光部商工労働班	<table border="1"> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>消防部消防署班（警察・自衛隊）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>保健所部総務班</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>保健所部健康班</td></tr> <tr><td>避難所の設置</td><td></td><td>教育部総務班</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>上下水道部水道維持班</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td></td><td>地域・市民生活部市民窓口班</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>保健福祉部生活支援班</td></tr> <tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>建設部建築班・都市整備部各班</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>建設部道路班・河川班・維持班</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>建設部住宅班</td></tr> <tr><td>埋葬（火葬）</td><td></td><td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班</td></tr> <tr><td>死体の搜索</td><td>10日以内</td><td>総務部本部班（警察・自衛隊）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td></td><td>保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内</td><td>学校教育部学校教育班</td></tr> <tr><td>救助のための輸送費</td><td>救助の実施が</td><td>財政部管財班</td></tr> <tr><td>救助のための賃金職員等雇上費</td><td>認められる期間以内</td><td>商工観光部商工労働班</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 救助実施の記録・報告 総務部庶務班は、救助の実施にあたって、それぞれの救助を担当する各課に係る帳簿の作成を要請するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務部本部班を通じて県に報告する。</p>	被災者の救出	3日以内	消防部消防署班（警察・自衛隊）	医療	14日以内	保健所部総務班	助産	分娩日から7日以内	保健所部健康班	避難所の設置		教育部総務班	飲料水の供給	7日以内	上下水道部水道維持班	炊き出しその他による食品の給与		地域・市民生活部市民窓口班	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	保健福祉部生活支援班	被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	建設部建築班・都市整備部各班	障害物の除去	10日以内	建設部道路班・河川班・維持班	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	建設部住宅班	埋葬（火葬）		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班	死体の搜索	10日以内	総務部本部班（警察・自衛隊）	死体の処理		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班	学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	学校教育部学校教育班	救助のための輸送費	救助の実施が	財政部管財班	救助のための賃金職員等雇上費	認められる期間以内	商工観光部商工労働班	
被災者の救出	3日以内	消防部消防署班（警察・自衛隊）																																																																																																	
医療	14日以内	保健所部総務班																																																																																																	
助産	分娩日から7日以内	保健所部健康班																																																																																																	
避難所の設置		教育部総務班																																																																																																	
飲料水の供給	7日以内	上下水道部水道維持班																																																																																																	
炊き出しその他による食品の給与		地域・市民生活部市民窓口班																																																																																																	
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	保健福祉部生活支援班																																																																																																	
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	建設部建築班・都市整備部各班																																																																																																	
障害物の除去	10日以内	建設部道路班・河川班・維持班																																																																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	建設部住宅班																																																																																																	
埋葬（火葬）		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班																																																																																																	
死体の搜索	10日以内	総務部本部班（警察・自衛隊）																																																																																																	
死体の処理		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班																																																																																																	
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	学校教育部学校教育班																																																																																																	
救助のための輸送費	救助の実施が	総務部管財班																																																																																																	
救助のための賃金職員等雇上費	認められる期間以内	商工観光部商工労働班																																																																																																	
被災者の救出	3日以内	消防部消防署班（警察・自衛隊）																																																																																																	
医療	14日以内	保健所部総務班																																																																																																	
助産	分娩日から7日以内	保健所部健康班																																																																																																	
避難所の設置		教育部総務班																																																																																																	
飲料水の供給	7日以内	上下水道部水道維持班																																																																																																	
炊き出しその他による食品の給与		地域・市民生活部市民窓口班																																																																																																	
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	保健福祉部生活支援班																																																																																																	
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	建設部建築班・都市整備部各班																																																																																																	
障害物の除去	10日以内	建設部道路班・河川班・維持班																																																																																																	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	建設部住宅班																																																																																																	
埋葬（火葬）		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班																																																																																																	
死体の搜索	10日以内	総務部本部班（警察・自衛隊）																																																																																																	
死体の処理		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班																																																																																																	
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	学校教育部学校教育班																																																																																																	
救助のための輸送費	救助の実施が	財政部管財班																																																																																																	
救助のための賃金職員等雇上費	認められる期間以内	商工観光部商工労働班																																																																																																	
震-応-115	<p>第40節 観光地の災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1 観光地での観光客の安全確保</td><td>消防部、商工観光部観光振興班</td></tr> <tr><td>第2 外国人旅行者の安全確保</td><td>商工観光部観光振興班</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 観光地での観光客の安全確保	消防部、商工観光部観光振興班	第2 外国人旅行者の安全確保	商工観光部観光振興班	<p>第40節 観光地の災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1 観光地での観光客の安全確保</td><td>消防部、商工観光部観光振興班</td></tr> <tr><td>第2 外国人旅行者の安全確保</td><td>企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 観光地での観光客の安全確保	消防部、商工観光部観光振興班	第2 外国人旅行者の安全確保	企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班	震-195 その他																																																																																				
項目	担当																																																																																																		
第1 観光地での観光客の安全確保	消防部、商工観光部観光振興班																																																																																																		
第2 外国人旅行者の安全確保	商工観光部観光振興班																																																																																																		
項目	担当																																																																																																		
第1 観光地での観光客の安全確保	消防部、商工観光部観光振興班																																																																																																		
第2 外国人旅行者の安全確保	企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班																																																																																																		
震-応-116	<p>第2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>1 外国人への情報提供 商工観光部観光振興班（インバウンド・国際室）は、「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき、通訳ボランティアを避難所等へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。</p> <p>2 避難誘導 商工観光部観光振興班、観光事業者、鉄道事業者及び観光案内所等は、外国人旅行者を含めた観光客の避難誘導、非常用電源の供給を行う。 なお、帰宅困難となった場合の措置は、第11節による。</p>	<p>第2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>1 外国人への情報提供 企画政策部秘書班は、「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき、通訳ボランティアを避難所等へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。</p> <p>2 避難誘導 商工観光部観光振興班、観光事業者、鉄道事業者及び観光案内所等は、外国人旅行者を含めた観光客の避難誘導を行う。 なお、帰宅困難となった場合の措置は、第11節による。</p>	震-195 その他 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合																																																																																																

No.	新	旧	備考欄																						
震-応-117	<p>第4 1 節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住家の被害調査</td> <td>財政部市民税班・資産税班・収納班</td> </tr> <tr> <td>第2 罹災証明書(住家)の交付</td> <td>財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 火災による罹災証明書の交付</td> <td>消防部消防署班</td> </tr> <tr> <td>第4 被災者台帳の作成</td> <td>総務部総務班</td> </tr> <tr> <td>第5 罹災証明書(住家以外)の交付</td> <td>総務部本部班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住家の被害調査	財政部市民税班・資産税班・収納班	第2 罹災証明書(住家)の交付	財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班	第3 火災による罹災証明書の交付	消防部消防署班	第4 被災者台帳の作成	総務部 総務班	第5 罹災証明書(住家以外)の交付	総務部本部班	<p>第4 1 節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住家の被害調査</td> <td>財政部市民税班・資産税班・収納班</td> </tr> <tr> <td>第2 罹災証明書の交付</td> <td>財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班</td> </tr> <tr> <td>第3 火災による罹災証明書の交付</td> <td>消防部消防署班</td> </tr> <tr> <td>第4 被災者台帳の作成</td> <td>総務部庶務班・財政部収納班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住家の被害調査	財政部市民税班・資産税班・収納班	第2 罹災証明書の交付	財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班	第3 火災による罹災証明書の交付	消防部消防署班	第4 被災者台帳の作成	総務部 庶務班 ・ 財政部収納班	震-196 その他
項目	担当																								
第1 住家の被害調査	財政部市民税班・資産税班・収納班																								
第2 罹災証明書(住家)の交付	財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班																								
第3 火災による罹災証明書の交付	消防部消防署班																								
第4 被災者台帳の作成	総務部 総務班																								
第5 罹災証明書(住家以外)の交付	総務部本部班																								
項目	担当																								
第1 住家の被害調査	財政部市民税班・資産税班・収納班																								
第2 罹災証明書の交付	財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班																								
第3 火災による罹災証明書の交付	消防部消防署班																								
第4 被災者台帳の作成	総務部 庶務班 ・ 財政部収納班																								
震-応-118	<p>第1 住家の被害調査</p> <p>財政部市民税班・資産税班・収納班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するため、被災住家を対象に被害調査を行う。被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>・半壊・<u>準半壊</u>・<u>準半壊に至らない(一部破損)</u>・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。</p> <p><u>調査にあたっては、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈住家の被災調査の概要〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一次調査</td> <td>外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。</td> </tr> <tr> <td>二次調査</td> <td>外観目視調査により、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、<u>準半壊に至らない(一部破損)</u>、床上浸水、床下浸水を調査する。</td> </tr> <tr> <td>三次調査</td> <td>二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2 罹災証明書(住家)の交付</p> <p>3 判定結果に関する相談・再調査の受付</p> <p>財政部市民税班・資産税班・収納班は、罹災証明書の申請窓口と、再調査等の相談窓口を設置して、被災者に対応する。</p> <p><u>また、罹災証明の申請に必要な住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める。</u></p>	一次調査	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。	二次調査	外観目視調査により、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、 <u>準半壊に至らない(一部破損)</u> 、床上浸水、床下浸水を調査する。	三次調査	二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。	<p>第1 住家の被害調査</p> <p>財政部市民税班・資産税班・収納班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するため、被災住家を対象に被害調査を行う。被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。</p> <p style="text-align: center;">〈住家の被災調査の概要〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一次調査</td> <td>外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。</td> </tr> <tr> <td>二次調査</td> <td>外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水を調査する。</td> </tr> <tr> <td>三次調査</td> <td>二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2 罹災証明書の交付</p> <p>3 判定結果に関する相談・再調査の受付</p> <p>財政部市民税班・資産税班・収納班は、罹災証明書の申請窓口と、再調査等の相談窓口を設置して、被災者に対応する。</p>	一次調査	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。	二次調査	外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水を調査する。	三次調査	二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。	震-196 防災関係法令改正、 防災基本計画等の修正										
一次調査	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。																								
二次調査	外観目視調査により、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 <u>準半壊</u> 、 <u>準半壊に至らない(一部破損)</u> 、床上浸水、床下浸水を調査する。																								
三次調査	二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。																								
一次調査	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。																								
二次調査	外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水を調査する。																								
三次調査	二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。																								
震-応-119	<p>第4 被災者台帳の作成</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p><u>総務部総務班</u>は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。</p> <p>2 記載事項</p> <p>被災者台帳には、被災者に関する下記事項を記載し、又は記録する。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、避難先、住まいの状況を把握し台帳に反映する。</u></p>	<p>第4 被災者台帳の作成</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p><u>庶務班</u>は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。</p> <p>2 記載事項</p> <p>被災者台帳には、被災者に関する下記事項を記載し、又は記録する。</p> <p>(略)</p> <p>3 被災者台帳情報の利用及び提供</p> <p>本部長(市長)は、下記条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市内部で利用</p>	震-197 その他 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																						

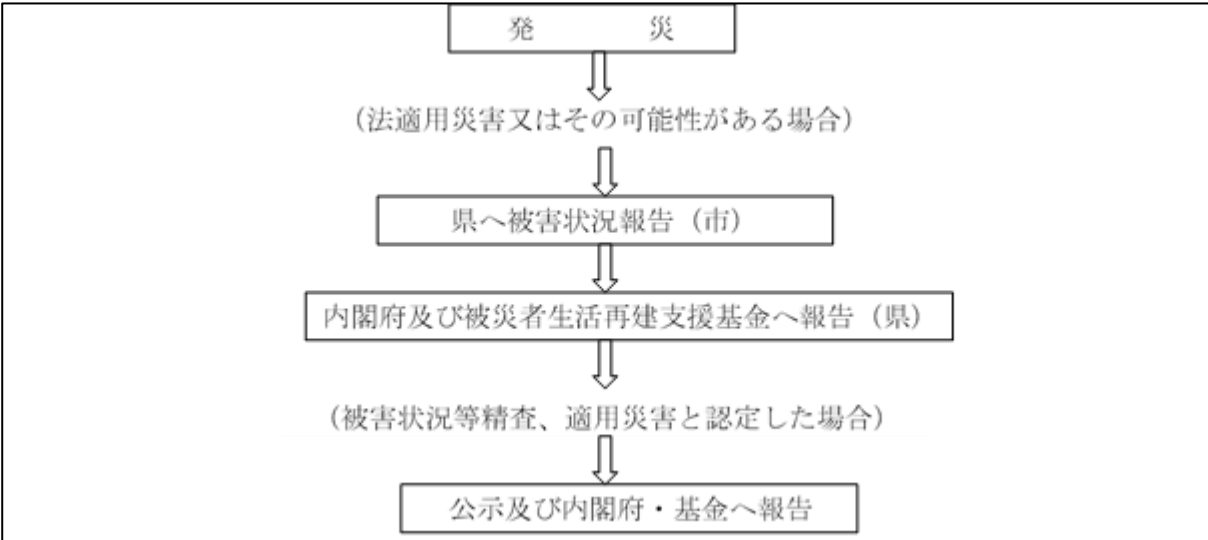
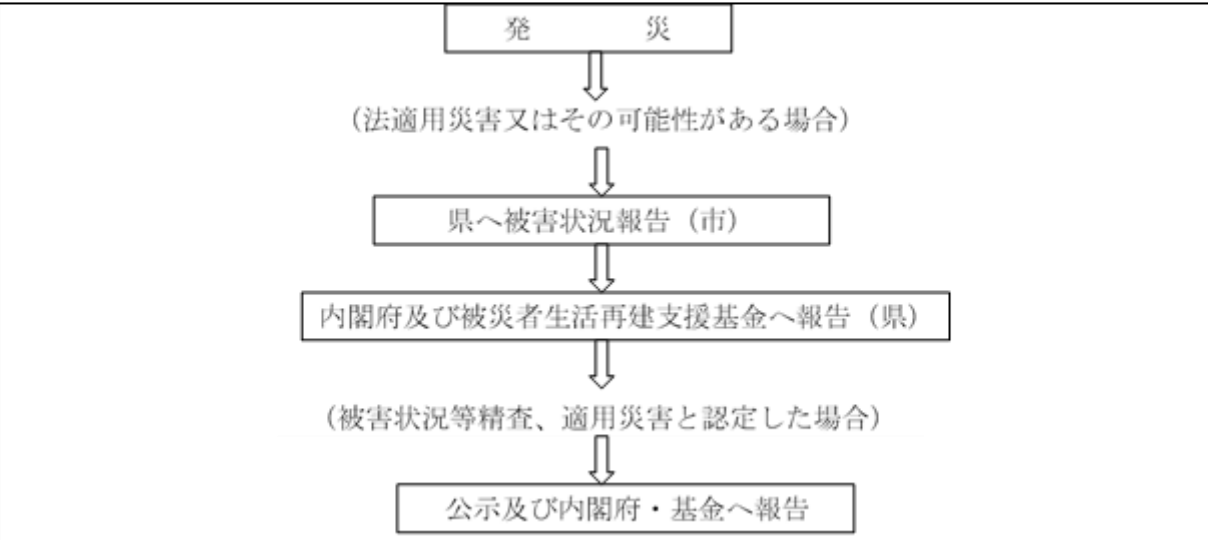
長野市地域防災計画【震災対策編 第3章 災害応急対策計画】新旧対照表

令和5年2月
震災対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>3 被災者台帳情報の利用及び提供 <u>(災対法第90の4条第1項)</u> 本部長（市長）は、下記条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市内部で利用するとともに外部に提供する。</p>	<p>するとともに外部に提供する。</p>	
震-応-120	<p>第5 罹災証明書（住家以外）の交付 <u>総務部本部班</u>は、被災者から申請があったときは、<u>住家以外の被害等を証明する罹災証明書を交付する。</u> 証明手数料は徴収しない。</p>	<p>4 被災証明書の交付 <u>(災対法第90の4条第1項)</u> <u>財政部収納班</u>は、被災者から申請があったときは、<u>被災者台帳により確認の上、被災者台帳情報を記載した被災証明書を交付する。</u> 証明手数料は徴収しない。</p>	<p>震-197 その他</p>

No.	新	旧	備考欄
震-復-1	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u></p> <p>(2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。</p> <p><u>(3) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市又はその市長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県は、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又はその市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>(4) 県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県道と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p>(5) 地震、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に<u>対しては</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。</p> <p>(3) 地震、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(略)</p>	震-204 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
震-復-2	<p>第3 災害廃棄物の処理</p> <p>災害から速やかに復帰して生活を再建するため、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。</p> <p>1 災害廃棄物の処理方法</p> <p>災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区及び作業内容を調整、分担する等、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p>また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。</p> <p><u>(1) 市民の生活環境の保全を最優先とし、腐敗性のものは優先的に処理し、有害・危険物等は確実に分別管理する。</u></p> <p><u>(2) 適正な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</u></p> <p><u>(3) 適正な分別により処理コストの削減を図るとともに、地元企業の活用など地域の経済復興を促進するよう努める。</u></p> <p>(4) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</p> <p>(5) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。</p>	<p>第3 災害廃棄物の処理</p> <p>災害から速やかに復帰して生活を再建するため、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。</p> <p>1 災害廃棄物の処理方法</p> <p>災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。</p> <p>また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</u></p> <p>(2) <u>災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</u></p> <p>(3) <u>災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。</u></p>	震-205 その他
震-復-3	<p>第4 職員派遣</p> <p>災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野市市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>第4 職員派遣</p> <p>災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野市市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。</p>	震-205 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合

No.	新	旧	備考欄																																																
	<p>第3節 計画的な復興</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。 その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。 <u>また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。 (略)</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）及び災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、</u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。</p> <p>(4) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。 (5) <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害情報の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</u></p>	<p>第3節 計画的な復興</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。 その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。 (略)</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）及び災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。</p> <p>(4) 建築物等の解体による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p>	<p>震一206 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p> <p>震一207 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p> <p>震一207 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>																																																
震-復-4	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅対策</td> <td>建設部建築指導課・住宅課</td> </tr> <tr> <td>第2 被災者の生活再建支援</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第3 生活福祉資金の貸付</td> <td>社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第4 被災者の労働対策</td> <td>商工観光部商工労働課雇用促進室、企画政策部広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>第5 生活保護</td> <td>保健福祉部生活支援課</td> </tr> <tr> <td>第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第7 被災者に対する金融上の措置</td> <td>企画政策部広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>第8 租税等の徴収猶予、及び減免</td> <td>財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>第9 罹災証明書の交付</td> <td>財政部市民税課・資産税課・収納課</td> </tr> <tr> <td>第10 被災者台帳の作成</td> <td>総務部庶務課・財政部収納課</td> </tr> <tr> <td>第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住宅対策	建設部建築指導課・住宅課	第2 被災者の生活再建支援	保健福祉部福祉政策課	第3 生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課	第4 被災者の労働対策	商工観光部 商工労働課雇用促進室 、企画政策部広報広聴課	第5 生活保護	保健福祉部生活支援課	第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付	保健福祉部福祉政策課	第7 被災者に対する金融上の措置	企画政策部広報広聴課	第8 租税等の徴収猶予、及び減免	財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課	第9 罹災証明書の交付	財政部市民税課・資産税課・収納課	第10 被災者台帳の作成	総務部庶務課・財政部収納課	第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の	各部課	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅対策</td> <td>建設部建築指導課・住宅課</td> </tr> <tr> <td>第2 被災者生活再建支援法による復興</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第3 生活福祉資金の貸付</td> <td>社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第4 被災者の労働対策</td> <td>商工観光部産業政策課、企画政策部広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>第5 生活保護</td> <td>保健福祉部生活支援課</td> </tr> <tr> <td>第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付</td> <td>保健福祉部福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>第7 被災者に対する金融上の措置</td> <td>企画政策部広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>第8 租税等の徴収猶予、及び減免</td> <td>財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>第9 罹災証明書の交付</td> <td>財政部市民税課・資産税課・収納課</td> </tr> <tr> <td>第10 被災者台帳の作成</td> <td>総務部庶務課・財政部収納課</td> </tr> <tr> <td>第11 被災者支援に関する相談窓口</td> <td>各部課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 住宅対策	建設部建築指導課・住宅課	第2 被災者生活再建支援法による復興	保健福祉部福祉政策課	第3 生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課	第4 被災者の労働対策	商工観光部 産業政策課 、企画政策部広報広聴課	第5 生活保護	保健福祉部生活支援課	第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付	保健福祉部福祉政策課	第7 被災者に対する金融上の措置	企画政策部広報広聴課	第8 租税等の徴収猶予、及び減免	財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課	第9 罹災証明書の交付	財政部市民税課・資産税課・収納課	第10 被災者台帳の作成	総務部庶務課・財政部収納課	第11 被災者支援に関する相談窓口	各部課	<p>震-209 その他</p>
項目	担当																																																		
第1 住宅対策	建設部建築指導課・住宅課																																																		
第2 被災者の生活再建支援	保健福祉部福祉政策課																																																		
第3 生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課																																																		
第4 被災者の労働対策	商工観光部 商工労働課雇用促進室 、企画政策部広報広聴課																																																		
第5 生活保護	保健福祉部生活支援課																																																		
第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付	保健福祉部福祉政策課																																																		
第7 被災者に対する金融上の措置	企画政策部広報広聴課																																																		
第8 租税等の徴収猶予、及び減免	財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課																																																		
第9 罹災証明書の交付	財政部市民税課・資産税課・収納課																																																		
第10 被災者台帳の作成	総務部庶務課・財政部収納課																																																		
第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の	各部課																																																		
項目	担当																																																		
第1 住宅対策	建設部建築指導課・住宅課																																																		
第2 被災者生活再建支援法による復興	保健福祉部福祉政策課																																																		
第3 生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課																																																		
第4 被災者の労働対策	商工観光部 産業政策課 、企画政策部広報広聴課																																																		
第5 生活保護	保健福祉部生活支援課																																																		
第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付	保健福祉部福祉政策課																																																		
第7 被災者に対する金融上の措置	企画政策部広報広聴課																																																		
第8 租税等の徴収猶予、及び減免	財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課																																																		
第9 罹災証明書の交付	財政部市民税課・資産税課・収納課																																																		
第10 被災者台帳の作成	総務部庶務課・財政部収納課																																																		
第11 被災者支援に関する相談窓口	各部課																																																		

No.	新	旧	備考欄								
	<table border="1"> <tr> <td>構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12 公共料金等の特例措置</td> <td>上下水道部営業課、環境部各班</td> </tr> </table>	構築		第12 公共料金等の特例措置	上下水道部営業課、環境部各班	<table border="1"> <tr> <td>口の設置、広報、連絡体制の構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12 公共料金等の特例措置</td> <td>上下水道部営業課、環境部各班</td> </tr> </table>	口の設置、広報、連絡体制の構築		第12 公共料金等の特例措置	上下水道部営業課、環境部各班	
構築											
第12 公共料金等の特例措置	上下水道部営業課、環境部各班										
口の設置、広報、連絡体制の構築											
第12 公共料金等の特例措置	上下水道部営業課、環境部各班										
震-復-5	<p>第1 住宅対策</p> <p>1 災害復興住宅建設等補助金 一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、県が利子相当額の一部を助成する。市は、被災者に対し説明会等により周知を行う。</p> <p>2 <u>り</u>災住宅改善事業補助金</p>	<p>第1 住宅対策</p> <p>1 災害復興住宅建設等補助金 一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、県が利子相当額の一部を助成する。市は、被災者に対し説明会等により周知を行い、<u>申込みに必要な罹災証明書の発行等を行う。</u></p> <p>2 <u>罹</u>災住宅改善事業補助金</p>	震-209 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合								
震-復-6	<p>第2 <u>被災者の生活再建支援</u></p> <p>1 <u>被災者生活再建支援法による支援</u> 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。 対象となる災害、支給対象者、支給対象経費、支給限度額等は、被災者生活再建支援法、同施行令等による。</p> <p>〈被災者生活再建支援金の支給フロー〉</p> 	<p>第2 <u>被災者生活再建支援法による復興</u></p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。 対象となる災害、支給対象者、支給対象経費、支給限度額等は、被災者生活再建支援法、同施行令等による。</p> <p>〈被災者生活再建支援金の支給フロー〉</p> 	震-210 その他								

No.	新	旧	備考欄
	<p>その後の被災者を含めたフロー</p>	<p>その後の被災者を含めたフロー</p>	
	<p>2 信州被災者生活再建支援制度による支援 <u>国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以上の被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じて支援金を支給する。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>震-211 その他</p>
<p>震-復-7</p>	<p>第3 生活福祉資金の貸付 県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。市社会福祉協議会は、民生児童委員の協力を得て申し込みの受付等を行う。 (略)</p>	<p>第3 生活福祉資金の貸付 県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。市社会福祉協議会は、民生児童委員の協力を得て申し込みの受付等を行う。 <u>なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとる。</u> (略)</p>	<p>震-211 その他</p>
<p>震-復-8</p>	<p>第7 被災者に対する金融上の措置 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により<u>次の金融機関等</u>に対し<u>必要な金融上の措置</u>をとるよう要請する。市は、必要に応じて支援内容について広報を行う。 <u>1 預貯金取扱金融機関</u> <u>2 証券会社等</u> <u>3 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者</u> <u>4 電子債権記録機関</u></p>	<p>第7 被災者に対する金融上の措置 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し<u>次の措置</u>をとるよう指導する。市は、必要に応じて支援内容について広報を行う。 <u>1 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請</u> <u>(1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに 응ずること。</u> <u>(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。</u> <u>(3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに 응ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。</u> <u>(4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いのうえ取立てができることとする。</u> <u>(5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。</u> <u>(6) 汚れた紙幣の引換えに 응ずること。</u></p>	<p>震-212 その他</p>

No.	新	旧	備考欄
		<p>(7) <u>国債を紛失した場合の相談に応ずること。</u></p> <p>(8) <u>災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置をとること。</u></p> <p>(9) <u>休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置をとること。</u></p> <p>(10) <u>(1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。</u></p> <p>(11) <u>営業停止等の措置をとった営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>2 証券会社等への要請</p> <p>(1) <u>届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置をとること。</u></p> <p>(2) <u>有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力をすること。</u></p> <p>(3) <u>被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置をとること。</u></p> <p>(4) <u>窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>(5) <u>その他、顧客への対応について十分配慮すること。</u></p> <p>3 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請</p> <p>(1) <u>保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置をとること。</u></p> <p>(2) <u>生命保険金又は損害保険金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮すること。</u></p> <p>(3) <u>生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。</u></p> <p>(4) <u>窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>4 火災共済協同組合への要請</p> <p>(1) <u>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置をとること。</u></p> <p>(2) <u>共済金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮すること。</u></p> <p>(3) <u>共済掛金の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。</u></p> <p>(4) <u>窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p>	
震-復-9	<p>第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築</p> <p>市は、被災者等の生活再建等を支援するための相談窓口を設置し、住民に対しホームページや広報紙を活用して広報するとともに、報道機関に対し発表を行う。</p> <p>また、県及び関係機関の相談窓口と情報共有を行い、適切な窓口を案内できる体制を構築する。</p> <p><u>さらに、市以外の市町村に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。</u></p>	<p>第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築</p> <p>市は、被災者等の生活再建等を支援するための相談窓口を設置し、住民に対しホームページや広報紙を活用して広報するとともに、報道機関に対し発表を行う。</p> <p>また、県及び関係機関の相談窓口と情報共有を行い、適切な窓口を案内できる体制を構築する。</p>	震-213 その他

No.	新	旧	備考欄																																
震-復-10	<p>第12 公共料金等の特例措置</p> <p>災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、公共事業機関は公共料金の支払等について、次の特例措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">〈公共料金の特例措置〉</p> <table border="1" data-bbox="296 451 1359 1764"> <thead> <tr> <th>特例措置 [担当]</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]</td> <td>①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配</td> </tr> <tr> <td>受信料金の免除等 [NHK]</td> <td>①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等</td> </tr> <tr> <td>電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]</td> <td>①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）</td> </tr> <tr> <td>電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]</td> <td>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④応急仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除</td> </tr> <tr> <td>ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]</td> <td>被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。</td> </tr> <tr> <td>上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]</td> <td>災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、応急仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅等に居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]</td> <td>災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	特例措置 [担当]	措置の概要	郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配	受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等	電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）	電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]	原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④ 応急 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除	ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]	被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。	上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、 応急 仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅等に居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予	一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。	<p>第12 公共料金等の特例措置</p> <p>災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、各公共事業機関は公共料金の支払等について、次の特例措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">〈公共料金の特例措置〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 451 2546 1764"> <thead> <tr> <th>特例措置 [担当]</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]</td> <td>①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配</td> </tr> <tr> <td>受信料金の免除等 [NHK]</td> <td>①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等</td> </tr> <tr> <td>電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]</td> <td>①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）</td> </tr> <tr> <td>電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]</td> <td>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除</td> </tr> <tr> <td>ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]</td> <td>被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。</td> </tr> <tr> <td>上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]</td> <td>災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅などに居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事各手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]</td> <td>災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	特例措置 [担当]	措置の概要	郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配	受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等	電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）	電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]	原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除	ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]	被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。	上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅 など に居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事 各 手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予	一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。	震-213 その他
特例措置 [担当]	措置の概要																																		
郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配																																		
受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等																																		
電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）																																		
電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]	原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④ 応急 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除																																		
ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]	被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。																																		
上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、 応急 仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅等に居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予																																		
一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。																																		
特例措置 [担当]	措置の概要																																		
郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配																																		
受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等																																		
電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）																																		
電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]	原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除																																		
ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]	被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。																																		
上下水道料金の減免等 [市（上下水道部）、県]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅 など に居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事 各 手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予																																		
一般廃棄物処理手数料の減免 [市（環境部）]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。																																		

No.	新	旧	備考欄												
震-復-11	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災農林事業者等に対する支援</td> <td>農林部農業政策課・森林いのしか対策課、北信農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>第2 被災中小企業者に対する支援</td> <td>商工観光部商工労働課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 被災農林事業者等に対する支援	農林部農業政策課・森林いのしか対策課、北信農業共済組合	第2 被災中小企業者に対する支援	商工観光部商工労働課	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 被災農林事業者等に対する支援</td> <td>農林部農業政策課・森林整備課、北信農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>第2 被災中小企業者に対する支援</td> <td>商工観光部商工労働課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 被災農林事業者等に対する支援	農林部農業政策課・森林整備課、北信農業共済組合	第2 被災中小企業者に対する支援	商工観光部商工労働課	震-215 その他
項目	担当														
第1 被災農林事業者等に対する支援	農林部農業政策課・森林いのしか対策課、北信農業共済組合														
第2 被災中小企業者に対する支援	商工観光部商工労働課														
項目	担当														
第1 被災農林事業者等に対する支援	農林部農業政策課・森林整備課、北信農業共済組合														
第2 被災中小企業者に対する支援	商工観光部商工労働課														
震-復-12	<p>第1 被災農林事業者等に対する支援</p> <p>県は、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。 市は、県が実施する措置について、県の担当部局と調整のうえ、対象者に対する周知・あっせんを行う。 <u>県が実施する措置は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる制度資金の需要等の把握等、効率的な運用</u></p> <p>ア 天災資金 イ 日本政策金融公庫資金 ウ 農業災害資金</p> <p><u>(2) 市、日本政策金融公庫等を通じ、(1)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底</u></p> <p><u>(3) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。</u></p>	<p>第1 被災農林事業者等に対する支援</p> <p>県は、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。 市は、県が実施する措置について、県の担当部局と調整のうえ、対象者に対する周知・あっせんを行う。</p> <p>1 天災資金</p> <p><u>「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被災農林漁業者等に対して金融機関が次の資金を融資する体制を整える。</u></p> <p><u>(1) 被災農林事業者の経営安定に必要な資金</u> <u>(2) 被災農林業組合等の事業運営資金</u></p> <p>2 日本政策金融公庫資金</p> <p><u>「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。</u></p> <p><u>(1) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金</u> <u>(2) 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金</u> <u>(3) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金</u> <u>(4) 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金</u> <u>(5) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金</u></p> <p>3 農業災害資金</p> <p><u>「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。</u></p> <p>4 農業災害補償</p> <p><u>「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。</u></p>	震-215 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合												
震-復-13	<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当			(新規)	震-216 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合								
項目	担当														

No.	新	旧	備考欄				
	<table border="1" data-bbox="240 216 1380 323"> <tr> <td data-bbox="240 216 617 287">第1 被災した観光地に対する支援</td> <td data-bbox="617 216 1380 287">商工観光部観光振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 287 617 323">第2 観光事業者の対策</td> <td data-bbox="617 287 1380 323">観光事業者</td> </tr> </table> <p data-bbox="225 363 1397 428"><u>被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</u></p> <p data-bbox="225 478 670 512">第1 被災した観光地に対する支援</p> <p data-bbox="225 533 1397 598"><u>国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知する等、風評被害防止対策を推進する。</u></p> <p data-bbox="225 600 1397 665"><u>また、被災した観光地の復旧状況等を正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。</u></p> <p data-bbox="225 720 534 753">第2 観光事業者の対策</p> <p data-bbox="240 772 1347 806"><u>観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況、復旧状況等を国内外に向けて情報発信する。</u></p>	第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課	第2 観光事業者の対策	観光事業者		
第1 被災した観光地に対する支援	商工観光部観光振興課						
第2 観光事業者の対策	観光事業者						

No.	新	旧	備考欄
震-南-1	<p>第1節 総則</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震であり、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過し、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。このため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日から開始している。</p> <p>本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されていないが、住民生活に大きな影響が発生するおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合のとりべき対策を定めるものである。</p> <p>第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1章 第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱」に準ずる。</p> <p>第2節 南海トラフ地震関連情報</p> <p>第1 南海トラフ沿いで観測される異常な現象</p> <p>南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるものとして、防災対応の検討が必要となる3ケースが想定されている。</p> <p>1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（半割れケース）</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（M）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。</p> <p>2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（一部割れケース）</p> <p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合。</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。</p> <p>また、想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。</p> <p>3 ゆっくりすべり／被害なしケース（ゆっくりすべりケース）</p> <p>短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。</p>	<p>※東海地震事前対策は削除</p>	<p>震-217～222 その他</p>

No.	新	旧	備考欄										
	<div data-bbox="276 226 1344 793" data-label="Complex-Block"> <p>半割れ(大規模地震 M8.0以上)/被害甚大ケース</p> <p><評価基準> ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合</p> <p>南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生</p> <p>西側は運動するの？</p> <p>「半割れケース」における後発地震の発生数</p> <p>7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度(7事例/103事例)</p> <p>通常の100倍程度の確率</p> <p>※通常「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度</p> <p>一部割れ(前震可能性地震 M7.0以上 8.0未満)/被害限定ケース</p> <p><評価基準> ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)</p> <p>南海トラフで地震(M7クラス)が発生</p> <p>南海トラフの大規模地震の前震か？</p> <p>7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度(6事例/1437事例)</p> <p>通常の数倍程度の確率</p> <p>ゆっくりすべり/被害なしケース</p> <p><評価基準> ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</p> <p>ひずみの変化、ひずみ計による深発水、観測、プレート上の地震発生、ゆっくりすべり、固くくっついていいる境界</p> </div> <p data-bbox="246 821 1383 911"> ※南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ(平成30年12月):南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)(概要版)より 《対応をとるべきケース》 </p> <p data-bbox="216 961 614 999"> 第2 南海トラフ地震関連情報 </p> <p data-bbox="216 1014 584 1050"> 1 南海トラフ地震に関する情報 </p> <p data-bbox="216 1050 1383 1115"> 南海トラフ地震に関する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。 </p> <p data-bbox="246 1117 1101 1152"> 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件は、次のとおりである。 </p> <table border="1" data-bbox="290 1165 1356 1514"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="216 1545 540 1581"> 2 南海トラフ地震臨時情報 </p> <p data-bbox="216 1581 1394 1648"> 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の形で情報発表される。 </p> <p data-bbox="246 1648 771 1684"> 市は、この情報のキーワードに基づき対応する。 </p> <table border="1" data-bbox="290 1713 1356 1757"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。	キーワード	内容				
情報名	情報発表条件												
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合												
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。												
キーワード	内容												

No.	新	旧	備考欄								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 216 483 562">調査中</td> <td data-bbox="483 216 1359 562"> <p>次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 562 483 632">巨大地震警戒</td> <td data-bbox="483 562 1359 632"> <p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 632 483 779">巨大地震注意</td> <td data-bbox="483 632 1359 779"> <p>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 779 483 840">調査終了</td> <td data-bbox="483 779 1359 840"> <p>巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【気象庁ホームページ】から転記</p>	調査中	<p>次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 	巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>	巨大地震注意	<p>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>	調査終了	<p>巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>		
調査中	<p>次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 										
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>										
巨大地震注意	<p>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>										
調査終了	<p>巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>										
	<p>3 情報の流れ</p> <p>異常な現象を観測したときから情報発表までの流れは、次のとおりである。</p>										
	<p>第3節 活動体制及び基本対応</p> <p>南海トラフで異常な現象が観測され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制及び基本対応は、次のとおりである。</p>										

No.	新	旧	備考欄
	<p>第1 市の体制</p> <p><u>市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、注意態勢（準備警戒）をとり、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、災害警戒本部（警戒態勢）を設置する。</u> <u>なお、後発地震の発生により市域で被害が生じた場合は、第3章「災害応急対策計画」に基づき、必要な体制をとる。</u></p> <p>第2 市の基本対応</p> <p><u>市の基本対応は、次のとおりである。</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時 <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達</u> <u>(2) 住民に密接に関係のある事項の広報</u> <u>(3) 住民等からの問い合わせへの対応</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）発表時 <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）の収集及び伝達</u> <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）の内容等の広報</u> <u>(3) 住民等からの問い合わせ対応</u> <u>(4) 後発地震に対して注意する措置（地震への備えの確認）の実施</u></p> <p><u>災害時に有効な広報活動に関しては、第2章第22節「災害広報計画」のとおりとし、その他の対策については、第3章「災害応急対策計画」に準じて行う。</u></p> <p>第3 防災関係機関の体制</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制 <u>各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。</u></p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制 <u>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意する。</u> <u>また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置する。</u></p> <p>3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制 <u>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意する。</u> <u>また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置する。</u></p>		